震災対策編

震災対策編　目次

震災対策編　目次

第１章　総則 1
第１節　計画作成の趣旨 1
第２節　防災の基本理念及び施策の概要 3
第３節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱 7
第４節　塩尻市の概況 16
第５節　被害想定 22
第２章　災害予防計画 45
第１節　地震に強いまちづくり 45
第２節　情報の収集・連絡体制計画 55
第３節　活動体制計画 59
第４節　広域相互応援計画 65
第５節　救助・救急・医療計画 71
第６節　消防・水防活動計画 81
第７節　要配慮者支援計画 86
第８節　緊急輸送計画 97
第９節　障害物の処理計画 103
第１０節　避難の受入活動計画 105
第１１節　孤立防止対策 121
第１２節　食料品等の備蓄・調達計画 125
第１３節　給水計画 129
第１４節　生活必需品の備蓄・調達計画 132
第１５節　危険物施設等災害予防計画 135
第１６節　電気施設災害予防計画 145
第１７節　都市ガス施設災害予防計画 148
第１８節　上水道施設災害予防計画 151
第１９節　下水道施設等災害予防計画 153
第２０節　通信・放送施設災害予防計画 156
第２１節　鉄道施設災害予防計画 160
第２２節　災害広報計画 162
第２３節　土砂災害等の災害予防計画 165
第２４節　防災都市計画 173
第２５節　建築物災害予防計画 176
第２６節　道路及び橋梁災害予防計画 181
第２７節　河川施設等災害予防計画 184
第２８節　ため池等災害予防計画 186
第２９節　農林水産物災害予防計画 188
第３０節　積雪期の地震災害予防計画 190
第３１節　災害の拡大防止と二次災害の予防計画 194
第３２節　防災知識普及計画 200
第３３節　防災訓練計画 209
第３４節　災害復旧・復興への備え 214

第３５節　自主防災組織等の育成に関する計画 217
第３６節　企業防災に関する計画 221
第３７節　ボランティア活動の環境整備 223
第３８節　災害対策基金等積立及び運用計画 226
第３９節　震災対策に関する調査研究及び観測 228
第４０節　観光地の災害予防計画 230
第４１節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 232
第３章　災害応急対策計画 234
第１節　災害情報の収集・連絡活動 234
第２節　非常参集職員の活動 251
第３節　広域相互応援活動 268
第４節　ヘリコプターの運用計画 280
第５節　自衛隊の災害派遣 286
第６節　救助・救急・医療活動 294
第７節　消防・水防活動 301
第８節　要配慮者に対する応急活動 308
第９節　緊急輸送活動 314
第１０節　障害物の処理活動 322
第１１節　避難受入及び情報提供活動 327
第１２節　孤立地域対策活動 344
第１３節　食料品等の調達供給活動 348
第１４節　飲料水の調達供給活動 351
第１５節　生活必需品の調達供給活動 354
第１６節　保健衛生、感染症予防活動 356
第１７節　遺体の捜索及び対策等の活動 361
第１８節　廃棄物の処理活動 364
第１９節　社会秩序の維持、物価安定等に関する活動 367
第２０節　危険物施設等応急活動 369
第２１節　電気施設応急活動 380
第２２節　都市ガス施設応急活動 383
第２３節　上水道施設応急活動 385
第２４節　下水道施設等応急活動 387
第２５節　通信・放送施設応急活動 390
第２６節　鉄道施設応急活動 393
第２７節　災害広報活動 397
第２８節　土砂災害等応急活動 402
第２９節　建築物災害応急活動 407
第３０節　道路及び橋梁応急活動 410
第３１節　河川施設等応急活動 413
第３２節　ため池等災害応急活動 415
第３３節　農林水産物災害応急活動 417
第３４節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動 419
第３５節　文教活動 430

第３６節　飼養動物の保護対策 435
第３７節　ボランティアの受入体制 437
第３８節　義援物資及び義援金の受入体制 441
第３９節　災害救助法の適用 443
第４０節　観光地の災害応急対策 453
第４章　災害復旧計画 455
第１節　復旧・復興の基本方針の決定 455
第２節　迅速な原状復旧の進め方 457
第３節　計画的な復興 460
第４節　資金計画 464
第５節　被災者等の生活再建等の支援 465
第６節　被災中小企業等の復興 475
第７節　被災した観光地の復興 477
第５章　東海地震等に関する事前対策計画 478
第１節　総則 478
第２節　東海地震に関連する情報及び警戒宣言発表時の活動体制 479
第３節　情報収集伝達計画 482
第４節　広報計画 485
第５節　避難活動等 488
第６節　食料、生活必需品、飲料水の確保計画 493
第７節　医療救護及び保健衛生活動計画 495
第８節　児童生徒等の保護活動計画 497
第９節　消防・救急救助対策等 499
第１０節　防災関係機関の講ずる措置 501
第１１節　売り惜しみ・買い占め等の防止 503
第１２節　交通対策 504
第１３節　緊急輸送 508
第１４節　事業所等対策計画 510
第６章　南海トラフ地震地域防災計画 512
第１節　総則 512
第２節　南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制 514
第３節　情報収集伝達計画 516
第４節　広報計画 517
第５節　災害応急対策をとるべき期間 519
第６節　避難対策等 520
第７節　住民の防災対応 523
第８節　企業等対策計画 524
第９節　防災関係機関のとるべき措置 527
第１０節　関係機関との連携協力の確保 532
第１１節　地震防災上必要な教育及び広報活動計画 533

震災対策編　目次

第１章　総則

第１節　計画作成の趣旨

【総務部】

１　計画の目的

この計画は、市民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な地震に備え、対処するため、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震など過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、市、県、公共機関、事業者、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、『かけがえのない市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護すること』を目的とする。

２　計画の性格

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、塩尻市防災会議が作成する「塩尻市地域防災計画」の「震災対策編」として、大規模な地震災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

３　計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関は、これに基づき実践的に細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第４２条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

４　長野県強靭化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等

長野県強靭化計画は、大規模災害等に対する県土の脆弱性を認識し、その克服に向けて、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靭化の観点から長野県における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」第 13 条に基づき策定されている。このため、市は、長野県の国土強靭化に関する部分については、長野県強靭化計画の総合目標「多くの自然災害から学び、いのちと暮らしを守る県づくり」を基本とし、基本目標である

(1)　あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られる
(2)　負傷者等に対し、迅速に救助・救急・医療活動等が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する
(3)　必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保する
(4)　ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
(5)　流通・経済活動を停滞させない
(6)　被災した方々の日常生活が迅速かつより良い状態に戻る

を踏まえて作成した塩尻市国土強靭化地域計画に基づき、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

５　長野県地震防災対策強化アクションプランを踏まえた計画の作成等

長野県地震防災対策強化アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）は、令和６年能登半島地震で顕在化した課題を教訓に、ハード・ソフトの両面から地震災害対策の充実・強化を目的に策定している。

このため、県民、県、市町村及び関係機関は、アクションプランの基本目標である「耐震化の促進、避難所環境の改善等により、「地震災害死ゼロ」に挑戦」を念頭に、５つの重点項目である、

（１）２つの孤立（情報の伝達、物資の孤立）の発生を防ぐとともに、発生時には早期解消を図る。

（２）自助・共助・公助、全ての面で初動対応のレベルアップを図る。

（３）全ての避難所の健康が維持されるよう、目標期限を定めて避難所 TKB を実践する等、避難生活の“質”の更なる改善を図る。

（４）平時から耐震化の促進に努めるとともに、地震が発生した際の住家の被害認定調査の実施体制づくりを進める。

（５）プラン全体を通して、高齢者・障がい者・女性・子ども・外国人などの皆様への配慮に努める。

を踏まえ、１０の具体定期なアクションを中心に地震防災対策の推進を図るものとする。

第２節　防災の基本理念及び施策の概要

【総務部】

1　防災対策の基本

防災対策を行うに当たっては、塩尻市国土強靭化計画及び次の事項を基本とし、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

(1)　周到かつ十分な災害予防

ア　災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

(ｱ)　災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的な災害対策を推進する。

(ｲ)　最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

イ　災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

(ｱ)　災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

(ｲ)　事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

(ｳ)　市民の防災活動を促進するため、防災教育等による市民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により市民防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市、市民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

(ｴ)　防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

(ｵ)　災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応

急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

(ｶ)　効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ・ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

(ｷ)　過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(2)　迅速かつ円滑な災害応急対策

ア　災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

(ｱ)　災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(ｲ)　被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国人住民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ　災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

(ｱ)　災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、市民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

(ｲ)　災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後においては、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な情報収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

(ｳ)　被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

(ｴ)　円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊

急輸送を行う。

(ｵ)　被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への受入れ、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。

(ｶ)　被災者へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。

(ｷ)　被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。

(ｸ)　指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置等､被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。

(ｹ)　避難所における新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(ｺ)　防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。

(ｻ)　応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。

(ｼ)　ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

(3)　適切かつ速やかな災害復旧・復興

ア　災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

(ｱ)　発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して、適切な援護を送ることにより被災地の復興を図る。

イ　災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。

(ｱ)　被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

(ｲ)　物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ適切に被災施設の復旧を行う。

(ｳ)　災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に適切な廃棄物処理をする。

(ｴ)　再度災害の防止と、より快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。

(ｵ)　被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。

(ｶ)　被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興を支援する。

ウ　市、県、及び防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これらの災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、市民等の間、市民等と行政の間で防災情報が

共有できるように必要な措置をとるものとする。

２　市、県及び防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとるものとする。

(1)　要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画

(2)　地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立

３　市民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じるものとする。

４　どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第３節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱

【総務部】

第１　実施責任

１　市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地震災害から市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施する。

２　松本広域連合・松本広域消防局

松本広域消防局は、地震災害から組織市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに、地震防災活動を実施するとともに、市町村災害対策本部の業務に従事する。

３　木曽広域連合・木曽広域消防本部

木曽広域消防本部は、木曽広域連合と松本広域連合との間における消防の事務委託に関する規約（以下「消防事務委託に関する規約」という。）に従事する。

楢川地区の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに、地震防災活動を実施する。

４　県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地震災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する地震防災に関する事務または業務を助け、且つ、その総合調整を行う。

５　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地震災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、地震防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

６　指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性または公益性に鑑み自ら地震防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

７　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から地震防災体制の整備を図るとともに、警戒宣言時及び災害発生時には、応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第２　処理すべき事務または業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりである。

1　塩尻市

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
塩　尻　市	(1)　塩尻市防災会議、塩尻市災害対策本部に関すること。 (2)　地震防災に関する組織の整備に関すること。 (3)　公共団体の指導、自主防災組織の育成、その他市民への地震対策の推進・指導に関すること。 (4)　地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (5)　震災に強い都市整備に関すること。 (6)　地震防災施設等の整備に関すること。 (7)　警戒宣言、地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。 (8)　避難指示等に関すること。 (9)　被害調査の実施及び報告に関すること。 (10)　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (11)　消防、水防その他の応急措置に関すること。 (12)　自衛隊、県、他の市町村等への応援要請及び総合応援体制の確立に関すること。 (13)　要配慮者の支援に関すること。 (14)　食料、飲料水、医薬品、生活必需品等の備蓄及び確保に関すること。 (15)　地震災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (16)　ボランティアの受入及び救援に関すること。 (17)　公共土木施設、農地及び農業用施設等の応急措置及び復旧に関すること。 (18)　避難状況及び地震防災応急対策の実施状況の調査及び報告に関すること。 (19)　その他必要な災害応急対策に関すること。

2　松本広域連合

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
松本広域消防局	(1)　消防力の整備に関すること。 (2)　災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。 (3)　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (4)　地震防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。 (5)　自主防災組織の育成指導に関すること。 (6)　市町村災害対策本部の業務に関すること。 (7)　木曽広域連合との間における消防事務委託に関する規約に関すること。

3　木曽広域連合

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
木曽広域消防本部	(1)　消防力の整備に関すること。 (2)　災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。 (3)　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (4)　地震防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。 (5)　自主防災組織の育成指導に関すること。 (6)　松本広域連合との間における消防事務委託に関する規約に関すること。

4　長野県

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
長野県	(1)　県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2)　防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3)　被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4)　地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (5)　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6)　地震災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7)　地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8)　自衛隊の地震災害派遣要請・撤収に関すること。 (9)　その他地震防災に関すること。

5　長野県警察

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
塩尻警察署	(1)　災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 (2)　被災者の救出に関すること。 (3)　交通規制及び警戒区域の設定に関すること。 (4)　行方不明者の調査または遺体の検視に関すること。 (5)　犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。

6　指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
(1)　関東財務局 （長野財務事務所）	ア　市に対する資金の融通あっせんに関すること。 イ　地震災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
(2)　関東信越厚生局	ア　管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ　関係機関との連絡調整に関すること。

(3)　関東農政局 （長野支局）	ア　地震災害時における食料の供給等に関すること。 イ　自ら管理または運営する施設、設備に関すること。 ウ　農林業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 エ　地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設及び農地の保全に係る施設等の整備に関すること。
(4)　中部森林管理局	ア　地震防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 イ　地震に伴う林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ　地震災害応急対策用材の供給に関すること。
(5)　北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
(6)　東京航空局 （東京空港事務所松本空港出張所）	ア　地震災害時における航空機による輸送に関し、運航の安全を確保するために必要な措置に関すること。 イ　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
(7)　東京管区気象台 （長野地方気象台）	ア　地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関すること。 イ　地震防災知識の普及に関すること。 ウ　地震災害防止のための統計調査に関すること。
(8)　信越総合通信局	ア　災害時における通信・放送の確保に関すること。 イ　非常通信に関すること。 ウ　非常災害時における臨時災害放送局の開設等の臨機の措置に関すること。 エ　災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること。
(9)　長野労働局	ア　工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること。 イ　被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること。
(10)　関東地方整備局 中部地方整備局	ア　災害予防 (ｱ)　所管施設の耐震性の確保 (ｲ)　応急復旧用資機材の備蓄の推進 (ｳ)　機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (ｴ)　防災エキスパート制度を活用した公共施設等の被害状況調査の実施 (ｵ)　関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ　応急・復旧 (ｱ)　防災関係機関との連携による応急対策の実施 (ｲ)　路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (ｳ)　所管施設の緊急点検の実施 (ｴ)　緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施。

	ウ　警戒宣言時 (ｱ)　警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達 (ｲ)　地震災害警戒体制の整備 (ｳ)　人員・資機材等の配備・手配 (ｴ)　緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力 (ｵ)　道路利用者に対する情報の提供
(11)　中部地方環境事務所	ア　有害物資の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 イ　有害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
(12)　関東地方測量部	ア　災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ　復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 ウ　地殻変動の監視に関すること。
(13)　第九管区海上保安部	災害時における救助及び援助に関すること。

7　陸上自衛隊

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
陸上自衛隊 第 13 普通科連隊	(1)　災害時における人命または財産の保護のための救護活動に関すること。 (2)　災害時における応急復旧活動に関すること。

8　指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
(1)　日本郵便㈱ (信越支社) (市内各郵便局)	ア　災害時における郵便事業の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ　災害時における窓口業務の確保に関すること。 (市内郵便局：塩尻・塩尻大門南・塩尻中町・広丘・洗馬・本洗馬・北熊井・北小野・贄川・平沢・奈良井)
(2)　ＪＲ会社	(東日本旅客鉄道㈱(塩尻駅)、東海旅客鉄道㈱(木曽福島駅)) ア　鉄道施設の地震防災に関すること。 イ　地震災害時における避難者の輸送に関すること。
(3)　日本貨物鉄道㈱ (関東支社長野支店)	地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(4)　電気通信事業者	(ＮＴＴ東日本㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱) ア　電気通信設備の保全に関すること。 イ　災害非常通話の確保及び気象情報の伝達に関すること。
(5)　日本銀行 (松本支店)	ア　金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 イ　損傷通貨の引換えに関すること。
(6)　日本赤十字社	ア　医療、助産等救助、救護に関すること。

（長野県支部）	イ　地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ　義援金の募集に関すること。
(7)　国立病院機構 （関東信越ﾌﾞﾛｯｸ）	医療、助産等救助、救護に関すること。
(8)　日本放送協会 （松本支局）	地震情報等広報に関すること。
(9)　日本通運㈱ （松本支店）	地震災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
(10)　電力会社	（中部電力㈱、中部電力パワーグリッド㈱及び東京電力ホールディングス㈱） ア　電力施設の保全、保安に関すること。 イ　電力の供給に関すること。
(11)　中日本高速道路㈱	長野自動車道の地震防災に関すること。

9　指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
(1)　ガス会社	（㈱エナキス、松本ガス㈱） ア ガス施設の保全、保安に関すること。 イ ガスの供給に関すること。
(2)　路線バス会社等	（アルピコタクシー㈱） 地震災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
(3)　貨物自動車運送事業者	（(公社) 長野県トラック協会） 地震災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(4)　放送事業者	（信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、しおじりコミュニティ放送株式会社） 天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(5)　医師会､歯科医師会、看護協会	地震災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(6)　薬剤師会	地震災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(7)　帝石パイプライン㈱	ア　ガス施設の保全、保安に関すること。 イ　ガスの供給に関すること。
(8)　(一社)長野県ＬＰガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
(9)　(一社)長野県建	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。

設業協会	
(10)　長野県土地改良事業団体連合会	ため池、ダム及び水こう門の地震防災に関すること。

10　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
(1)　奈良井川土地改良区、田川土地改良区、塩尻東土地改良区	ため池、ダム及び水こう門の地震防災に関すること。
(2)　松本ハイランド農業協同組合、洗馬農業協同組合	ア　市及び県が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ　農作物の地震災害応急対策の指導に関すること。 ウ　被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 エ　農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 オ　農産物の需給調整に関すること。
(3)　松本広域森林組合、木曽森林組合	ア　市及び県が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ　被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ　木材の供給と物資のあっせんに関すること。
(4)　長野県農業共済組合	ア　市及び県が行う地震被害状況調査の協力に関すること。 イ　加入組合員に対する農業災害補償に関すること。
(5)　奈良井川漁業協同組合	ア　市及び県が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ　被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ　漁船、共同施設の地震災害応急対策及びその復旧に関すること。
(6)　市内水利組合	ア　地震災害時の二次災害対策に関すること。 イ　水利施設の復旧協力に関すること。
(7)　塩尻商工会議所	ア　市及び県が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ　被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること。 ウ　地震災害時における物価安定の協力に関すること。 エ　救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
(8)　病院等医療施設の管理者	ア　避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ　地震災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。 ウ　地震災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 エ　地震災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(9)　塩尻市社会福祉協議会	ア　要配慮者への防災教育の指導及び普及に関すること。 イ　避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 ウ　地震災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。

	エ　地震災害時における要配慮者の救護及び救済に関すること。 オ　災害時における在宅要配慮者の安否確認の協力に関すること。 カ　地震災害時におけるボランティアセンターの立上げ及び運営に関すること。 キ　地震災害時における福祉避難所の設置・運営に関すること。 ク　地震災害時における人的支援に関すること。
(10)　社会福祉施設の管理者	ア　避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ　地震災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
(11)　金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(12)　学校法人 （松本歯科大学・松樹学園）	ア　避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ　地震災害時における教育対策に関すること。 ウ　被災施設の災害復旧に関すること。
(13)　建設業協会	地震災害時の土木関係施設の復旧協力に関すること。
(14)　水道事業協同組合	地震災害時の上下水道関係施設の復旧協力に関すること。
(15)　防火管理協会	ア　地震時における火災発生の防止に関すること。 イ　地震時の火災発生による人命の安全確保及び財産保護に係る火災予防体制の強化に関すること。
(16)　危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	ア　安全管理の徹底に関すること。 イ　防護施設の整備に関すること。 ウ　地震防災応急対策の実施及び協力に関すること。
(17)　タクシー協会	ア　災害情報の収集及び伝達に関すること。 イ　乗客の避難に関すること。 ウ　災害時の応急輸送対策に関すること。
(18)　宅建協会	地震災害時のアパートその他借家の情報収集に関すること。
(19)　観光協会	ア　地震災害時における観光者の避難誘導に関すること。 イ　地震災害時における観光者の保護及び救護に関すること。
(20)　旅館組合	ア　地震情報の伝達及び情報収集の協力に関すること。 イ　地震災害時における宿泊者の保護及び救護に関すること。 ウ　地震災害時の空き部屋等施設のあっせんに関すること。
(21)　報道機関各社	地震情報等広報に関すること。
(22)　電気工事協賛会	災害時の電気関係施設の復旧協力に関すること。
(23)　自主防災組織等の住民組織その他公共的な防災活動団体（赤十字奉仕団、交通安全協会、区長会、消防協力隊、女性消防隊）	ア　市が実施する防災活動に対して、各種団体の業務に応じての協力に関すること。 イ　各種団体の活動に関連した防災上必要な活動に関すること。
(24)　ボランティア連絡協議会、通訳ボランティア連絡会、アマチ	ア　市及び県が行う地震災害応急対策の協力に関すること。

ュア無線クラブ、公民館、ＰＴＡ、保護者会、青年会議所、体育協会等	

第４節　塩尻市の概況

【総務部】

第１　自然的条件

１　位置等

本市は、長野県の中央部に位置し、市内には、信濃川水系と天竜川水系の各河川が流れ、塩尻峠、善知鳥峠、鳥居峠などは日本海と太平洋への分水嶺となっている。

地形は、東西 17.7ｋｍ・南北 37.8ｋｍ、と南北に長く、南部は木曽地域の北東端に位置する急峻な山岳地帯、北部は松本盆地の南端に位置し、扇状地形をなしている。

隣接市町村は、東は岡谷市、西は朝日村、南は辰野町、伊那市、南箕輪村、北は松本市で、木曽方面は木祖村、木曽町となっている。

本市は、北アルプス、鉢盛連峰、東山・高ボッチ山、さらには中央アルプスの山並みを背景に田園風景が広がる、清浄な水と緑に囲まれた歴史あるふるさとである。

２　地勢

本市は、東、南、西側に標高 1,300ｍから 1,600ｍの山、尾根に抱かれた松本盆地南部の一画、木曽谷の北部及び伊那谷最北端の一部で市域を構成している。

《形状》

市の東側は、八ヶ岳中信高原国定公園の一画をなす高ボッチ山（標高 1,664.9ｍ）、塩嶺王城県立公園の東山（標高 1,429.5ｍ）、勝弦山と連なり岡谷市に通ずる国道 20 号の塩尻峠（標高 999ｍ）がある。

また、南側には、勝弦山から大沢山、霧訪山（標高 1,305.4ｍ）に至る 1,000ｍ級の山並みによって、北小野地区が分断される形で位置しているが、国道 153 号が善知鳥峠を経て通じている。さらに、茶臼山付近を源流とする奈良井川に沿って集落が形成された楢川地区は国道 19 号が主要道路となっているが、権兵衛トンネルを経て伊那市へ通ずる国道 361 号も重要度を増している。

《河川》

本市域の一級河川は、信濃川水系 10 河川（大沢川、田川、四沢川、奈良井川、小曽部川、矢沢川、小田川、境沢川、権現川、塩沢川）、天竜川水系２河川（小野川、前田川）であり、また、準用河川が 14 河川、これらの河川へ流入する普通河川はいずれも山間を流れており急流を形成している。

《平地》

平地は、信濃川水系一級河川奈良井川及び田川の上流部に開ける扇状地（松本盆地の南端部）と天竜川水系小野川沿いの一部であるが、いずれも扇状地、段丘等の特徴を持っている。

３　地質

地質は、中部平坦部に扇状形に開けた桔梗ヶ原は、洪積層に火山灰が覆っている。また、飛騨山脈に属する西側山地は、堆積岩及びこれを貫く火成岩類（花崗岩、ひん岩、安山岩など）から

構成され、筑摩山脈に属する東側山地は、一部に古生層の小露出を見るが大部分は第三紀の堆積岩及びこれらを貫く火成岩類からなり、一方、木曽山脈の末端である霧訪山の一帯は、石灰岩類が堆積している。

これらの地質構造は、フォッサマグナの西縁を画する糸魚川―静岡構造線と市西部の飛騨隆起帯、市東部の中央隆起帯、市南部の木曽隆起帯及び明石隆起帯とこれらに挟まれた伊那盆地、市北部の松本盆地により、県下の他市町村と比較しても、特に複雑な構造となっている。

塩尻市域は、地形・地質の上から、古期山地（中古生層）、新期山地（第三紀層・洪積層）、平地（洪積層・沖積層）に分けられる。市の南西部を占める古期山地は、海洋プレートに乗って運ばれてきた輝緑凝灰岩、チャートなどの岩石と陸側から供給された砂岩、泥岩、砂岩泥岩互層などの岩石が海溝付近で混じり合い、陸側に付け加わり、それが陸化してできたものである。北から南に走る鉢伏山塊の南翼部とその南に続く勝弦山地の新期山地は、頁岩、砂岩、石英閃緑岩などが分布する。平地は、礫層・砂層などが堆積した上をローム層がおおっている。

地形を左右する主とした断層は、次のとおりである。

(1)　みどり湖断層

楢川桑崎～牛首峠～辰野町藤沢～北小野古町～みどり湖にかけて、Ｎ45°Ｅ方向に延びる断層である。本断層は、薮原～奈良井～贄川を通る奈良井断層帯の分岐したものである。この断層は、中古生層山地の地塊化をもたらしている。また、第四紀層と中古生層の分布に影響を及ぼしている。

(2)　飯沼川断層

牛首峠から飯沼川しだれ栗沢に沿って、Ｎ80°Ｅ方向に通る断層である。この断層は、東方向では塩嶺累層に被覆される。

(3)　小野川断層

善知鳥峠分水嶺から小野川沿いにＮＳ方向に通る断層である。この断層とみどり湖・飯沼川断層により陥没した地域が小野盆地である。

(4)　千洞断層

矢沢川支流千洞から塩尻市北小野大出にかけて、ＮＳ方向に通る断層である。この断層は、桜沢断層によりその延びを断たれ、それより北側のチャート、頁岩の分布には影響を与えていない。

(5)　桜沢断層

奈良井断層帯の分岐の一つである。贄川では、奈良井川左岸、輝緑凝灰岩及びチャートの北西縁に沿って発達する。本地域では、桜沢の標高 800m付近の黒色頁岩の中で観察される。

ここでは、Ｎ50°～70°Ｅ方向の破砕帯が顕著である。釜之沢では、北沢双子沢合流点付近にＮ20°～45°Ｅ方向の断層帯が観察される。これより北側は、第四紀層に被覆され見られない。また、本地域では、断層はチャートと頁岩の境界部に見られ、黒色頁岩が千枚岩化したり、圧砕を受けている。

(6)　釜之沢断層

釜之沢北沢の南側の斜面から小野辰野町中村にかけて、Ｎ45°Ｗ方向に延びる断層である。

(7)　霧訪山向斜

釜之沢野田沢合流点付近から尾沢川上流名無沢～扇平～霧訪山西傾斜へとＮ45°Ｅ方向に向斜軸が通るもので、この向斜は軸に向かって急傾斜で、また向斜軸に沿って断層が通っている。向斜の北翼の地層の走向はＮ50°～60°Ｅで東南方向に傾斜し、南翼の辰野町駒沢川では、走向はＮ50°～80°Ｅ、北西方向の傾斜を示す。霧訪山山頂や尾沢川上流の名無沢でも、Ｎ40°Ｅで北向きの傾斜を示す。この向斜は、塊状砂岩の分布に大きな影響を与えている。

４　活断層

本市周辺には、活断層が多く分布する。ここでは、防災アセスメント調査において被害想定の対象とした地震をもたらす活断層帯について、その特徴を記す。

(1)　糸魚川－静岡構造線断層帯

日本列島のほぼ中央部、長野県の小谷村から諏訪湖を経て山梨県の早川町に至る活断層帯。大きく、北部、中北部、南部に分けられる。全体として長さは約 150㎞。文部科学省研究開発局ほか（2010）では、北部＋中部北部、及び中部南部＋南部でモデル化しており、この場合、北側は約 84㎞、南側は約 66㎞の長さとなる。防災アセスメント調査では、全体のケースと南側のみのケースの２種類で想定を行っている。

(2)　伊那谷断層帯

辰野町から平谷村に至る活断層帯で、概ね北北西－南南東方向に延びる。全体の長さは約 79㎞で、西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層である。

(3)　境峠・神谷断層帯

断層帯主部は松本市安曇から伊那市に至る。概ね北西－南東方向に延びる。主部の長さは約 47㎞で、上下成分のずれを伴う左横ずれを主体とする断層からなる。

(4)　霧訪山-奈良井断層帯

断層主部は塩尻市東山及び岡谷市から奈良井を経て、木曽郡木祖村に至る。主部の長さは約 28 ㎞で、断層変位が地表に達している。

第２　社会的条件

１　人口

本市の人口は、平成 17 年４月、塩尻市と楢川村との合併により、新たな塩尻市が誕生し、人口規模は、68,346 人となった。（国勢調査人口）

令和２年 10 月１日現在の人口は、67,135 人で、合併時より 1,105 人減少している。（国勢調査人口）

本市の人口の推移は、昭和 45 年から昭和 55 年まで急増し、その後は平成 12 年まで漸増傾向を示しているが、少子高齢化の影響もあり、楢川村との合併後は減少傾向にある。

２　産業

(1)　農業・林業

塩尻市の農家は、2,106 戸で塩尻市の全世帯に占める割合（農家率）は 7.6％で、低下の傾向にある。主業農家は 25.1％、準主業農家は 12.7％、自給的農家は 62.2％である。（令和 2 年農林業センサス）

30ａ以上の経営耕地面積を持つ等の農業経営体の経営耕地面積は市域の 5.8％、1，688．2ha であり、農業経営体１戸当たりの平均耕地面積は 152a となっている。全耕地面積における種類別割合は、田が 33.2％、畑が 48.4％、樹園地が 18.4％となっている。（令和 2 年農林業センサス）

なお、大規模な土地改良事業が実施とともに新品種の導入、新技術の実用化が進められ、農業生産性の向上が積極的に図られている。

また、市域の 53.3％を占める山林は、そのほとんどが人工林とされ、森林資源として活用されている。そのため、林道が山地の中に伸長しているが、中には経済的目的のほか観光面の性格を持ったものも見られる。

(2)　工業

就業人口に見る製造業の占める割合は、27.2％となっている。（平成 27 年国勢調査）

市内の工業は、精密機械、電気機械、一般機械を中心とする高度加工型工業が主軸となっている。従来から高水準にあった工業技術力は、近年さらに高度化し、製造品出荷額等は、令和２年調査で、長野県で８年連続１位となっており、県下をリードする工業集積都市となっている。

(3)　商業

就業人口に見る卸、小売業、飲食店等の割合は、19.6％となっている。（平成 27 年国勢調査）

商業は、大門商店街と広丘商店街及びそれを結ぶ幹線道路に面したロードサービス等が、市街地の賑わいを醸し出している。

本市の観光資源としては、中山道の宿場町として栄えた楢川地区の奈良井・木曽平沢地区が、重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、年間約 60 万人の観光客が訪れている。

３　交通

市域の交通は、その立地条件により県下でも有数の交通網の要所として、国や県域の経済とともに、市民生活の多様化等により、重要性が一層増している。

《道路》

市域を通る国及び県道は、次のとおりである。

区　分	名　　称	通　過　地　区　等	延長（m）
国　道	19 号	楢川、宗賀、大門、高出、広丘、吉田	32,202.0
	20 号	大門、塩尻東	8,639.0
	153 号	大門、塩尻東、北小野	9,538.4
	361 号	楢川	5,923.6
	合　　計		56,303.0

区　分	名　　称	通　過　地　区　等	延長（m）
県　道	025　塩尻鍋割穂高線	広丘、洗馬	1,859.3
	027　松本空港塩尻北インター線	吉田	1,816.9
	063　松本塩尻線	片丘、大門	5,789.1
	115　松本平広域公園線	洗馬	1,638.4
	254　楢川岡谷線	宗賀、北小野、楢川	8,004.3
	257　木曽平沢停車場線	楢川	1,779.7
	258　奈良井停車場線	楢川	846.0
	288　新茶屋塩尻停車場線	片丘、塩尻東、大門	6,031.0
	290　南原広丘停車場線	片丘、広丘	2,695.3
	292　御馬越塩尻停車場線	洗馬、宗賀、大門	6,957.7
	293　上今井洗馬停車場線	洗馬、宗賀	7,114.3
	294　原洗馬停車場線	吉田、広丘、洗馬、宗賀	7,658.2
	301　塩尻停車場線	大門	1,094.7
	304　本山床尾線	宗賀	2,384.4
	305　床尾大門線	宗賀、大門	2,959.5
	493　姥神奈良井線	楢川	6,373.4
	合　　計		65,002.2

これらの国及び県道は、一部の県道を除いて通過交通にも利用され、自動車交通が激しくなっている。平成 18 年２月には、全長 4,467ｍの権兵衛トンネルが供用を開始し、伊那・木曽地域に期待と注目が集まっている。また、市道については、令和４年４月１日現在１級 55 路線（延長約 117,376ｍ）、２級 56 路線（延長約 77,743ｍ）、その他 2,434 路線（延長 703,055ｍ）、合計 2,454 路線（延長 898,174ｍ）が整備され、市民の交通の重要な役割を果たしている。

《鉄道》

市域には、中央本線（東線：北小野、塩尻東、大門　　西線：大門、宗賀、楢川）及び篠ノ井線（大門、高出、広丘、吉田）が貫通している。両線とも、塩尻駅に発着している。また、市域には、中央本線にみどり湖、洗馬、日出塩、贄川、木曽平沢、奈良井。篠ノ井線に広丘の各停車場がある。

4　生活環境

生活基盤の整備は、市街化区域 980ha を中心に進められている。これらの区域は、生活環境の良好な保持のため、それぞれの用途区域の指定のほか、災害防止の上から準防火地域の指定（57.0ha）、下水道（汚水 1,868ha、雨水 1,130ha）、区画整理事業（施行済及び施行中 18 箇所、約 180.5ha）等が進められている。下水道普及率は、令和４年４月１日現在 99.9％である。

また、上水道については令和３年度現在、１日平均配水量 23,379m^3 である。

さらに、通信施設としては、加入電話施設、ケーブルテレビ、公衆電話施設などがある。

5　防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりが見られ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図るよう努める。

(1)　都市化による安全対策

市街化開発事業等による災害に強い都市構造の形成に努めるとともに、防災に配慮した土

地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、高層建築物等の安全確保策等を講ずるよう努める。

(2)　要配慮者への配慮

高齢者、障がい者、外国人住民等のいわゆる要配慮者の増加が見られる。これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮する必要があることから、各施策の展開に当たっては、要配慮者への配慮に留意するよう努める。

(3)　ライフライン・情報施設等の耐震化

ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大が見られ、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これら施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。

(4)　防災コミュニティの高揚

市民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下が見られる。このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの市民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等に努める。

第５節　被害想定

【総務部】

第１　基本的な考え方

平成 25・26 年度実施の長野県地震被害想定において市域に影響を及ぼすと考えられる地震は、糸魚川－静岡構造線の地震、伊那谷断層帯の地震、境峠・神谷断層帯、東海沖に想定されている東海地震の海溝型地震、南海トラフ地震が考えられる。また、平成 27 年４月に文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会が公表した「糸魚川－静岡構造線断層帯の長期評価（第二版）」によると、牛伏寺断層を含む糸魚川－静岡構造線断層帯の中北部（明科－諏訪湖南方）区間でM7.6 程度の規模の地震が今後 30 年以内に発生する確率は 13～30％と発表されている。

旧塩尻市地域では、平成 14 年度に県調査の想定地震（大規模）及び市周辺の活断層のうち確実度Ⅰかつ活動度Ａ※の活断層より中規模の地震を想定した防災アセスメント調査を実施した。また、楢川地区については、平成 18 年度に防災アセスメント調査を実施した。その後、長野県地震被害想定調査（2014 年）の結果を受け、地震に関する最新の知見及び社会条件の変化を踏まえ、平成 28 年度に防災アセスメント調査を行った。

本計画においては、防災アセスメント調査の結果に基づき、予想される被害の様相等を示し、地震対策の方向性について災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の目標とするものである。

※　活断層の確実度と活動度

確実度	Ⅰ：活断層であることが確実なもの Ⅱ：活断層であると推定されるもの Ⅲ：活断層の可能性があるもの
活動度	Ａ：平均変位速度が　　1m/1000年～ 10m/1000年 Ｂ：平均変位速度が　0.1m/1000年～　1m/1000年 Ｃ：平均変位速度が 0.01m/1000年～0.1m/1000年

第２　想定地震

想定地震は、地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではない。

各想定地震のうち、塩尻市の防災施策の参考となる大きな被害が予想される糸魚川－静岡構造線断層帯（全体及び南側）の地震、伊那谷断層帯（主部）の地震、境峠・神谷断層帯（主部）の地震、霧訪山奈良井断層帯の地震について、被害想定を実施した。

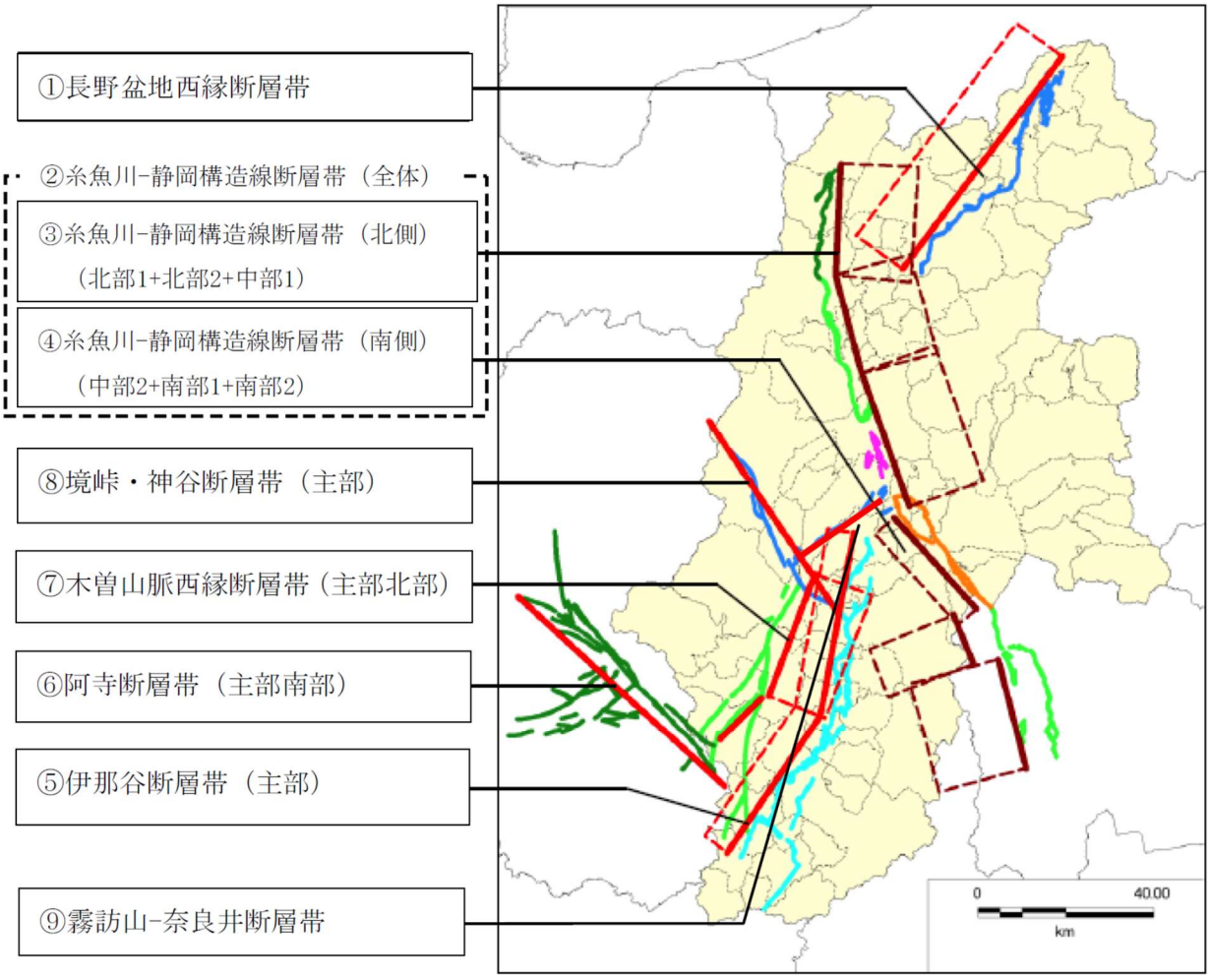

資料：塩尻市防災アセスメント調査報告書（平成 29 年３月、塩尻市）

長野県内の主要活断層帯の地震の震源断層モデルと主要活断層帯の位置図

第３　想定手法

項目	想定手法
地震動・液状化	①　想定震源からの基盤内の伝播過程を解析 ②　地震波の基盤から地表面までの増幅過程を解析 ③　地表地震動から震度を算出（気象庁方式） ④　地震動と地盤の土質等から液状化危険度を算出
土砂災害	①　危険箇所位置を把握 ②　対策工による効果を考慮し、地震動より危険度を評価
建物被害	①　メッシュ毎に建物の現況を整理（構造・階層・年代等） ②　地震動・液状化危険度予測と結果建物固有周期等から建物被害を想定
出火・延焼被害	①　建物の被害から出火箇所を想定 ②　消防力運用による消火、地域の不燃性を考慮して延焼を想定
人的被害	過去の震災事例を基に、建物被害及び出火・延焼被害から死者・重傷者・避難者を想定
地震水害	ため池等の耐震性と地震動・液状化予測結果より危険度を想定
交通施設被害	①　道路・鉄道・空港施設の現況を把握 ②　地震動・液状化危険度予測結果から被害を想定

項目	想定手法
ライフライン被害	①　上水道・電力・都市ガス・下水道施設の現況を把握 ②　地震動・液状化危険度予測結果から被害を想定
重要施設被害	①　庁舎・警察・消防・避難所等の構造・階層・年代を把握し耐震性を評価 ②　耐震性と震度により被害度を想定

※　詳細については、防災アセスメント調査報告書を参照のこと。

第４　想定結果

各地域、地区における各想定地震の被害想定結果を以下に示す。

ここで、土砂災害、ため池被害、重要施設被害は、相対的危険度が高いランクの箇所または施設の数を表し、被害数を意味するものではない。（危険度はＡ＞Ｂ＞Ｃの順）

また、出火・延焼被害、人的被害、電力被害、電話被害は冬の 18 時のケースを示す。

１　糸魚川－静岡構造線（全体）の地震

(1)　地震動・液状化

吉田地区、広丘地区、片丘地区、塩尻東地区の一部では震度６強、吉田地区から北小野地区にかけては震度６弱、洗馬地区、宗賀地区周辺及び楢川地区の一部では震度５強から５弱、楢川地区では震度４が予測される。

また、液状化評価対象地域の全域で液状化の危険度は極めて低いと予測される。

(2)　土砂災害

斜面崩壊の危険性が高い危険度ランクＡの斜面は 85 箇所あり、塩尻東、片丘、広丘、北小野など市域北部の地区で多く分布する。また、地すべりの危険性をみると、評価対象の７箇所のうち危険度ランクＡの斜面は４箇所ある。

(3)　建物被害

建物の被害想定は、全壊が 404 棟、焼失が２棟となり、全壊の内訳は地震動によるものが 398 棟、土砂災害によるものが６棟と想定される。また、半壊は 2,667 棟となり、その内訳は地震動によるものが 2,652 棟、土砂災害によるものが 15 棟と想定される。

地区別にみると、北東部の各地区（大門、塩尻東、片丘、広丘、高出、吉田、北小野）に被害の約９割が集中しているが、これは建物が多い市北東部で震度６弱の範囲が広範囲に広がっていることによる。また、震度が小さい楢川地区では建物被害がないと想定された。

(4)　人的被害

死者 20 人、負傷者 513 人で、負傷者のうち重傷者 39 人と想定される。また、要救助者（自力脱出困難者）は 80 人と想定される。

(5)　ライフライン

上水道は、地震発生直後の断水率が８割を超え、断水人口は約 55,000 人と想定される。これは、強い揺れ（震度６弱以上）となる範囲が市の北東部の人口の多い市街地に重なるためである。また、1 日後でも断水率約５割、断水人口約 30,000 人、さらに１ヶ月後にも数%の

断水率が想定されており、復旧に長期間を要すると想定される。

下水道は、地震発生直後の機能支障率が８割近くに達し、機能支障人口は約 52,000 人と想定される。これは上水道の被害想定と同様に、強い揺れ（震度６弱以上）の範囲が市北東部の人口の多い市街地に重なるためである。また、１日後でも機能支障率約４割、機能支障人口約 28,000 人、さらに１ヶ月後にも２％の機能支障率が想定されている。

電力は、地震発生直後には約 30,000 棟（停電率約 69％）が停電すると想定され、１日後には約 7,400 棟（停電率約 17％）、７日後には約 400 棟（停電率約１％）まで停電棟数が減少し、復旧が進むと想定される。

固定電話は、地震発生直後の不通回線が約 15,000 回線（不通率約 72％）と想定されるが、１日後には不通回線は約 3,600 回線（不通率約 18％）まで復旧し、７日後には不通が解消すると想定される。また、携帯電話は、地震発生直後には広範囲で停波基地局の割合が 60～90％となり、不通あるいは繋がりにくい状況が想定される。

(6)　交通施設

道路施設の被害箇所数は、直轄国道で７箇所、補助国道・県道・市道で 115 箇所と想定され、道路延長の長い塩尻東、片丘、洗馬の各地区で被害箇所数が多い。

鉄道施設の被害箇所数は、中央本線で 48 箇所、篠ノ井線で 13 箇所と想定される。中央本線の通る塩尻東、宗賀、北小野の各地区で被害箇所が多い。

(7)　避難者等の状況

自宅建物被害や断水、停電などによる避難者数は、被災１日後は約 1,300 人であるが、ピークとなる２日後には約 8,000 人と想定される。その後、１週間後に約 4,500 人、１ヶ月後に約 2,500 人と減少するが、長期にわたって多くの市民が避難を強いられると想定される。

避難者のうち単身高齢者や障がい者等の要配慮者の数は、最多となる２日後に約 1,800 人と想定され、そのうち避難所外の要配慮者数が 900 人近くと想定される。また、地区別では広丘地区で要配慮者数が多く想定される。

２　糸魚川－静岡構造線（南側）の地震

(1)　地震動・液状化

北部から中部にかけては震度６弱から震度５強、中部では震度５弱、南部では震度５弱から震度４が予測される。

また、液状化評価対象地域の全域で液状化の危険度は極めて低いと予測される。

(2)　土砂災害

斜面崩壊の危険性が高い危険度ランクＡの斜面は 42 箇所あり、塩尻東、北小野など市域北東部の地区で多く分布する。また、地すべりの危険性をみると、評価対象の７箇所のうち危険度ランクＡの斜面は３箇所ある。

(3)　建物被害

建物の被害想定は、全壊が 60 棟となり、全壊の内訳は地震動によるものが 58 棟、土砂災害によるものが 2 棟と想定される。半壊は 969 棟となり、その内訳は地震動によるものが 964

棟、土砂災害によるものが５棟と想定される。また、火災による焼失はないと想定される。

地区別にみると、全壊被害は塩尻東地区、北小野地区に集中し、半壊被害も市北東部で多く想定される。また、震度が小さい楢川地区では建物被害がないと想定された。

(4)　人的被害

死者３人、負傷者 170 人で、負傷者のうち重傷者６人と想定される。また、要救助者（自力脱出困難者）は８人と想定される。

(5)　ライフライン

上水道は、地震発生直後の断水率が 6 割を超え、断水人口は約 42,000 人と想定され、市北東部の地区で断水率が高い。また、1 日後には断水率約２割、断水人口約 14,000 人となり、１ヶ月後には断水が解消していると想定される。

下水道は、地震発生直後の機能支障率が約６割、機能支障人口は約 41,000 人と想定され、市北東部の地区で機能支障率が高い。また、１日後には機能支障率１割余、機能支障人口約 9,000 人となり、１ヶ月後にはすべて復旧していると想定される。

電力は、地震発生直後には約 24,000 棟（停電率約 56%）が停電すると想定され、１日後には約 3,500 棟（停電率約８%）、7 日後には約 500 棟（停電率約１%）まで停電棟数が減少し、復旧が進むと想定される。

固定電話は、地震発生直後の不通回線が約 12,000 回線（不通率約 58%）と想定されるが、１日後には不通回線は約 1,700 回線（不通率約９%）まで復旧し、７日後には不通が解消すると想定される。また、携帯電話は、地震発生直後には広範囲で停波基地局の割合が 50～80%となり、不通あるいは繋がりにくい状況が想定される。

(6)　交通施設

道路施設の被害箇所数は、直轄国道で６箇所、補助国道・県道・市道で 100 箇所と想定され、道路延長の長い塩尻東、片丘、洗馬の各地区で被害箇所数が多い。

鉄道施設の被害箇所数は、中央本線で 44 箇所、篠ノ井線で７箇所と想定される。中央本線の通る塩尻東、宗賀、北小野の各地区で被害箇所が多い。

(7)　避難者等の状況

自宅建物被害や断水、停電などによる避難者数は、被災１日後は 300 人未満であるが、ピークとなる２日後には約 3,400 人と想定される。その後、１週間後に約 1,600 人、１ヶ月後に 300 人弱へ減少すると想定される。

避難者のうち単身高齢者や障がい者等の要配慮者の数は、最多となる２日後に約 700 人と想定され、そのうち避難所外の要配慮者数が約半数と想定される。また、地区別では広丘地区や大門地区で要配慮者数が多く想定される。

３　伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース 3）

(1)　地震動・液状化

北部から中部にかけてはほぼ全域で震度５強、一部では震度６弱、中部から南部にかけてはほぼ全域で震度６弱が予測される。

また、液状化評価対象地域の全域で液状化の危険度は極めて低いと予測される。

(2)　土砂災害

斜面崩壊の危険性が高い危険度ランクＡの斜面は 105 箇所あり、全体の約４割となった。地区別では楢川地区に集中して分布する。また、地すべりの危険性をみると、評価対象斜面が震度が比較的小さい北部のみのため、危険度ランクＡの斜面はないと想定された。

(3)　建物被害

建物の被害想定は、全壊が 121 棟となり、全壊の内訳は地震動によるものが 103 棟、土砂災害によるものが 18 棟と想定される。半壊は 1,168 棟となり、その内訳は地震動によるものが 1,127 棟、土砂災害によるものが 41 棟と想定される。また、火災による焼失はないと想定される。

地区別にみると、全壊被害は楢川地区に集中し、半壊被害も楢川地区で全体の半数以上となっている。

(4)　人的被害

死者６人、負傷者 195 人で、負傷者のうち重傷者 10 人と想定される。また、要救助者（自力脱出困難者）は 10 人と想定される。

(5)　ライフライン

上水道は、地震発生直後の断水率が約 55%、断水人口は約 37,000 人と想定され、楢川地区では断水率が 90%を超える。１日後には断水率約 17%、断水人口約 11,000 人となり、１ヶ月後には断水が解消していると想定される。

下水道は、地震発生直後の機能支障率が約 54%、機能支障人口は約 36,000 人と想定され、楢川地区で機能支障率が特に高い。１日後には機能支障率約 14%、機能支障人口約 9,000 人となり、１ヶ月後にはすべて復旧していると想定される。

電力は、地震発生直後には約 25,000 棟（停電率約 57%）が停電すると想定され、１日後には約 3,100 棟（停電率約 7%）、７日後には約 600 棟（停電率約１%）まで停電棟数が減少し、復旧が進むと想定される。

固定電話は、地震発生直後の不通回線が約 11,000 回線（不通率約 55%）と想定されるが、１日後には不通回線は約 1,400 回線（不通率約７%）まで復旧し、７日後には不通が解消すると想定される。また、携帯電話は、地震発生直後には中部から南部にかけて停波基地局の割合が 60～90%となり、市南部で不通あるいは繋がりにくい状況が想定される。

(6)　交通施設

道路施設の被害箇所数は、直轄国道で７箇所、補助国道・県道・市道で 101 箇所と想定され、道路延長の長い塩尻東、片丘、洗馬の各地区で被害箇所数が多いほか、揺れの大きい楢川地区での被害箇所数が多い。

鉄道施設の被害箇所数は、中央本線で 60 箇所、篠ノ井線で７箇所と想定される。揺れの大きな楢川地区内で中央本線の被害箇所が多い。

(7)　避難者等の状況

自宅建物被害や断水、停電などによる避難者数は、被災 1 日後は 300 人未満であるが、ピークとなる２日後には約 2,800 人と想定される。その後、１週間後に約 1,300 人、１ヶ月後に 300 人弱へ減少すると想定される。

避難者のうち単身高齢者や障がい者等の要配慮者の数は、最多となる２日後に約 600 人と想定され、そのうち避難所外の要配慮者数が約半数と想定される。また、地区別では広丘地区、大門地区、楢川地区で要配慮者数が多く想定される。

４　境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース 1）

(1)　地震動・液状化

北部から中部にかけて震度６弱から震度５強、中部から南部にかけては震度６強から震度５強が予測される。

また、液状化評価対象地域の全域で液状化の危険度は極めて低いと予測される。

(2)　土砂災害

斜面崩壊の危険性が高い危険度ランクＡの斜面は 180 箇所あり、全体の約６割となった。地区別では洗馬地区、楢川地区に集中して分布する。また、地すべりの危険性をみると、評価対象斜面が震度が比較的小さい北部のみのため、危険度ランクＡの斜面は１箇所と想定された。

(3)　建物被害

建物の被害想定は、全壊が 591 棟、焼失が６棟となり、全壊の内訳は地震動によるものが 562 棟、土砂災害によるものが 29 棟と想定される。また、半壊は 2,045 棟となり、その内訳は地震動によるものが 1,978 棟、土砂災害によるものが 67 棟と想定される。

地区別にみると、全壊被害は楢川地区に集中し、半壊被害も楢川地区で全体の半数近くとなっている。

(4)　人的被害

死者 31 人、負傷者 405 人で、負傷者のうち重傷者 50 人と想定される。また、要救助者（自力脱出困難者）は 52 人と想定される。この想定は冬 18 時の想定であるが、観光シーズンである夏 12 時の想定では、奈良井宿をはじめとした楢川地区に観光客が多数訪れているという想定で、死者 74 人、負傷者 697 人、要救助者 114 人（ともに観光客を含む）と大きな被害が想定される。

(5)　ライフライン

上水道は、地震発生直後の断水率が約 70％、断水人口は約 47,000 人と想定され、楢川地区では断水率が 100％に近い。1 日後でも断水率約 28％、断水人口約 19,000 人、さらに１ヶ月後にも１％の断水率が想定されており、復旧に長期間を要すると想定される。

下水道は、地震発生直後の機能支障率が約 68％、機能支障人口は約 46,000 人と想定され、楢川地区で機能支障率が特に高い。1 日後でも機能支障率約 21％、機能支障人口約 14,000 人、さらに１ヶ月後にも１％の機能支障率が想定れている。

電力は、地震発生直後には約 30,000 棟（停電率約 70％）が停電すると想定され、１日後に

は約 5,500 棟（停電率約 13%）、7 日後には約 500 棟（停電率約１％）まで停電棟数が減少し、復旧が進むと想定される。

固定電話は、地震発生直後の不通回線が約 14,000 回線（不通率約 68%）と想定されるが、1 日後には不通回線は約 2,500 回線（不通率約 12%）まで復旧するが、７日後にも１％程度不通回線があると想定される。また、携帯電話は、地震発生直後には楢川地区で停波基地局の割合が 90%を超え、市南部で不通あるいは繋がりにくい状況が想定される。

(6)　交通施設

道路施設の被害箇所数は、直轄国道で８箇所、補助国道・県道・市道で 112 箇所と想定され、道路延長の長い塩尻東地区、片丘地区などで被害箇所数が多い。

鉄道施設の被害箇所数は、中央本線で 78 箇所、篠ノ井線で 10 箇所と想定される。揺れの大きな楢川地区内で中央本線の被害箇所が多い。

(7)　避難者等の状況

自宅建物被害や断水、停電などによる避難者数は、被災１日後には 800 人を超え、ピークとなる２日後には約 5,000 人と想定される。その後、１週間後に約 2,700 人、１ヶ月後に約 1,400 人と減少するが、長期にわたって多くの市民が避難を強いられると想定される。

避難者のうち単身高齢者や障がい者等の要配慮者の数は、最多となる２日後に約 1,100 人と想定され、そのうち避難所外の要配慮者数が約半数と想定される。また、地区別では広丘地区、楢川地区、大門地区で要配慮者数が多く想定される。

５　霧訪山－奈良井断層帯の地震（ケース 1）

(1)　地震動・液状化

北部から中部にかけて震度６弱から震度４、中部から南部にかけては震度６弱から震度５弱が予測される。

また、液状化評価対象地域の全域で液状化の危険度は極めて低いと予測される。

(2)　土砂災害

斜面崩壊の危険性が高い危険度ランクＡの斜面は 27 箇所あり、市域南部の楢川地区に多く分布する。また、地すべりの危険性をみると、評価対象斜面が震度が比較的小さい北部のみのため、危険度ランクＡの斜面はないと想定された。

(3)　建物被害

建物の被害想定は、全壊が 111 棟となり、全壊の内訳は地震動によるものが 107 棟、土砂災害によるものが４棟と想定される。半壊は 832 棟となり、その内訳は地震動によるものが 822 棟、土砂災害によるものが 10 棟と想定される。また、火災による焼失はないと想定される。

地区別にみると、全壊被害は楢川地区のみで、半壊被害も楢川地区で全体の 70%以上となっている。

(4)　人的被害

死者６人、負傷者 145 人で、負傷者のうち重傷者 10 人と想定される。また、要救助者（自力脱出困難者）は９人と想定される。この想定は冬 18 時の想定であるが、観光シーズンである夏 12 時の想定では、奈良井宿をはじめとした楢川地区に観光客が多数訪れているという想定で、死者 13 人、負傷者 275 人、要救助者 20 人（ともに観光客を含む）と大きな被害が想定される。

(5)　ライフライン

上水道は、地震発生直後の断水率が約 40%、断水人口は約 27,000 人と想定され、楢川地区では断水率が 90%を超える。１日後には断水率約 14%、断水人口約 10,000 人となり、１ヶ月後には断水がほぼ解消していると想定される。

下水道は、地震発生直後の機能支障率が約 40%、機能支障人口は約 27,000 人と想定され、楢川地区で機能支障率が特に高い。1 日後には機能支障率約 13%、機能支障人口約 9,000 人となり、１ヶ月後にはほぼ復旧していると想定される。

電力は、地震発生直後には約 20,000 棟（停電率約 45%）が停電すると想定され、1 日後には約 3,100 棟（停電率約７%）、7 日後には約 600 棟（停電率約１%）まで停電棟数が減少し、復旧が進むと想定される。

固定電話は、地震発生直後の不通回線が約 9,000 回線（不通率約 42%）と想定されるが、１日後には不通回線は約 1,300 回線（不通率約７%）まで復旧し、７日後には不通がほぼ解消すると想定される。また、携帯電話は、地震発生直後には楢川地区で停波基地局の割合が 90%近くとなり、市南部で不通あるいは繋がりにくい状況が想定される。

(6)　交通施設

道路施設の被害箇所数は、直轄国道で６箇所、補助国道・県道・市道で 76 箇所と想定され、道路延長の長い塩尻東地区で被害箇所数が多い

鉄道施設の被害箇所数は、中央本線で 49 箇所、篠ノ井線で５箇所と想定される。揺れの大きな楢川地区内で中央本線の被害箇所が多い。

(7)　避難者等の状況

自宅建物被害や断水、停電などによる避難者数は、被災１日後は約 200 人であるが、ピークとなる２日後には約 2,400 人と想定される。その後、１週間後に約 1,100 人、１ヶ月後に約 400 人へ減少すると想定される。

避難者のうち単身高齢者や障がい者等の要配慮者の数は、最多となる２日後に約 500 人と想定され、そのうち避難所外の要配慮者数が約半数と想定される。また、地区別では大門地区、楢川地区、広丘地区で要配慮者数が多く想定される。

想定地震の震度分布

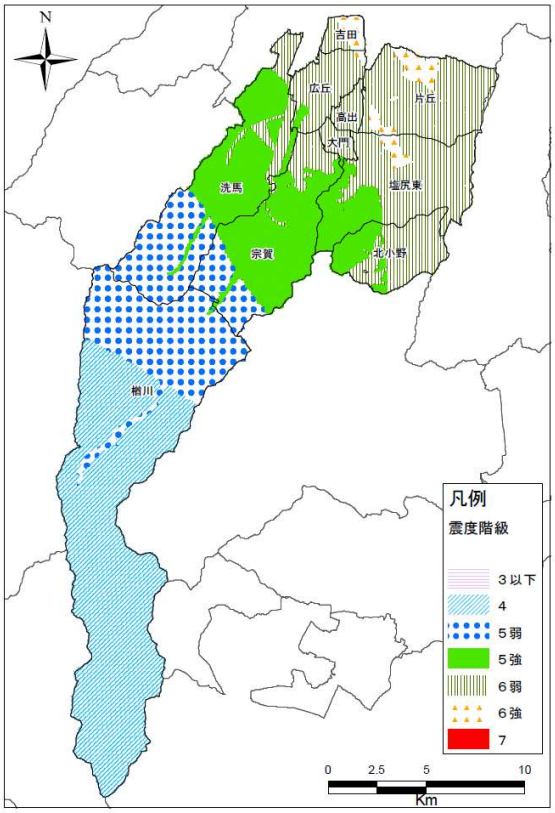

糸魚川－静岡構造線（全体）の地震

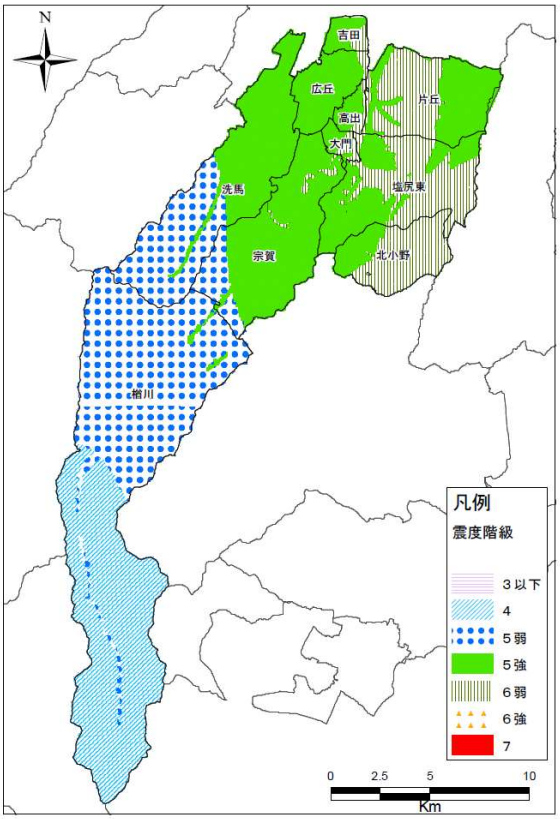

糸魚川－静岡構造線（南側）の地震

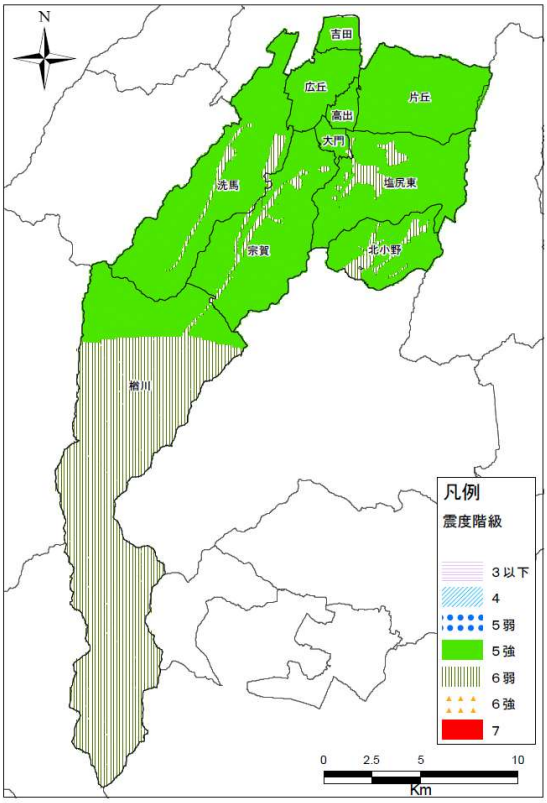

伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース 3）

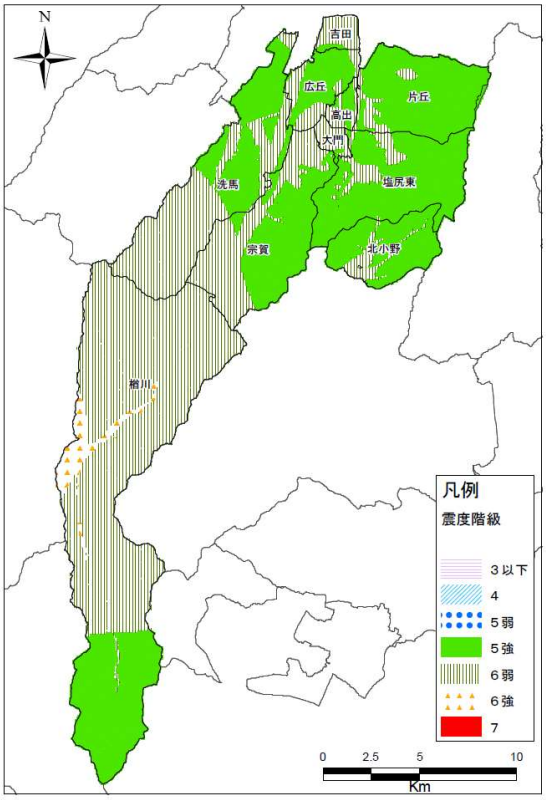

境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース 1）

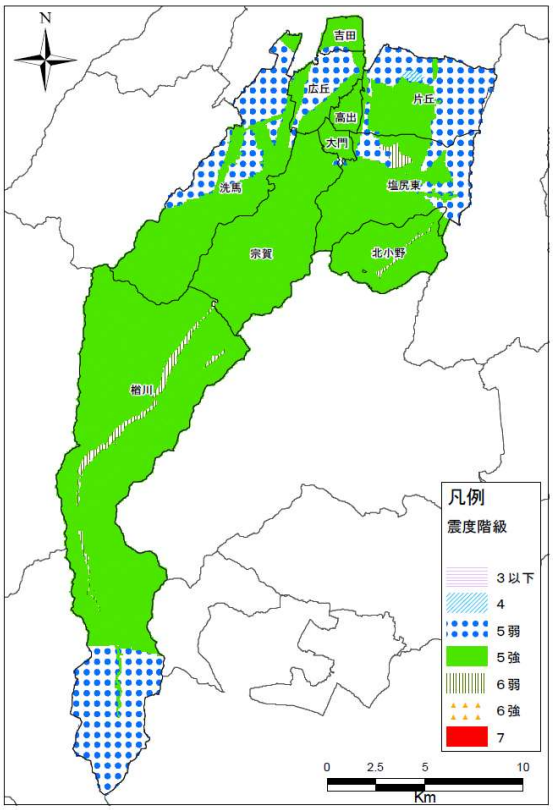

霧訪山－奈良井断層帯の地震（ケース 1）

塩尻市地域における各想定地震の被害のまとめ

項目	想定内容		単位	各想定地震における予測値、被害量(冬 18 時)等				
				糸静線（全体）	糸静線（南側）	伊那谷（主部）（ケース３）	境峠・神谷（主部）（ケース１）	霧訪山－奈良井断層帯（ケース１）
地震動	計測震度（最大）			６強	６弱	６弱	６強	６弱
土砂災害	斜面崩壊	危険度ランクＡ	箇所	85	42	105	180	27
	地すべり	危険度ランクＡ	箇所	5	4	0	1	0
建物被害	地震動	全壊棟数	棟	398	58	103	562	107
		半壊棟数	棟	2,652	964	1,127	1,978	822
	土砂災害	全壊棟数	棟	6	2	18	29	4
		半壊棟数	棟	15	5	41	67	10
	全焼・焼失	焼失棟数	棟	2	0	0	6	0
人的被害	死者数		人	20	3	6	31	6
	負傷者数		人	513	170	195	405	145
	負傷者のうち重傷者数		人	39	6	10	50	10
ライフライン被害	上水道断水人口	発生直後	人	55,353	41,878	37,294	47,056	27,352
		１日後	人	30,129	14,209	11,350	19,095	9,932
	下水道機能支障人口	発生直後	人	52,104	40,510	36,381	45,566	27,285
		１日後	人	27,701	8,570	9,491	13,808	8,994
	電力停電軒数	発生直後	軒	29,910	24,020	24,775	30,324	19,505
		１日後	軒	7,369	3,503	3,097	5,468	3,070
	固定電話不通回線数	発生直後	回線	14,783	11,752	11,192	13,818	8,556
		１日後	回線	3,645	1,713	1,400	2,490	1,348
交通施設被害	道路施設被害箇所数		箇所	121	106	108	120	82
	鉄道施設被害箇所数		箇所	61	51	67	88	54
避難者	全避難者数	１日後	人	1,282	258	274	832	198
		２日後	人	7,972	3,421	2,793	5,055	2,411
	避難所避難者数	１日後	人	769	155	164	499	119
		２日後	人	3,986	1,711	1,396	2,528	1,206
	避難所外避難者数	１日後	人	513	103	109	333	79
		２日後	人	3,986	1,711	1,396	2,528	1,206
要配慮者	全避難者数	１日後	人	271	52	61	190	46
		２日後	人	1,752	738	603	1,120	511
	避難所避難者数	１日後	人	163	31	37	114	28
		２日後	人	876	369	302	560	255
	避難所外避難者数	１日後	人	109	21	24	76	19
		２日後	人	876	369	302	560	255

● 土砂災害は、相対的危険度が最も高いＡランクの箇所数を表し、被害数を意味するものではない。

● 建物被害、人的被害、ライフライン被害は冬 18 時のケースを示す。

地域地区毎の想定被害まとめ

大門地区

項目	想定内容		単位	各想定地震における予測値、被害量(冬 18 時)等				
				糸静線（全体）	糸静線（南側）	伊那谷（主部）（ケース３）	境峠・神谷（主部）（ケース１）	霧訪山－奈良井断層帯（ケース１）
建物被害	地震動	全壊棟数	棟	23	3	0	4	0
		半壊棟数	棟	248	103	51	107	25
	土砂災害	全壊棟数	棟	0	0	0	0	0
		半壊棟数	棟	0	0	0	0	0
	全焼・焼失	焼失棟数	棟	0	0	0	0	0
人的被害	死者数		人	1	0	0	0	0
	負傷者数		人	46	18	9	19	4
	負傷者のうち重傷者数		人	2	0	0	1	0
ライフライン被害	上水道断水人口	発生直後	人	8,676	7,461	6,341	7,637	5,259
	下水道機能支障人口	発生直後	人	7,785	6,870	5,946	7,030	5,058
	電力停電軒数	発生直後	軒	3,246	2,870	2,481	2,921	2,106
	固定電話不通回線数	発生直後	回線	1,617	1,429	1,235	1,455	1,049
避難者	全避難者数	２日後	人	1,179	600	445	733	435
要配慮者	全避難者数	２日後	人	256	130	97	159	94

塩尻東地区

項目	想定内容		単位	各想定地震における予測値、被害量(冬 18 時)等				
				糸静線（全体）	糸静線（南側）	伊那谷（主部）（ケース３）	境峠・神谷（主部）（ケース１）	霧訪山－奈良井断層帯（ケース１）
建物被害	地震動	全壊棟数	棟	46	16	2	2	0
		半壊棟数	棟	417	239	81	104	43
	土砂災害	全壊棟数	棟	2	1	0	0	0
		半壊棟数	棟	5	2	0	0	0
	全焼・焼失	焼失棟数	棟	0	0	0	0	0
人的被害	死者数		人	2	1	0	0	0
	負傷者数		人	72	40	13	17	7
	負傷者のうち重傷者数		人	4	2	0	0	0
ライフライン被害	上水道断水人口	発生直後	人	6,719	6,076	4,703	5,107	3,632
	下水道機能支障人口	発生直後	人	6,260	5,623	4,294	4,826	3,450
	電力停電軒数	発生直後	軒	4,229	3,812	2,864	3,218	2,284
	固定電話不通回線数	発生直後	回線	2,107	1,898	1,427	1,603	1,137
避難者	全避難者数	２日後	人	950	520	336	486	303
要配慮者	全避難者数	２日後	人	178	98	63	91	57

片丘地区

項目	想定内容			単位	各想定地震における予測値、被害量(冬 18 時)等				
					糸静線（全体）	糸静線（南側）	伊那谷（主部）（ケース３）	境峠・神谷（主部）（ケース１）	霧訪山－奈良井断層帯（ケース１）
建物被害	地震動	全壊棟数		棟	118	4	0	1	0
		半壊棟数		棟	470	100	33	79	6
	土砂災害	全壊棟数		棟	0	0	0	0	0
		半壊棟数		棟	1	0	0	0	0
	全焼・焼失	焼失棟数		棟	1	0	0	0	0
人的被害	死者数			人	6	0	0	0	0
	負傷者数			人	102	18	6	14	1
	負傷者のうち重傷者数			人	12	0	0	0	0
ライフライン被害	上水道断水人口		発生直後	人	3,894	2,952	2,190	2,757	1,152
	下水道機能支障人口		発生直後	人	3,744	2,975	2,227	2,774	1,200
	電力停電軒数		発生直後	軒	2,954	2,323	1,733	2,172	915
	固定電話不通回線数		発生直後	回線	1,472	1,157	863	1,082	456
避難者	全避難者数		２日後	人	678	244	154	265	95
要配慮者	全避難者数		２日後	人	164	59	37	64	23

広丘地区

項目	想定内容			単位	各想定地震における予測値、被害量(冬 18 時)等				
					糸静線（全体）	糸静線（南側）	伊那谷（主部）（ケース３）	境峠・神谷（主部）（ケース１）	霧訪山－奈良井断層帯（ケース１）
建物被害	地震動	全壊棟数		棟	32	0	0	1	0
		半壊棟数		棟	350	46	17	84	4
	土砂災害	全壊棟数		棟	0	0	0	0	0
		半壊棟数		棟	1	0	0	0	0
	全焼・焼失	焼失棟数		棟	0	0	0	0	0
人的被害	死者数			人	1	0	0	0	0
	負傷者数			人	67	8	3	15	1
	負傷者のうち重傷者数			人	3	0	0	0	0
ライフライン被害	上水道断水人口		発生直後	人	10,833	6,935	5,183	8,213	2,733
	下水道機能支障人口		発生直後	人	10,851	7,051	5,337	8,316	2,846
	電力停電軒数		発生直後	軒	5,691	3,756	2,838	4,410	1,561
	固定電話不通回線数		発生直後	回線	2,835	1,871	1,414	2,197	778
避難者	全避難者数		２日後	人	1,466	536	356	768	223
要配慮者	全避難者数		２日後	人	525	192	127	275	80

高出地区

項目	想定内容		単位	各想定地震における予測値、被害量(冬 18 時)等				
				糸静線（全体）	糸静線（南側）	伊那谷（主部）（ケース３）	境峠・神谷（主部）（ケース１）	霧訪山－奈良井断層帯（ケース１）
建物被害	地震動	全壊棟数	棟	25	0	0	1	0
		半壊棟数	棟	197	50	21	54	6
	土砂災害	全壊棟数	棟	0	0	0	0	0
		半壊棟数	棟	1	1	0	1	0
	全焼・焼失	焼失棟数	棟	0	0	0	0	0
人的被害	死者数		人	1	0	0	0	0
	負傷者数		人	39	9	4	10	1
	負傷者のうち重傷者数		人	3	0	0	0	0
ライフライン被害	上水道断水人口	発生直後	人	6,875	5,423	4,381	5,586	3,185
	下水道機能支障人口	発生直後	人	6,323	5,269	4,343	5,425	3,229
	電力停電軒数	発生直後	軒	2,213	1,841	1,512	1,891	1,112
	固定電話不通回線数	発生直後	回線	1,102	916	753	941	554
避難者	全避難者数	２日後	人	976	431	305	532	261
要配慮者	全避難者数	２日後	人	105	47	33	57	28

吉田地区

項目	想定内容		単位	各想定地震における予測値、被害量(冬 18 時)等				
				糸静線（全体）	糸静線（南側）	伊那谷（主部）（ケース３）	境峠・神谷（主部）（ケース１）	霧訪山－奈良井断層帯（ケース１）
建物被害	地震動	全壊棟数	棟	117	0	0	5	0
		半壊棟数	棟	475	62	41	92	2
	土砂災害	全壊棟数	棟	0	0	0	0	0
		半壊棟数	棟	0	0	0	0	0
	全焼・焼失	焼失棟数	棟	1	0	0	0	0
人的被害	死者数		人	6	0	0	0	0
	負傷者数		人	100	11	7	17	0
	負傷者のうち重傷者数		人	11	0	0	1	0
ライフライン被害	上水道断水人口	発生直後	人	9,130	4,802	4,066	5,762	2,505
	下水道機能支障人口	発生直後	人	7,797	4,381	3,784	5,156	2,618
	電力停電軒数	発生直後	軒	3,383	1,880	1,618	2,191	1,096
	固定電話不通回線数	発生直後	回線	1,686	936	806	1,092	545
避難者	全避難者数	２日後	人	1,479	382	288	561	204
要配慮者	全避難者数	２日後	人	280	72	54	106	39

洗馬地区

項目	想定内容		単位	各想定地震における予測値、被害量(冬 18 時)等				
				糸静線（全体）	糸静線（南側）	伊那谷（主部）（ケース３）	境峠・神谷（主部）（ケース１）	霧訪山－奈良井断層帯（ケース１）
建物被害	地震動	全壊棟数	棟	5	0	6	30	0
		半壊棟数	棟	180	69	154	345	58
	土砂災害	全壊棟数	棟	3	0	1	8	0
		半壊棟数	棟	6	0	2	18	0
	全焼・焼失	焼失棟数	棟	0	0	0	0	0
人的被害	死者数		人	0	0	0	2	0
	負傷者数		人	29	11	25	59	9
	負傷者のうち重傷者数		人	1	0	1	3	0
ライフライン被害	上水道断水人口	発生直後	人	3,521	2,729	3,015	3,884	2,362
	下水道機能支障人口	発生直後	人	3,567	2,780	3,079	3,925	2,415
	電力停電軒数	発生直後	軒	3,556	2,759	3,046	3,917	2,387
	固定電話不通回線数	発生直後	回線	1,772	1,374	1,517	1,951	1,189
避難者	全避難者数	２日後	人	463	215	230	431	199
要配慮者	全避難者数	２日後	人	87	41	43	81	38

宗賀地区

項目	想定内容		単位	各想定地震における予測値、被害量(冬 18 時)等				
				糸静線（全体）	糸静線（南側）	伊那谷（主部）（ケース３）	境峠・神谷（主部）（ケース１）	霧訪山－奈良井断層帯（ケース１）
建物被害	地震動	全壊棟数	棟	6	1	4	11	0
		半壊棟数	棟	118	72	101	178	43
	土砂災害	全壊棟数	棟	0	0	1	2	0
		半壊棟数	棟	0	0	2	4	0
	全焼・焼失	焼失棟数	棟	0	0	0	0	0
人的被害	死者数		人	0	0	0	1	0
	負傷者数		人	21	12	18	32	7
	負傷者のうち重傷者数		人	1	0	0	1	0
ライフライン被害	上水道断水人口	発生直後	人	3,818	3,410	3,719	4,203	3,009
	下水道機能支障人口	発生直後	人	3,881	3,462	3,770	4,255	3,064
	電力停電軒数	発生直後	軒	2,633	2,352	2,562	2,892	2,075
	固定電話不通回線数	発生直後	回線	1,311	1,172	1,276	1,442	1,033
避難者	全避難者数	２日後	人	500	273	277	431	253
要配慮者	全避難者数	２日後	人	97	53	54	84	49

北小野地区

項目	想定内容		単位	各想定地震における予測値、被害量(冬 18 時)等				
				糸静線（全体）	糸静線（南側）	伊那谷（主部）（ケース３）	境峠・神谷（主部）（ケース１）	霧訪山－奈良井断層帯（ケース１）
建物被害	地震動	全壊棟数	棟	25	33	3	4	0
		半壊棟数	棟	195	222	72	75	42
	土砂災害	全壊棟数	棟	0	0	0	0	0
		半壊棟数	棟	1	1	0	0	0
	全焼・焼失	焼失棟数	棟	0	0	0	0	0
人的被害	死者数		人	1	2	0	0	0
	負傷者数		人	37	43	13	13	7
	負傷者のうち重傷者数		人	2	3	0	0	0
ライフライン被害	上水道断水人口	発生直後	人	1,655	1,680	1,389	1,389	1,174
	下水道機能支障人口	発生直後	人	1,642	1,669	1,411	1,411	1,193
	電力停電軒数	発生直後	軒	1,517	1,543	1,293	1,293	1,094
	固定電話不通回線数	発生直後	回線	755	769	644	644	545
避難者	全避難者数	２日後	人	252	189	107	140	102
要配慮者	全避難者数	２日後	人	53	40	23	29	21

楢川地区

項目	想定内容		単位	各想定地震における予測値、被害量(冬 18 時)等				
				糸静線（全体）	糸静線（南側）	伊那谷（主部）（ケース３）	境峠・神谷（主部）（ケース１）	霧訪山－奈良井断層帯（ケース１）
建物被害	地震動	全壊棟数	棟	0	0	87	502	107
		半壊棟数	棟	0	0	556	860	593
	土砂災害	全壊棟数	棟	0	0	16	19	4
		半壊棟数	棟	0	0	37	44	10
	全焼・焼失	焼失棟数	棟	0	0	0	6	0
人的被害	死者数		人	0	0	5	28	6
	負傷者数		人	0	0	98	210	107
	負傷者のうち重傷者数		人	0	0	8	43	9
ライフライン被害	上水道断水人口	発生直後	人	232	410	2,309	2,518	2,338
	下水道機能支障人口	発生直後	人	254	429	2,190	2,448	2,213
	電力停電軒数	発生直後	軒	489	882	4,829	5,418	4,874
	固定電話不通回線数	発生直後	回線	127	230	1,258	1,410	1,269
避難者	全避難者数	２日後	人	29	31	296	709	336
要配慮者	全避難者数	２日後	人	7	8	72	173	82

第５　防災対策上の課題

１　防災アセスメント調査から得られる本市における防災対策上の課題は次のとおりである。

(1)　市民による防災活動の促進

前項で示したように、本市にも大規模災害の発生する可能性があり、このことを市民へ周知し、市民が「自分の身は自分で守る」あるいは隣近所で助け合うという意識を持続することが、被害を最小限に食い止めるための第一歩である。

このため、防災関係機関は市民へ防災に関する情報を積極的に提供し、災害や救命・救助等に関する知識・技術を普及するとともに、自主防災組織をはじめ市民による防災活動の活性化を積極的に推進していく必要がある。

(2)　防災性の高い都市構造の形成

都市の防災性を高めるためには、長い時間と多大な費用を要する。このため、本調査で明らかになった地域の危険度を把握した上で、耐火建築物の建築の促進や、道路・緑地・耐火施設等の適切な配置および市街地再開発事業等を計画的に進めることにより、着実に改善を図っていく必要がある。

また、火災による被害を軽減するためには、耐震性貯水槽の整備や多元的な消防水利の確保等の対策も必要である。

(3)　個々の施設等の防災対策の推進

建物倒壊を防止することは、人的被害を軽減するとともに出火を減らす大きな要因となる。

このために、不特定多数が利用する施設や防災上重要な施設等から重点的に耐震性の向上を図るとともに、市民へ耐震診断・改修の啓発・指導を行い、民間住宅等の耐震化を促進する必要がある。

また、二次災害を軽減し、応急対策・復旧対策を迅速に実施するため、土砂災害危険箇所の対策や、河川堤防等の土木施設、道路・鉄道・空港等の交通施設、上水道・下水道・電力などのライフラインの耐震強化について、計画的に実施していく必要がある。

(4)　緊急時の医療救護体制の整備

防災アセスメント調査で想定される人的被害は、死者数は最大で約 70 人、重傷者は最大で約 110 人である。このような人的被害をできる限り軽減するため、平常時から緊急時の医療体制を整備するとともに、医薬品等の備蓄及び調達の体制を確立しておく必要がある。

特に、楢川地区、洗馬地区は地震時に道路が土砂災害で通行不能となるおそれがあり、地区内の医療体制、救護拠点の整備が重要となる。

(5)　緊急輸送体制の整備

災害時の緊急輸送体制の確保は、救援物資等の輸送や負傷者の搬送を円滑に実施するために非常に重要であり、あらかじめ輸送車両等の調達、運用の計画を定めるとともに輸送ルートの選定を行っておく必要がある。

また、災害時には道路等の利用可否情報をできるだけ迅速に把握・発信することが望まれる。

さらに、万一道路等の交通施設が利用できなくなった場合に備え、平常時から緊急時のヘリポートを選定しておくことも必要である。

(6)　食料、生活必需品等の備蓄

防災アセスメント調査で想定される避難者は、最大で約 8,000 人に及ぶ。阪神・淡路大震災の事例でも、発災直後は交通手段が混乱し、食料、生活必需品等の避難者への本格的な支援は発災後２～13 日以降となったことから、家庭や企業で最低でも３日分の食料、飲料水等を用意し、万一の災害に備えておくことが大切である。

一方、行政においても、広域的な応援が開始されるまでに必要な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄及び調達する体制を整備する必要がある。

また、人的被害を軽減するため、関係機関等の協力を得て、防災資機材等の備蓄及び調達の体制についても整備を進める必要がある。

(7)　情報連絡体制の整備

大規模災害時の応急対策・復旧対策を統括する災害対策本部は、防災関係機関相互の連携を図りながら、多岐に渡る災害情報を一元管理し、状況の把握・判断・対策の指示を迅速かつ的確に実施することが求められる。

このような災害対策本部の活動を円滑に機能させるためには、災害時に利用できる通信手段を複数のルートを確保しておくことや通信設備の耐震化を進めることのほか、平常時から防災関係機関が、交通施設・土木施設・ライフライン・防災上重要な施設等に関する情報を相互に伝達・処理する防災情報システムを整備しておくことが有効である。

また、地域の防災能力を向上させるための長期的な方策として、各種の土木・建築工事において調査される地盤や地形等の自然条件に関する情報をデータベースとして整理し、地域の危険度を詳細に把握するための基礎資料として整備しておくことも重要である。

(8)　防災拠点施設の整備

本調査で想定される災害に対し、次のような機能を盛り込んだ防災拠点施設の整備について検討を進める必要がある。

・万一、本来の災害対策本部施設が被災した場合でも指揮命令系統を確保することができる予備機能
・災害救助用物資、防災資機材等の備蓄機能
・物資等の集積・輸送機能、応急活動要員・搬送車両の集合・待機・出動等を行うための中央基地機能
・学習・疑似体験のできる防災教育・啓発機能

２　各地区における防災上の課題は、次の通りである。

なお、想定される被害の数値は、夏 12 時、冬 18 時、冬深夜の中で最も被害が大きな場合を示している。

(1)　大門地区

糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）では震度６弱の強い揺れが想定され、建物全壊は

約 20 棟となった。人的被害は死者１人、負傷者 57 人と想定され、主に揺れによる建物被害に伴うものであった。今後は、建物の耐震化、家具の固定化を進め、災害リスクを低減させる必要がある。

また、糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）では、建物被害による避難者に加え、地区内の断水、停電がほぼ全域で発生し、生活困窮による避難者が２日以降に急増するため避難所避難者は最大で約 590 人（２日後）、避難所外避難者もほぼ同数となった。避難所の収容力は十分確保できているが、備蓄物資は不足する。飲料水は１日後から不足し、食料は２日後以降に不足すると想定された。今後は、避難所の物資の備蓄を進め、災害対応力を向上させる必要がある。

大門地区には、塩尻駅周辺にホテルや旅館等の施設も存在するため、宿泊客が帰宅困難者となる可能性がある。鉄道が運休した場合の帰宅困難者の対策等を鉄道事業所と連携し検討する必要がある。

(2)　塩尻東地区

糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）では震度６強の強い揺れが想定され、建物全壊は約 50 棟となった。土砂災害による全壊は２棟と想定された。人的被害は死者３人、負傷者 90 人と想定され、主に揺れによる建物被害に伴うものであった。今後は、建物の耐震化、家具の固定化を進めるとともに、県と連携して土砂災害危険箇所の整備を進め、災害リスクを低減させる必要がある。

また、糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）では、建物被害による避難者に加え、地区内の断水、停電がほぼ全域で発生し、生活困窮による避難者が２日以降に急増するため避難所避難者は最大で約 475 人（２日後）、避難所外避難者もほぼ同数となった。避難所の収容力は十分確保できているが、備蓄物資は不足する。飲料水は１日後から不足し、食料は２日後以降に不足すると想定された。今後は、避難所の物資の備蓄を進め、災害対応力を向上させる必要がある。

また、糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）では、災害発生の危険性が高いとされるため池が３箇所（保全人家約 50 世帯）となった。ため池の決壊による二次災害の防止のため、耐震化等の対策が必要と考えられる。

(3)　片丘地区

糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）では震度６強の強い揺れが想定され、建物全壊は約 120 棟となった。人的被害は死者７人、負傷者 129 人と想定され、10 地区の中でもっとも死者負傷者の多くなった。主に揺れによる建物被害に伴うものであった。今後は、建物の耐震化、家具の固定化を進め、災害リスクを低減させる必要がある。

また、糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）では、建物被害による避難者に加え、地区内の断水、停電がほぼ全域で発生し、生活困窮による避難者が２日以降に急増するため避難所避難者は最大で約 339 人（２日後）、避難所外避難者もほぼ同数となった。避難所の収容力は十分確保できているが、備蓄物資は不足する。飲料水は１日後から不足し、食料は２日後

以降に不足すると想定された。今後は、避難所の物資の備蓄を進め、災害対応力を向上させる必要がある。

(4)　広丘地区

糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）では震度６強の強い揺れが想定され、建物全壊は約 30 棟となった。人的被害は死者２人、負傷者 80 人と想定され、主に揺れによる建物被害に伴うものであった。今後は、建物の耐震化、家具の固定化を進めるとともに、県と連携して土砂災害危険箇所の整備を進め、災害リスクを低減させる必要がある。

また、糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）では、建物被害による避難者に加え、地区内の断水、停電がほぼ全域で発生し、生活困窮による避難者が２日以降に急増するため避難所避難者は最大で約 733 人（２日後）、避難所外避難者もほぼ同数となった。避難所の収容力は十分確保できているが、備蓄物資は不足する。飲料水は１日後から不足し、食料は２日後以降に不足すると想定された。今後は、避難所の物資の備蓄を進め、災害対応力を向上させる必要がある。

(5)　高出地区

糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）では震度６弱の強い揺れが想定され、建物全壊は約 30 棟となった。人的被害は死者２人、負傷者 49 人と想定され、主に揺れによる建物被害に伴うものであった。今後は、建物の耐震化、家具の固定化を進めるとともに、県と連携して土砂災害危険箇所の整備を進め、災害リスクを低減させる必要がある。

また、糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）では、建物被害による避難者に加え、地区内の断水、停電がほぼ全域で発生し、生活困窮による避難者が２日以降に急増するため避難所避難者は最大で約 488 人（２日後）、避難所外避難者もほぼ同数となった。避難所の収容力は十分確保できているが、備蓄物資は不足する。飲料水は 1 日後から不足し、食料は２日後以降に不足すると想定された。今後は、避難所の物資の備蓄を進め、災害対応力を向上させる必要がある。

(6)　吉田地区

糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）では震度６強の強い揺れが想定され、建物全壊は約 30 棟となった。人的被害は死者２人、負傷者 49 人と想定され、主に揺れによる建物被害に伴うものであった。今後は、建物の耐震化、家具の固定化を進め、災害リスクを低減させる必要がある。

また、糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）では、建物被害による避難者に加え、地区内の断水、停電がほぼ全域で発生し、生活困窮による避難者が２日以降に急増するため避難所避難者は最大で約 740 人（２日後）、避難所外避難者もほぼ同数となった。避難所の収容力は十分確保できているが、備蓄物資は不足する。飲料水は１日後から不足し、食料は２日後以降に不足すると想定された。今後は、避難所の物資の備蓄を進め、災害対応力を向上させる必要がある。

(7)　洗馬地区

境峠・神谷断層帯（主部）の地震では震度６弱の強い揺れが想定され、建物全壊は約 30 棟となった。そのうち土砂災害による全壊は８棟と想定された。人的被害は死者２人、負傷者 52 人と想定され、主に揺れによる建物被害に伴うものであった。今後は、建物の耐震化、家具の固定化を進めるとともに、県と連携して土砂災害危険箇所の整備を進め、災害リスクを低減させる必要がある。

また、境峠・神谷断層帯（主部）の地震では、建物被害による避難者に加え、地区内の断水、停電がほぼ全域で発生し、生活困窮による避難者が２日以降に急増するため避難所避難者は最大で約 215 人（２日後）、避難所外避難者もほぼ同数となった。避難所の収容力は十分確保できているが、備蓄物資は不足する。飲料水は１日後から不足し、食料は２日後以降に不足すると想定された。今後は、避難所の物資の備蓄を進め、災害対応力を向上させる必要がある。

また、境峠・神谷断層帯（主部）の地震では、道路被害箇所が 20 箇所と想定された。地区の幹線道路が寸断されると、洗馬地区への応援（人材派遣、物資輸送等）が困難となる。さらに、地区内には救急医療の備わった施設がないため、救急病院への重傷者の搬送が困難となる。今後は、孤立集落対策として道路啓開対策及び情報伝達手段の確保等を進める必要がある。

(8)　宗賀地区

境峠・神谷断層帯（主部）の地震では震度６弱の強い揺れが想定され、建物全壊は約 30 棟となった。そのうち土砂災害による全壊は２ 棟と想定された。人的被害は死者１人、負傷者 30 人と想定され、主に揺れによる建物被害に伴うものであった。今後は、建物の耐震化、家具の固定化を進めるとともに、県と連携して土砂災害危険箇所の整備を進め、災害リスクを低減させる必要がある。

また、境峠・神谷断層帯（主部）では、建物被害による避難者に加え、地区内の断水、停電がほぼ全域で発生し、生活困窮による避難者が２日以降に急増するため避難所避難者は最大で約 216 人（２日後）、避難所外避難者もほぼ同数となった。避難所の収容力は十分確保できているが、備蓄物資は不足する。飲料水は１日後から不足し、食料は２日後以降に不足すると想定された。今後は、避難所の物資の備蓄を進め、災害対応力を向上させる必要がある。

(9)　北小野地区

糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）では震度６強の強い揺れが想定され、建物全壊は約 30 棟となった。人的被害は死者２人、負傷者 47 人と想定され、主に揺れによる建物被害に伴うものであった。今後は、建物の耐震化、家具の固定化を進めるとともに、県と連携して土砂災害危険箇所の整備を進め、災害リスクを低減させる必要がある。

また、糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）では、建物被害による避難者に加え、地区内の断水、停電がほぼ全域で発生し、生活困窮による避難者が２日以降に急増するため避難所避難者は最大で約 126 人（２日後）、避難所外避難者もほぼ同数となった。避難所の収容力は十分確保できているが、備蓄物資は不足する。飲料水は１日後から不足し、食料は２日後

以降に不足すると想定された。今後は、避難所の物資の備蓄を進め、災害対応力を向上させる必要がある。

(10) 楢川地区

境峠・神谷断層帯（主部）の地震では震度６強の強い揺れが想定され、建物全壊は約 500 棟となった。人的被害は死者約 70 人、負傷者約 500 人と想定され、主に揺れによる建物被害に伴うものであったが、土砂災害による死者も想定された。今後は、建物の耐震化、家具の固定化を進めるとともに、県と連携して土砂災害危険箇所の整備を進め、災害リスクを低減させる必要がある。

また、境峠・神谷断層帯（主部）の地震では、道路被害箇所が 14 箇所と想定された。市の中心部への幹線道路（国道 19 号）が寸断されると、楢川地区への応援（人材派遣、物資輸送等）が困難となる。さらに、地区内には救急医療の備わった施設がないため、救急病院への重傷者の搬送が困難となる。今後は、国、県と連携し幹線道路の啓開体制の対策を進めるとともに、道路が不通になった場合に備え、楢川支所の拠点機能（災害対策支部機能）を充実させ、災害対応力を向上させる必要がある。

さらに、境峠・神谷断層帯（主部）の地震では、建物被害による避難者及びライフライン途絶の影響により、約 350 人の避難所避難者（２日後)、避難所外避難者もほぼ同数となった。避難所収容力は約 1,600 人分の余裕があるが、夏の 12 時に発生した場合は観光客が約 3,000 人近く訪れている。そのため、観光客が帰宅困難者として避難所に来た場合は収容力が不足する。飲料水や食料も足りず避難所の運営が困窮すると考えられる。今後は帰宅困難者滞在施設の確保や物資備蓄を進め、観光客の被災も考慮した防災対策を進める必要がある。

第２章　災害予防計画

第１節　地震に強いまちづくり

【総務部】

第１　基本方針

市内の構造物・施設等について、防災基本計画、県の地域防災計画の基本的考え方及び市の防災アセスメント調査を踏まえ、地震防災に関する措置を実施し耐震性の確保を図る。また、地震防災に関する事業計画等を作成し、それに基づく事業を推進するとともに、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを行う。

また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。

第２　主な取組み

１　施設等への耐震性の確保、市域保全機能の増進等地震に強い郷土を形成する。

２　地震に強い都市構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強いまちづくりを推進する。

３　防災拠点施設を中心として、市民、企業、各種の団体等により防災知識の普及及び啓発に努める。

第３　計画の内容

１　地震に強い郷土づくり

(1)　現状及び課題

本市は、地勢地質とも複雑な構造となっていて、急峻な地形、もろい地盤とあいまって、市域で実施した防災アセスメント調査で示しているとおり活断層も見られ、地震による大きな被害が懸念されることから、地震災害に強い安全な郷土の形成に取り組む。

また、大門・広丘・高出・吉田を中心とした市街化区域の各地区では、人口増により地域のつながりも薄れがちな傾向にあることから、市民相互の防災体制を高めていく必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から市域及び市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

(ｲ)　基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化などにより、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

(ｳ)　地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの市域保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

(ｴ)　東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第１章第５節「被害想定」を参考に減災目標、及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進する。

(ｵ)　老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

イ　県が実施する計画（全部局）

(ｱ)　総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。

(ｲ)　基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計や代替性を確保するための道路ネットワークの充実、航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

(ｳ)　地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの県土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮するものとする。

(ｴ)　東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した大規模地震防災・減災対策大綱［地震防災対策のマスタープラン（防災対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策）］や地震防災戦略（期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策）を踏まえ、「被害想定」を基に減災目標を策定するとともに、減災目標を達成するための地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進するものとする。

(ｵ)　老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

ウ　関係機関が実施する計画（交通・通信施設管理機関）

主要な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより、耐震性の確保に努めるものとする。

２　地震に強いまちづくり

(1)　現状及び課題

都市化の進展、建築物の高層化や多様化、ライフライン等への依存度の増大により、地震の及ぼす被害は多様化していて、地震に強い都市構造、建築物の安全化・耐震化の促進、ライフライン施設の耐震化に配慮したまちづくりが必要となっている。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　地震に強い都市構造の形成

a　避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

b　幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

防災拠点となる公共施設等の耐震化について、計画的かつ効果的な実施に努める。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

c　不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。

d　立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

e　所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

(ｲ)　建築物等の安全化

a　不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

b　住宅をはじめとする、建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

c　既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を実施する。

d　建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

e　市有建築物の耐震化については、塩尻市耐震改修促進計画に沿った耐震化を促進する。

f　災害時の拠点となる庁舎、指定避難場所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するように努める。

g　指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(ｳ)　ライフライン施設等の機能の確保

a　ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

特に、３次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

b　関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。

c　コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

(ｴ)　地質、地盤の安全確保

a　施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を実施するほか、大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図る。

b　個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

c　大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

(ｵ)　危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

(ｶ)　災害応急対策等への備え

a　被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時から十分行い、職員及び市民個々の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。

b　指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

c　防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

d　県、他市町村との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

e　民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・

輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

ｆ　他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

ｇ　随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

ｈ　災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ｉ　平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

ウ　県が実施する計画（全部局）

(ｱ)　地震に強い都市構造の形成

ａ　広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化等、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

ｂ　幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための都市防災総合推進事業、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

ｃ　不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化するものとする。

ｄ　所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する市に対し、必要な助言や支援を行うよう努めるものとする。

(ｲ)　建築物等の安全化

a　不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。

特に、県有施設の内、多数の者が利用する学校や防災上重要な拠点となる庁舎等で、耐震性能が低い建築物について、平成 19 年 11 月に策定した「県有施設耐震化整備プログラム（平成 23 年度改定）」及び「第二期県有施設耐震化整備プログラム（平成 28 年３月策定）」に基づき、計画的な耐震化を推進するとともに、構造躯体の耐震化に合わせ、天井や建具などの非構造部材や建築設備の耐震改修に努めるものとする。

県営住宅については、老朽化等の状況を踏まえ、改善、建替え等を実施し、その適正な維持管理に努めるものとする。

b　住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。

c　既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するものとする。

d　建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

e　災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

f　指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

(ｳ)　ライフライン施設等の機能の確保

a　ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

特に、３次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

b　関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。

c　コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

ｄ　ライフライン防災連絡会を設置し、関係機関の連携を図るものとする。

(ｴ)　地質、地盤の安全確保

ａ　施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。

ｂ　個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図るものとする。

ｃ　大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

(ｵ)　危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

(ｶ)　災害応急対策等への備え

ａ　地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。

ｂ　指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

ｃ　防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

ｄ　民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるよう努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性に留意するものとする。

ｅ　民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

ｆ　他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

ｇ　災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

ｈ　随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

ｉ　災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

ｊ　大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

エ　その他関係機関が実施する計画（全機関）

(ｱ)　地震に強い都市構造の形成

不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化するものとする。

(ｲ)　建築物等の安全化

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。

(ｳ)　ライフライン施設等の機能の確保

ａ　ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

特に、３次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

ｂ　ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

ｃ　関係機関と密接な関係をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。

ｄ　コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(ｴ)　地盤、地質の安全確保

施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を

適切に実施するほか、大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。

(ｵ)　危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

(ｶ)　災害応急対策等への備え

ａ　次章以降に掲げる、災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための必要な資機材及び人員の配置などの備えを平常時から十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るため、災害応急対応マニュアルの見直しを進めるものとする。

ｂ　指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとするものとする。

ｃ　地方整備局は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。(別記参照)

ｄ　民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

ｅ　民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

ｆ　他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

ｇ　病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(別記) 防災機能を有する市内道の駅一覧

No.	所在地	道の駅名称	路線名	整備手法	防災機能		駐車場面積(㎡)
					活動拠点※	ヘリポート	
1	塩尻町1090番地	小坂田公園	(国)20号	単独型	○		9,700㎡
2	木曽平沢2272番地7	木曽ならかわ	(国)19号	一般型(国)	○		3,990㎡

3	奈良井 1346 番の 3	奈良井 木曽の大橋	(国)19 号	一般型(国)	○		4,260 ㎡

※　活動拠点の役割

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の活動拠点

緊急交通路確保のための応急復旧活動拠点・放置車両等の移動先等

第２節　情報の収集・連絡体制計画

【総務部】

第１　基本方針

災害時には各機関が早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには、迅速、確実な情報の収集が必要である。そのため、市、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

第２　主な取組み

１　市は、県及び関係機関等と連携をとりながら、防災関連情報のデータベース化を図るなど、災害時の被害予測システムの研究を推進するとともに、伝達体制を整備して、収集した情報等の市民等への周知を図る。

２　防災関係機関との情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。

３　情報伝達手段の多ルート化を推進する。

第３　計画の内容

１　情報の収集・連絡体制の整備

(1)　現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。市、県、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にすることが必要である。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。

(ｲ)　円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

(ｳ)　支所及び公共施設（学校、保育園など）、警察署、消防署、消防団、区長等に整備した、移動系防災行政無線を活用した情報収集・連絡体制の整備を図る。

(ｴ)　総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。

(ｵ)　「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。

(ｶ)　国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて、活用するものとする。

(ｷ)　ヘリコプターによる上空からの情報収集を研究する。

(ｸ)　無人航空機による上空からの情報収集を実施する。

(ｹ)　雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、市民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(ｺ)　災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

イ　松本広域消防局及び木曽消防本部が実施する計画

震災時における消防活動を円滑に実施するため、住民からの通報内容、参集時に収集した消防職員・団員からの情報、ヘリによる情報など防災関係機関が相互の情報交換等を密にし、情報の共有を図るものとする。

(ｱ)　被害状況等の把握調査を行うため、情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。(第３章第１節「災害情報の収集・連絡活動」参照)

(ｲ)　円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。

ウ　県が実施する計画

(ｱ)　情報収集ルートを、あらかじめ設定するものとする。(危機管理部)

また、災害発生直後、被害が甚大な市町村等を早期に把握するため、県が情報収集する内容及び目標時間を予め定めるとともに、関係機関に周知するものとする。(全部局)

(ｲ)　円滑な情報収集の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。(危機管理部)

(ｳ)　目視、撮影等による情報を収集するため、航空機、無人航空機等の効果的な運用を推進する。(全部局)

(ｴ)　震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等のないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のため、全市町村に震度計を設置し、県と消防庁を結ぶ震度情報ネットワークの高度化を図るものとする。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT)、災害情報共有システム（Ｌアラート）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。(危機管理部)

(ｵ)　道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進するものとする。(警察本部)

(ｶ)　毎年、防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、関係機関に配付するものとする。(危機管理部)

(ｷ)　情報を一元的に収集伝達する「長野県防災情報システム」の効果的運用を推進するものとする。(危機管理部)

(ｸ)　「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化を図るものとする。

(ｹ)　国関係機関、市町村及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。(全部局)

(ｺ)　災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めるものとする。(危機管理部)

(ｻ)　「長野県地震被害予測システム」により得た被害予測結果を災害時の応急対策活動に活用できる体制の構築に努めるものとする。

(ｼ)　発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査を行う場合に備え、市町村等と連携の上、予め一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。(危機管理部)

エ　その他防災関係機関が実施する計画

(ｱ)　被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。

(ｲ)　円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。

2　情報の分析整理

市及び県は、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用による災害情報等の共有化、住民への周知を図るものとする。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成･活用を図ること等により、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するよう努めるものとする。

3　通信手段の確保

(1)　現状及び課題

過去の震災時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定されることが求められる。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図る。

(ｲ)　非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置するよう努める。

(ｳ)　塩尻地区タクシー協議会との「災害時応援協定」により、災害情報の提供を積極的に受け、的確な被害状況把握などを行う。

(ｴ)　通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、賑済寺を想定した非常通信訓練を行う。

(ｵ)　衛星携帯電話、ＭＣＡ移動無線、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

(ｶ)　震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT)、災害情報共有システム（Ｌアラート)、その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

(ｷ)　ＮＴＴ東日本㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟い努めるものとする。

また、ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や非常用電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い、円滑な通信の確保を図るものとする。(危機管理部)

(ｲ)　災害時にアマチュア無線局の協力により情報提供が得られる体制を構築するものとする。(危機管理部)

(ｳ)　通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、震災時を想定した非常通信訓練を行うものとする。(危機管理部、警察本部)

(ｴ)　衛星携帯電話、携帯電話、ＭＣＡ移動無線、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。(危機管理部、警察本部)

(ｵ)　ＮＴＴ東日本㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。また、ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

(ｶ)　震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Ｌアラート)、その他の災害情報等を瞬時に受信するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

第３節　活動体制計画

【総務部】

第１　基本方針

地震発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図る。

第２　主な取組み

１　職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した「災害応急対策マニュアル」に基づいた活動を行う。

２　防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。

３　防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能を確保する。

４　複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。

５　塩尻市業務継続計画等により、業務継続性の確保を図る。

第３　計画の内容

１　職員の参集・活動体制

(1)　現状及び課題

震災による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　災害の規模に応じた職員の非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

(ｲ)　災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した「災害応急対策マニュアル」に基づく訓練の実施を図る。

(ｳ)　特に大規模災害時における初動体制を確立するための「大規模災害時の職員初動行動マニュアル」を見直し、職員への徹底を図る。

(ｴ)　「職員緊急メール」の有効な活用を図る。

(ｵ)　応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材

の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

(ｶ)　発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部の実施する計画

(ｱ)　消防職員の非常招集

あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の参集等については、広域連合消防計画等により定め、必要に応じて見直しを行うものとする。

(ｲ)　招集訓練

招集訓練は、総合防災訓練等に適宜実施するとともに、市町村と調整して随時、消防団との一体の訓練をものとする。

ウ　県が実施する計画（全部局）

(ｱ)　地震に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化するほか、各市町村に震度計を設置し、県内の震度情報の収集体制の整備を図るものとする。

(ｲ)　職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

なお、東南海・南海地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行うものとする。

また、必要に応じ、見直しを行うものとする。

(ｳ)　大規模災害発生時には、職員への連絡が取れない状況となることを想定し、指示によらない参集方法の検討を深めるものとする。

(ｴ)　災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

(ｵ)　応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

(ｶ)　過去の災害対応の振り返りを行い、必要に応じて長野県災害対策本部規程、長野県警戒・対策本部設置要綱等の見直しを図る。見直しにおいては、初動期だけでなく応急期から復旧期にかけての体制についても検討するものとする。また、体制の見直しについては、訓練等を通じＰＤＣＡサイクルの観点から改善を図るものとする。

(ｷ)　発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

エ　その他関係機関が実施する計画（全機関）

(ｱ)　職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

(ｲ)　応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

(ｳ)　ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

２　組織の整備

(1)　現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす地震災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに、組織間の応援協力体制が重要となる。

現在、市及び県にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

災害対策基本法第 16 条の規定に基づき、塩尻市防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した市地域防災計画及び地震災害の特色を考慮した震災対策計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

市防災会議は、市長を会長とし、指定地方行政機関の職員、県の職員、消防団長、指定公共機関の職員などの委員で組織し、必要に応じて、広く専門的な事項を調査させるための専門委員を置き、より実効性のある地域防災計画の作成に努める。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

(ｱ)　市が作成及び修正する地域防災計画及び震災対策計画を踏まえ、松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する災害予防計画及び災害応急対策計画の見直しを行い、市計画への組入れを協議するとともに、その計画の実施を図るものとする。

(ｲ)　松本広域消防局は、市地域防災計画の円滑な実施及び松本広域圏内の迅速な消防活動を行うため、消防機関、自衛隊、地域振興局、警察署、建設事務所及び保健福祉事務所で構成する松本広域圏消防防災関係機関連絡会、松本広域消防局管内消防団長連絡会等を開催し、防災関係機関相互の連携体制について、さらに具体的な調整を図るものとする。

ウ　県が実施する計画（危機管理部）

(ｱ)　県防災会議

災害対策基本法第 14 条の規定に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により修正するとともに、計画の実施を推進するものとする。

防災会議は、知事を会長とし、防災関係機関の長または県職員のうちから任命された委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐す

る。

組織内の部会として、地震対策部会、火山対策部会等を有する。

(ｲ)　地震対策部会

災害対策基本法施行令第７条第４号及び長野県防災会議条例第４条第１項の規定に基づき、長野県防災会議に地震対策部会を設置し、地域防災計画における地震対策の具体的樹立を行うものとする。

(ｳ)　火山対策部会

災害対策基本法施工例第７条第４号及び長野県防災会議条例第４条１項の既定に基づき、長野県防災会議に火山対策部会を設置、地域防災計画における火山対策の具体的樹立を行うものとする。

エ　その他関係機関が実施する計画

市の地域を管轄し、または市の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、市、県及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

３　防災中枢機能等の確保

(1)　現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、再生エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

また、保健福祉センターは、耐震性があり、非常発電装置を設置してあるため災害時の中枢施設と位置づけ、中枢機能を整備する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

防災中枢機能を果たす施設・設備等の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行う。

(ｱ)　災害対策本部を置くこととなる保健福祉センターについては、災害時における施設・設備の安全性を確保するとともに、防災中枢機能の整備に努める。

(ｲ)　松本広域消防局と協議の上、塩尻消防署庁舎について、災害時の市の代替防災拠点施設としての位置付けを確保し、その防災機能の強化に努める。

(ｳ)　災害時の防災対策の拠点となる施設として、「市民防災センター」等の設置を研究する。

(ｴ)　長時間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

イ　松本広域消防局及び木曽消防本部が実施する計画

消防庁舎は、消防防災活動の中核としての機能を維持するものとする。

ウ　県が実施する計画

(ｱ)　県庁舎の点検を実施し、災害等の危険箇所を把握し、補強等を実施するものとする。（総務部）

(ｲ)　地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき県庁西庁舎に整備した災害対策本部室（防災センター）、県警災害警備本部の機能を活用し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにするものとする。（危機管理部、総務部、警察本部）

(ｳ)　県庁本庁舎被災時に防災中枢機能を確保するため、県合同庁舎等を代替施設としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能強化に向けた検討を行うものとする。（危機管理部、総務部）

(ｴ)　長時間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。（危機管理部、総務部）

(ｵ)　緊急防災基盤整備事業債等を活用し、警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の強化を図るものとする。（警察本部）

エ　その他関係機関が実施する計画（全機関）

それぞれの機関において防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4　複合災害への備え

(1)　現状及び課題

同時または連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2)　実施計画

ア　市、県及び関係機関が実施する計画

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

5　業務継続性の確保

(1)　現状及び課題

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2)　実施計画

ア　市及び関係機関が実施する計画

(ｱ)　災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確な投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、塩尻市業務継続計画等により、業務継続性の確保を

図る。

(ｲ)　実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

イ　県が実施する計画（全部局）

(ｱ)　災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

(ｲ)　実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第４節　広域相互応援計画

【総務部】

第１　基本方針

災害発生時においては、その規模及び被害の状況から、市、県及び関係機関等の単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となることも想定されるため、他市町村、消防機関、関連機関との相互応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第２　主な取組み

１　防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。

２　県内全市町村による相互応援体制の確立を図る。

３　県内全消防本部による消防相互応援体制の確立。

４　姉妹都市との相互応援協定の締結。

５　公共機関及びその他事業者等による相互応援協定の締結を促進する。

６　防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、防災拠点の確保を図る。

第３　計画の内容

１　防災関係機関相互の連携体制整備

(1)　現状及び課題

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。

(2)　実施計画

ア　県、市及び関係機関が実施する計画

(ｱ)　広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。(危機管理部)

(ｲ)　応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。(危機管理部)

(ｳ)　災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討するものとする。(危機管理部)

(ｴ)　国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。(県・市)

(ｵ)　応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。（県・市）

(ｶ)　緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。（地方整備局）

(ｷ)　必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。（市）

(ｸ)　訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。（県・市）

２　県内全市町村間の相互応援協定

(1)　現状及び課題

大規模災害時に、県内 77 市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。

今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。

(ｲ)　相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

(ｳ)　備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう平常時から連携強化に努める。

イ　県が実施する計画（危機管理部）

県市長会及び県町村会等と調整を行い、相互応援体制の確立を図るものとする。

ウ　関係機関が実施する計画（県内各消防本部、県消防長会）

県及び市町村と調整を図り、相互応援体制の確立を図るものとする。

３　県内全消防本部間の消防相互応援体制

(1)　現状及び課題

県内の消防本部を置く市町村等が円滑に相互応援を実施することを目的に「長野県消防相互応援協定」が平成８年２月 14 日に締結された。

また、地震等の大規模災害時に上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に、全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成７年６月 30 日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。

平成 15 年６月に消防組織法が改正され、平成 16 年４月から緊急消防援助隊が法制化され

るとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。

この法律及び協定に基づき、応援の要請及び実施が図られるよう、合同訓練等を実施するとともに、連携の強化を図る必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　松本広域消防局及び木曽広域消防本部と連携をとり、各消防本部間の協定に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制の整備を支援する。

(ｲ)　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が他の消防本部と行う合同訓練等に協力し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図られるよう、平常時から連携強化を図る。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

(ｱ)　協定事務の円滑な推進を図るため、応援協定に基づく協議会及び中信地域（松本広域消防局、北アルプス広域消防本部、木曽広域消防本部）の連絡会議を必要に応じて開催するものとする。

(ｲ)　合同訓練等を実施し、消防本部間の連携強化を図るものとする。

ウ　県が実施する計画（危機管理部）

(ｱ)　県消防長会、緊急消防援助隊の県隊長を努める代表消防機関等と連携し、県内外消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進するものとする。

(ｲ)　緊急消防援助隊等他都道府県の応援の円滑な受入れを図るため「長野県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに受け入れ体制を整えるものとする。

(ｳ)　市町村、代表消防機関等と連携し、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努めるものとする。

エ　その他関係機関が実施する計画（県市町会、県町村会、県消防長会）

市、県及び他市町村と調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進するものとする。

4　他の都道府県等との相互応援協定

(1)　現状及び課題

市では、平成７年に静岡県南伊豆町と、同年に新潟県糸魚川市（糸魚川市の市町合併により平成 17 年再締結）と、平成 22 年には静岡県袋井市とそれぞれ姉妹都市間における災害時の相互応援協定を締結している。

また、県では、全国知事会の調整による「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」、関東地方知事会を構成する１都９県による「震災時等の相互応援に関する協定」及び中部圏知事会を構成する９県１市（名古屋市）による「災害時等の応援に関する協定」が締結されているほか、新潟県、山梨県、静岡県と「中央日本四県（新潟県・山梨県・長野県・静

岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」を締結している。

また、新潟県、山梨県、群馬県、岐阜県、富山県、静岡県と「消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定」及び富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県と「大規模災害時におけるドクターヘリ広域連携に関する基本協定」を締結している。

これらの協定により、近隣都県市との相互応援体制は整備されているが、今後一層の連携強化が必要である。

また災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討する必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　協定の締結先である糸魚川市、南伊豆町及び袋井市との調整により、より効果的な内容への見直しを図る。

(ｲ)　協定により実施する応援については、締結先市町の防災体制の把握及び合同訓練の実施等により連携を強化し、災害時の円滑な応援及び受援体制の整備を図る。

(ｳ)　県が締結した協定により実施される応援についても、県との調整により、応援及び受援体制を整備するよう努める。

イ　県が実施する計画（危機管理部）

(ｱ)　相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(ｲ)　関係都道府県等の備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努めるものとする。

(ｳ)　迅速かつ円滑な応援の受入れ及び支援が図られるよう、相互に先遣隊の派遣、被災現地における調整本部の設置等に必要な体制の整備を図るものとする。

(ｴ)　広域避難が実施された場合を想定し、避難所・応急仮設住宅の設置が相互に行われるよう平常時から体制整備を図るものとする。

(ｵ)　災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討するものとする。

5　公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

(1)　現状及び課題

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する。

(2)　実施計画

ア　公共機関及びその他事業者が実施する計画

同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、共同で訓練を行うなど、平常時から連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備するものとする。

6　県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

(1)　現状及び課題

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」（資料編参照）を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

(2)　県及び市が実施する計画

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員の選定、職員が自活できるような資機材や物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。

7　広域防災拠点の確保

(1)　現状と課題

県は、大規模災害時において、国及び他県等から広域的な人的、物的支援を円滑に受け入れ、被災市町村に迅速かつ確実に送り届けるため、長野県広域受援計画を策定し、広域防災拠点の具体的な施設の選定や運用について広域防災拠点計画を定めた。

この広域防災拠点計画は、県内の情勢の変化や、広域防災拠点施設の整備状況の変化等を踏まえ、継続的に更新していくものであり、本市においても計画更新に合わせて適宜対応を行う必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　市は大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、令和３年３月に「塩尻市災害時受援計画」を策定している。

(ｲ)　機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

イ　県が実施する計画（危機管理部）

(ｱ)　県は大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定し、関係計画の修正や本県の情勢、関係機関の体制の変化、災害対応で得られた新たな知見等を踏まえ、継続的に更新するものとする。

(ｲ)　機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

第５節　救助・救急・医療計画

【健康福祉部】

第１　基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄及び調達体制の整備を図るとともに、医薬品備蓄施設の耐震強化を図る。

また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県１か所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に１か所以上の地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。

このほか、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

第２　主な取組み

１　災害等緊急時に備え、救助・救急用資機材等の整備を図る。

２　医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法、備蓄施設の耐震化等の検討を行う。

３　状況に応じ市内災害拠点医療機関の指定を行うなど、災害医療体制の充実整備を図る。

４　災害時における被害状況把握、患者の受入体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第３　計画の内容

１　救助・救急用資機材の整備

(1)　現状及び課題

令和４年４月１日現在、松本広域消防局塩尻消防署、広丘消防署が保有する救助救急車両の現有台数は、救助工作車１台、重機及び重機搬送車１台、救急自動車３台である。

これらの状況から、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化は充足しているものの、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材等の整備、及び平常時からの訓練の実施が必要である。

また、災害時に備え、救助・救急用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

なお、楢川地区の救助、救急については、「松本広域連合と木曽広域連合との間における消防の事務委託に関する規約」により、木曽広域連合が実施している。

令和４年４月１日現在、木曽広域消防本部木曽消防署北分署が保有する救助救急車両の現有台数は、救急自動車１台である。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　松本広域消防局及び木曽広域消防本部との連携により、災害時における迅速かつ的確な救助・救急活動ができる体制を確立する。

(ｲ)　消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に、救助・救急資機材等の備蓄を行い、消防団、自主防災組織等を中心に市民の協力を得て、発災当初の自主的な救助・救急活動体制の整備を図る。

(ｳ)　平常時から市民に対して、これらの資機材等を使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

(ｴ)　大規模地震など、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機器・資機材の整備推進に努める。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

(ｱ)　救助工作車は、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の機能向上を含めた整備を計画的に図るものとする。

(ｲ)　高規格救急自動車は、計画的な更新整備により、機能の維持、向上を図るものとする。

(ｳ)　地震災害時の人命救助活動等を迅速に実施するため、特殊車両及び高度救助用資機材の増強整備を図るものとする。

ａ　画像探索機（ファイバースコープ）、地中音響探知機、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、ダイヤモンドチェーンソー、充電式鉄筋カッター、地震警報器等

ｂ　エアーテント等の緊急消防援助隊の後方支援資機材等

(ｴ)　住民等に対する応急手当の講習会を実施し、救急処置の普及啓発に努めるものとする。

(ｵ)　消防団、自主防災会、防火部等の指導育成に努め、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。

(ｶ)　家庭、施設及び事業所等に応急救急資機材及びバール、ジャッキ等応急救助器具の設置を奨励するものとする。

(ｷ)　関係機関の資機材保有状況の把握及び資機材のマニュアルに基づく訓練の指導を行うものとする。

(ｸ)　民間患者等搬送車の普及啓発を行うとともに、連携体制を確立するものとする。

ウ　県が実施する計画（危機管理部、警察本部）

(ｱ)　消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・救急搬送体制の確立を図るものとする。

(ｲ)　市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する助言を行うものとする。

(ｳ)　市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう助言するものと

する。

(ｴ)　警察本部は、大規模、特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材等を有する救助隊の整備に努める。また、次に掲げる資機材の整備を図るものとする。

ａ　警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材

(a)　スコップ、バール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地図

(b)　照明用資機材

(c)　可搬式標識、表示板

(d)　チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材

ｂ　警察本部で整備すべき資機材

(a)　ａに掲げる装備資機材

(b)　レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両

(c)　生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッター等救助用資機材

(d)　エアーテント等後方支援用資機材

エ　その他関係機関・関係団体が実施する計画

(ｱ)　大規模災害に際して、人命救助活動が実施できる人命検索救助システムを導入するものとする。(自衛隊)

(ｲ)　配備された資機材を適正に管理するとともに、災害時に備えて、その資機材の使用方法等の周知徹底に努めるものとする。(消防団、自主防災組織等)

２　医療用資機材等の備蓄

(1)　現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等 43 品目を県下 13 箇所に、衛生材料 24 品目を県下６箇所に常時備蓄をするとともに、同組合及び同協会と県が平成 30 年３月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。また、(一社) 日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。さらには、日本赤十字社長野県支部、(一社) 長野県医師会、(一社) 長野県歯科医師会、(一社) 長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下２箇所の血液センターに常時備蓄している。

このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置付けが必要となる。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　市における備蓄医薬品の品目・数量について、災害時に対応できる適応備蓄量であるかを随時検討し、必要に応じて充足を図るとともに、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達計画を策定する。

(ｲ)　市内５箇所の指定救護所に医療用資機材を配備する。

(ｳ)　楢川地区においては、国民健康保険楢川診療所に医療用資機材を配備する。

(ｴ)　備蓄してある医薬品の供給体制について、関係機関と調整を行う。

(ｵ)　被災が広範囲にわたり、他市町村からの医療用資機材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他市町村が被災し、本市からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行う。

(ｶ)　備蓄場所の整備、備蓄品目の充実を図る。

(ｷ)　医療機関との情報交換が行えるよう指揮系統の確立を図る。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　県における医薬品等の備蓄について、災害時に対応できる適正な品目・数量であるかを随時検討し、必要に応じて見直しを図るものとする。（健康福祉部）

(ｲ)　県立病院においては、緊急用ベッド、医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の備蓄品について整備するものとする。（健康福祉部）

(ｳ)　被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資機材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行うものとする。（危機管理部、健康福祉部）

(ｴ)　災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について、関係機関と調整を行うものとする。（健康福祉部）

ウ　関係機関・関係団体が実施する計画

(ｱ)　塩筑医師会、塩筑歯科医師会、松本薬剤師会、大学病院、両小野国保診療所、国民健康保険楢川診療所は、各機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図るものとする。また、迅速で効率的な供給体制について、関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。

(ｲ)　長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行うものとする。

ａ　災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努めるものとする。

ｂ　不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。また、公安委員会への規制除外車両事前届出等により、医薬品等の輸送手段の確保を図るものとする。

ｃ　使用施設の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

３　災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1)　現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針が示され、県では、災害

時において基幹的役割を果たす基幹災害拠点病院１箇所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）を松本空港内の信州大学附属病院ドクターヘリ格納庫に設置するなど災害医療体制の整備が進んでいることから、本市でも災害拠点医療機関を指定し、災害医療体制の段階的な整備を進める必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　災害拠点病院を中心に、市町村の枠を超えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。

(ｲ)　必要に応じ県に準じ、災害時において基幹的役割を果たす医療機関として、災害拠点医療機関を塩筑医師会等関係機関とあらかじめ調整の上指定するなど、緊急救護所設置体制を確立し、災害医療体制の整備を図る。

イ　県が実施する計画（健康福祉部）

(ｱ)　国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に 1 箇所指定した基幹災害拠点病院及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に 13 箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・救護班・災害支援ナース（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）による支援体制を確保する。

また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）等の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の設備に努めるものとする。

(ｲ)　災害派遣医療チーム（DMAT）等が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。

(ｳ)　災害時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

ウ　関係機関・関係団体が実施する計画

(ｱ)　塩筑医師会、塩筑歯科医師会、松本薬剤師会、大学病院等は、災害拠点病院等を中心とした災害医療への協力体制について整備を行うものとする。また、災害時における緊急救護所設置について、関係機関とあらかじめ調整し、後方医療体制の確立を図るものとする。

(ｲ)　長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部付属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。

(ｳ)　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災

害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。

また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

４　消防機関、医療機関の耐震化

(1)　現状及び課題

市内における消防署は塩尻消防署と広丘消防署の２署であり、両施設とも耐震施設である。

また、市内の医療機関の中には、施設の老朽化が進んでいるものも多く、特に大規模地震の際に多くの患者の受け入れが想定される病院については、本来の機能が果たせるかどうかの検討も必要となっているが、財政的な問題から対応が遅れがちである。そのため、厚生労働省や国土交通省の補助制度を活用しながら市内の病院の段階的な耐震強化を図っていくことが必要である。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

消防団詰所等施設の耐震化に努める。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

所管する庁舎等の定期的な建物診断を実施し、当該庁舎等の管理の徹底を図るものとする。

ウ　県が実施する計画

(ｱ)　市町村等において、新耐震基準以前に建築された消防庁舎等を最優先として、所管する当該庁舎等の耐震診断の早期実施及び定期的な建物診断等が実施されるよう助言するものとする。

また、診断結果に基づく耐震化計画等の策定及び「防災基盤整備事業」の活用等による既存消防庁舎の計画的かつ速やかな耐震化が図られるよう、併せて助言するものとする。（危機管理部）

(ｲ)　病院の耐震構造の強化を推進するものとする。（健康福祉部）

(ｳ)　県立病院においては、ライフラインを確保するための施設整備を進めるものとする。また、建物や危険物質等について、自主点検を定期的に行うものとする。

エ　その他関係機関・関係団体が実施する計画

(ｱ)　医療機関は、災害が生じた場合、入院患者の安全を確保すると同時に、被災者の治療等の後方医療機関としての役割を担うこととなるため、常に施設の点検整備を行い、耐震化に努めるものとする。

(ｲ)　塩筑医師会及び塩筑歯科医師会は、関係医療機関に対し、施設の耐震化を図るよう指導を行うものとする。

(ｳ)　消防団は、消防詰所等を定期的に点検整備するなど、管理の徹底を図るものとする。

5　消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備

(1)　現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を、関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防機関を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるように努める。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性から、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　大規模地震災害等集団災害発生時の救助・救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を、次に掲げる事項に留意し作成する。

ａ　出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
ｂ　最先到着隊による措置
ｃ　現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
ｄ　応急救護所の設置基準、編成、任務等
ｅ　各活動隊の編成と任務
ｆ　消防団の活動要領
ｇ　通信体制
ｈ　関係機関との連絡
ｉ　報告及び広報
ｊ　訓練計画
ｋ　その他必要と認められる事項

(ｲ)　災害拠点医療機関を指定したときは、被災者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。

(ｳ)　塩筑医師会と締結した「災害時の医療救護に関する協定」による緊密な連携と相互の協力関係の強化を図る。

(ｴ)　塩筑歯科医師会と締結した「災害時の歯科医療救護に関する協定」による緊密な連携と相互の協力関係の強化を図る。

(ｵ)　消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても、医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

(ｶ)　医療救護活動を実施するための拠点を定め、緊急時における活動体制を確立する。

(ｷ)　関係機関の協力を得て、救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を、毎年１回以上実施する。

(ｸ)　被災が広範囲にわたり、他市町村から救護班等の応援が必要となった場合及び他市町村が被災し、本市からの応援が必要となった場合を想定し、他市町村との広域相互応援体制に関する整備を行う。

(ｹ)　関係機関の協力を得て、震災時の多数傷病者事故等の訓練を、年１回以上実施する。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

広域連合消防計画の救助・救急計画に基づき、大規模地震災害等集団災害発生時の救助・救急活動を的確かつ円滑に実施するものとする。

また、訓練を実施する等、各関係機関との連携体制を強化し、有事に備えるものとする。

(ｱ)　救助・救急計画の概要

ａ　出動区分及び他機関への連絡及び応援要請等

ｂ　最先到着隊による措置

ｃ　現場指揮本部の設置基準及び場所、編成、任務等

ｄ　応急救護所の設置基準、編成、任務及びトリアージ等

ｅ　救急隊以外の各活動隊の編成と任務

ｆ　消防団の活動要領

ｇ　通信連絡

ｈ　関係機関との連絡

ｉ　報告及び広報

ｊ　訓練計画

ｋ　その他必要と認められる事項

(ｲ)　消防機関・医療機関相互の連絡体制

松本広域連合では、圏域における救急医療体制の充実推進を目的として、３医師会、救急告示医療機関、保健福祉事務所等県の指導機関、行政及び松本広域連合で組織する「松本広域圏救急医療連絡協議会」が平成７年に発足した。

震災時の多数傷病者事故等の対応の研究、松本広域消防局と医療機関等、機関相互の連携体制を強化推進するものとする。

(ｳ)　市町村が締結している「災害時の医療救護に関する協定」を補完するため、災害時において市町村長が要請のいとまがないときは、広域連合長が行う覚書の締結を促進するものとする。

(ｴ)　市町村災害対策本部への消防職員の派遣に伴う職員の業務内容を明確にして、有事の災害に備えるものとする。（職員の派遣に関する協定　平成５年締結）

(ｵ)　近隣消防機関及び医療機関との協力体制を整備するものとする。

近隣消防機関、医療機関一覧

消防機関	連絡方法	医療機関	連絡方法
北アルプス広域消防本部	(0261)22-0119	市立大町総合病院 長野県厚生農業協同組合連合会北アルプス医療センターあづみ病院	(0261)22-0415 (0261)62-3166
(木曽広域消防本部)	(0264)24-3119	地方独立行政法人　長野県立病院機構 長野県立木曽病院	(0264)22-2703
諏訪広域消防本部	(0266)21-1190	岡谷市民病院	(0266)23-8000

(ｶ)　訓練の実施

関係機関の協力を得て、震災時の多数傷病者事故等の訓練を、年１回以上実施するものとする。

ウ　県が実施する計画

(ｱ)　災害拠点病院を中心に、対応する患者の分担、被害者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図るものとする。(健康福祉部)

(ｲ)　県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備するものとする。(健康福祉部)

(ｳ)　災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。(健康福祉部)

(ｴ)　市町村において、大規模地震災害等集団災害発生時の救助・救急活動が、的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成について助言するものとする。(危機管理部)

(ｵ)　市災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図るものとする。(警察本部)

(ｶ)　被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行うものとする。(危機管理部、健康福祉部)

エ　関係機関・関係団体が実施する計画

(ｱ)　塩筑医師会は、他の地区の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

(ｲ)　塩筑歯科医師会は、他の地区の歯科医師会との応援体制の整備を図るものとする。

(ｳ)　松本薬剤師会は、他の地区の薬剤師会との応援体制の整備を図るものとする。

(ｴ)　医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

(ｵ)　塩筑医師会は、応援協定に基づき、医師看護師等を確保するための整備を図るものとする。

(ｶ)　塩筑歯科医師会は、応援協定に基づき、歯科医師、歯科衛生士等を確保するための整備を図るものとする。

(ｷ)　医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

(ｸ)　市の実施する訓練に協力するものとする。

第６節　消防・水防活動計画

【総務部】

第１　基本方針

大規模震災発生時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し、または発生するおそれがある場合における水防活動が、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視・警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第２　主な取組み

１　消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。

２　資材等の整備及び監視・警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

３　応援協力及び関係機関との連携体制の事項について、あらかじめ計画に定める。

第３　計画の内容

１　消防計画

(1)　現状及び課題

令和５年４月１日現在の本市の消防体制は、消防署数３、消防職員数 68 人、消防団数１、消防団員数 870 人である。

大規模地震災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、消防相互応援体制の整備及び市民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市における消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

なお、楢川地区については、「消防事務委託に関する規約」に基づき、木曽広域連合が松本広域連合からその事務を委託されている。

常備消防体制の現況（令和５年４月１日現在）

区分	職員数（人）	車両配備数								
		普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防車	救助工作車	救急自動車	指揮広報車	屈折はしご付消防自動車	重機搬送車	計台数
塩尻消防署	33	1	2	0	1	2	1	1	1	9
広丘消防署	22	1	0	1	0	1	1	0	0	4
木曽消防署北分署	13	1	0	0	0	1	1	0	0	3
合　　計	68	3	2	1	1	4	3	1	1	16

非常備消防体制の現況（令和５年４月１日現在）

組　　織				ポ　ン　プ　等			
区分	団数	分団数	団員数	普通消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	市役所消防隊	危機管理課指揮車
塩尻市消防団	1	7	870	8	38	1	2

(2)　実施計画

ア　市、松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。

その際、次に掲げる事項について、重点的に取り組むものとする。

(ｱ)　消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。

a　消防団員等の人員の確保

発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、以下の対策を実施し人員の確保を図るものとする。

(a)　消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材、拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。

(b)　地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

(c)　消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。

b　広域消防体制の推進

消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。

(ｲ)　消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用用排水路等自然水利の活用

及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(ｳ)　被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(ｴ)　消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、市民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(ｵ)　火災予防

ａ　防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法、感震ブレーカー設置等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

ｂ　防火管理者制度の効果的な運用

消防法第８条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権原者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。

また、消防法第４条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

ｃ　危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導するものとする。

(a)　可燃物と酸化剤の混合による発火

(b)　黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

（c）　金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(ｶ)　活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定めるものとする。

(ｷ)　応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、または対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　消防防災ヘリコプターを中心とした航空消防防災体制の確立を図るものとする。（危機管理部）

(ｲ)　市に対し、市消防計画作成に関する助言を行い、消防機関において、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化が図られ、大規模災害等に迅速かつ効果的に活動できる体制の整備を促進するものとする。（危機管理部）

(ｳ)　市等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して災害時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。（危機管理部）

(ｴ)　消防水利として活用される農業水利施設及び防火水槽の整備を推進するものとする。（危機管理部、農政部）

(ｵ)　機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。（危機管理部）

ウ　市民及び自主防災組織が実施する計画

市民は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施、感震ブレーカーの設置等、平常時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。

第７節　要配慮者支援計画

【健康福祉部】

第１　基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。

このため、市、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）のプライバシーを保護することに十分配慮して、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

第２　主な取組み

１　要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画を構築に努める。

２　在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。

３　要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。

４　外国人住民や外国人旅行者等の観光客が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。

５　土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第３　計画の内容

１　要配慮者支援計画の作成

(1)　現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、市に名簿作成が義務付けられており、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

(2)　実施計画

ア　県が実施する計画

県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものです。

イ　市が実施する計画

(ｱ)　避難行動要支援者支援に関する計画の作成

市は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。

(ｲ)　避難行動要支援者の把握と名簿の作成

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね４時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。

(ｳ)　個別避難計画作成の努力義務

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できる。加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(ｴ)　避難行動要支援者名簿の提供

避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとる。

なお、名簿情報の提供について、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際しては本人の同意を要しない。

(ｵ)　要配慮者支援計画の作成

市は、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

(ｶ)　避難行動要支援者の移送計画

市は安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

(ｷ)　個別避難計画の事前提供

市は、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(ｸ)　避難行動要支援者への配慮

市、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(ｹ)　地区防災計画との調整

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

２　在宅者対策

(1)　現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、地震災害等の発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の市民の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　避難行動要支援者避難支援プランの策定

災害時に自力避難が困難な要配慮者を対象とした避難行動要支援者避難支援プランを策定する。

行政が持つ市内在住の避難行動要支援者の情報（介護認定を受けている者、障害者手帳の所持者等）を一元化した名簿「避難行動要支援者行政名簿」の整備と、事前に避難行動要支援者本人の同意に基づき「避難行動要支援者名簿登録申請書兼登録票」の提出を受け、市が支援に必要な情報を登録した名簿「避難行動要支援者登録名簿」を作成し、区長など自主防災組織の代表等に提供することで「ご近所支え合いマップ」等の作成を促し、いざという時に備える。

(ｲ)　避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉協力員、自治会、ＮＰＯ・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

なお、状況把握にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の申出を強制しないよう十分注意するものとする。

(ｳ)　ご近所支え合いマップづくりの推進

社会福祉協議会と協力し、要配慮者を地域で支え合う体制作りを推進する。

(ｴ)　緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(ｵ)　避難施設の整備

災害時において避難施設となる公共施設について、耐震診断、耐震改修等安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。各地区に福祉避難所を指定し、優先的な受入れをする。また、社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努める。

(ｶ)　防災教育、防災訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(ｷ)　支援協力体制の整備

社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉協力員、地域住民、ＮＰＯ・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

(ｸ)　応援体制及び受援体制の整備

市は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、介護職員、手話通訳者等）、車両、資機材等速やかに応援出動等の対応ができる態勢の整備をするとともに、必要な物資、機材の確保に努め

る。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(ｹ)　避難所における要配慮者支援体制の整備

市は、災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備する。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　指定避難所の整備

県は、災害時において避難所となる公共施設について、耐震診断、耐震改修等安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(ｲ)　防災教育・防災訓練の実施（危機管理部）

県は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(ｳ)　応援体制及び受援体制の整備

県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

(ｴ)　避難所における要配慮者支援体制の整備

県は、災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。

３　要配慮者利用施設対策

(1)　現状及び課題

高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための耐震診断、耐震改修、防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育、防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講じる必要がある。

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要となる。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討することが必要である。

(2)　実施計画

ア　市及び県が実施する計画

(ｱ)　非常災害時の整備

市及び県は、社会福祉施設等に対し、介護保険関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導するものとする。

(ｲ)　防災設備等の整備

市及び県は、要配慮者利用施設の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄(最低でも３日分、可能な限り１週間分程度)を行うよう指導するものとする。

(ｳ)　組織体制の整備

市及び県は、要配慮者利用施設の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努め、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導するものとする。

(ｴ)　防災教育・防災訓練の実施

市及び県は、要配慮者利用施設の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導するものとする。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部)

(ｵ)　応援体制及び受援体制の整備

市及び県は、要配慮者利用施設の管理者に対し、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等)、車両(移動入浴車、小型リフト付車両等)、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導するものとする。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかけるものとする。

(ｶ)　市及び県は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に

行われるよう指導するものとする。

(ｷ)　市及び県は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導するものとする。

(ｸ)　市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(ｹ)　ホテル・旅館等の確保

市は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努める。県は災害救助法の制度周知等必要な支援に努めるものとする。

イ　要配慮者利用施設等が実施する計画

(ｱ)　非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、市及び県の指導のもとに、介護保険法関連法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(ｲ)　防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導のもとに、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも３日分、可能な限り１週間分程度）を行うものとする。

(ｳ)　組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導のもとに、災害の予防や災害時において迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

(ｴ)　防災教育・避難訓練の実施

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導のもとに、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとする。

(ｵ)　応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導のもとに、他の要配慮者施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速

やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努めるものとする。

また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市町村から要請があった場合、積極的に協力するものとする。

(ｶ)　日本赤十字社長野支部、県医師会、市医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。

(ｷ)　医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

(ｸ)　医療機関においては、市、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

4　外国籍住民、外国人旅行者等観光客対策

(1)　現状及び課題

外国籍住民の数が増加し、その国籍も多様化している。これらの外国籍住民については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、災害時には孤立化するおそれがあるため、外国籍住民に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の表示をするとともに、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、市内の観光地は、高ボッチ、平出博物館や奈良井宿など、交通の便が悪く、周辺道路も狭小かつ屈曲したところがあるため、地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　外国籍住民、外国人旅行者の状況把握及び支援体制の整備

当該区域内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍住民、外国人旅行者に対する支援体制の整備を図る。

(ｲ)　観光客の安全対策の推進

観光関連事業者（旅館、ホテル）と連携して「災害時における対応（心得)」を作成するよう努める。

イ　市及び県が実施する計画

(ｱ)　外国籍住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

市及び県は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図るものとする。

(ｲ)　指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

市及び県は、外国籍住民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進するものとする。

(ｳ)　防災教育・防災訓練の実施

市及び県は、外国語版の啓発資料の作成、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民等に対する防災知識の普及を図るものとする。（危機管理部）

(ｴ)　応援体制及び受援体制の整備

市及び県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。（危機管理部、県民文化部、観光スポーツ部）

(ｵ)　観光客の安全対策の推進（観光スポーツ部）

県は、関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進するものとする。（観光客安全対策推進会議の事業を推進する。）

ウ　関係機関が実施する計画

(ｱ)　駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語などの外国籍住民や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図るものとする。

(ｲ)　医療機関においては、外国籍住民等に対する応急救護体制の整備を図るものとする。

5　土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

(1)　現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い本市内には、要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地している。

要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。

このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

市は、土砂災害警戒区域ごとに、警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

(ｲ)　浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

市は浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画の作成の支援、同計画の確認を行う。

(ｳ)　避難確保計画作成の支援

土砂災害等のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設では、災害時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた避難確保計画の作成が必要である。そのため、市は、施設管理者に対し洪水や土砂災害の危険性を説明するなど防災意識の向上を図り、避難確保計画作成の支援を行う。

(ｴ)　避難確保計画作成の確認

要配慮者利用施設の施設管理者等から避難確保計画の作成・変更についての報告があった場合、必要に応じてその内容についての助言等を行う。

(ｵ)　避難確保計画を作成していない施設に対する指示・公表

避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、期限を定めて作成することを求めるなどの指示を行い、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、必要に応じてその旨を公表する。

(ｶ)　避難訓練実施の支援

要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練が実施されるように県と連携して支援を行う。

イ　市及び県が実施する計画（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）

市及び県は、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援するものとする。

ウ　要配慮者利用施設の管理者が実施する計画

土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

なお、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、市防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施するものとする。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努めるものとする。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく市長へ報告するものとする。

第８節　緊急輸送計画

【建設部・農林部】

第１　基本方針

大規模地震発生時には、救急救助活動、消火活動、各種救護活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、地震による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第２　主な取組み

１　緊急交通路の確保に関する計画を策定する。

２　ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。

３　ヘリコプター保有機関、トラック協会等との連携により、災害時の輸送力確保について事前に計画を樹立する。

４　緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、災害時の迅速な運用に備える。

第３　計画の内容

１　緊急交通路確保計画

(1)　現状及び課題

本市の交通網は、市街地の中心を南北に延びる国道が唯一の幹線道路であり、村部の集落を結ぶ補助幹線道路や生活道路は狭小で屈曲したものが多く、大規模災害時の交通機能麻痺が懸念される。このため、複数の緊急交通路が確保できるよう計画的に道路網を整備するとともに、既存道路の耐震化及び道路両側区域の耐震化の促進が必要である。また、災害発生時は、迅速に道路の被災状況を把握し、適切な交通規制によって、確実に緊急交通輸送路を確保し、効果的な運用を図るとともに、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行うよう体制を整備する必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　塩尻警察署と協議の上、区域内の緊急交通確保計画を、県が定める交通規制計画道路との整合に配慮しながら策定する。

(ｲ)　緊急交通路確保のため、次の対策を講じる。

a　塩尻市総合計画に基づき順次整備を進め、災害に強い道路交通網の整備を図る。

b　応急復旧について、建設業協会等と事前に役割分担を定めておき、迅速な交通の確保を図れる体制を作る。

(ｳ)　市道をはじめとした幹線道路の整備及び農道整備を推進する。

(ｴ)　緊急交通路となり得る林道について、関係機関と調整の上、開設・拡張・改良工事を推進する。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　次により緊急交通路確保に関する計画を樹立するものとする。（警察本部）

ａ　緊急交通路指定予定路線を指定するものとする。

ｂ　大規模、広域災害発生時の総合交通規制について、隣接県警察と協議し、緊急交通路交通規制のための協定を締結するものとする。

ｃ　主要交差点の信号機の自動電源付加装置の設置、交通規制用標識の準備等、交通安全施設整備を推進するものとする。

(ｲ)　緊急交通路確保のため、次の対策を講じるものとする。（建設部）

緊急交通路沿いの道の駅については、応急復旧の活動拠点や放置車両等の移動先として活用できるよう、道の駅管理者と調整を図り、迅速に受入体制を整備するものとする。

ａ　第１次緊急輸送道路、第２次緊急輸送道路及び第３次緊急輸送道路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進するものとする。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進するものとする。

ｂ　応急復旧のため、民間団体等と事前に役割分担を定めておき、迅速な交通の確保を図るものとする。

ｃ　放置車両や立ち往生車両の発生による交通障害に対して、災害対策基本法第７６条に基づき運転者等に対し移動の命令、車両の移動等を速やかに行える体制を整備するものとする。

ｄ　長野県緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を定め、緊急時の交通の確保を図るものとする。（市道については資料編に記載）

(ｳ)　広域農道をはじめとした基幹農道並びに農地と集落を結ぶ農道について、長野県農業農村整備長期構想（長野県土地改良長期計画）に基づき整備を推進するものとする。（農政部）

(ｴ)　市及び中部森林管理局と調整の上、緊急交通路となり得る林道について、国有林林道との連携にも配慮しつつ、開設・拡張・改良工事を推進するものとする。（林務部）

ウ　関係機関が実施する計画

(ｱ)　塩尻警察署が実施する計画

ａ　確保路線は、公安委員会が指定する「緊急交通路交通規制対象予定道路」に従うものとする。

ｂ　大規模、広域地震災害発生時の総合交通規制については、県警察が隣接県警察と協議し締結する「緊急交通路交通規制のための協定」によるものとする。

ｃ　主要交差点の信号機の自動電源付加装置の設置を推進するものとする。

ｄ　交通規制用標識の準備等、交通安全施設整備を推進するものとする。

ｅ　災害時の運転者のとるべき措置について、平常時から各種会合、ミニ広報紙等で意識啓発を推進するものとする。

(ｲ)　道路管理機関が実施する計画

各機関が管理する道路について耐震化する等災害に強い道路交通網の整備を推進するとともに、それぞれの計画に基づき、総合的な交通網整備を推進するものとする。

エ　市民が実施する計画

区長は、関係地域内の緊急輸送道路を区域の市民に周知するものとする。

２　緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

(1)　現状及び課題

大規模地震発生時においては、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

物資輸送は、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内物資輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　災害対策用ヘリポート等を最低１か所以上指定する。

このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接または近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。

(ｲ)　地域内物資輸送拠点を最低１か所以上指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。（資料編参照）

なお、選定に際しては、自らが被災した場合及び、近隣市町村が被災した場合の輸送拠点ともなり得る物資輸送拠点を指定する。また、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

(ｳ)　拠点ヘリポート、物資輸送拠点について住民に周知する。

イ　松本広域消防局が実施する計画

大規模災害時の迅速な救急救助活動と救援物資輸送等をより効率的に実施するため、松本広域圏として、緊急用ヘリポート体制を次のとおり整備し、ヘリコプターの効果的な運用を図るものとする。

(ｱ)　松本広域圏のヘリポートの体系

区　　分	業　務　の　内　容	指定箇所
基幹ヘリポート	指揮、統制、調整、情報把握等	２箇所

拠点ヘリポート	駐機、燃料補給、物資中継支援部隊の活動等	９箇所
市町村拠点ヘリポート	支援物資の集積・分類、各避難所に輸送急患避難者の搬送支援部隊等の市町村の総合的な支援拠点	15 箇所

※　市拠点ヘリポートは、市が確保、指定した中から指定する。

(ｲ)　ヘリポートの指定　資料編参照による。

ウ　県が実施する計画

(ｱ)　全県的な広域災害に備え、他県からのヘリコプター支援の拠点として各地域振興局ごと拠点ヘリポートを指定するものとする。(危機管理部)

この拠点ヘリポートについては、災害用備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の施設を備える防災公園と連携を図り、防災機能の強化を図るものとする。(建設部)

(ｲ)　緊急用ヘリポートとして使用できる施設（未利用県有地）を把握し、管理者に協力を要請できる体制の整備を図るものとする。(総務部)

(ｳ)　広域物資輸送拠点を県広域受援計画で指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。（資料編参照）(危機管理部)

エ　その他関係機関が実施する計画（ヘリコプター保有機関）

災害時に利用可能なヘリコプターを保有・管理する機関は、緊急用ヘリポート予定場所の実施調査を推進するものとする。

３　輸送体制の整備計画

(1)　現状及び課題

大規模地震発生時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプター等を活用した空からの輸送についても整備する必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　管内の輸送事業者と連絡を密にし、災害時の協力体制を確保する。

(ｲ)　必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

(ｳ)　物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の

締結を推進するとともに、平時からの受注機会への配慮等、検討するよう努める。

(ｴ)　輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

イ　県が実施する計画（危機管理部）

(ｱ)　災害時の輸送力について、北陸信越運輸局及び輸送関係機関と連携をとり、輸送力の確保を図るものとする。

(ｲ)　ヘリコプターの活用については、県地域防災計画風水害対策編第３章第５節「ヘリコプターの運用計画」のとおりとし、平常時から連携を密にするものとする。

(ｳ)　交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

(ｴ)　必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(ｵ)　物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図るものとする。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時からの受注機会への配慮等、検討するよう努めるものとする。

(ｶ)　輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

ウ　関係機関が実施する計画（市内の輸送事業者等）

(ｱ)　災害発生時の緊急輸送活動のため、平常時から輸送力を把握するものとする。

(ｲ)　緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点等を把握しておくものとする。

(ｳ)　緊急輸送ネットワークの形成を図るため、市及び関係事業者との連携を強化するものとする。

(ｴ)　緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ体制の整備に努めるものとする。

4　緊急通行車両等の確認

(1)　現状及び課題

被災地及びその周辺においては、二次災害を防止するためにも、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。

一般車両を制限する交通規制が、円滑・迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、緊急通行車両の確認及び規制除外車両の事前届出の確認を済ませておくことが必要である。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

災害時の円滑な緊急輸送を行うため、緊急輸送車両等の事前届出事務を行うなど、緊急通行車両の確認体制を確立する。

イ　県が実施する計画（警察本部）

大規模地震発生時の円滑な交通規制と緊急通行車両の円滑な通行の確保のため、災害時における緊急通行車両の確認により、緊急通行車両等の確認を行う。

第９節　障害物の処理計画

【建設部・農林部】

第１　基本方針

地震直後の道路は、法面の崩壊、河川の決壊、流倒木、建築物の崩壊、街路樹・電柱等の倒壊に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状況となることが予想されることから、これらの所有者または管理者は、平常時から不断の点検を実施するなど、障害物となり得る工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第２　主な取組み

１　各種施設等の所有者または管理者は、これら施設等の倒壊を未然に防止するための定期点検を行い、耐震のための適時・適切な措置を講じる。

２　応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。

３　放置車両や立ち往生車両を含む障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第３　計画の内容

１　現状及び課題

各種施設等へのパトロールなどの定期点検を行い、必要に応じて耐震のための措置をとり、施設の倒壊等を未然に防止する。

地震直後の道路上には、ありとあらゆる物が散乱し、これが障害物となり応急対策活動の妨げとなるものである。

これら放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。

緊急輸送道路として確保すべき市道、農道、林道の障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

２　実施計画

(1)　市が実施する計画

ア　松本広域森林組合等林業関係団体と倒木処理に係る技術的指針を策定するなど、地区の体制づくりを支援する。

イ　緊急輸送道路とされている基幹市道・農道・林道について、速やかな障害物除去体制の整備を事前に検討する。

ウ　災害発生時に予想される障害物の所有者及び所轄署と事前に対応を協議する。

エ　塩尻市建設業協会との「災害時における公共施設応急対策業務に関する協定」に基づき、災害時の障害物等の迅速な除去体制を確立しておく。

オ　特殊車両免許所有者を把握し、災害時における協力を依頼する。

カ　定期的な巡回点検を行い、必要な補強、補修を実施する。

キ　集積、処分場所を関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定する。

ク　公共の広場、駐車場など排除物件の保管場所を確保する。

ケ　業者に対する車両、要員等除去体制及び能力の充実を依頼する。

(2)　県が実施する計画（各部局）

ア　倒木処理に係る市の体制づくりを支援するものとする。（林務部）

イ　緊急輸送道路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を行うよう市に対して助言するものとする。（農政部）

ウ　災害時に予想される障害物の所有者及び所轄署と事前に対応を協議するものとする。（建設部）

エ　建設業協会等と業務協定を締結し、応急対策に備えるものとする。

オ　レッカー車、クレーン車等の保有業者等の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとともに、排除物件の保管場所確保を行うものとする。（警察本部）

カ　公共の広場、駐車場など排除物件の保管場所を確保するものとする。（警察本部）

キ　業者に対する車両、要員等除去体制・能力の充実を依頼するものとする。

(3)　関係機関が実施する計画（各機関）

ア　道路上の障害物の処理等を行うに必要な資機材の備蓄計画を策定し、必要な資機材の備蓄を図るとともに、迅速に資機材の調達及び供給ができるよう民間保有の主要な災害復旧用資機材及び応急用主要機械等を地域別に把握するものとする。

　また、資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。（地方整備局）

イ　各機関の施設、設備などを定期的に巡回を行い、工作物の倒壊等を未然に防止するものとする。

(4)　市民が実施する計画

自己の所有または管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止するものとする。

第１０節　避難の受入活動計画

【総務部】

第１　基本方針

大地震の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（Ｔ：トイレ（衛生)、Ｋ：キッチン（食事)、Ｂ：ベッド等（睡眠))に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。

第２　主な取組み

１　避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに、情報伝達体制の整備を図る。

２　指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。

３　市及び県は住宅の確保等を迅速に行うため、体制の整備を図る。

４　学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第３　計画の内容

１　避難計画の策定

(1)　現状及び課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。特に土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

ア　県及び市は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。

イ　地域振興局及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健福祉事務所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

ウ　保健福祉事務所は、自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。

エ　自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努める。 県は、事前に風水害などが予想される場合には、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。

(2)　実施計画

ア　県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画

(ｱ)　県及び市町村は、土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。

(ｲ)　県及び市町村は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。

イ　市が実施する計画

(ｱ)　避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定

ａ　市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から市民等への周知徹底に努める。

ｂ　市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

(ｲ)　地震等災害発生時、市有施設においては、建物の破損、火災等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は、避難対策等に関する計画を策定しておく。

(ｳ)　要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定する。

(ｴ)　不特定多数の者が集合する場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。

(ｵ)　避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練や避難訓練の実施等避難体制の確立に努める。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

ａ　避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

（避難指示については第３章第 11 節を参照）

ｂ　指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類

ｃ　指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、規模（施設内容）、対象地区、対象人口、責任者関係機関と協議の上、対象地区、対象人口及び地域の実情を考慮して

避難場所を指定するとともに、施設等の環境整備を図る。

（指定避難所・指定緊急避難場所一覧　資料編参照）

d　指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

次の事項に留意し、避難場所周辺の状況に基づき対象地区防災組織の計画に沿って定める。

(a)　要配慮者を優先すること。

(b)　安全な経路を選択し、危険地点には表示または誘導員を配置すること。

e　指定避難所の開設

指定避難所は、「避難所運営マニュアル」に基づき開設する。

f　指定避難所開設に伴う被災者救援措置

指定避難所における被災者の救援、救護措置については、被災者の良好な避難生活を考慮するとともに、平等かつ計画的な措置を講じる。

(a)　給食措置

指定避難所収容人員を的確に把握し、円滑な給食ができるように計画を策定する。

(b)　給水措置

指定避難所収容人員を的確に把握し、円滑な給水ができるように計画を策定する。

(c)　毛布、寝具等の支給

指定避難所収容人員を的確に把握し、円滑な支給ができるように計画を策定する。

(d)　衣料、日用品の支給

指定避難所収容人員を的確に把握し、円滑な支給ができるように計画を策定する。

(e)　負傷者に対する救急救護

指定避難所における的確な救急救護を実施するため、負傷者の実態や避難所における救急救護体制づくりと体制の明確化を図る。

g　指定避難所の管理

(a)　指定避難所の秩序保持及び要配慮者対策

避難住民が安全に避難生活を送ることができるように、責任者や避難所における取り決めなどを盛り込んだ避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営委員会が中心となって避難所の運営を円滑に進めていく。

(b)　避難住民に対する災害情報の伝達と応急対策実施状況の周知徹底

避難住民に的確でタイミングのよい情報の提供を図り、避難住民が情報から孤立化して混乱することのないように、防災行政無線などを活用した災害情報伝達体制づくりを進める。

(c)　避難住民に対する各種相談業務

避難住民に対する各種相談業務は、心身のケアはもちろん、生活の立て直しのためにも重要なことから、各種相談業務体制計画を早急に策定する。

h　避難の心得、知識の普及啓発

(a)　平常時における広報

災害時の避難活動がスムーズに行われるためには、平常時における防災意識の高揚や避難場所、避難方法等の周知徹底が必要なことから、広報紙、パンフレット等による広報を実施するほか、ハザードマップを使用した説明会、防災訓練や地域イベントを活用して徹底を図る。

(b)　災害時における広報

災害時においては、的確で迅速な広報が必要になることから、広報車、避難所開設・調査班による広報、市民組織を通じた広報など、災害時の広報体制づくりを進める。

なお、市は避難指示等を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難時の周囲の状況により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保等安全措置をとるべきことにも留意する。

(ｶ)　避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(ｷ)　帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

ウ　県が実施する計画

(ｱ)　災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は、避難対策等に関する計画を策定しておくものとする。(県有施設管理部局)

県は、土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言するものとする。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)

(ｲ)　要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するものとする。(健康福祉部、県民文化部)

(ｳ)　帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものと

する。（危機管理部）

(ｴ)　帰宅困難者の支援のため、株式会社デリシア、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO 法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壱番屋、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組中央会、株式会社ダスキン、大塚製薬株式会社との協定に基づき連携を強化するものとする。（危機管理部、保健福祉部、農政部）

(ｵ)　市が策定する避難計画について、市地域防災計画の修正についての助言等により、要配慮者、帰宅困難者等に配慮した迅速な避難体制の促進を図るとともに情報伝達体制の整備を図るものとする。（危機管理部）

(ｶ)　警察署、交番及び駐在所が発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平常時の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。（警察本部）

(ｷ)　デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常時の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進するものとする。（危機管理部、警察本部）

エ　関係機関が実施する計画

(ｱ)　それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期するものとする。（全機関）

(ｲ)　市の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。（全機関）

(ｳ)　要配慮者利用施設の管理者は、市及び県の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、市、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

(ｴ)　指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から避難指示等を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。

オ　市民が実施する計画

(ｱ)　地域の自主防災組織を中心に、指定された避難場所への基本的な避難経路を定めるとともに、点検・周知するものとする。

(ｲ)　家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。

ａ　災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか

①指定緊急避難場所への立退き避難

②「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難

③「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

b　災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか（テレビ、ラジオ、インターネット等）

c　家の中でどこが一番安全か。

d　救急医薬品や火気などの点検

e　幼児や高齢者の避難は誰が責任を持つか。

f　指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。

g　避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか。

h　家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。

i　昼の場合、夜の場合の家族の分担をどうするか。

(ｳ)　隣近所の相互扶助体制づくりに努めるとともに、自主防災組織の設置、活動の充実を図り、要配慮者への対応を決めておくものとする。

(ｴ)　防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。

(ｵ)　指定避難所での生活に最低限必要な食料、飲料水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

カ　企業等において実施する計画

(ｱ)　帰宅困難者対策

a　公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

b　空港、駅のターミナルビル等では飲料水、食料、毛布等を配布できる体制を整えるとともに、携帯電話等の充電サービスを提供できるよう非常用発電機の備蓄に努めるものとする。

２　避難場所等の確保

(1)　現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、

平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、市民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(ｲ)　指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設または河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設または周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理者体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

(ｳ)　市が全域的に被災する場合または被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議する。

(ｴ)　指定緊急避難場所については、他市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。

(ｵ)　市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

イ　県が実施する計画（県有施設管理部局）

(ｱ)　県有施設について、市の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。

(ｲ)　県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努めるものとする。

ウ　関係機関が実施する計画

(ｱ)　管理施設について、市の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。（全機関）

(ｲ)　要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するために、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

３　避難所の確保

(1)　現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平常時から指定しておく必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

(ｲ)　指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

　また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(ｳ)　市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部署や地域住民等の関係者と調整を図る。

(ｴ)　市が全域的に被災する場合または被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。

(ｵ)　指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所用の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。

　なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。

　また、避難所の感染症対策については、県地域防災計画風水害対策編第３章第 16 節

「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

(ｶ)　指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

(ｷ)　テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。

(ｸ)　指定避難所またはその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、ＬＰガスなどの常設に努める。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

(ｹ)　避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。

(ｺ)　医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

(ｻ)　公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。

(ｼ)　「長野県避難所マニュアル策定指針」（令和４年３月改定）、長野県避難所 TKB スタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備等に努める。

(ｽ)　マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(ｾ)　指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(ｿ)　指定避難所については、他市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。

(ﾀ)　市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

(ﾁ)　市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(ﾂ)　市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　市町村の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所マニュアル策定指針」（令和４年３月改定）について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ（衛生）、キッチン（食事）、ベッド（睡眠）については、水準目標（以下「長野県避難所 TKB スタンダード」という。）を示すよう努めるものとする。（危機管理部）

(ｲ)　県有施設について市の指定避難所の指定に協力するものとする。（県有施設管理部局）

(ｳ)　県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努めるものとする。（県有施設管理部局）

(ｴ)　市が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。（県有施設管理部局）

(ｵ)　避難所の感染症対策については、県地域防災計画風水害対策編第３章第 16 節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

　また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市による可能な限り多くの避難所の確保に協力するものとする。

(ｶ)　指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。

　また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。

(ｷ)　避難所が円滑に開設されるよう、好事例の展開や研修の実施等、必要な支援に努めるものとする。(危機管理部)

ウ　関係機関が実施する計画

(ｱ)　管理施設について、市の指定避難所の指定に協力するものとする。(全機関)

(ｲ)　要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4　応急仮設住宅の供給体制の整備

(1)　現状及び課題

住居を失った被災者に対し、災害救助法が適用された場合は県が、それ以外の場合は、市が仮設住宅を提供することとなるので、迅速な供給を行うため事前に供給体制の整備を行う必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

(ｲ)　災害救助法が適用されない場合における賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

(ｳ)　㈱カンバーランドジャパンとの協定に基づき、トレーラーハウスを応急仮設住宅として、積極的に活用する。

(ｴ)　応急仮設住宅の建設用地について、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(ｵ)　利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。

イ　県が実施する計画（建設部）

(ｱ)　利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備するものとする。(建設部)

(ｲ)　賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備するものとする。(建設部)

(ｳ)　賃貸住宅等の情報体制強化のため、(公社) 長野県宅地建物取引業協会、(公社) 全日本不動産協会長野県本部及び（公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき連携を強化するものとする。(建設部)

(ｴ)　災害救助法が適用された場合、災害救助法第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図るものとする。(建設部)

ａ　賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。

ｂ　(一社)プレハブ建築協会、(一社）全国木造建設事業協会及び（一社）長野県建設業協会、(一社）日本 RV・トレーラーハウス協会及び（一社）日本ムービングハウス協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化するものとする。

ｃ　入居者の決定等住宅供給方法等について、市と相互に連携した体制の整備を図るものとする。

５　避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

(1)　現状及び課題

近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。

このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとととともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。

(ｲ)　在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

(ｳ)　やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(ｴ)　避難行動要支援者以外の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ＮＰＯ・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの必要がある者の把握に努める。

イ　県が実施する計画（危機管理部、健康福祉部）

(ｱ)　保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、必要に応じて事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、市とともに検討するよう努めるものとする。

(ｲ)　在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を市とともに検討するよう努めるものとする。

(ｳ)　やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を市とともに検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報に努めるものとする。

6　学校等における避難計画等

(1)　現状及び課題

地震発生時に、保育園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校（以下この節において「学校等」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校等の長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

市内の学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し、学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を立てておく。

(ｱ)　防災計画の作成

a　学校等の長は、地震災害が発生した際に児童生徒等の安全を確保するため、市、警察署、消防署その他の関係機関と十分協議の上、防災計画を作成する。

b　学校等の長は、防災計画を作成または変更したときは、速やかに市または市教育委員会（以下「市教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

c　防災計画には、次の事項を定める。

(a)　地震対策に係る学校等内の防災組織の編成

(b)　地震に関する情報収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法

(c)　市、市教委、警察署、消防署その他の関係機関への連絡方法

(d)　夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法

(e)　児童生徒等の避難・誘導と検索の方法

(f)　児童生徒等の帰宅及び保護の方法

(g)　児童生徒等の保護者への引き渡し方法

(h)　児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法

(i)　児童生徒等の救護方法

(j)　初期消火と重要物品の搬出の方法

(k)　施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物含む）の点検方法

(l)　避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）

(m)　防災訓練の回数、時期、方法

(n)　教職員、児童生徒等に対する地震防災上の教育及び保護者に対する広報の実施

(o)　震災後における応急教育に関する事項

(p)　その他学校等の長が必要とする事項

(ｲ)　学校等の施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は、次の事項に留意し、適切に行う。

a　日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が地震の衝動によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。

b　定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。

c　設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がなされているかについて点検する。

(ｳ)　学校等の施設の防火管理

地震災害での二次災害を防止するため、学校等の施設の防火管理に万全を期する。

a　日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。

b　定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(ｴ)　避難誘導方法の確立

a　避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡して周知徹底を図る。

b　防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、次の事項に留意する。

(a)　児童生徒等の行動基準並びに学校等や教職員の対処、行動を明確にすること。

(b)　全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にすること。

(c)　遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものであること。

(d)　登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものであること。

イ　県が実施する計画

県立の学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し、学校等の実態に即し、避難場所、経路、時

期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を立てておくものとする。

また、私立学校に対し、迅速かつ適切な避難行動を図ることができるように、避難計画の一層の充実を指導するものとする。

(ｱ)　防災計画（教育委員会）

a　学校長は、地震災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため、防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成に当たっては、市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議するものとする。

b　学校長は、防災計画を作成または変更したときは、速やかに県教育委員会（以下「県教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図るものとする。

c　防災計画には、次の事項を定めるものとする。

(a)　地震対策に係る防災組織の編成
(b)　地震に関する情報収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
(c)　県教委、市、警察署、消防署その他の関係機関への連絡方法
(d)　夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
(e)　児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
(f)　児童生徒等の帰宅及び保護の方法
(g)　児童生徒等の保護者への引き渡し方法
(h)　児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
(i)　児童生徒等の救護方法
(j)　初期消火と重要物品の搬出の方法
(k)　施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物含む）の点検方法
(l)　避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
(m)　防災訓練の回数、時期、方法
(n)　教職員、児童生徒等に対する地震防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
(o)　震災後における応急教育に関する事項
(p)　その他学校長が必要とする事項

(ｲ)　施設・設備の点検管理（教育委員会）

学校における施設・設備の点検管理は、次の事項に留意し、適切に行うものとする。

a　日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が地震の衝動によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検するものとする。

b　定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検するものとする。

c　設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がなされているかについて点検するものとする。

(ｳ)　防火管理（教育委員会）

地震災害での二次災害を防止するため、学校等の施設の防火管理に万全を期するものとする。

a　日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検するものとする。

b　定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検するものとする。

(ｴ)　避難誘導（教育委員会）

a　避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡して周知徹底を図るものとする。

b　防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(a)　児童生徒等の行動基準並びに学校や教職員の対処、行動を明確にすること。

(b)　全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にすること。

(c)　遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものであること。

(d)　登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものであること。

(ｵ)　私立学校に対する指導（県民文化部）

私立学校については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導するものとする。

第１１節　孤立防止対策

【総務部】

第１　基本方針

本市の地形は、南部から東部にかけて山地が連なり、平地は、小曽部川・奈良井川・田川の造った合成平地が北西に向けて広がっている。山間部に集落が位置する洗馬、宗賀、北小野・楢川地区については、主要道路の橋梁や隧道が被災した場合など、被害の状況によっては一部地域が孤立化するおそれもあるため、その防止対策を実施するものとする。

第２　主な取組み

１　災害時の孤立地域を予測し、市民と市及び関係機関等との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。

２　孤立予想地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の整備による迂回路確保に配慮した整備を推進する。

３　孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平常時から把握しておく。

４　救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間で準備する。

５　孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。

６　孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第３　計画の内容

１　通信手段の確保

(1)　現状及び課題

市では、災害時のＮＴＴ回線以外の情報伝達手段として、緊急情報等を一斉に放送する同報系デジタル防災無線を整備して、平成 23 年度から運用を開始している。（楢川地区については、平成 12 年度よりアナログ方式による同報系の防災無線を整備していたが、令和２年度よりデジタル化が完了）

また、デジタル移動系防災行政無線は、平成 27 年度までに整備され、平成 28 年度から運用されている。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　平常時に、防災行政無線を使用した通信訓練を定期的に実施し、災害時の円滑な運用体制を確保する。また、充電器やバッテリーを含めた機器の保守点検を徹底する。

(ｲ)　協定締結団体等の関係機関と連携し、迅速な情報の収集伝達体制を確立しておく。

(ｳ)　孤立する可能性のある集落等に対し、衛星通信等の非常時通信手段の確保を図る。

(ｴ)　ＮＴＴ東日本㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

イ　県が実施する計画（危機管理部）

(ｱ)　県と市間の災害に強い通信手段の構築に努めるものとする。

(ｲ)　市における防災行政無線の導入について助言を行うものとする。

(ｳ)　アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図るものとする。

(ｴ)　ＮＴＴ東日本㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。また、ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

２　災害に強い道路網の整備

(1)　現状及び課題

山間部の道路については、元来、急峻な地形を切り開いて建設されているものも多く、そのすべてについて完全な耐震対策を講じることは不可能であるのが実態である。

したがって、主要路線の対策を優先的に推進するとともに、交通路の複線化を進めることが必要である。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　代替路線のない市道を優先して災害予防対策を推進する。

(ｲ)　迂回道路としての林道整備を推進する。

(ｳ)　迂回道路としての農道整備を推進する。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　代替路線のない部分を優先して災害予防対策を推進するものとする。（建設部）

(ｲ)　迂回道路としての林道整備を推進するものとする。（林務部）

(ｳ)　迂回道路としての農道整備を推進するものとする。（農政部）

ウ　市民が実施する計画

道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮するものとする。

３　孤立予想地域の実態把握

(1)　現状及び課題

地形や交通事情により、大規模地震発生の際、孤立化する可能性がある地域については、平素からその実態を把握し、事前の対策を講じる必要がある。特に、老人や障がい者など要配慮者の生活環境は孤立化によってさらに過酷なものとなるため、優先的な支援活動も必要

となる。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　大規模地震により孤立化のおそれがある地域を予測し、その状況を把握しておく。

(ｲ)　自主防災組織を充実する等の平常時の行政活動を通じ、孤立予想地域の高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。

(ｳ)　各班においてご近所支え合いマップづくりを推進し、孤立予想地域の要配慮者の実態を把握しておく。

(ｴ)　観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　県内の中山間地域などの集落における孤立予想地域をあらかじめ把握するとともに、孤立地域発生時に備え、救出救助を行う機関との情報共有を行う。(危機管理部)

(ｲ)　孤立予想地域の市町村が行う要配慮者の実態把握についての支援を行うものとする。

ウ　市民が実施する計画

各地域においては、自主防災組織を設置したり、ご近所支え合いマップづくりをするなどして、地区内の要配慮者について平常時から把握するよう努めるものとする。

4　自主防災組織の育成

(1)　現状及び課題

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関が直ちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、市民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　全地区における組織結成を推進する。

(ｲ)　災害時の活動要領について、教育指導を行う。

(ｳ)　活動用資機材の整備充実を行う。

イ　県が実施する計画（危機管理部）

組織率の向上と組織の活性化のため、市に対して助言を行うとともに、県民に対する啓発活動を行うものとする。

ウ　市民が実施する計画

孤立化が予想される地域の市民は、組織結成に対して積極的に参加するように努めるとともに、日頃から近隣者との連携を強化するものとする。

5　避難所の確保

(1)　現状及び課題

孤立化が予想される地域ごとに最低１箇所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、地震による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

孤立予想地域の公民館等の実態を把握し、避難所としての機能を整備するとともに、老朽施設の更新について配慮する。

６　備蓄

(1)　現状及び課題

備蓄計画については、第２章第 12 節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた市民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実を考慮し、市民個々の被災が少なく道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが必要である。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

食料品等の分散配置に配慮する。

イ　市民等が実施する計画

(ｱ)　孤立が予想される地域の市民は、平常時から最低１週間分の備蓄を行うものとする。

(ｲ)　観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

第１２節　食料品等の備蓄・調達計画

【総務部】

第１　基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供 給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも ３日間、可能な限り 1 週間（孤立予想地域にあっては最低１週間。以下同じ。）は、自らの 備蓄で賄うことを原則とする。

（地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき）市は、この間、防災の第一次的責任を 有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地 域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。

県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは 食料供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補 完する立場として、広域単位での備蓄と物資応援協定等に基づいて調達するいわゆる流通 備蓄（以下「流通備蓄」という。）の確保に努める。

また、市及び県は、具体的な備蓄体制を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の 充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和６年 10 月 11 日付け６危第 168 号）に示している 被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。

第２　主な取組み

１　発災直後から最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の食料等を、市民自ら備蓄するよう、十分に周知啓発する。

また、食料等の供給について、県や関係業者と協定を締結し、調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。

２　協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。

３　初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄または指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

４　交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資に緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

５　平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第３　計画の内容

１　食料等の備蓄・調達体制の整備

(1)　現状及び課題

食料等の備蓄・調達については、市民は、自助の観点から自ら食料等を確保する必要があるが、市は、それぞれの地域の実状を勘案し、食料等を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等についての計画を策定し、実施していく必要がある。

方法については、現物備蓄のほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　平成 27 年３月に長野県が発表した「第３次長野県地震被害想定調査」において、本市で一番被害の大きい「糸魚川－静岡構造線断層帯」の地震が冬の 18 時に発生した場合の避難者想定の避難者の３日分の食料の備蓄を行い、必要に応じて更新していく。

ａ　５年程度の保存が可能なものであること。

ｂ　幼児、高齢者など要配慮者に配慮したものであること。

(ｲ)　備蓄場所は、防災備蓄倉庫とし、定期的に保存状態を確認するとともに保存期限に留意する。

(ｳ)　松本ハイランド農業協同組合、洗馬農業協同組合、塩尻商工会議所、生活協同組合コープながの、生活クラブ生活協同組合、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会、及び、株式会社カインズと締結した「災害時における応急生活物資の調達に関する協定」に基づき連携を強化する。

(ｴ)　市民、企業等に対して、非常時の食料確保のための備蓄の重要性について、防災訓練等の機会を通じて啓発する。

(ｵ)　備蓄食料品については、保存期間を配慮し、防災教育の中で役立てるとともに、防災意識の高揚に役立てる。

(ｶ)　日頃から一般家庭においての備蓄の啓発を積極的に行う。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　市を補完する立場から、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、非常用食料を合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等において備蓄し、必要に応じて更新するものとする。

また、県が調達する食料は、食物アレルギーや宗教上の理由など、食の多様性や環境・ゼロカーボンに配慮して備蓄・調達にするよう努める。（危機管理部）

(ｲ)　被災市町村が自ら食料品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災地に食料品等を届けられるよう、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、食料品等の要請・調達・輸送体制の整備を図るものとする。（危機管理部）

(ｳ)　県と市の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、食料の供給を円滑、効率的にできるようにするものとする。（危機管理部）

(ｴ)　長野県生活協同組合連合会と締結した災害時における物資の調達等に関する協定書に基づき連携を強化するものとする。（県民文化部）

(ｵ)　災害救助用米穀の円滑な供給がされるよう、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づき農林水産省と連携をとるものとする。（農政部）

(ｶ)　県内外の米穀販売事業者との間で締結した「災害救助法または国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により、応急米穀の円滑な供給ができるよう連携をとるものとする。（農政部）

(ｷ)　長野県農業協同組合中央会等と締結した、災害時の応急生活物資等の調達及び安定供給に関する協定書に基づき連携を強化するものとする。（農政部）

(ｸ)　協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店会連合会、一社 長野県ＬＰガス協会と締結した災害時における物資の調達に関する協定に基づき、連携を強化するものとする。（産業労働部）

(ｹ)　株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社イトーヨーカ堂との食料品等の調達に関する協定に基づき、連携を強化するものとする。（農政部・危機管理部）

(ｺ)　株式会社デリクックちくまとの災害時における食料等の供給及び運搬に関する協定に基づき連携を強化するものとする。（農政部）

ウ　関係機関が実施する計画

食料品取扱機関は、市の流通備蓄計画に協力するとともに、災害時における食料の緊急引渡しを想定した供給体制を整えるよう努めるものとする。また、市民への非常食のあっせんをするなど、家庭や企業における備蓄の促進にも配慮するものとする。

エ　市民が実施する計画

自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても発災前から食料供給体制が整うまでの間の食料として、一人当たり最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の食料等（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。

また、高齢者用、乳幼児用等の食料品は供給が特に困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた備蓄を行うよう留意するものとする。

オ　企業等において実施する計画

企業等においても、災害発生に備えて、食料の備蓄を行うよう努めるものとする。

２　食料品等の供給計画

(1)　現状及び課題

大規模災害時には、通常の流通ルートの麻痺が予想され、食料品の不足により市民の生活に支障をきたすおそれがあるため、調達した食料品や、備蓄食料を速やかに供給できる体制づくりが必要である。

特に備蓄食料については、地域の状況に応じ、避難所等において公平かつ速やかに供給する体制を整備する必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

備蓄及び協定等により調達した食料品等を市民に円滑に供給する体制を整備する。

また、食料供給を円滑に行えるよう、 調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、 炊飯器具（なべ、釜)、食器類（茶わん、はし)、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努める。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　市を補完する立場から、合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等において備蓄してある非常用食料を供給するための体制を整備するものとする。(危機管理部)

(ｲ)　流通備蓄については、協定等の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための体制を整備するものとする。(危機管理部、産業労働部、農政部)

第１３節　給水計画

【水道事業部】

第１　基本方針

飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ水器を設置し製造を行う。

また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。

このほか、市町村は、被災を最小限にくい止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備えるものとする。

県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは飲料水供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補完する立場として、広域単位での備蓄と流通備蓄の確保に努める。 また、県及び市町村は、水の備蓄において、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和６年 10 月 11 日付け６危第 168 号）に示している被害想定・ 避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。

第２　主な取組み

１　上水道施設の耐震化、応急給水拠点の整備を推進する。

２　災害協定を締結している塩尻市水道事業協同組合と連携し、応急給水訓練など危機管理体制の強化を図る。

３　非常用飲料水袋など災害必需品の備蓄、給水動力ポンプ、非常用発電機などの装備の充実を図る。

第３　計画の内容

１　飲料水等の備蓄・調達体制の整備

(1)　現状及び課題

令和３年度末における上水道施設は、配水池の耐震性は確保されているが、主要管路等における耐震化率は 42.6％であり、応急給水拠点は６箇所整備されている状況である。上水道施設の耐震化及び応急給水拠点の整備を推進する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　上水道施設の耐震化及び応急給水拠点の整備を推進する。

(ｲ)　市民が実施する事項への支援を行う。

(ｳ)　県が実施する事項に対し協力する。

(ｴ)　予備水源、予備電源を確保する。

(ｵ)　非常用飲料水袋等の災害必需品を備蓄し、災害時に備える。

(ｶ)　洗馬農業協同組合や信州エコプロダクツとの「災害時における緊急飲料水の供給に関する協定書」に基づき連携を強化する。

(ｷ)　非常時の臨時給水用具（ワイン業者の所有する樽等）の確保を検討する。

(ｸ)　塩尻市水道事業協同組合と「災害時における上下水道施設応急対策業務に関する協定」に基づき応急給水活動及び訓練を行う。

(ｹ)　（仮称）災害応急用井戸の調査及び指定について検討する。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　施設整備について、市に対する助言を行うものとする。（環境部）

(ｲ)　応急給水用具の整備について、市に対する助言を行うものとする。（環境部）

(ｳ)　水道施設災害等相互応援要綱（水道協議会）の整備を行うものとする。（環境部）

(ｴ)　備蓄となり得る配水池等の把握を行うものとする。（環境部）

(ｵ)　ボトルウォーターを地域振興局及び消防防災航空センター等に備蓄し、必要に応じて更新するものとする。（危機管理部）

(ｶ)　サントリービバレッジサービス株式会社との災害時における飲料水の供給に関する協定に基づき連携を強化するものとする。（危機管理部）

ウ　市民が実施する計画

(ｱ)　風呂の残り湯の活用を習慣づけるものとする。

(ｲ)　ボトルウォーター等による飲料水（一人当たり１日３リットル、３日程度）の備蓄に努めるものとする。

(ｳ)　ポリタンク等給水用具の装備に努めるものとする。

(ｴ)　自家用井戸等の保全に努めるものとする。

２　飲料水等の供給計画

(1)　現状及び課題

令和４年４月１日現在、本市には、給水車２台（5000 ﾘｯﾄﾙ）、車載用給水タンク２基（3000 ﾘｯﾄﾙ）、塩尻市水道事業協同組合保有給水タンク（500 ﾘｯﾄﾙ）15 基、給水用ポリタンク、非常用飲料水袋が装備・備蓄されていることから、災害時にはこれらの装備・災害必需品により給水が可能である。また、市単独での供給が困難な場合には、災害相互応援により他市町村の支援を受けて供給を行う。

しかし、大規模地震等により被害が広範囲にわたる場合には、相互応援が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　給水車の運行計画の策定等応急給水体制の確立を図る。

(ｲ)　被災範囲、被災状況を想定し、応急給水拠点の活用計画を策定し、応急給水体制の確立を図る。

(ｳ)　給水源の確保、供給量の見直しを行う。

(ｴ)　給水車、給水タンク、ポリタンク、非常用飲料水袋などの装備や災害必需品の充実を図る。

(ｵ)　給水支援体制を強化目的とした訓練を行う。

(ｶ)　塩尻市水道事業協同組合と連携し、応急給水活動及び訓練を行う。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　被害が広範囲にわたり、他都道府県からの応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、水道施設災害等相互応援要綱及び他都道府県との相互応援体制に関する整備を行うものとする。(危機管理部、環境部)

(ｲ)　市に対し、給水体制等に関する助言を行うものとする。(環境部)

(ｳ)　地域振興局及び消防防災航空センター等に備蓄したボトルウォーターの供給体制を整備するものとする。(危機管理部)

(ｴ)　流通備蓄については、協定の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための体制を整備するものとする。(危機管理部、産業労働部、農政部)

ウ　県企業局が実施する計画

(ｱ)　飲料水供給場所の整備を行うものとする。

(ｲ)　「応急給水マニュアル」により、応急給水における県企業局の業務を関係市町村に徹底するものとする。

(ｳ)　給水源の確保を行うものとする。

(ｴ)　給水車、給水タンク、給水袋等の確保を行うものとする。

(ｵ)　円滑な情報伝達、応急給水等の確保を図るため、給水区域の市と締結した災害協定に基づく訓練を実施するものとする。

第１４節　生活必需品の備蓄・調達計画

【総務部】

第１　基本方針

災害時には、市民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により、生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

（災害時の主な生活必需品）

○　寝具（タオルケット、毛布、エアーベッド、段ボールベッド等）
○　衣類（下着、靴下、作業着等）
○　炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
○　身の回り品（タオル、生理用品、紙オムツ等）
○　食器等（はし、茶わん、ほ乳瓶等）
○　日用品（石鹸、ティッシュペーパー、携帯トイレ、簡易トイレ、組立式トイレ、トイレットペーパー等）
○　光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）
○　常備薬

（必要量）

最大の避難所避難者数の発生が想定される災害など、市の被害想定を踏まえて、備蓄・調達体制を整備するよう努める。

また、市及び県は、上記品目（特に紙おむつや携帯トイレ等、トイレットペーパー、生理用品、毛布）の備蓄を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和６年 10 月 11 日付け６危第 168 号）に示している被害想定・避難者数や対応期間ｍ標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。

第２　主な取組み

１　地域の実情に応じて、備蓄・調達体制の整備を図るとともに、市民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

２　円滑な生活必需品の供給が行われるよう、供給体制の強化を図る。

第３　計画の内容

１　生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1)　現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、市民自ら行うことが有効であり、市民の防災意識を高め、最低限の必要品については、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努める必要がある。

また、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　平成 28 年度に本市が実施した「塩尻市防災アセスメント調査」において、糸魚川－静岡構造線断層帯を震源とする地震が発生した場合に想定される避難者は最大で約 8,000 人に及ぶことから、毛布の備蓄を拡大するとともに松本ハイランド農業協同組合、洗馬農業協同組合、塩尻商工会議所、及び生活協同組合コープながの、生活クラブ生活協同組合、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会、及び株式会社カインズと締結した「災害時における応急生活物資の調達に関する協定」に基づく連携を強化し、災害時に不足した場合の確保体制の整備を図る。

(ｲ)　備蓄場所は防災備蓄倉庫とし、定期的に保存状態や在庫量の確認を行う。

(ｳ)　学校・保育園等の公共施設の食器で、更新により不用となったものなど、その状況により備蓄に充てる。

(ｴ)　松本ハイランド農業協同組合、洗馬農業協同組合、塩尻商工会議所及び生活協同組合コープながの等と締結した「災害時における応急生活物資の調達に関する協定」に基づき連携を強化する。

(ｵ)　市民に対し防災思想の普及を行い、非常持出品など市民による積極的な備蓄の促進を図る。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、諏訪商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店会連合会、長野県石油商業組合、（一社）長野県ＬＰガス協会合との災害時における物資の調達に関する協定、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会等との災害時における生活必需品等の調達に関する協定に基づき連携を強化するものとする。（危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部）

(ｲ)　被災市町村が自ら生活必需品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災地に生活必需品等を届けられるよう、生活必需品等の要請・調達・輸送体制の整備を図るものとする。（危機管理部）

(ｳ)　市地域防災計画についての助言等を通じ、市における備蓄・調達を促進するものとする。（危機管理部）

(ｴ)　県民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図るものとする。（危機管理部）

ウ　関係機関が実施する計画

市が行う生活必需品の備蓄・調達体制の流通備蓄整備に協力するとともに、自らも必要

な生活必需品の備蓄を図るものとする。また、災害時における生活必需品の緊急引渡しを想定した供給体制を整えるよう努めるとともに、市民への斡旋など家庭や企業における備蓄の促進にも配慮するものとする。

エ　市民が実施する対策

災害に備えて、本節基本方針に掲げた生活必需品のほか、最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄を図り避難に備え非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行うものとする。

２　生活必需品の供給体制の整備

(1)　現状及び課題

災害発生後、直ちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況の把握方法の整備、また、生活必需品の調達を行う場合を想定して、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　輸送されてくる生活必需品の集積場所を塩尻市立体育館等とし、災害時の地域内輸送拠点とする。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　協定の締結先と災害時を想定した連絡方法を調整するものとする。（危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部）

(ｲ)　緊急時における輸送体制は、県地域防災計画震災対策編第２章第８節「緊急輸送計画」による。（関係部局）

第１５節　危険物施設等災害予防計画

【総務部、商工観光部】

第１　基本方針

大規模地震等に起因する危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、アスベスト、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設またはアスベスト使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、耐震化の促進、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第２　主な取組み

１　危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
２　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス製造施設等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
３　高圧ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
４　液化石油ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
５　毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
６　放射性物質使用施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
７　アスベスト使用建築物等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
８　大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設または特定施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第３　計画の内容

１　危険物施設災害予防計画

(1)　現状及び課題

危険物の特徴は、火災発生危険、急速な拡大危険及び消火の困難性があり、危険物の取扱い等から大規模災害に発展する可能性が高く、特に大規模地震等による施設等の損傷から二次災害発生のおそれが予想される。

地震発生時における災害を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、施設内自主消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。（塩尻市の危険物施設の現況　資料編参照）

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関など多種類の危険物を保有する施設に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等による混触発火が生じないよう管理徹底を指導する。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

(ｱ)　規制及び指導の強化

a　危険物施設の設置または変更の許可に当たっては、地震動による慣性力等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備等とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。

b　既設の危険物施設については、施設の管理者等に対し地震時の震災対策について再点検を求めるほか、必要に応じて改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図るものとする。

c　立入検査等については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。

(a)　危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(b)　危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

(ｲ)　施設内自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関等との連携等、総合的な地震防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者等に対し、施設内自主消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導するものとする。

(ｳ)　化学的な消火、防災資機（器）材等の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るものとする。

また、危険物施設の管理者等に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材等の整備・備蓄の促進について指導するものとする。

(ｴ)　相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導するものとする。

(ｵ)　警察との連携

危険物施設の設置または変更の許可をしたときは、警察に対してその旨連絡し、連携を図るものとする。

ウ　県が実施する計画

(ｱ)　危機管理部が実施する計画

a　市に対し、危険物施設における保安体制の強化及び災害に対する安全性の向上について指導するものとする。

b　消防法に定める危険物取扱者に対する保安講習を実施するとともに、危険物施設の管理者等関係者を対象に、地震時における保安管理技術の向上を図るため、消防機関等関係機関と連携し、講習会、研修会等を実施するものとする。

(ｲ)　警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、危険物施設の実態を把握するとともに、災害時における住民の避難誘導方法等について指導するものとする。

エ　危険物施設を有する事業所等の実施する計画

(ｱ)　消火薬剤等の資機材の整備をするものとする。

(ｲ)　従業員等を対象にした保安教育等の講習会を実施するものとする。

(ｳ)　災害発生時における周辺住民への周知伝達方法等を策定するものとする。

(ｴ)　危険物災害に対する自衛体制の強化を図り、隣接する危険物施設等との間に相互応援に関する協定を締結するものとする。

オ　市民が実施する計画

(ｱ)　災害発生時の避難、通報、初期消火等の災害対応方法の習得に努めるものとする。

(ｲ)　少量危険物施設の防油堤の設置を推進するものとする。

2　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス製造施設等災害予防計画

(1)　現状及び課題

火薬類製造施設、高圧ガス及び液化石油ガス製造施設等は、震災時における火災、爆発等により周辺住民に対し大きな影響を与えるおそれがあることから、被害を最小限に食い止め、従業員及び周辺住民に対する危害防止対策の確立、自主保安体制の整備を推進する必要がある。

（防災事業所　資料編参照）

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　地震発生時の対応等、適切な措置について広報を実施し、平常時から注意を喚起する。

(ｲ)　災害時の避難場所になる公共施設に対し、より一層の安全性の高い対策を講じるように依頼する。

(ｳ)　火薬類施設等の実態を把握するとともに、災害発生時の周辺住民の避難誘導体制の確立を図る。

(ｴ)　地震発生時の緊急出動体制、関係施設の点検等の構築について、関係機関の指導を行う。

(ｵ)　行政官庁その他の関係機関との連絡体制を整備し、情報交換、応援体制の確立を図る。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

(ｱ)　関係法令や監督官庁の立入検査、指導等に基づく技術上の基準を遵守するように指導するものとする。

(ｲ)　大規模災害発生時の出動体制の強化を図るものとする。

(ｳ)　立入検査、保安検査等を実施し、法令遵守の徹底を図るものとする。

(ｴ)　保安教育講習等において、事故防止対策の徹底を図るものとする。

(ｵ)　関係機関と災害時の連絡体制の整備について、次の事項の指導徹底を図るものとする。

a　自主保安体制の強化

b　連絡系統の確立、整備

c　周辺住民に対する広報体制の確立

(ｶ)　災害時の避難場所となる官公庁に対し、自己管理を徹底し、より一層安全性の高い対

策を講じるよう依頼するものとする。

ウ　県が実施する計画

【火薬類】

(ｱ)　産業労働部が実施する計画

a　火薬類取扱施設の管理者等に対し、立入検査及び保安検査を実施し、法令に基づく技術基準の徹底を図るものとする。

b　火薬類災害防止実験会及び保安教育講習会等において、事故及び盗難防止対策の徹底を図るものとする。

c　火薬類取扱施設の管理者等に対し、災害時の緊急体制等の整備について、次に掲げる事項の指導徹底を図るものとする。

(a)　自主保安体制の整備

大規模地震等の災害時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努めるものとする。

(b)　緊急連絡体制の整備

行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努めるものとする。

(c)　周辺住民に対する周知

周辺住民に対し、災害時には施設周辺に近づかないよう、日頃から周知するよう努めるものとする。

(ｲ)　警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害時における住民の避難誘導方法等について指導するものとする。

【高圧ガス】

(ｱ)　産業労働部が実施する計画

a　液化石油ガス製造施設及び一般高圧ガス製造施設に対する保安検査を年１回実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導するものとする。

b　高圧ガス製造施設、貯蔵施設、販売所及び消費施設等に対し、立入検査を随時実施し、法令で定める技術上の基準等の遵守についての徹底を図るものとする。

c　長野県高圧ガス地域防災協議会に対し、高圧ガス事業所及び高圧ガスの移動等における災害の発生または拡大を防止するために、一層の防災体制の充実を図るよう要請するものとする。

d　高圧ガス製造施設等に対し、災害時における従業員の任務を明確にし、緊急時の措置及び連絡体制について整備を図るよう指導するものとする。

また、災害防止訓練の実施を推進するものとする。

e　災害の拡大を防止するため、消防、警察及びその他関係機関への応援体制の確立を図るものとする。

ｆ　高圧ガス製造事業者等に対し（以下、ｌまで同じ。）、高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害を防止するため、毎年１回以上不同沈下量の測定を実施するよう徹底を図るものとする。

ｇ　高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備の日常点検を強化し、機能を維持するよう指導するものとする。

ｈ　高圧ガス設備の倒壊を防ぐため、その設備の架台及び支持脚を補強し、防錆塗装を行うよう指導するものとする。

ｉ　多数の容器を取り扱う施設は、容器の転倒によるガスの漏洩を防止するため、ホームのブロック化及びロープ掛け等により容器の転倒転落を防止するとともに、段積みを避けるよう指導するものとする。

ｊ　災害時に高圧ガス製造施設等に関係者以外が立ち入らないように事業所員を配置させる等侵入防止対策の整備を図るものとする。

ｋ　災害時には高圧ガス製造施設等に近づかないことを、周辺住民に周知するよう指導するものとする。

ｌ　災害時における応急供給体制を確立するよう指導するものとする。

ｍ　事業者間をわたる協力体制を整備するよう長野県高圧ガス団体協議会に対し依頼するものとする。

ｎ　災害復旧工事等に高圧ガスを使用する場合の応急供給計画に関する対策を整備するよう長野県高圧ガス協会に依頼するものとする。

ｏ　災害発生状況を把握するため、地域振興局等に空気呼吸器を配備するなど体制整備を図るものとする。

(ｲ)　警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、災害時における住民の避難誘導方法等について指導するものとする。

【液化石油ガス】（産業労働部）

(ｱ)　液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図るものとする。

(ｲ)　地震時に、容器の転倒によるガスの漏洩が生じることのないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、一般消費先の容器の転倒防止措置を徹底するよう指導するものとする。

(ｳ)　大規模地震発生時における燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生並びにガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する対震自動ガス遮断機（マイコンメーターＳを含む。）の設置について、液化石油ガス販売事業者を把握するものとする。

(ｴ)　大規模地震発生時における容器周辺の配管等から大量のガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。特に学校・病院等の公共施設、地滑り・土砂崩れ発生のおそれのある地区及び高

齢者世帯等は優先的に設置するよう指導するものとする。

(ｵ)　地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対する広報を実施するとともに、液化石油ガス販売事業者等に対しても、一般消費者に対する周知を確実に行うよう指導するものとする。

(ｶ)　地震発生時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急出動体制の確立及び連絡手段の構築について、(一社) 長野県ＬＰガス協会に要請するものとする。

(ｷ)　液化石油ガス一般消費先に対し、効率的な緊急点検を実施するため、消費先の巡回順路をあらかじめ定めるとともに、住宅地図を整備するよう、(一社) 長野県ＬＰガス協会に要請するものとする。

(ｸ)　緊急点検等に必要な資機材を整備し、必要に応じて備蓄するよう、(一社) 長野県ＬＰガス協会に要請するものとする。

(ｹ)　埋設管、集合供給設備等については、配管図面を整備し、地震時に直ちに使用できる状態にしておくよう、液化石油ガス販売事業者等を指導するものとする。

(ｺ)　地震時にとるべき行動・作業等についてのマニュアルを整備し、従業員等に熟知させるよう、液化石油ガス販売事業者等を指導するものとする。

(ｻ)　集中監視システムの設置促進について、液化石油ガス販売事業者を指導するものとする。

(ｼ)　大規模地震等における避難所等への臨時供給及び設備の応急復旧に対応できる体制並びに仮設住宅等への臨時供給体制について、他支部及び他県の応援を得る場合を含め、事前に整備しておくよう、(一社) 長野県ＬＰガス協会に要請するものとする。

特に冬期については、一刻も早い供給が必要になるため、積雪時、渋滞時等に対応できる臨時供給方法とするよう要請するものとする。

(ｽ)　災害時に避難所となる学校・病院等の公共施設の管理者に対し、自己管理に万全を期し、より安全性の高い対策を講じるよう要請するものとする。

(ｾ)　消防、警察等関係機関との情報連絡体制を確立しておくよう、(一社) 長野県ＬＰガス協会に要請するものとする。

(ｿ)　地震防災対策強化地域内の液化石油ガス保安対策会議関係機関相互の連絡提携により、地震防災対策を推進するための情報交換を行うものとする。

エ　その他関係機関が実施する計画

(ｱ)　地震災害発生時における従業員の任務を明確にしておくとともに、災害防止訓練の実施を推進するものとする。

(ｲ)　行政、警察、消防その他関係機関との連絡体制を整備し、情報交換、応援依頼体制の確立を図るものとする。

(ｳ)　地震災害時等において、施設付近に接近しないよう、平常時から注意を喚起しておくものとする。

(ｴ)　応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

オ　市民が実施する計画

地震発生時の燃焼器具の消火処置、ガスボンベ等の落下、転倒防止措置を実施するものとする。

3　毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

(1)　現状及び課題

毒物劇物は、本来毒性が強く、取扱いを誤ったり、災害等による流失漏洩により、その及ぼす危険性は極めて大きい。

危害の未然防止に当たるとともに、事故発生時には、速やかに適切な措置を講じ、危害の拡大の阻止と市民の安全確保を図ることが必要である。

（毒物劇物事故処理剤備蓄場所　資料編参照）

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　災害時における市民等の避難誘導方法について、警察署と調整する。

(ｲ)　保健福祉事務所の指導のもと、保管貯蔵施設等の実態を把握し、地震災害時における対処を検討する。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

(ｱ)　有毒ガス対応の装備、特殊災害対応用資機材等の備蓄を図るものとする。

(ｲ)　毒劇物取扱事業所等を把握し、警防計画を策定するものとする。

(ｳ)　災害時の緊急連絡体系の確立を図るものとする。

(ｴ)　製造作業所、貯蔵設備、陳列場所及び運搬用具について、基準の遵守、状況点検管理がされているよう指導するものとする。

(ｵ)　毒物、劇物等が事業所の外に飛散、漏洩し、または地下にしみ込むことを防止するのに必要な措置を講じるよう指導するものとする。

ウ　県が実施する計画

(ｱ)　健康福祉部が実施する計画

a　営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導するものとする。

b　災害発生緊急通報系統を作成するものとする。

c　中毒事故発生時における処理情報等の提供を行うものとする。

d　毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄数量であるかを随時検討し、必要に応じて備蓄品目・数量について充実を図るとともに、備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため、財政的支援を行うものとする。

e　災害発生状況を把握するため、保健福祉事務所等に空気呼吸器などの体制整備を図るものとする。

ｆ　災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、営業者、業務上取扱者等を対象に研修会を開催するものとする。

(ｲ)　警察本部が実施する計画

毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び毒物劇物の種類・貯蔵量等を把握するとともに関係機関との情報連絡体制を確立し、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導するものとする。

エ　その他関係機関が実施する計画

(ｱ)　地震災害時における従業員の任務を明確にしておくとともに、災害防止訓練を実施するものとする。

(ｲ)　行政、警察、消防その他関係機関との連絡体制を整備し、情報交換、応援依頼体制の確立を図るものとする。

(ｳ)　地震災害時等において、施設付近に接近しないよう、平常時から注意を喚起するものとする。

(ｴ)　応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

4　放射性物質使用施設災害予防計画

(1)　現状及び課題

放射性物質を使用する施設等が、震災により被害を受け、または受けるおそれがある場合には、放射線障害に対する予防対策に万全を期す必要がある。

消防機関においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。

(2)　実施計画

ア　市及び県が実施する計画

(ｱ)　所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。

(ｲ)　市は消防機関に地域の実情に応じて、放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図る。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

(ｱ)　放射性物質使用施設等の実態を把握し、総務省消防庁発刊の「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」に基づき、災害防止対策の推進を図るものとする。

(ｲ)　関係機関の連絡体制を整備し、情報交換、応援依頼体制の確立を図るものとする。

(ｳ)　国有財産の無償使用物品として使用許可されている放射線測定器等の有効活用を図るとともに、関連した放射線等資機材の装備充実を図るものとする。

(ｴ)　災害発生時の緊急連絡体系の確立を図るものとする。

(ｵ)　放射性物質使用施設の責任者に、地震災害時における活動を迅速にするため、次のことを実施するよう指導するものとする。

ａ　自主保安体制の整備強化

ｂ　災害発生時における緊急通報系統を作成

ｃ　周辺住民に対する避難誘導、広報体制の確立

ｄ　放射性物質漏洩時等における処理情報等の提供

ウ　その他関係機関が実施する計画

(ｱ)　放射性物質使用施設等の実態を把握し、応急対策活動マニュアル等の整備を図るものとする。

(ｲ)　地震災害時における任務分担を明確にしておくとともに、災害防止訓練を実施するものとする。

(ｳ)　関係機関の連絡体制を整備し、情報交換、応援依頼体制の確立を図るものとする。

(ｴ)　使用設備の耐震性を図るものとする。

（放射線障害防止法の対象事業所　資料編参照）

5　アスベスト使用建築物等災害予防計画

(1)　現状及び課題

アスベスト製品はその化学的・物理的特性から防火用、保湿用、騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則としてアスベストの製造、輸入、使用が禁止されているが、建材あるいは吹付けアスベストとして使用された建築物等が残されており、震災発生時において、これらの建築物等からは倒壊や解体作業などによりアスベストが飛散する恐れがあることから、アスベストの飛散・ばく露防止対策を図る必要がある。

(2)　実施計画

ア　県が実施する計画

アスベスト測定器の整備、及びアスベスト測定技術者の育成により、震災発生時の大気中のアスベスト調査に対応できる体制の整備を図るものとする。

6　大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設または特定施設災害予防計画

(1)　現状及び課題

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設または特定施設で事故等が発生し特定物質が大気中に多量に排出されたときは、事業者は直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるとともに、直ちに県に連絡するよう定めている。震災発生時においても、特定施設等の損傷等により特定物質等が大気中に排出され、周辺住民の健康被害が生じるおそれがあることから、当法の徹底により被害防止の対策を図る必要がある。

(2)　実施計画

ア　県が実施する計画

事業場への立ち入り等により、事業者に対し災害時の緊急体制等の整備について次に掲げる事項の指導徹底を図るものとする。

(ｱ)　特定物質が大気中に多量に排出されたときに、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧できるよう防災体制の整備に努めるものとする。

(ｲ)　その事故の状況を直ちに県に通報できるよう緊急連絡体制の整備に努めるものとする。

第１６節　電気施設災害予防計画

【総務部】

第１　基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

①　災害に強い電気供給システムの整備促進

②　災害時を想定した早期復旧体制の整備

を重点に、予防対策を推進するものとする。

第２　主な取組み

１　地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。

２　災害時の職員の配備計画を樹立する。

３　関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

第３　計画の内容

１　施設・設備の安全性の確保

⑴　現状及び課題

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全を確保することが重要である。

⑵　実施計画

ア　市が実施する計画

電気事業者と連携を取りながら、共同溝の設置など、電線の地中化について研究を進める。

イ　県が実施する計画（建設部）

電気事業者と調整がついた箇所から電線共同溝または共同溝整備を推進するものとする。

ウ　関係機関が実施する計画（電気事業者）

(ｱ)　中部電力パワーグリッド㈱が実施する計画

地震に対して電力供給設備（変電・送電・配電）を災害から防護するため、次により耐震設計方針に基づく耐震強度の検討を行うとともに、被害の予防措置を講ずるものとする。

ａ　変電設備

機器の耐震性は、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行うものとする。なお、建築物については建築基準法による耐震設計を行うものとする。

ｂ　送電設備

(a)　架空送電線

送電用鉄塔は災害に耐え得るものとする。

ただし、送電用鉄塔が地震により受ける影響は、「電気設備技術基準」により設計した荷重より小さいため、地震時の荷重には十分耐えられる。

(b)　地中送電線

架台設計については、鉄構設計基準により耐震設計を行うものとする。

c　配電設備

「電気設備技術基準」により設計を行うものとする。

ただし、地震力の影響は、氷雪、風雨及び不平均張力による荷重に比べて小さい。

(ｲ)　東京電力ホールディングス株式会社が実施する計画

a　電力設備について、十分な科学的解析と従来からの経験を生かし、機器の標準規格設計基準等に基づいた万全の予防対策を講じるものとする。

b　安全率は、今後の機器について現状の動的設計法に対して 2.0 を確保できるものとするものとする。

２　職員の配置計画

(1)　現状及び課題

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立するものとする。

(2)　実施計画

ア　関係機関が実施する計画（電気事業者）

各関係機関（電力会社）において、非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておくものとする。また、災害発生時の連絡動員体制を定め、関係箇所に周知するとともに、請負会社との協力体制も整備するものとする。

３　関係機関との連携

(1)　現状及び課題

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備する。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

市は、地域防災計画等の定めるところにより、電力会社との連携を図る。

イ　県が実施する計画

電力会社との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化するものとする。

ウ　市・県及び関係機関が実施する計画

(ｱ)　電力広域的運営推進機関の指示に基づく需給調整を行い、大規模停電を防ぐため、平常時から訓練等の対策を進めるとともに、応急復旧資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておくものとする。

(ｲ)　市、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

第１７節　都市ガス施設災害予防計画

【総務部】

第１　基本方針

都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用しガスを供給している。

大規模な地震が発生した場合には、予期せぬ事態が予想されるので、数々の事態を想定したマニュアルを整備する必要がある。

地震の発生により、製造所・供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の高耐震化を推進するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。地震発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。

第２　主な取組み

１ 大規模地震を想定したマニュアルを整備するとともに、定期的に見直しを行う。

２ 製造供給施設及び導管については、耐震性の有するものとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

３ 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、震災時の出動体制をあらかじめ定めておき、地震発生時の対応を迅速に行う。

４ 二次災害を防止するため、市、消防、警察、道路管理者、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。

第３　計画の内容

１　大規模地震対応マニュアルの整備

(1)　現状及び課題

大規模地震が発生した場合には、職員の確保、交通手段、通信方法及び情報収集の困難性並びに大規模な応急対策の立案・実施と日常とは著しく異なる事態となることから、数々の事態を想定したマニュアルを整備する必要がある。

(2)　実施計画

ア　関係機関が実施する計画

都市ガス事業者は、数々の事態を想定したマニュアルを整備するとともに、定期的に見直しを行い、大規模地震に備えるものとする。

２　施設・設備の安全性の確保

(1)　現状及び課題

製造施設及び供給施設は、ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法等の法令及び(一社)日本

ガス協会の設計基準に準拠して耐震性に配慮している。

緊急措置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に設置し、消防設備等の保全設備も配置している。

以前設置した導管の中には、材料・接合方法の耐震性が低いものがあり、取り替える必要があり、ガス導管の設備対策として耐震性に優れた溶接鋼管、ポリエチレン管を採用し、耐震化率が概ね９０％を超える信頼性の高い導管ネットワークを構築している。

また、バックアップとしての導管の複線化及び応急復旧を迅速に行うための供給区域の分割（ブロック化）を推進している。

需要家の安全対策として、震度５強以上の地震に自動的にガスを遮断するマイコンメータの全戸設置を推進している。

情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図っている。

製造施設、供給施設及び導管の被害を発生直後的確に判断する手段として、建築物の被害と相関のある数値（ＳＩ値又は最大速度値）を表示する地震計を設置している。

(2)　実施計画

ア　都市ガス事業者が実施する計画

(ｱ)　経年管対策の推進

(ｲ)　マイコンメータの全戸設置

(ｳ)　地震計の設置

3　職員の配置計画

(1)　現状及び課題

地震発生時における迅速な供給施設の点検・情報収集等を行うため、事前に職員の配置計画を策定する必要がある。

(2)　実施計画

ア　都市ガス事業者が実施する計画

休日・夜間の震災に対応できるよう宿日直者を配置し、発生後は直ちにガス供給施設の点検・情報収集・各種連絡を行うこととしている。

また、震度５強以上の地震が発生した場合は、職員は連絡が無くてもあらかじめ定められた場所に出動して災害対策本部を迅速に設置し、速やかに応急復旧活動を行うものとする。

4　関係機関との連携

(1)　現状及び課題

ガス漏えいによる火災・爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。

また、都市ガス事業者間では、震災の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応できない場合の相互応援体制が確立されている。

さらに、ガス漏洩による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

市は、地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図る。

イ　県が実施する計画

都市ガス事業者との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化するものとする。

ウ　都市ガス事業者が実施する計画

(ｱ)　被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、県及び地域振興局・消防・警察・道路管理者・市町村等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておくものとする。

(ｲ)　都市ガス事業者間では、震災の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応できない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図るものとする。

ａ　(一社)日本ガス協会

「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」

ｂ　(一社)日本ガス協会関東中央部会

「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」

「帝石パイプライン事故対策要領」

都市ガス事業者応援系統図

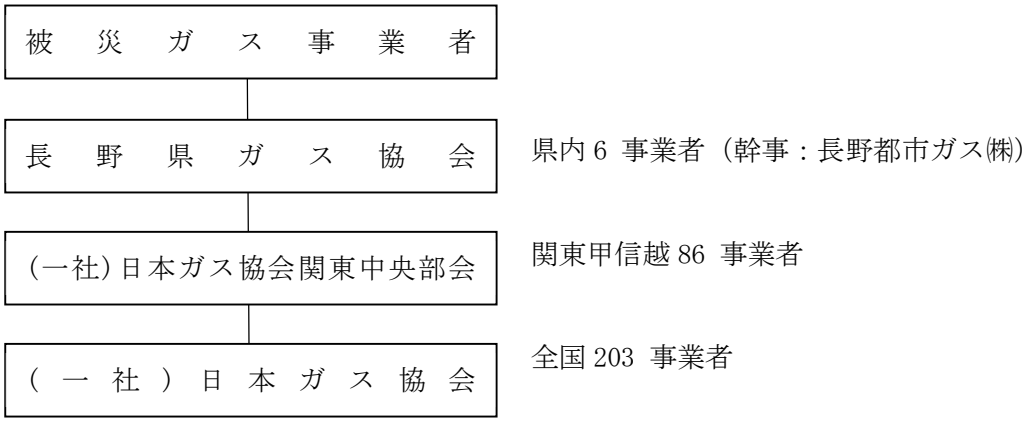

第１８節　上水道施設災害予防計画

【水道事業部】

第１　基本方針

上水道施設の災害予防については、施設の耐震化を図るとともに、非常用施設等を常に稼働できる状態に維持し、かつ被災を受けにくいものにすることが必要である。このため、施設の更新に当たっては耐震化を図ることとし、メンテナンス体制についても充実を図る。

第２　主な取組み

老朽施設の更新、耐震化及び改良等に併せ、施設の耐震化を図る。

第３　計画の内容

１　上水道施設の災害予防

(1)　現状及び課題

令和２年度に策定した第２期塩尻市水道ビジョンに基づき、施設の耐震化を計画的に進めているが、施設の耐震化には莫大な費用を要するため、管路施設の耐震化については、断水が広範囲となる供給上重要な管路や災害拠点医療機関あるいは避難所等へ給水する管路を主要管路と位置付け優先的に耐震化を推進していくこととしている。また一部浄水場においては耐震性が確認されていない施設もあり、計画的な施設の耐震化が必要な現状にある。

また、災害時における水の確保と、応急給水活動の拠点施設となる応急給水拠点を整備し、災害予防の一助とする。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、（公社）日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　管路、浄水場など上水道施設の耐震化を推進する。

(ｲ)　配水系統の連結管の整備、相互連絡の配水ブロック化を推進する。

(ｳ)　各浄水場へ自家用発電機を装備する。

(ｴ)　復旧資材を分散して備蓄を行う。

イ　県が実施する計画（環境部）

水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新、施設の安全性の確保及び耐震化等に関する指導を行うものとする。

ウ　県企業局が実施する計画

(ｱ)　重要給水施設へ至る主要管路等の耐震化を推進するものとする。

(ｲ)　浄水場等の基幹施設の耐震化を推進するものとする。

(ｳ)　隣接事業体と緊急時連絡管の設置について検討を行うものとする。

(ｴ)　無線設備の維持管理を行い、非常時における通信の確保を図るものとする。

(ｵ)　非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図るものとする。

(ｶ)　「大規模地震時の初動マニュアル」へ職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図るものとする。

(ｷ)　復旧資材の備蓄を行うものとする。

(ｸ)　避難所、病院等の災害時の拠点となる施設の情報を反映した配管図等の整備を行うものとする。

(ｹ)　予備電源の確保を図るものとする。

第１９節　下水道施設等災害予防計画

【水道事業部】

第１　基本方針

下水道施設が、大規模地震等により被災した場合は、市民生活に重大な影響を及ぼすため、地震など災害に強い下水道施設の整備を構築するとともに、被災時の速やかな復旧体制を確立する必要がある。

このため既存の施設については、下水道総合地震対策計画を策定し、施設の耐震化に努め、新規に整備する施設については、必要な耐震性を有した施設とする。

第２　主な取組み

１　下水道総合地震対策計画を策定し、基幹施設等の耐震化を図る。

２　下水道業務継続計画の構築とブラッシュアップを図る。

３　緊急あるいは、復旧用資材の把握と確保に努める。

４　被災時に即応できるよう下水道施設台帳の整備・充実を図る。

第３　計画の内容

１　下水道総合地震対策計画に基づく施設整備

(1)　現状及び課題

塩尻市浄化センターは、安定した地盤に建設されているが、阪神淡路大震災以降に策定された耐震設計指針（以下、新指針）に適合しない施設があるため、計画的に耐震化を推進している。なお、楢川浄化センターは新指針に適合している。

排水施設については、阪神淡路大震災以降に新設された施設は新指針に基づいている。それ以前の排水施設のうち新指針に適合しないものについては、総合地震対策計画に基づき耐震化を推進している。

農村集落排水施設は公共下水道への統合を進めている。今後も農業集落排水として存続する贄川処理区は新指針に適合している。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　既設の排水施設のうち耐震性を有しない重要な幹線等の耐震化を行う。

(ｲ)　既存の処理施設のうち耐震性を有しない施設の耐震化を行う。

(ｳ)　新設する排水施設・処理施設は新施設に適合した施設を建設する。

イ　県が実施する計画（環境部及び市が実施する計画）

重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に敷設されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、耐震化を計画的に進めるものとする。

２　緊急連絡体制、復旧体制の確立

(1)　現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を講じるため、業務継続体制、緊急連絡体制、復旧体制など、災害時の緊急的措置等を定めた下水道ＢＣＰについては地震を対象とした簡易版は策定済みである。

また、被害が甚大である場合は、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき他市町村からの応援体制が構築されている。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　災害時の対応を定めた下水道ＢＣＰを策定・ブラッシュアップする。

(ｲ)　下水道ＢＣＰが確実に機能するよう、定期的に訓練を実施する。

(ｳ)　復旧体制について、他の地方公共団体との長野県市町村災害時応援体制のほか、関係団体等との協力体制を確立する。

イ　県が実施する計画（環境部）

(ｱ)　災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定するものとする。

(ｲ)　業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していくものとする。

(ｳ)　復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を確立するものとする。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

３　緊急用・復旧用資機材の計画的な確保

(1)　現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、平常時から資機材の把握と確保に努める必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

発電機、ポンプ等の緊急用資機材を計画的に装備する。

イ　県が実施する計画（環境部）

発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材を計画的に購入、備蓄するものとする。

４　下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等の整備・充実

(1)　現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務付けられている。

下水道施設等が地震等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するために下水道施設台帳の電子化を推進し、確実かつ迅速にデータの調査、検索等を可能にする必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

下水道施設台帳等の調製・保管に努める。また、台帳の電子化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

イ　県が実施する計画（環境部）

下水道施設台帳等を適切に調製・保管するものとする。また、台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備するものとする。

５　管渠及び処理場施設等の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、管渠の２系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

(2)　実施計画

ア　市及び県（環境部）が実施する計画

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

第２０節　通信・放送施設災害予防計画

【総務部・企画政策部】

第１　基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど、市民に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関ごとに予防措置をとる。

第２　主な取組み

１　各機関は、緊急時における通信手段の確保、整備を図る。

２　市及び県は、通信施設の地震対策、災害に強い通信手段の整備及び災害情報収集処理システムの整備を図る。

３　電気通信事業者は、通信施設の地震対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。

４　放送機関は、通信施設の地震・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。

５　警察機関は、通信機器の地震対策、情報収集体制の強化を図る。

６　通信ケーブルの地中化を推進する。

第３　計画の内容

１　緊急時のための通信確保

(1)　現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大等により、通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生するおそれがある。このため、被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するための緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2)　実施計画

ア　各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器の整備・耐震化を図るものとする。通信施設の整備に当たっては、市はもとより他の防災関係機関にも情報伝達できるよう配慮するものとする。

イ　非常通信を行う場合に備え、あらかじめ協力依頼できる無線局を選定しておくものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

２　防災無線通信施設災害予防

(1)　現状及び課題

平成 21 年度から 22 年度にかけて、災害時に迅速かつ的確な情報を伝達するための同報系防災行政無線を塩尻地域に整備した。楢川地区においては、平成 12 年度に整備されている。（楢川地区が令和２年度にデジタル化を完了したことに伴い、塩尻市全域でのデジタル化が完了した）

また、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて、市と防災関連機関相互間の災害時における

迅速かつ的確な無線通信による情報の収集・伝達を図るため市内全域を網羅する移動系防災行政無線を整備した。

今後は、このシステムを効果的に活用していく必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　通信機器及び予備電源装置の取扱い習熟のため訓練を行う。

(ｲ)　通信機器の動作状況を監視するほか、定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持する。

(ｳ)　ＩＰ通信網やケーブルテレビ網等の活用を図る。

イ　県が実施する計画（危機管理部、総務部、建設部）

(ｱ)　幹線系の途絶を防止するため、衛星系を含めた通信経路の多ルート化及び中枢機能の分散化を図るものとする。（危機管理部、総務部、建設部）

(ｲ)　被災地との通信確保のため、移動体通信機器、施設の充実化を推進するものとする。（危機管理部、建設部）

(ｳ)　被災情報の迅速な処理、災害予測を図るため、情報処理機器を活用した防災情報処理システムについて研究を行うものとする。（危機管理部、建設部）

(ｴ)　各無線局において通信機器及び予備電源装置の取扱い習熟のため訓練を行うものとする。（危機管理部、総務部、建設部）

(ｵ)　通信機器の動作状態を遠隔監視するほか、定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持するものとする。（危機管理部、総務部、建設部）

３　電気通信施設災害予防

(1)　現状及び課題

従来の地震対策は、関東大震災クラス（震度６弱）を想定した災害対策を実施してきたが、震度７を想定した耐震対策と危機管理体制を整備する必要がある。また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2)　実施計画

ＮＴＴ東日本㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱が実施する計画

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体に被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性に強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて、下記の施策を逐次実施するものとする。

ア　建物・鉄塔および端末機器等の耐震対策

(ｱ)　震度７でも通信設備の機能が最低限維持できるように、建物・鉄塔等耐震診断を実施

し、耐震性の低いものについて、耐震補強を実施するものとする。

(ｲ)　事務室設置のシステム等端末設備類の耐震性についても、震度７に耐えられるよう補強するものとする。

イ　電気通信設備の停電対策

予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置の耐震確保、及び蓄電池の維持等の停電対策強化を図るものとする。

ウ　設備監視体制

通信ネットワークの集中監視・制御センターが被災しても対応できるよう、他のセンターからの相互バックアップ機能を確立するものとする。

エ　重要ファイルの管理

交換機の運転ファイル、社内情報処理システム等の重要ファイルを複数拠点で分散保管し、信頼性の向上を図るものとする。

オ　緊急受付窓口の強化

災害時に多発する故障受付、臨時電話の申込時に迅速に対応できるよう、緊急受付窓口体制を確立するものとする。

カ　災害時優先電話の活用

現状の災害時優先電話の範囲を災害対策基本法に基づく、指定機関の災害対策の指揮・指導する立場の責任者宅まで拡大するものとする。

キ　災害時用公衆電話（特設公衆電話）の早期設置による通信確保

指定避難所に合わせた災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保するものとする。

ク　被災状況の早期把握

通信孤立地域を早期に把握し、解消するため、県及び市等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図るものとする。

ケ　危機管理、復旧体制の強化

(ｱ)　社内情報連絡ツールの充実

(ｲ)　災害発生直後に出勤できる被害調査隊と復旧隊の編成準備・配置

コ　電気通信設備の停電対策

移動電源車、移動用発動発電装置の配備及びバックアップ蓄電池による保持に努めるものとする。

４　警察無線通信施設災害予防

(1)　現状及び課題

警察通信施設は、警察本部、各警察署及び無線中継所のそれぞれの設備に耐震対策を実施している。特に無線中継所にあっては、平成６年度以降に建設したものは、鉄骨造りＡＬＣとする等、耐震性、不燃堅牢性について強化を図っている。また、地震による長期停電に備え、警察本部、各警察署及び主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。無線多重回

線については、２ルート化及びグループ化の構成となり、信頼性の向上を図っている。平成２７年度から４ヵ年にわたってヘリコプターテレビシステムの整備を行い、被災現場における情報収集体制の強化を図っている。災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信設備の整備を行う。

なお、塩尻市移動系防災行政無線の配備により、発災時の情報交換向上を図っている。

(2)　実施計画

ア　警察本部が実施する計画

(ｱ)　県警本部通信施設の機能損傷に対処するため、本部設備の一部二重化、応急用通信機器の保管場所の整備を推進するものとする。

(ｲ)　災害現場における情報収集活動を効率的に行うため映像機器、映像伝送機器の拡充整備を行うものとする。

(ｳ)　情報の同報性、共時性を図るため衛星通信車の導入整備を行うものとする。

(ｴ)　無線中継局及び無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を行うものとする。

5　道路埋設通信施設災害予防

(1)　現状及び課題

架空の通信ケーブルは、地震発生時に倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し、緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。このため、架空から地中化を進める必要がある。

(2)　実施計画

ア　市及び県が実施する計画

通信事業者等と調整のついた箇所から、電線共同溝または共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図るものとする。

第２１節　鉄道施設災害予防計画

第１　基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、施設については、震災の発生に対処するため耐震性に配慮し、施設の機能が外力や環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、整備計画に基づき予防措置を講じるものとする。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第２　主な取組み

１　施設・設備の安全点検を定期的に実施し、保守、補強を計画的に行い、整備強化を図る。

２　各体制に基づき、関係職員の配置計画を図る。

３　塩尻駅及び関係機関との連携を密にし、緊急時の協力体制の整備を図る。

第３　計画の内容

１　現状及び課題

本市における鉄道事業者は、東日本旅客鉄道㈱と東海旅客鉄道㈱の２社が所管している。中でも塩尻駅は、名古屋方面及び東京方面からの中央本線と、松本を経由して長野方面に至る篠ノ井線が交錯している重要な駅であり、本駅が不通になった場合、他の地域に及ぼす影響も大変大きい。また、岡谷方面と結ぶ塩嶺トンネルは、全長5,994mに及ぶもので、その安全確保が重要である。路線には、山沿いを通過する箇所もあり、災害時には早期な障害物の発見と除去が必要となる。鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設、更新、補強に当たっては、耐震性のある施設にする必要がある。

２　実施計画

(1)　市が実施する計画

市は、地域防災計画等の定めるところにより、鉄道会社との連携を図る。

(2)　県が実施する計画

鉄道会社との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化するものとする。

(3)　関係機関が実施する計画

ア　東日本旅客鉄道㈱塩尻駅

(ｱ)　施設、設備の安全点検

東日本旅客鉄道㈱及び東海旅客鉄道㈱と連携し、常時定期的に市内の鉄道施設、構造物の検査を実施している。安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所発見のため、必要に応じて随時精密に検査を行い、必要な措置を講じるものとする。

(ｲ)　防災体制の確立

長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるものとする。また、情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図るものとする。

(ｳ)　関係機関などとの連携

関係機関及び協力会社との連携を密にし、連携をとるものとする。

イ　東海旅客鉄道㈱

(ｱ)　施設、設備の安全点検

調査グループの設置運用により定期検査を実施しているが、この体制を継続強化し、検査結果に基づく保守、補強、取り替えなどを計画的に実施するものとする 。

(ｲ)　防災体制の確立

各体制に基づき関係職員の配置計画をとるものとする 。

(ｳ)　関係機関などとの連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとるものとする 。

ウ　北陸信越運輸局

(ｱ)　鉄道事業者に対し、大規模災害による土砂災害等から鉄軌道を保全するため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるよう指導するものとする。また、安全運行に資する竜巻等突風に係る検討内容等の情報提供に努めるものとする。

(ｲ)　鉄道事業者に対し、地下駅利用者の安全確保を図るため、効果的な浸水防止対策等に努めるよう指導するものとする。

(ｳ)　鉄道事業者に対し、災害発生に備え、異常時マニュアル等の作成及び実情を踏まえたマニュアルの見直しの指導を行うものとする。

(ｴ)　鉄道事業者に対し、定期的な異常時訓練の実施について指導を行うものとする。

(ｵ)　関係機関との連携を図るものとする。

第２２節　災害広報計画

【企画政策部】

第１　基本方針

災害時に有効な広報活動を迅速に行うため、被災者及び市民等に対する情報提供体制の整備を図るとともに、報道機関等に対する情報提供体制の整備、協定の締結等を行うなど、体制作りを事前に行っておく必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第２　主な取組み

１　被災者及び市民等への情報の提供体制を整備する。

２　報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第３　計画の内容

１　被災者及び市民等への情報の提供体制

(1)　現状及び課題

災害時には、被災者及び市民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想され、相当の混乱が考えられるため、これに対して適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

このことは、情報の混乱を防ぎ、被災者及び市民等に対して的確な情報を提供する上からも重要である。また、職員が被災者及び市民等からの問い合わせに対する応答に忙殺されることなく災害応急業務を行う上からも重要である。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含めて常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備を図ることが必要である。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　被災者及び市民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファクス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう、次の点に考慮した体制の整備を図る。

ａ　窓口設置用の電話回線、電話機・ファクス・パソコン（インターネット）の確保

ｂ　窓口設置場所の確保

ｃ　災害広報車の整備

ｄ　災害広報の原稿、テープ等の事前作成

ｅ　防災行政無線の整備

ｆ　災害時における広報担当職員との連携体制

ｇ　外国人住民からの問合せにも対応できる体制

(ｲ)　防災行政無線、災害情報共有システム（Ｌアラート）、市ホームページ、緊急メール、ソーシャルメディア等を利用し、市民に対して各種の情報を提供する。

(ｳ)　コミュニティ放送、ＣＡＴＶ、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との災害協定の拡充を図る。

(ｴ)　被災者及び市民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。

(ｵ)　東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

イ　県が実施する計画（危機管理部、企画振興部、総務部、県民文化部）

(ｱ)　被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用電話・ファクス・パソコン（インターネット）を備えた相談窓口を設置し、職員が専属で対応できるよう以下の点についてあらかじめ体制を整備しておくものとする。

ａ　窓口設置用の電話回線、電話機・ファクス・パソコン（インターネット）の確保

ｂ　窓口設置場所の確保

ｃ　各部局ごとの窓口対応職員の指定

ｄ　外国語による情報提供体制の整備

(ｲ)　災害情報共有システム（Ｌアラート）、県のホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、被災者及び住民等に対して各種の情報を提供できる体制の整備を図るものとする。

(ｳ)　災害情報共有システム（Ｌアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

(ｴ)　被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努めるものとする。

２　報道機関への情報提供及び協定

(1)　現状及び課題

災害時には、報道機関からの取材要請が、電話、直接のインタビュー等により集中することが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要があるとともに、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部からの報道要請の方法について定めておく。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　㈱テレビ松本ケーブルビジョンとの「災害時におけるケーブルテレビ放送要請及び臨災局開設委託に関する協定」、エルシーブイ㈱との「災害時における災害緊急放送に関する協定」及びエフエムまつもと㈱との「災害時におけるラジオ放送の要請に関する協定」、

しおじりコミュニティ放送㈱との「災害時におけるコミュニティエフエム放送に関する協定」に基づき、災害時の情報提供を迅速に行い、防災体制の充実を図る。

(ｲ)　報道機関の取材による業務への支障、窓口体制の未整備による情報の混乱を防ぐため、被害状況及び対策等、報道機関への情報の提供については、通常は危機管理課または関係課が、危機管理総合対策チーム設置時は情報発信部が、災害対策本部設置時には企画・広報班が行う。

(ｳ)　災害発生時に報道要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに報道要請が行えるよう報道要請の方法について報道機関と確認を行っておく。

イ　県が実施する計画（危機管理部、企画振興部）

(ｱ)　取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、被害状況及び対策等の情報の報道機関に対する提供については、通常は危機管理防災課が、災害対策本部設置時には、本部室長の指示により情報発信班が行うこととする。

(ｲ)　県は放送事業者とは災害時における放送要請に関する協定を締結しているが、災害時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう訓練等を行うものとする。

第２３節　土砂災害等の災害予防計画

【建設部・総務部・農林部】

第１　基本方針

本市は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えていて、地震に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、市と関係機関が中心となり、危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講じる。

また、近年、要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等の区域内については、特に万全の対策が必要とされる。

第２　主な取組み

１　土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、有害行為の防止と防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。

２　土砂災害特別警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。

地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。

３　要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等の区域内について防災対策を推進する。

４　住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害警戒区域、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのあると認められる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

第３　計画の内容

１　地すべり対策

⑴　現状及び課題

本市は、地すべり地帯が存在している。建設部所管の地すべり危険箇所は６箇所、林務部所管の地すべり危険地区は１箇所、農政部所管の地すべり危険箇所は１箇所あり、このうち１箇所が地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域に指定されている。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（地すべり）に６箇所が指定されている。（令和４年時点）

⑵　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　防災パトロール、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

(ｲ)　土砂災害警戒区域ごとの特徴を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害

のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（「塩尻市災害ハザードマップ」等）を配布し、その他必要な措置をとる。

(ｳ)　地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、または避難指示を行えるような、具体的な基準及び、伝達方法等について避難計画を確立する。

(ｴ)　楢川地域においては、地すべり等により主要道路が寸断されると巡回道路がないため支援物資の提供に遅れが生じることや長期間孤立するおそれがあることから、新たな防災拠点を整備するとともに、孤立集落や孤立自動車に備えた対策として備蓄物資等の拡充を図る。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　地すべりの発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ地すべり防止区域の指定を行うものとする。（建設部、林務部、農政部）

(ｲ)　所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行うものとする。（建設部、林務部、農政部）

(ｳ)　点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずるものとする。（建設部、林務部、農政部）

(ｴ)　地すべりの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行うものとする。（建設部）

(ｵ)　地すべり防止工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施するものとする。（建設部、林務部、農政部）

(ｶ)　地すべり防止施設の状況把握に努め、機能が低下した施設については更新・機能回復を行うものとする。（建設部、林務部、農政部）

ウ　市民が実施する計画

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

２　山地災害危険地対策

(1)　現状及び課題

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、山腹崩壊危険地区 68 箇所、崩壊土砂流出危険地区 110 箇所、土砂崩壊危険箇所 11 箇所である。（令和４年時点）

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

山地災害危険地区については、毎年現地調査を実施していて、さらに地震対策に重点をおいた大幅な見直し調査を実施する予定である。今後も関係機関及び関係市民の理解と協力を得ながら随時調査点検し、常にその状態について把握する体制として、治山事業計画に反映させていく。

イ　県が実施する計画（林務部）

山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、適宜見直し調査を実施している。また、市及び関係住民の理解と協力を得ながら常にその状態について把握し、加えて、平成 26 年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険個所の抽出を行った。

これらの情報をもとに、市との連携も図りつつ、対策を要する箇所について、長野県強靭化計画の「地域との協働で行う事前防災治山計画」の内容を踏まえ、治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを計画的に推進するものとする。

ウ　関係機関が実施する計画（中部森林管理部）

国有林野内等国が直轄で所掌する山地災害危険地区については、必要に応じて見直しを行い、対策を要する箇所について、治山施設整備及び森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進するものとする。

3　土石流対策

(1)　現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。本市は、糸魚川－静岡構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、現在、土石流危険渓流は 134 渓流である。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（土石流）に 138 箇所、土砂災害特別警戒区域（土石流）に 104 箇所が指定されている。（令和３年時点）

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

(ｲ)　土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（「塩尻市災害ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。また、土砂災害警戒区域を住民に周知する。

(ｳ)　土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

(ｴ)　楢川地域においては、地すべり等により主要道路が寸断されると巡回道路がないため支援物資の提供に遅れが生じることや長期間孤立するおそれがあることから、新たな防災拠点を整備するとともに、孤立集落や孤立自動車に備えた対策として備蓄物資等の拡充を図る。

イ　県が実施する計画（建設部）

(ｱ)　土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、住民等に危害が生じる

おそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行い、その結果を市へ提供するものとする。

(ｲ)　砂防工事を要する箇所について、計画的に対策事業を実施するとともに、砂防指定地の指定を促進するものとする。

ウ　市民が実施する計画

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

4　急傾斜地崩壊対策

(1)　現状及び課題

がけ崩れ災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として、平素から危険予防箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。現在、建設部所管の急傾斜地崩壊危険箇所は 258 箇所、農政部所管の土砂崩壊危険箇所は 11 箇所あり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく危険区域に 10 箇所が指定されている。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）に 301 箇所、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）に 269 箇所が指定されている。（令和３年時点）

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　防災パトロールの実施、情報の収集、予報・警報の発令及び伝達、周知方法等について定める。

(ｲ)　土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（「塩尻市災害ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。また、土砂災害警戒区域を住民に周知する。

(ｳ)　崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

(ｴ)　農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

(ｵ)　楢川地域においては、急傾斜地崩壊等により主要道路等が寸断され、物資の提供に遅れが生じることや長期間孤立するおそれがあることから、新たに拠点避難地を整備するとともに、孤立に備えた対策として物資等の備蓄を行う。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　崖崩れが発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長し、または誘発するおそれのある行為の規制を行うとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すなど改善処置をとることを勧告するものとする。また、防止工事として所有者、

管理者等が施工することが困難または不適当と認められるものについて、防止対策事業の推進を図るものとする。（建設部）

(ｲ)　崖崩れの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行うものとする。（建設部）

(ｳ)　土砂崩壊危険箇所台帳等に基づき、緊急度の高いものから補強・改修工事を実施するものとする。（農政部）

ウ　関係団体が実施する計画

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合には、市に緊急連絡ができるようにするものとする。

エ　市民が実施する計画

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

5　要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策

(1)　現状及び課題

本市内には、要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域内に 17 施設立地している。

これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　「塩尻市災害ハザードマップ」の配布や避難訓練等の機会を通じて市民に対して災害危険箇所等の周知を図っていく。

(ｲ)　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておく。

(ｳ)　避難確保計画作成の支援

土砂災害等のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設では、災害時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた避難確保計画の作成が必要である。そのため、市は、施設管理者に対し洪水や土砂災害の危険性を説明するなど防災意識の向上を図り、避難確保計画作成の支援を行う。

(ｴ)　避難確保計画作成の確認

要配慮者利用施設の施設管理者等から避難確保計画の作成・変更についての報告があった場合、必要に応じてその内容についての助言等を行う。

(ｵ)　避難確保計画を作成していない施設に対する指示・公表

避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、期限を定めて作成することを求めるなどの指示を行い、正当な理由がなくその

指示に従わなかったときは、必要に応じてその旨を公表する。

(ｶ)　避難訓練実施の支援

要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練が実施されるように県と連携して支援を行う。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　土砂災害警戒区域等のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図るものとする。(建設部)

(ｲ)　警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、当該要配慮者利用施設及び市へ調査結果を通知するものとする。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)

(ｳ)　市地域防災計画書への掲載及び要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努めるものとする。(建設部)

(ｴ)　梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の土砂災害警戒区域等のパトロールを行い、周辺の状況を把握することに努めるものとする。(建設部)

(ｵ)　要配慮者利用施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進するものとする。(農政部)

(ｶ)　要配慮者利用施設に対する農地の保全に関る地すべり危険箇所に関する情報を提供するものとする。(農政部)

(ｷ)　要配慮者利用施設に隣接した山地災害危険箇所等のうち緊急に対策を講じる必要のある箇所について、治山事業を推進するものとする。(林務部)

(ｸ)　緊急点検調査結果の周知等（林務部）

当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載についての助言をするものとする。

また、関係機関と連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を積極的に行うものとする。

(ｹ)　土砂災害等が多発する出水期前等に、施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知するものとする。(林務部)

6　土砂災害警戒区域等の対策

(1)　現状及び課題

現在、土砂災害警戒区域は 445 箇所、そのうち土砂災害特別警戒区域は 373 箇所指定されている。警戒区域内には、住宅もあるため、住民への情報提供に留意する必要がある。(令和４年時点)

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　市は、市民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害

警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。

(ｲ)　土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。

ａ　建築基準法に基づく建築物の構造規制

ｂ　勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(ｳ)　土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。

ａ　区域ごとに情報伝達、予警報の発令･伝達、避難、救助、その他必要な事項を記載した「塩尻市災害ハザードマップ」等を配布し、市民に周知する。

ｂ　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地等について、市地域防災計画資料編に定める。

ｃ　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、防災行政無線、電話、ＦＡＸ、市ホームページ、緊急メール、ソーシャルメディア等の多様な手段を用いた避難に関する情報伝達体制を構築する。

ｄ　防災マップ等の配布、出前講座・避難訓練の実施等により防災意識の向上を図る。

(ｴ)　やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

イ　県が実施する計画（危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部）

(ｱ)　土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流または地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、市長の意見を聴いて土砂災害警戒区域等の指定を行うものとする。

(ｲ)　基礎調査の結果を公表し、住民等への周知に努めるものとする。

(ｳ)　土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

ａ　住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

ｂ　建築基準法に基づく建築物の構造規制

ｃ　勧告による移転者または移転を希望する者への建物除去等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(ｴ)　土砂災害警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報または警報の発表及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について市へ助言するものとする。

(ｵ)　やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行うものとする。

ウ　市民が実施する計画

(ｱ)　市民は、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅

滞なく市長、警察官等へ連絡するものとする。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集するものとする。さらに土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるよう努めるものとする。

(ｲ)　土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、市に助言を求めるものとする。

(ｳ)　地区防災マップの作成等による住民主導型警戒避難体制の構築に努めるとともに、日ごろから防災マップ等を確認し災害に備えるものとする。

第２４節　防災都市計画

【建設部】

第１　基本方針

人口や産業の集中に伴う高密度化等により、市街地における災害の危険性は増大していて、災害時における市民の生命及び財産の保護を図るため、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住めるまちづくりを進める。

第２　主な取組み

１　市街地における火災を予防するため、準防火地域等の制度を活用して、建築物の不燃化の促進を図る。

２　避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園・緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を一層推進する。

３　土地区画整理事業等の面的整備を積極的に推進することにより、健全な市街地の整備と防災機能の一層の充実を図る。

第３　計画の内容

１　建築物の不燃化の促進

⑴　現状及び課題

本市の市街地には建築物が密集していて、地震に伴う火災被害の発生及び延焼拡大のおそれが大きい。

これに対処するため、集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、準防火地域等が指定されている。この準防火地域等は、都市計画法に基づき定められた準防火地域と建築基準法第２２条により指定された区域からなる。こうした準防火地域等内における建築物については、建築基準法に基づき、規模等により耐火構造・準耐火構造等とすることとされている。

中心市街地で土地の高度利用を図る地域、避難路となる幹線道路沿い等については、準防火地域等の指定に努め、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図る必要がある。

⑵　実施計画

ア　市が実施する計画

準防火地域の指定

都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、準防火地域の見直しを行い、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化を図る。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　都市防災対策の検討、準防火地域等の指定等に当たり、市へ助言を行っていくものとする。（建設部）

(ｲ)　市が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について協議、調整し、事業が適正に施行されるよう助言を行うものとする。(建設部)

2　防災空間の整備拡大

(1)　現状及び課題

近年の都市化の進展に伴い、中心地への都市機能の集中、高密度化及び住宅地等の拡大によって、市街地におけるオープンスペースが急激に減少していて、震災時における危険性が増大している。

阪神・淡路大震災において、広幅員の道路による延焼防止効果が顕著であったほか、身近な住区基幹公園が住民の一時避難地として利用されたり、救済活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たしたことを教訓として、避難路延焼遮断帯、避難地等の防災空間を確保する観点から、街路、公園等の都市施設の整備を一層推進する必要がある。

これらの整備に当たっては、次の点について併せて留意する必要がある。

ア　地区、日常生活圏、市街地全体、地域全体といった生活・都市活動の広がりレベルに応じた都市施設の系統的かつ計画的配置と安全性の確保

イ　食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、非常用発電機、放送施設等の災害応急施設を備えた防災公園の整備

ウ　高齢者等の要配慮者に対する安全性確保

エ　街路整備における幹線道路の多重化によるバックアップ機能の確保等を考慮した交通ネットワークの形成

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　「緑の基本計画」等の策定に当たり、防災対策に資する効果的な公園、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。

(ｲ)　市道について、国・県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　広域的見地から、災害時における避難地の確保は重要であることから、松本平広域公園を中核とした防災機能を有する公園ネットワークの整備に努めるものとする。(建設部)

(ｲ)　幹線道路について、避難路及び延焼遮断帯としての機能を有する広幅員街路網の計画的整備に努めるものとする。(建設部)

(ｳ)　市が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について協議、調整し、事業が適正に施行されるよう助言を行うものとする。(建設部)

3　市街地再開発事業等による都市整備

(1)　現状及び課題

街路、公園等の公共施設の整備の立ち遅れた災害危険度の高い木造密集市街地は、本市の

各地域に存在している。

先の阪神・淡路大震災においても、著しい被害を受けた地域は、市街地で区画街路等が未整備であったり、木造老朽家屋が密集した地区などに集中している。

これらの地域については、街路、公園等の公共施設を整備・改善することにより、オープンスペースを確保するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面的な整備事業を一層推進する必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

街路や公園の整備に際して防災機能に十分配慮した設計とする。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　計画的に市街地整備を行うため、土地区画整理事業等を積極的に推進することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図るものとする。

このため、事業の推進に向けて市へ啓発活動、指導等を行っていくものとする。(建設部)

(ｲ)　市が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について、協議、調整し、事業が適正に施行されるよう指導・助言を行うものとする。(建設部)

第２５節　建築物災害予防計画

【建設部・こども教育部・交流文化部】

第１　基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

第２　主な取組み

１　建築基準法の現行耐震基準（昭和 56 年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

２　建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化を図る。

３　文化財保護法等により指定等された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第３　計画の内容

１　公共建築物

(1)　現状及び課題

公共建築物の中には、災害発生後復旧活動の拠点となるものや、要配慮者が利用するものも多いことから、特に耐震性が要求される。これらの中には、昭和５６年以前の建築物もあり、今後計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　市有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

庁舎、社会福祉施設、保育園、市営住宅、市立学校等で、昭和５６年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

(ｲ)　耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

(ｳ)　防火管理者の設置

学校、保育園等で消防法第８条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。

(ｴ)　緊急地震速報の活用

市が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

(ｵ)　防災拠点等となる建築物の整備

市が防災拠点等となる施設を建築または整備を実施する場合は、令和元年６月に国土交通省住宅局が策定した「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」に基づき実施する。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　県有施設の耐震診断及び耐震改修の実施（全機関）

庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等で、昭和５６年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うものとする。

また、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表を行うものとする。

(ｲ)　耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等（建設部）

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等を行うものとする。

(ｳ)　防火管理者の設置（全機関）

学校、病院等で消防法第８条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備えるものとする。

(ｴ)　県有施設を新築または建て替える場合の措置

県有施設の新築または建て替えに当たっては、「県有施設の耐震対策要綱」に基づき建築するものとする。

(ｵ)　緊急地震速報の活用(県有施設管理部局)

県が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努めるものとする。

ウ　関係機関が実施する計画(全機関)

(ｱ)　昭和５６年以前に建築された関係機関の建築物は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うものとする。

(ｲ)　防火管理者の設置

関係機関は、消防法第８条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備えるものとする。

２　一般建築物

(1)　現状及び課題

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等のおそれがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　耐震診断、耐震改修のための支援措置

ａ　住宅について、県と連携を図り耐震診断への助成を行う。

b　賃貸を除く戸建住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

(ｲ)　がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

(ｳ)　地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、それらの制度の普及促進に努める。

イ　県が実施する計画（危機管理部、建設部）

(ｱ)　耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等

a　建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等を行うものとする。

b　耐震診断・耐震改修の促進を図るため、講習会を実施し耐震診断士を養成するものとする。

(ｲ)　耐震診断・耐震改修のための支援措置

a　住宅・建築物耐震改修総合支援事業による助成

(a)　住宅、市長が指定した民間の避難施設及び特定既存耐震不適格建築物について、市と連携を図り耐震改修への助成を行うものとする。

(b)　賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、市と連携を図り耐震改修への助成を行うものとする。

b　住宅金融支援機構のリフォームローンにより耐震改修の融資を行うものとする。

(ｳ)　がけ地近接等危険住宅の解消を図るため、関係市町村と調整の上、移転事業の促進を図るものとする。

(ｴ)　地震保険や共済制度の活用（危機管理部）

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、県はそれらの制度の普及促進に努めるものとする。

ウ　建築物の所有者等が実施する計画

(ｱ)　必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努めるものとする。

(ｲ)　「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施するものとする。

(ｳ)　地震保険や共済制度は、住宅再建にとって有効な手段であることから、制度の活用を図るものとする。

３　落下物・ブロック塀等

(1)　現状及び課題

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下及びブロック塀等の倒壊等に伴う人的・物的被害を防止する必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

落下物及びブロック塀等の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。

イ　県が実施する計画（建設部）

(ｱ)　落下物の防止を図るため、定期的に外壁タイル等の状態を点検し、必要に応じて改修工事を行うよう指導するものとする。

(ｲ)　ブロック塀等の倒壊を防止するため、技術基準の周知に努めるとともに、既存のブロック塀等について、修繕、補強等の技術指導を行うものとする。

(ｳ)　屋外設置物の落下・転倒による被害を防止するため、管理者及び住民に対し、安全対策について広報活動を行い、意識の啓発を図るものとする。

ウ　市民が実施する計画

(ｱ)　外壁タイル及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行うものとする。

(ｲ)　地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じるものとする。

4　文化財

(1)　現状及び課題

文化財は、文化財保護法または文化財保護条例等により、指定・登録・選定などして保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。本市における国・県・市指定等文化財のうち、建築物については、そのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、併せて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する必要がある。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

市教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及・防災力の強化等の徹底を図る。

(ｱ)　所有者または管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

(ｲ)　防災施設の設置促進と、それに対する助成を行う。

(ｳ)　区域内の文化財の所在の把握に努める。

イ　県が実施する計画（県民文化部）

各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

(ｱ)　市文化財所管部局を通じ、所有者または管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。

（ｲ）　防災施設の設置促進と、それに対する助成を行うものとする。

（ｳ）　被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整えるとともに、必要な備品の配備を行うものとする。

ウ　所有者が実施する計画

（ｱ）　防災管理体制及び防災施設の整備をするなど、自衛消防力の向上に努めるものとする。

（ｲ）　建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。

第２６節　道路及び橋梁災害予防計画

【建設部・農林部】

第１　基本方針

震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うに当たり、構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たっては、ネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し、平常時から連携を強化しておく。

第２　主な取組み

１　道路及び橋梁の耐震性を確保する。

２　震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。

３　危険防止のための事前規制を行う。

第３　計画の内容

１　道路及び橋梁の耐震性の整備

(1)　現状及び課題

大地震が発生すると、道路は法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の倒壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊、冠水等によって交通が不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として、各道路管理者及び警察等の関係機関は、道路・道路施設及び橋梁について耐震性の強化を図る必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　落石等の点検に基づき、緊急度の高い箇所から順次整備する。

(ｲ)　盛土・トンネル点検に基づき、緊急度の高い箇所から順次整備する。

(ｳ)　橋梁長寿命化修繕計画に基づき、緊急度の高い橋梁から耐震性の強化を順次実施する。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　落石等の危険箇所点検（平成８・９年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い箇所から順次整備するものとする。（建設部、道路公社）

(ｲ)　橋梁の危険箇所点検（平成８・９年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い橋梁から順次整備するものとする。（建設部、道路公社）

(ｳ)　道の駅のネットワーク上の拠点としての整備を進めるものとする。（建設部）

(ｴ)　信号機、信号柱等を震災に強い施設にするよう計画的に整備するものとする。また、停電に備えて信号機電源付加装置を計画的に設置するものとする。（警察本部）

(ｵ)　第１次緊急輸送道路、第２次緊急輸送道路及び第３次緊急輸送道路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網を推進するものとする。時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進するものとする。(建設部)

ウ　関係機関が実施する計画

(ｱ)　緊急輸送道路ネットワーク計画による道路は、道路防災総点検による橋梁等の耐震補強を社会資本整備重点計画等に基づき、計画的に推進するものとする。(関東・中部地方整備局)

(ｲ)　「道路橋示方書」「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」に基づき既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次、橋脚等の耐震補強を推進するものとする。(関東・中部地方整備局)

(ｳ)　緊急輸送道路のネットワークにおいて、地震災害応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と総合的な調整を行うものとする。(関東・中部地方整備局)

(ｴ)　発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、他の道路管理者及び関係機関と連携して、道路啓開等の計画を作成する。(地方整備局)

(ｵ)　日常から施設の点検調査を実施し、状況把握に努め、状況により補修工事を実施するものとする。(中日本高速道路㈱)

(ｶ)　耐震診断を実施し、耐震診断結果の基づく耐震補強工事を早急に実施するものとする。(中日本高速道路㈱)

(ｷ)　災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。(中日本高速道路㈱)

(ｸ)　地震災害等に備え防災訓練を実施するものとする。(中日本高速道路㈱)

２　関係団体との協力体制の整備

(1)　現状及び課題

大地震が発生し、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は、道路管理者及び警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として、震災後の応急活動及び復旧活動に関し各関係機関において相互応援の協定を締結し、平常時から連携を強化しておくことが必要である。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき、交通の確保を図る必要もある。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　建設業協会と締結している「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく活

動体制を確認し、訓練の実施等平常時から連携強化に努める。

(ｲ)　各関係機関とそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し、平常時から連携を強化しておく。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び中央日本四県との協定を締結していて、より効果的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平常時から連携強化に努めるものとする。(危機管理部)

(ｲ)　各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し、平常時から連携を強化しておくものとする。(全機関)

(ｳ)　「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平常時から連携強化に努めるものとする。(建設部、道路公社)

(ｴ)　災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。(建設部)

ウ　関係機関が実施する計画

(ｱ)　各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、市及び県の協定等に協力するものとする。

(ｲ)　大震災時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結するものとする。

(ｳ)　災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、県及び市町村が情報共有できる体制の整備に努めるものとする。

3　危険防止のための事前規制

(1)　現状及び課題

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2)　実施計画

ア　道路管理者・警察本部が実施する計画

(ｱ)　道路管理者並びに警察等は、あらかじめ特別警報発令時などにおいて通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図るものとする。

また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(ｲ)　道路管理者並びに警察等は相互に連携協力し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施するものとする。

(ｳ)　事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努めるものとする。

第２７節　河川施設等災害予防計画

【建設部】

第１　基本方針

河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながることが想定されるため、安全度の向上を図るとともに、耐震点検、整備等を行い、安全の確保に努める。

第２　主な取組み

１　堤防等の耐震点検を行い、耐震性の不十分なものは安全性の向上を図るため河川の整備を行う。

２　速やかな応援体制の整備に努める。

第３　計画の内容

１　河川施設等災害予防

⑴　現状及び課題

地震による河川や湖沼の被害は、堤防の亀裂・沈下・のり面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に、洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。

本市には、山間部から流れ出す、比較的多数の河川があり、洪水時に被災すれば背後地に甚大な被害を及ぼすため、重要水防区域のパトロールや河川施設の整備及び点検を行い、安全度の向上を図っている。また、水害に強い市を目指し、未改修河川の整備が必要である。

また県では、過去の災害の実績や堤防の強度等を勘案し、特に注意を必要とする地域に重要水防区域を設定している。

⑵　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　それぞれの施設整備計画により、河川等管理施設の耐震性を向上させる。

イ　県が実施する計画（建設部）

(ｱ)　国庫補助事業、県単独事業による河川改修事業を促進し、災害危険箇所の解消に努めるものとする。

(ｲ)　ダム、堤防等の河川管理施設の状況や河道の土砂堆積状況を把握し、必要に応じて維持的な対策を講ずるものとする。

２　ダム施設災害予防

⑴　現状及び課題

ダム施設においては、河川管理施設等構造令及び各種基準により、構造計算に用いる設計震度が定められ、これに基づき設計されている。また、完成ダムでは定期的に点検整備を行

っている。

我が国では、過去多くの地震が発生しているが、ダム機能に影響するような被害を受けたことはない。

本市には、治水・利水及び管理用発電を目的とした多目的ダムである奈良井川ダムがある。

(2)　実施計画

ア　県が実施する計画（農政部、建設部、企業局）

(ｱ)　ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認するものとする。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。

(ｲ)　ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、耐震対策として関係法令等を最低基準として設計及び施工するものとする。

第２８節　ため池等災害予防計画

【農林部】

第１　基本方針

市内には53箇所の農業用ため池があり、江戸時代（190年前）に築造されたものから近年築造されたものまで様々である。これらのため池は、営農の推移とともに築造され、関係農家の努力により維持され現在に至っているが、中には、堤体、余水吐または取水施設の整備後相当の年数が経過しているものもある。また、市内には中信平総合開発事業による大規模な幹線水路等の土地改良施設があり、施設の設置後40年以上経過したものもある。大規模地震によりこれらが決壊・破損した場合、下流の農地のみならず、人家、公共施設にまで甚大な被害を与え、ときには人命までも奪うおそれがある。

そこで、耐震性が確保されていない施設については、順次耐震化工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。

第２　主な取組み

決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、優先して対策に取り組む。

１　緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

２　施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

防災重点農業用ため池の耐震化工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、優先して対策に取り組む。

(1)　緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

(2)　施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。また、「防災重点農業用ため池」の防災工事を推進する。

第３　計画の内容

ため池等の整備

(1)　現状及び課題

市内には、小坂田池やみどり湖、ため池台帳に記載されている農業用ため池のほか、受益のなくなった旧農業用ため池、大規模な幹線水路もある。

これらのため池等の中には、整備後相当の年数が経過してきているものもあるため、防災

上必要なものについては順次補強工事等を実施する必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　ため池の諸元、改修履歴を明記した「ため池データベース」を整備し、施設の状況について適宜確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告する。

(ｲ)　幹線水路等の維持管理について、管理団体と連携を密にし、施設の状況について適時確認するとともに、状況により補強工事等の指導をする。

(ｳ)　ため池管理者、市等との緊急連絡網を作成する。

(ｴ)　豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。

(ｵ)　作成済のため池ハザードマップを配布し、住民への周知を図る。

イ　県が実施する計画（農政部）

(ｱ)　管理の基本となる県全体の「ため池データベース」を管理し、随時更新するものとする。

(ｲ)　地震耐性評価の結果、耐震性が確保されていないため池について、計画的に耐震化工事を実施するものとする。

(ｳ)　市が実施するため池ハザードマップ作成を支援するものとする。

ウ　関係機関・関係団体が実施する計画

(ｱ)　ため池管理者は、非常事態が発生した場合、直ちに市へ緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化するものとする。

(ｲ)　ため池サポートセンターは、ため池管理者と連携し、定期的に点検を実施するとともに、市に点検結果を報告するものとする。

エ　市民が実施する計画

(ｱ)　漏水等ため池施設の異常を発見した場合は、直ちに市へ連絡を行うものとする。

(ｲ)　日頃から危険箇所についての知識を深めるとともに、安全な避難場所の確認をしておくものとする。

第２９節　農林水産物災害予防計画

【農林部】

第１　基本方針

地震による農林水産関係の被害は、ため池等土地改良施設の破壊のほか、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊、森林の損壊のほか、これら施設等の機能低下に起因する水不足等により、農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害等の二次災害が予想される。加えて、火山活動の活発化に伴う降灰、日照不足等の異常気象による農林産物等の被害も予想されるところである。

このため、第２８節によるため池等の安全対策を充実する一方、生産・流通・加工施設の安全性の確保を図るとともに、森林の整備を推進する。

また、新たな施設の設置に当たっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

第２　主な取組み

１　農作物の生産施設、集出荷施設等の安全性確保について、農業協同組合等を通じ、農業者等に対し指導徹底を図る。

２　塩尻市森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第３　計画の内容

１　農水産物災害予防計画

(1)　現状及び課題

集出荷施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど、耐震性の劣る施設も見られることから、農業協同組合による施設の補強、更新または廃止等を促進する必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

農作物等災害対策指針をもとに、農業農村支援センター、農業協同組合と連携して、市農業技術者連絡協議会を通じて予防技術対策の周知徹底を図る。

イ　県が実施する計画（農政部）

(ｱ)　農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業農村支援センター等を通じ、市、農業団体、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。

(ｲ)　家畜・水産物の死亡等に伴う伝染性疾病の発生及びまん延防止対策を推進するものとする。

(ｳ)　集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等の実施を指導するものとする。

ウ　関係機関・関係団体が実施する計画（農業協同組合）

(ｱ)　市と連携し、農業者等に対し、予防技術対策の周知徹底を図るものとする。

(ｲ)　必要に応じ、集出荷施設等の耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全確保に努めるものとする。

(ｳ)　新たな施設の設置に当たっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとするものとする。

エ　市民が実施する計画

(ｱ)　生産施設等における補強工事を実施し、施設の安全性を確保するものとする。

(ｲ)　新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

2　林産物災害予防計画

(1)　現状及び課題

立木の倒木防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに、壮齢期の森林について、主伐再造林及び間伐を行い、適正な形状となるよう整備する必要がある。

また、林産物の生産、流通、加工施設の設置に当たっては、活断層等の存在に留意するとともに、機械、施設を固定し、安全対策を普及することも必要である。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　塩尻市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。

(ｲ)　県、関係機関及び各区と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導または助言する。

イ　県が実施する計画（林務部）

(ｱ)　長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき、多様な森林の整備を図るものとする。

(ｲ)　健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施するとともに、適正な方法による主伐・再造林を推進する。

(ｳ)　林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導または助言するものとする。

(ｴ)　市との連携を図りつつ、防災・減災の観点からの森林整備を行うとともに、間伐材の利用を推進する。

ウ　関係機関・関係団体が実施する計画（松本広域森林組合）

(ｱ)　指導指針に基づき、適正な森林整備を実施するものとする。

(ｲ)　各区と連携をとり、林産物生産、流通、加工現場において、安全パトロールを実施するものとする。

エ　市民が実施する計画

(ｱ)　市が計画的に行う森林整備に協力するものとする。

(ｲ)　施設の補強等対策の実施に努めるものとする。

第３０節　積雪期の地震災害予防計画

【各部・事業部】

第１　基本方針

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、市、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第２　主な取組み

１　地域の特性に配慮しつつ、積雪期の地震に強いまちづくりを行う。

２　冬期道路交通を確保するための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。

３　適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。

４　ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

５　積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。

６　積雪時においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所および避難路の確保等を図る。

７　冬期の災害に対処できる備蓄等の確保に努める。

第３　計画の内容

１　雪対策の推進

(1)　現状及び課題

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進により確立されるものである。

そのため、「塩尻市地域防災計画（雪害対策編）」、「長野県地域防災計画（雪害対策編）」、「長野県総合雪対策計画」及び「長野県雪害予防実施計画」を策定し、雪対策を推進している。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

「塩尻市地域防災計画（雪害対策編）」に基づき、各防災関係機関が緊密に連携し、総合的かつ具体的な雪害予防対策の実施を推進する。

イ　県が実施する計画（危機管理部）

「長野県地域防災計画（雪害対策編）」、「長野県総合雪対策計画」及び「長野県雪害予防実施計画」に基づき、各防災関係機関が緊密に連携し、総合的かつ具体的な雪害予防対策の実施を推進するものとする。

２　道路交通の確保

(1)　現状及び課題

積雪期の地震においては、雪崩等が発生し、道路交通に支障が生じるおそれがあるため、市、県、関係機関は除雪機械及び要員の増強を図り、除雪体制の強化に努めることが重要である。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　市は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図る。

(ｲ)　住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　地震時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施しうるよう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立するものとする。(建設部)

(ｲ)　応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき緊急交通の確保を図るものとする。(建設部)

(ｳ)　有料道路においては、除雪機械及び要員の増強体制を整え、除雪体制の強化に努めるものとする。

ウ　関係機関が実施する計画

(ｱ)　地震時の円滑な道路交通を確保するための除雪体制の整備を行うとともに、降雪量・積雪量･気温等の気象状況や路面の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行うものとする。(地方整備局)

(ｲ)　地震時の高速道路の交通を確保するため除雪体制を整備するとともに、災害による交通規制の状況の周知を図るものとする。(中日本高速道路㈱)

エ　自主防災組織・市民が実施する計画

地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪あるいは圧雪による避難路の確保に努めるものとする。

3　鉄道運行の確保

(1)　現状及び課題

特に積雪時の地震においては、雪崩等の発生により、公共交通網が混乱し、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることが予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

(2)　実施計画

ア　関係機関が実施する計画（鉄道会社）

(ｱ)　排雪車両及び除雪機械等による除雪体制の強化

(ｲ)　雪崩防止冊、流雪溝等の防融雪施設の整備充実

(ｳ)　利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制の整備

4　航空輸送の確保

(1)　現状及び課題

積雪期の地震による道路交通の一時的マヒ、孤立集落の発生等が考えられる。このため、孤立集落に対するヘリコプターによる航空輸送の確保を図ることが重要である。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む）の除・圧雪体制を整備する。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　消防防災ヘリコプターの活用により積雪時における輸送機能の充実強化を図るものとする。（危機管理部）

(ｲ)　空港管理者は、空港の除雪体制を確保するとともに、除雪機械の計画的な整備を推進するものとする。（企画振興部）

５　消防活動の確保

(1)　現状及び課題

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。

このため、各消防機関は消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める必要がある。

(2)　実施計画

ア　関係機関が実施する計画

(ｱ)　雪に強い消防資機材の整備拡充を図るものとする。

(ｲ)　防火水槽および自然水利の取付箇所付近の除雪を励行するものとする。

６　避難場所及び避難路の確保

(1)　基本方針

積雪時において地震が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所および避難路の確保等を図ることが重要である。

(2)　実施計画

積雪時において地震が発生した場合に備え、住民が円滑に避難場所等に避難することができるよう次の対策を講ずるものとする。

ア　市が実施する計画

(ｱ)　積雪および堆雪に配慮した体系的街路の整備

(ｲ)　小型除雪車の増強による歩道除雪の推進

(ｳ)　機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重点的な消融雪施設等の整備

(ｴ)　地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定する。

(ｵ)　避難誘導のための標識は、住民が、安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置する。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　積雪および堆雪に配慮した体系的街路の整備

(ｲ)　小型除雪車の増強による歩道除雪の推進

(ｳ)　機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重点的な消融雪施設等の整備

7　寒冷対策の推進

(1)　現状及び課題

豪雪時は、積雪の影響による長期間の停電やライフラインの停止あるいは、雪崩災害などにより避難が必要となる場合がある。

寒冷期間においては、避難施設において暖房が必要になるなど、冬期の災害に対処できる備蓄等を整えることが重要である。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄に努める。

(ｲ)　電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

(ｳ)　積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、住宅の確保対策など避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第３１節　災害の拡大防止と二次災害の予防計画

【各部・事業部】

第１　基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。市は、有効な二次災害防止活動を行うために、日頃からの対策及び活動を推進する。

第２　主な取組み

１　建築物や宅地に係る二次災害予防のため被災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）及び被災宅地危険度判定士（以下「危険度判定士」という。）の養成、体制の整備などを行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。

２　それぞれの危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置を講じる。

３　河川施設の整備を図るなどの二次災害予防のための措置を講じる。

４　土砂災害警戒区域等の把握及び緊急点検体制整備に努める。

第３　計画の内容

１　建築物、宅地及び構造物に係る二次災害予防対策

(1)　現状及び課題

【建築物や宅地関係】

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から市民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる資格者の養成を行う必要がある。

【道路・橋梁関係】

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

【建築物や宅地関係】

被災時に危険度判定を行う判定士の受入体制を整備する。

【道路・橋梁関係】

(ｱ)　重要施設については、あらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備する。

(ｲ)　被災時に落石等の状況や、盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるよう、あらかじめ体制を整備しておく。

イ　県が実施する計画

【建築物関係】（建設部）

(ｱ)　建築士等を対象にした応急危険度判定士の養成・登録を行うものとする。

(ｲ)　建築士等を対象にした危険度判定士の養成・登録を行うものとする。

【道路・橋梁関係】

(ｱ)　重要施設については、あらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておくよう市を指導するものとする。(建設部)

(ｲ)　被災時に落石等の状況や、盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるよう、あらかじめ体制を整備しておくものとする。(建設部、道路公社)

ウ　関係機関が実施する計画

関係機関は、それぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

2　危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1)　現状及び課題

【危険物関係】

貯油施設の集中化が進み、貯油量が大規模化している現状の中、大規模な災害が予測される。そこで、消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、災害応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化が必要である。

【火薬関係】

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高く、爆発等による被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

【高圧ガス関係】

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等における災害発生時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

【液化石油ガス関係】

液化石油ガス一般消費先における地震用安全器具の設置、容器の転倒防止措置の徹底など、地震対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓発も必要である。

【毒物劇物関係】

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備及び事故処理剤備蓄体制の充実が必要である。

(2)　実施計画

【危険物関係】

ア　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

(ｱ)　危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育を実施するものとする。

(ｲ)　立入検査の実施等指導を強化するものとする。

(ｳ)　防災応急対策用資機材の整備、備蓄等についての指導を行うものとする。

(ｴ)　自衛消防組織の強化、訓練等についての指導を行うものとする。

(ｵ)　近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導を行うものとする。

(ｶ)　民間業者等の資機材保有実態の把握に努めるものとする。

イ　県が実施する計画（危機管理部）

(ｱ)　危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育を実施するものとする。

(ｲ)　市に対し、立入検査の実施等指導の強化について指導を行うものとする。

ウ　その他関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画

(ｱ)　危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等へ積極的に参加するものとする。

(ｲ)　危険物施設の耐震性の向上に努めるものとする。

(ｳ)　防災応急対策用資機材等を整備するものとする。

(ｴ)　自衛消防組織の強化促進を図るものとする。

(ｵ)　近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進に努めるものとする。

【火薬関係】

ア　県が実施する計画（産業労働部）

(ｱ)　行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制、緊急時の応援体制の整備及び確立を行うものとする。

(ｲ)　火薬類取扱施設管理者が講ずるべき対策についての指導を徹底するものとする。

イ　火薬類取扱施設の管理者が実施する計画

(ｱ)　日頃から、行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておくものとする。

(ｲ)　日頃から、近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておくものとする。

【高圧ガス関係】

ア　県が実施する計画（産業労働部）

高圧ガス製造事業者等が講ずるべき対策についての指導を徹底するものとする。

イ　高圧ガス製造事業者等が実施する計画

(ｱ)　高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年１回以上の不同沈下量の測定を実施するものとする。

(ｲ)　高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検を徹底し、機能を維持するものとする。

(ｳ)　高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装を実施するものとする。

(ｴ)　ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置を実施するものとする。

(ｵ)　近隣の住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことを周知徹底するものとする。

(ｶ)　警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制を確立するものとする。

【液化石油ガス関係】

ア　県が実施する計画（産業労働部）

(ｱ)　液化石油ガス販売事業者等において実施すべき対策についての指導を徹底するとともに、立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図るものとする。

(ｲ)　地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対する広報活動を実施するものとする。

(ｳ)　学校・病院等の公共施設の管理者に対して、管理体制、安全対策について、より適正なものとするよう要請するものとする。

イ　関係機関が実施する計画（(一社)長野県ＬＰガス協会、液化石油ガス取扱業者）

(ｱ)　地震発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備するものとする。

(ｲ)　地震発生時に、容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することのないよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。

(ｳ)　地震発生時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する対震自動ガス遮断機（マイコンメーターＳを含む。）を設置するものとする。

(ｴ)　地震発生時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進するものとする。設置については、特に、学校・病院等の公共施設、地すべり・土砂崩れ等の発生のおそれのある地区及び高齢者世帯等を優先するものとする。

(ｵ)　地震発生地の適切な処置について、一般消費者に対して周知するものとする。

【毒物劇物関係】

ア　県が実施する計画（健康福祉部）

(ｱ)　毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等に対する危害防止教育を実施するものとする。

(ｲ)　毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収剤等の配置、防液堤等の設置等の指導をするものとする。

(ｳ)　二次災害発生時の安全対策についての情報を提供するものとする。

(ｴ)　毒物劇物事故処理剤を整備、充実するものとする。

イ　関係機関が実施する計画（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

(ｱ)　毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等へ積極的に参加

するものとする。

(ｲ)　毒物劇物貯蔵施設の耐震性の向上に努めるものとする。

(ｳ)　防災応急対策用資機材等の整備を図るものとする。

3　河川施設の二次災害予防対策

(1)　現状及び課題

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性がある。

今後、さらに河川施設の整備を進めていく必要がある。

また、ダム施設については、過去に地震によりダム機能に直接影響する被害が発生したことはないが、定期的に点検を実施し、適切な維持管理を行っていくことが二次災害防止の観点からも必要である。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　河川管理施設の耐震性を向上させる。

(ｲ)　現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

イ　県が実施する計画（建設部）

(ｱ)　補助河川改修事業を推進し、併せて県単独事業も推進して河川の整備を図るものとする。

(ｲ)　現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておくものとする。

ウ　関係機関が実施する計画

改善の必要があると認められる施設について整備を図るものとする。

エ　ダム管理者が実施する計画

ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し、異常がないことを確認するものとする。

また、定期点検を行い、ダム及び貯水池の維持管理に努めるものとするものとする。

4　山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1)　現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生するおそれのある箇所（土砂災害警戒区域等）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう、体制を整備しておく必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　土砂災害警戒区域等を把握する。

(ｲ)　緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備をする。

(ｳ)　情報収集体制を整備する。

(ｴ)　警戒避難体制を整備する。

イ　県が実施する計画（建設部）

(ｱ)　土砂災害警戒区域等を把握するものとする。

(ｲ)　緊急点検マニュアルの作成及び点検体制を整備するものとする。

第３２節　防災知識普及計画

【総務部】

第１　基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など市民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民の育成等、地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。

第２　主な取組み

１　市民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。

２　防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。

３　学校における実践的な防災教育を推進する。

４　市等の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。

５　過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第３　計画の内容

１　市民等に対する防災知識の普及活動

(1)　現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い市民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組や、広報活動がなされているが、今後は、平成 30 年度に更新した「塩尻市災害ハザードマップ」を活用して、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等マスメディア、市ホームページ、防災講演会、塩尻市災害ハザードマップ及びパンフレット等により次の事項の啓発活動を行う。

a　最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油

b　飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

c　警報等や、避難指示等の意味や内容

d　警報等発表時や、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に取るべき行動

e　地震に関する一般的な知識

f　地震発生時の地震情報(震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等)に関する一般的な知識

g　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

h　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

i　広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

j　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

k　「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識

l　地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識

m　地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運行の自粛等様々な条件の下で防災上とるべき行動に関する知識

n　正確な情報入手の方法

o　要配慮者に対する配慮

p　男女のニーズの違いに対する配慮

q　指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

r　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

s　各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識

t　各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識

u　避難生活に関する知識

v　平常時から市民が実施し得る、最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急

措置の内容や実施方法

w　住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

x　糸魚川-静岡構造線断層帯（全体・南側）の地震、境峠・神谷断層帯の地震、伊那谷断層帯の地震、霧訪山－奈良井断層帯の地震に関する知識

y　南海トラフ地震（東海地震を含む）に関する知識

(a)　南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識

(b)　南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとるべき行動等の知識

z　緊急地震速報を受けた時の適切な対応行動

aa　「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認の手段について、平常時から積極的に広報するよう努める。

ab　被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて

ac　各地域における避難対象地区、急傾斜地崩落危険箇所等に関する知識

ad　各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識

(ｲ)　県所有の地震体験車等を利用して、市民が地震の恐ろしさ及びどのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設ける。

(ｳ)　塩尻市災害ハザードマップの有効活用を図るほか、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を整備または作成配布し、徹底した情報提供を行う。

(ｴ)　自主防災組織における防災マップの作成に対する協力について指導推進する。

(ｵ)　塩尻市災害ハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう、啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。

(ｶ)　自主防災組織を充実させ、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図る。

(ｷ)　教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

(ｸ)　市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(ｹ)　大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、 実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(ｺ)　地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

(ｱ)　県所有の地震体験車等を活用して、住民が地震の恐ろしさ及びどのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設けるものとする。

(ｲ)　町会、自主防災会等の防災知識の普及、組織の育成に努めるものとする。

(ｳ)　映画、スライド、写真展、防災講話等の開催による防災知識の普及を図るものとする。

ウ　県が実施する計画

(ｱ)　県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

なお、啓発活動を行う際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い当に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物に飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

ａ　最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油

ｂ　飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

ｃ　警報等や、避難指示等の意味や内容

ｄ　警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

ｅ　地震及び津波に関する一般的な知識

ｆ　地震発生時の地震情報(震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等)及び津波に関する一般的な知識

ｇ　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

ｈ　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

ｉ　広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

ｊ　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ｋ　「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識

ｌ　地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識

ｍ　地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手

当、避難行動、自動車運行の自粛等様々な条件の下で防災上とるべき行動に関する知識

n　正確な情報入手の方法

o　要配慮者に対する配慮

p　男女のニーズの違いに対する配慮

q　指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

r　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

s　各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識

t　各地域における指定緊急避難場所及び避難経路に関する知識

u　避難生活に関する知識

v　平常時から市民が実施し得る、家具の固定、消火器、ガスのマイコンメーター及び感震ブレーカーの設置等の出火防止措置等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

w　住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

x　南海トラフ地震(東海地震を含む)に関する知識

(a)　南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識

(b)　南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとるべき行動等の知識

y　緊急地震速報を受けた時の適切な対応行動

z　「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認の手段について、平常時から積極的に広報するよう努める。

aa　被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて

(ｲ)　市に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等の作成について促進するものとする。

(ｳ)　県所有の地震体験車を、貸出計画に基づき市等に貸し出し、住民が地震の恐ろしさを身をもって体験できる機会を提供するものとする。

(ｴ)　企業等に対しても地域社会の一員として、研修会、講演会等への参加を呼びかけるものとする。

(ｵ)　教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

(ｶ)　住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(ｷ)　大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(ｸ)　地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

エ　自主防災組織等が実施する計画

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載する上からも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。

オ　報道機関等が実施する計画

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

カ　市民等が実施する計画

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に開き、次のような活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

(ｱ)　避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認

(ｲ)　発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）

(ｳ)　幼児や高齢者の避難についての役割の確認

(ｴ)　災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認

(ｵ)　備蓄食料の試食及び更新備蓄

(ｶ)　負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(ｷ)　地域の防災マップの作成

(ｸ)　地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

(ｹ)　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

キ　企業等が実施する計画

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

２　防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1)　現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、商用施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行

っていく必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

市で管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

危険物使用施設、病院、社会福祉施設、旅館、ホテル、駅等の防災上重要施設において、訓練時期を捉えて、災害時に配慮すべき事項等、防災意識の普及徹底に努めるものとする。

ウ　県が実施する計画

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

エ　防災上重要な施設の管理者等が実施する計画

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

３　学校等における防災教育の推進

(1)　現状及び課題

保育園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校等」という。）において、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成する上で重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行った上で、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等を通して、防災教育を推進する。

(2)　実施計画

ア　市及び県が実施する計画

(ｱ)　学校等においては、大規模災害にも対処できるように関係機関と連携したより実践的な防災訓練の充実に努めるものとする。

(ｲ)　消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(ｳ)　児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して、次の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。

ａ　防災知識一般

ｂ　避難の際の留意事項

ｃ　登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

ｄ　具体的な危険箇所

ｅ　要配慮者に対する配慮

(ｴ)　教職員向けの指導資料の活用や、研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

(ｱ)　学校等が、大規模災害等に対処できるよう、より実践的な防災訓練が実施できるよう助言指導を行うものとする。

(ｲ)　地震体験車等を活用して、児童生徒等が地震の恐ろしさ及びどのように行動すべきかを身をもって体験できる機会を設けるものとする。

4　市等の職員に対する防災知識の普及

(1)　現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。そこで、防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2)　実施計画

ア　市及び県が実施する計画

市及び県は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。

(ｱ)　地震及び津波に関する一般的な知識

(ｲ)　地震発生時の地震動及び津波に関する知識

(ｳ)　地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(ｴ)　職員等が果すべき役割

(ｵ)　地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(ｶ)　今後地震対策として取り組む必要のある課題

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

各種の防災訓練、防災に関する研修会、講習会を積極的に開催し、市職員等に防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。

5　大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1)　現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2)　実施計画

ア　市及び県が実施する計画

過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

イ　市民が実施する計画

市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第３３節　防災訓練計画

【総務部】

第１　基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動をとれるよう、過去の災害から得られた教訓に学ぶことが必要である。そこで、その教訓を学び、災害時の具体的な状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

また、発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との連携体制の強化を目的として、各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

なお、防災訓練を実施する際には、女性、子ども、性的マイノリティの他、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時に性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

第２　主な取組み

１　年１回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。

２　実践的な訓練にするため、訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第３　計画の内容

１　防災訓練の種別及び実施時期

(1)　現状及び課題

市では、毎年、総合防災訓練を実施している。

今後は、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　総合防災訓練（兼地震総合防災訓練）

市は、関係機関、市民及び企業の参加を得て、総合防災訓練を行う。

a　実施時期

関係機関と調整し、実施時期を決定する。

b　実施場所

訓練効果を考慮し、全市的に実施する。

c　実施方法

毎年作成する市民総合防災訓練実施要綱に基づき、国及び県の訓練に合わせ、大規

模地震を想定した広域的かつ総合的訓練を市内各地域を巡回して実施する。

実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の熟知を図るよう努める。

(ｲ)　その他の訓練

次の訓練については、地震総合防災訓練で実施するほか、必要に応じて、関係機関と連携して別途実施するものとする。

ａ　水防訓練

市及び水防管理者は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自にまたは協同して水防訓練を実施するほか、水系別に水防演習を行うものとする。

ｂ　消防訓練

市及び消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎょ訓練、救急救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行うものとする。

ｃ　災害救助訓練

市及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自にまたは関係機関と共同して、あらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行うものとする。

ｄ　通信訓練

市及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達訓練及び防災相互波による感度交換訓練等を行うものとする。

ｅ　避難訓練

市及び警察等避難訓練実施機関は、災害時における緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の迅速化及び円滑化のため、市民の協力を得て、災害のおそれのある地域間及び病院・集会場等の建造物内の人命保護を目的として、避難訓練を実施するものとする。

ｆ　非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

市は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上での抜き打ち的実施も検討する。

ｇ　情報収集及び伝達訓練

市は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、関係機関や市民と連携して、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施するものとする。

また非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施する。

ｈ　広域防災訓練

市及び県は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施するものとする。

ｉ　複合災害を想定した訓練の実施

市及び県は、地域特性に応じた複合災害（同時または連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

(ｳ)　市は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成または避難訓練の実施に関し必要な助言または勧告等を行い、施設所有者または管理者による取組の支援に努める。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

(ｱ)　消防訓練

消防機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎょ訓練、初期消火、救急救助・避難誘導及び広報訓練を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行うものとする。

(ｲ)　災害救助訓練

救助・救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自にまたは関係機関と共同して、あらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助等の訓練を行うものとする。

(ｳ)　通信訓練

災害時に円滑な通信が行えるよう、各訓練の時期をとらえて、通信、指揮統制などの訓練を行うものとする。

(ｴ)　情報収集訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施できるよう、各訓練実施時に、あらかじめ示された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施するものとする。

(ｵ)　職員非常招集訓練

職員非常招集計画に定める訓練を実施するものとする。

ウ　県が実施する計画

(ｱ)　県は、市との共催による総合防災訓練、県地震総合防災訓練その他の訓練を実施するとともに、市等が実施する訓練について指導、助言及び協力をするものとする。

(ｲ)　県警察は災害時における警備活動及び交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により警備及び交通規制訓練を実施するものとする。

エ　市民が実施する計画

市民は、市、県等が実施する訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

オ　企業等が実施する計画

(ｱ)　企業等においても、防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(ｲ)　本計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者、大規模工場等の所有者または管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

(ｳ)　本計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設または要配慮者利用施設の所有者または管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。

２　実践的な訓練の実施と事後評価

(1)　現状及び課題

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫するとともに、次回以降の訓練の参考にするため、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(2)　実施計画

ア　市及び訓練の実施機関において実施する計画

(ｱ)　実践的な訓練の実施

ａ　市及び訓練の実施機関は、訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。火山災害の場合は、噴火シナリオや火山ハザードマップ等を活用する。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにする、訓練の実施時間を工夫する、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

ｂ　学校、自主防災組織、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練となるよう努めるものとする。

ｃ　避難行動要支援者避難個別計画による防災訓練を実施し、地域の支えあう力を常に発揮できるよう努めるものとする。

ｄ　感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。

(ｲ)　訓練の事後評価

市及び訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

イ　県が実施する計画

ａ　県は、市が行う自主防災組織の参加を得て行う訓練に対して、助言を行うものとする。

ｂ　県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 48 条第２項の規定に基づき、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止し、または制限するものとする。（警察本部）

第３４節　災害復旧・復興への備え

【各部・事業部】

第１　基本方針

地震による災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の整備に努める。発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。

また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

第２　主な取組み

１　災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。

２　復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。

３　災害復旧用資材の備蓄及び供給体制の整備を行う。

４　罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第３　計画の内容

１　災害廃棄物の発生への対応

(1)　市が実施する計画

ア　地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

イ　大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。

ウ　災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を必要に応じ適正な見直しを行う。

エ　発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画を必要に応じ適正な見直しを行う。

オ　県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

(2)　県が実施する計画（建設部、環境部）

ア　県内市町村及び他都道府県等と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努めるものとする。

イ　災害廃棄物対策指針に基づき、災害廃棄物処理計画を必要に応じ適正な見直しを行うも

のとする。

ウ　発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援を行うとともに、仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画を必要に応じ適正な見直しを行うものとする。

エ　災害廃棄物対策に関する近隣都県との広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

２　データの保存及びバックアップ

(1)　現状及び課題

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また、消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

市は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、市で保管している公図等の写しについて、被災の回避のための手段を講じる。

イ　県が実施する計画

県は、円滑な災害復旧を図るため、部局ごとに、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

ウ　関係機関が実施する計画

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

３　災害復旧用資材の備蓄及び供給体制の整備

(1)　現状及び課題

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給する必要がある。

市においても、国有林材以外の資材（木材）についての供給体制の整備を図る必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

市は、松本広域森林組合等と連携して、災害時における木材の供給体制の確立に努める。

イ　県が実施する計画（林務部）

県は、中部森林管理局及び長野県森林組合連合会等木材関係団体と木材供給体制の整備を図るものとする。

４　罹災証明書の発行体制の整備

罹災証明書の交付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。

(1)　市が実施する計画

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家等の被害認定調査の手順や担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステム(被災者支援システム)を活用する。

(2)　県が実施する計画

県は、市に対し、住家等の被害認定調査の研修機会の拡充等により、災害時の被害認定調査の迅速化を図るものとする。

また、育成した調査の担当者の名簿への登録、ほかの都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第３５節　自主防災組織等の育成に関する計画

【総務部】

第１　基本方針

災害発生時において、被害の防止又は、軽減のために、市民の自主的な防災活動が市や防災関係機関の活動と並んで必要不可欠であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者対策における役割は極めて重要である。

地域における自主防災組織は、災害時においてその組織的な活動による成果が期待されることはもちろん、日常の活動を通じて地域の連帯感が育まれるなど、今日の社会環境の中でも益々その重要性を増していると言える。

隣近所で構成される自主防災組織は、地域安全を推進していく主役であり、市民一人ひとりの防災意識を高揚させるものである。

今後は、さらに積極的に自主防災組織の強化育成を図っていくものとし、その際、災害図上訓練「ＤＩＧ（Disaster Imagination Game)」、ＨＵＧ「Ｈ（hinanzyo 避難所)、Ｕ（unei 運営)、Ｇ（game ゲーム)」などを利活用する。

第２　主な取組み

１　組織化が遅れている地域を中心に組織化を促進する。
２　平常時に発災時の自主防災組織の活動内容を定めておく。
３　自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
４　リーダーに対する研修等組織を活性化するための対策を講じる。
５　防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。
６　自主防災組織を育成する。

第３　計画の内容

１　地域における自主防災組織の育成

(1)　現状及び課題

市内の自主防災組織は、区等で結成されている組織、地域の消防協力隊、女性消防隊、企業における自衛消防隊など独自の自主防災組織も構成されているが、それぞれ専門的な機能体としての性格が強く、今後は組織の連帯と活性化への取組、新たな組織化、活動環境の整備等が必要とされる。

また、学校、病院等の施設や事業所においても、自主防災組織の組織化を促進する必要がある。さらに様々な防災活動団体との連携を図っていくほか、防災活動を通じて要配慮者等に対する避難体制の整備、支援策の充実を図る必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

市は、地域において、防災知識の普及啓発活動と合わせて、自主防災組織の結成への働きかけや既存組織の連帯の強化及び活性化を図るとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林業者、家事専従者等及び学校、病院、事業所等に対しても、防火管理者を主体にした防災組織の結成を呼びかける。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

学校、病院及び工場等の防火管理者を置く事業所等の自主防災組織の組織化を指導し、地震時の対応力を強化するものとする。

ウ　県が実施する計画

県、市が連携を強化し、市が行う組織づくりの取組に対する助言を行うものとする。

また、長野県自主防災アドバイザーによる自主防災組織の組織化、活動の活性化を図るものとする。

２　自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動は、概ね次のとおりとする。

(1)　平常時の活動

ア　災害に対する日頃の備えや、発災時の的確な行動等防災知識の普及

イ　情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施

ウ　地域の安全点検に基づく防災カルテの作成、配布

エ　要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）

オ　防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検

(2)　発災時の活動

ア　情報の収集及び伝達

イ　出火防止、初期消火

ウ　避難誘導活動

エ　救出救護の実施及び協力

オ　炊き出し等の給食給水活動

３　活動環境の整備

(1)　現状及び課題

現在、自主防災組織の活動環境の整備に関しては、各組織への助成措置が講じられている。

自主防災組織がより有効な活動をするためには、これらの制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

市は、コミュニティ助成事業等を活用し、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

イ　県が実施する計画

県は、市が行う防災活動拠点の整備、資機材の整備に対する助成措置等について周知し、その整備の促進を図るものとする。

4　組織の活性化

(1)　現状及び課題

災害時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダーに対する教育、研修を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。

加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めていく必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図る。

(ｲ)　県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進める。

(ｳ)　自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府 2013)」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画に努める。

また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

自主防災組織のリーダー及び防火管理者に対する地震災害の教育、研修等を実施するものとする。

ウ　県が実施する計画（危機管理部）

(ｱ)　自主防災組織のリーダー等に対する教育、研修を実施する等、リーダーの育成、資質の向上を図るものとする。

(ｲ)　防災出前講座により、地域住民との直接対話による防災意識の高揚を図り自主防災組織に対する理解、関心を高めるとともに、市防災担当職員等を対象とした研修等を実施し、県内全域で防災意識の高揚と普及を推進できる体制を構築するものとする。

(ｳ)　自主防災組織における女性等の参画について現状把握に努めるとともに、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるように市町村へ助言を行うものとする。

また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の

視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込むものとする。

５　各防災組織相互の協調

(1)　現状及び課題

地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、災害時に連携のとれた活動を行えるよう、日頃から連絡応援体制を確立しておく必要がある。

また、自主防災組織の活動実態を把握するとともに、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織、自主防犯組織との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。

(ｲ)　定期的な合同訓練の実施など、自主防災組織相互の連携による複合的活動を促進する。

(ｳ)　地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織づくりを推進する。

(ｴ)　自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

６　自主防災組織の育成

(1)　現状及び課題

地域において災害時の応急活動が有効に営まれるためには、住民同士の支えあいと、それを育むまちづくりが重要であり、自主防災組織を把握する必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　自主防災組織を育成する際に、白地図を用いて、防災関連施設、避難所、土砂災害危険箇所、浸水危険箇所等を書き込んで独自のハザードマップを作成する等の災害図上訓練「ＤＩＧ」や避難所の開設・運営を体験できるＨＵＧ「Ｈ（hinanzyo 避難所）、Ｕ（unei 運営）、Ｇ（game ゲーム）」を利用する。

第３６節　企業防災に関する計画

第１　基本方針

災害時、企業には従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第２　主な取組み

１　施設・設備の点検を定期的に実施し、保守、補強を計画的に推進し、安全性の向上を図る。

２　災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第３　計画の内容

(1)　現状及び課題

大規模災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧にいたるまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく、企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害は発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民とともに積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

(2)　実施計画

ア　市及び県が実施する計画

(ｱ)　職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員にいたるまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。

(ｲ)　中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進

するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(ｳ)　企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(ｴ)　要配慮者利用施設の所有者または管理者が、介護保険法関係法令等に基づき作成する、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画の作成の支援を行うものとする。

イ　企業が実施する計画

(ｱ)　企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるものとする。

(ｲ)　社屋内外の耐震化・安全化及び強風による屋根材の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒の抑制を推進するとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市、県等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(ｳ)　組織力を活かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努めるものとする。

(ｴ)　防災資機材や飲料水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努めるものとする。

(ｵ)　地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第３７節　ボランティア活動の環境整備

【健康福祉部、市民交流センター】

第１　基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。

このため、災害応急対策に関する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティア、ＮＰＯ・ＮＧＯ及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、県・市町村、社会福祉協議会、ＮＰＯ法人等が連携して環境整備を図っていくことが必要である。

第２　主な取組み

１　災害救援ボランティアの事前登録を塩尻市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター)、日本赤十字社長野県支部塩尻市地区等において実施する。

２　防災ボランティア活動の環境整備を推進する。

３　平常時からボランティアの支援の在り方やボランティアとの連携の方法などについて検討し、災害時に速やかに始動できる体制を構築する。

４　長野県災害時支援ネットワーク等の災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「災害中間支援組織」という。）及び県内外の専門性の高いＮＰＯ等との平時からの官民連携体制の構築に努める。

５　災害中間支援組織、ＮＰＯ等との連携を図るため、災害ボランティア団体登録推進を図る。

６　ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第３　計画の内容

１　災害救援ボランティアの事前登録

(1)　現状及び課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍県民への情報伝達のための通訳等多種多様である。こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救護活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

塩尻市社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部塩尻市地区が行うボランティアの事前

登録の推進について、市民に対し普及啓発を図る。

イ　県が実施する計画

市社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する普及啓発を図る等その支援に努めるものとする。

ウ　社会福祉協議会等ボランティア関係団体が実施する計画

災害時における多様な被災者のボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図るものとする。

２　防災ボランティア活動の環境整備

(1)　現状及び課題

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。

(2)　実施計画

ア　市及び県(危機管理部・健康福祉部)が実施する計画

(ｱ)　平常時から地域団体、ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ＮＰＯ・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。

また、県は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織である長野県災害時支援ネットワークと平時から相互に協力し、その機能強化に努める。

(ｲ)　防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・ＮＰＯ等の三者連携により、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(ｳ)　社会福祉協議会、ＮＰＯ・ボランティア等関係団体との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(ｴ)　社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。

また、市は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、塩尻市地域防災計画に

明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておく。

イ　社会福祉協議会が実施する計画

災害ボランティアセンターの設置等について、平時から県・市との連携により、その体制確保に努めるものとする。

3　ボランティア・ＮＰＯ等関係団体間の連携

(1)　現状及び課題

災害時等においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後、災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や、各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い、総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

(2)　実施計画

長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いＮＰＯ等と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるために、災害ボランティア団体連絡会議等の設置をするとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。

4　ボランティアコーディネーターの養成

(1)　現状及び課題

災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。

こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

(2)　実施計画

市及び社会福祉協議会等は、災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して本市におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。

第３８節　災害対策基金等積立及び運用計画

【企画政策部】

第１　基本方針

災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。

第２　主な取組み

災害により生じた経費を補てんする等のための基金の積立を行う。

第３　計画の内容

１　財政調整基金の積立

(1)　現状及び課題

市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）の規定により、塩尻市基金条例（昭和 54 年塩尻市条例第 22 号）を定めて財政調整基金を設置し、その運用に当たっている。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

塩尻市財政調整基金

名　称	目　的　及　び　使　途
財政調整基金	市財政の健全な運営を図るため、次に掲げる経費の財源に当てる。 １　経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費 ２　災害により生じた経費または災害により生じた減収を埋めるための経費 ３　緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費 ４　長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費 ５　その他必要やむを得ない理由により生じた経費

イ　県が実施する計画（総務部）

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

長野県財政調整基金

名　称	目　的	使　　途
長野県財政調整基金	県財政の健全な運営を図る。	次に掲げる経費の財源に充てる。 １　経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費 ２　災害により生じた経費または災害により生じた減収を埋めるための経費 ３　長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費

第３９節　震災対策に関する調査研究及び観測

【総務部】

第１　基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

地震予知研究を始め、様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結び付けていくことが重要である。

本市周辺には、糸魚川－静岡構造線、境峠・神谷断層帯、伊那谷断層帯等の活断層が確認されており、地震の全体像を把握して防災体制を確立するため、旧塩尻市地域では平成 14 年度に、楢川地区では平成 18 年度にそれぞれ防災アセスメントを実施した。さらに、平成 28 年度には、最新の知見を基に防災アセスメント調査を実施し、塩尻市全域の地震の危険性の把握を行った。

今後は、科学技術の進歩に応じた最も有効な調査研究を検討する必要がある。

第２　主な取組み

市、県及び各機関が協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

第３　計画の内容

１　市が実施する計画

(1)　地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントの結果を計画の中で明らかにする。

(2)　地形、地質、活断層の分析状況及び履歴等のデータを収集、分析及び整理し、防災情報データを整備することにより、災害に関わる自然的条件を総合的に把握する。

(3)　県が行う活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。

(4)　被害想定は、社会的条件の変化等によりその内容の更新が必要となるため、必要に応じて見直しを図る。

(5)　市民の理解と協力を得ながら、過去の地すべり発生記録など歴史資料の収集、聞き取り調査による災害履歴の整理等を行い、防災対策計画の基礎資料を作成する。

２　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

出火危険、延焼危険区域内での延焼阻止線の調査研究を進めるものとする。

３　県が実施する計画（危機管理部）

(1)　国が行う活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に

努めるものとする。

(2)　国が行う東南海・南海地震に関する長周期地震動や時間差発生等の調査研究に協力し、データの収集、累積に努めるものとする。

(3)　松代地震センターの運営に参加し、地震関連データの収集、解析に努めるものとする。

(4)　東京大学地震研究所、長野地方気象台から地震活動のデータの提供を受け整理・分析を行うものとする。

(5)　被害想定は、社会的条件の変化等によりその内容の更新が必要となるため、必要に応じて見直しを図るものとする。

(6)　古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な研究について検討するものとする。

第４０節　観光地の災害予防計画

【商工観光部】

第１　基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に詳しくない観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第２　主な取組み

１　県、市、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。

２　外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害時の防災環境づくりに努める。

第３　計画の内容

１　観光地での観光客の安全確保

(1)　市が実施する計画

ア　観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。

イ　それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

(2)　県及び市が実施する計画（観光スポーツ部）

観光地での災害時の県、市、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備するものとする。

(3)　関係機関が実施する計画

ア　観光施設の管理者は、観光客の安全対策として、観光客が安全かつ迅速に避難できる場所及び経路の確保を行うなど、災害時の安全確保を推進するものとする。

イ　観光施設の管理者は、孤立に備えた通信手段、資機材、食料等の備蓄に努めるものとする。

２　外国人旅行者の安全確保策

(1)　市が実施する計画

観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導体制の整備や非常用電源の確保を図る。

(2)　県が実施する計画（観光スポーツ部・県民文化部）

研修会により、災害時の通訳ボランティアを養成し、事前登録するなど、災害時の活用体制を整備するものとする。

(3)　県及び市が実施する計画（観光スポーツ部）

ア　災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進するものとする。

イ　関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を推進するものとする。

(4)　関係機関が実施する計画

ア　観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進するものとする。

イ　駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などの外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備、非常用電源の確保を図るものとする。

第４１節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

【総務部】

第１　基本方針

市内の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を塩尻市地域防災計画に定める。

第２　主な取組み

住民等の提案により塩尻市地域防災計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努める。

第３　計画の内容

１　現状及び課題

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画が相まって地域における防災力の向上を図るものである。

なお地区防災計画は、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められる。

２　実施計画

(1)　市が実施する計画

本計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定地区内の居住及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認められるときは、本計画に地区防災計画を定める。

また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(2)　県が実施する計画

必要に応じて市に対し助言を行うものとする。（危機管理部）

(3)　住民及び事業所を有する事業者が実施する計画

市内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防

災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として塩尻市防災会議に提案するなど、塩尻市と連携して防災活動を行うものとする。

第３章　災害応急対策計画

第１節　災害情報の収集・連絡活動

【総務部】

第１　基本方針

地震が発生し、緊急地震速報を受信した市、県及び放送事業者は、直ちに市民等への伝達に努めるものとする。

災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は、次によるものとする。

第２　活動の内容

１　緊急地震速報の伝達

(1)　伝達体制及び通信施設、設備の充実

緊急地震速報の伝達を受けた市、県及び放送事業者は、直ちに市民等への伝達が出来るように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

(2)　実施計画

ア　【市及び県が実施する計画】（危機管理部、県有施設管理部局）

伝達を受けた緊急地震速報を市民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

イ　【放送事業者が実施する計画】

緊急地震速報の伝達を受けた放送事業者は、直ちに市民等への伝達に努めるものとする。

２　報告の種別

(1)　概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したときまたはその他異常と思われる事態（大量の 119 番通報等）が発生したときは、直ちにその概況を報告する。

(2)　被害中間報告

被害状況を収集し、逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合は、その都度変更の報告をする。

(3)　被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときは、その旨を報告する。

３　被害状況等の調査と調査責任機関

(1) 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

(2) 市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は、速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

(3) 県松本地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

(4) 市、県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

(5) 市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制に検討に必要な情報であるため、住民登録有無にかかわらず、当市の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調査事項	調査機関	協　力　機　関
概況速報	市・松本広域消防局・木曽広域消防本部	県関係現地機関
人的及び住家の被害		県松本地域振興局
高齢者等避難・避難指示等避難状況		県松本地域振興局
社会福祉施設被害	施設管理者	県松本保健福祉事務所
農・畜・養蚕・水産業被害	市	県松本地域振興局・農業農村支援センター・家畜保健衛生所・農業協同組合・松本広域森林組合・農業共済組合
農地・農業用施設被害	市	県松本地域振興局・土地改良区
林業関係被害	市・県松本地域振興局・森林管理署	松本広域森林組合
公共土木施設被害	市・県松本建設事務所・地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	県松本建設事務所	
都市施設被害	市・流域下水道関係事務所	県松本建設事務所
水道施設被害	市・企業局	県松本保健福祉事務所

廃棄物処理施設被害	市・施設管理者	県松本地域振興局
感染症関係被害	市・松本広域連合	県松本保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	県松本保健福祉事務所
商工関係被害	市	県松本地域振興局・商工会議所・商工会
観光施設被害	市	県松本地域振興局
教育関係被害	設置者･管理者･市	中信教育事務所
市有財産被害	市	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	県松本地域振興局
警察調査被害	塩尻警察署	市・警備業協会
火災速報	松本広域消防局・木曽広域消防本部	市
危険物等の事故による被害	松本広域消防局・木曽広域消防本部	市
水害等情報	水防関係機関	

4　被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次表のとおりとする。

項　　目	認　　定　　基　　準
死　者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者・軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは１月未満で治療できる見込みのものとする。
住　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの。または、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくはしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。

住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの。または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

５　災害情報の収集・連絡系統

(1)　報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、資料編参照のとおりとする。

(2)　連絡系統

ア　市の連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、以下に図示するとおりとする。

これらのうち緊急を要する等の場合は、市は直接県関係課に報告し、その後において地域振興局等の機関に報告する。

(ｱ)　概況速報　長野県防災情報システム　クロノロジーを使用

（消防庁への速報は消防庁第４号様式（その１）（表 21 の２））

市は人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。

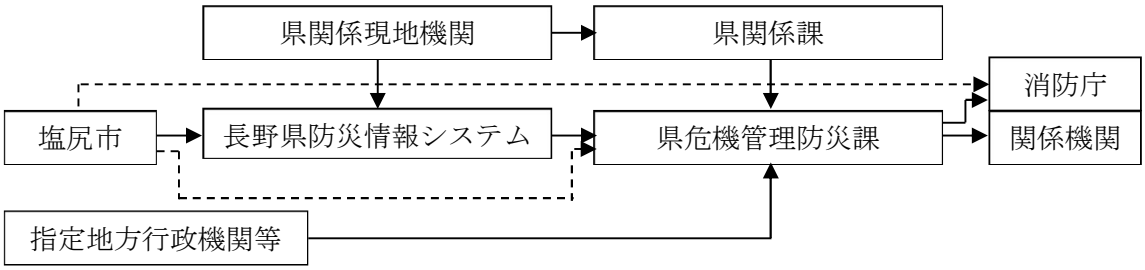

(ｲ)　人的及び住家の被害状況報告 様式２号または消防庁第４号様式(その２)(表21の３)

高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告を様式２－１号または長野県防災情報システムにより報告

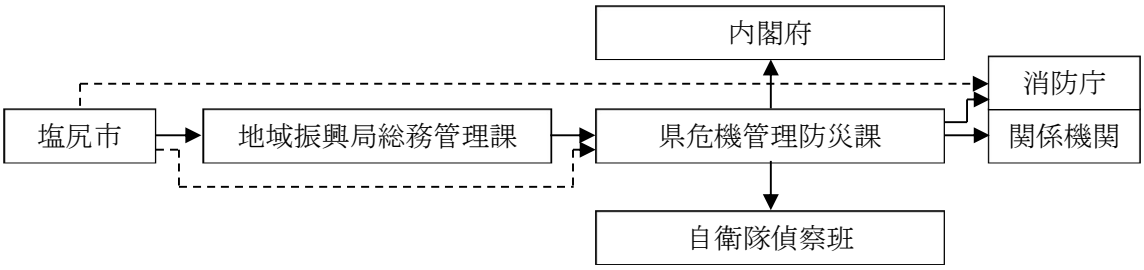

行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）または県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡する。

(ｳ)　社会福祉施設の被害状況報告　様式３号

a　社会福祉施設被害状況報告（次項のｂ、ｃに関することを除く）

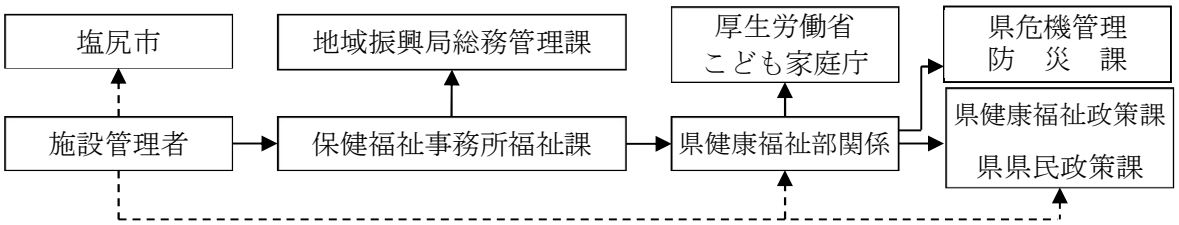

b　社会福祉施設被害状況報告（保育所に関わること）

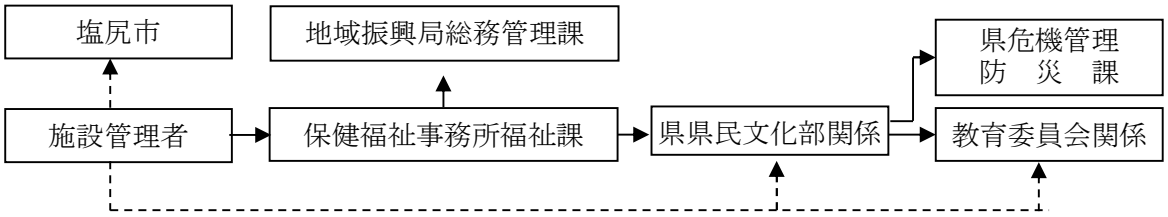

(ｴ)　農業関係被害状況報告　様式５号

a　農・畜・養蚕・水産業被害状況報告

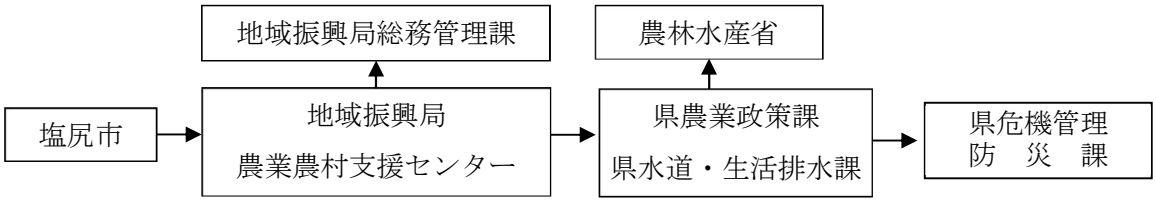

b　農地・農業用施設被害状況報告

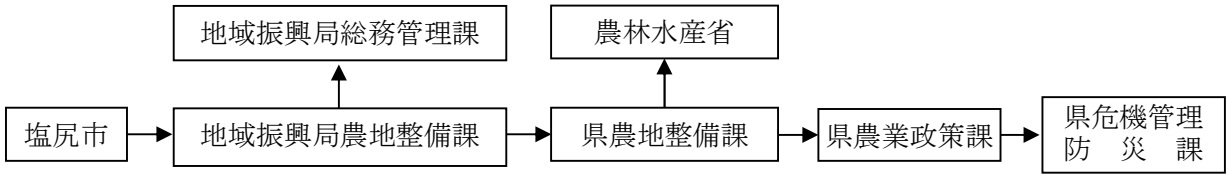

(ｵ)　林業関係被害状況報告　様式６号

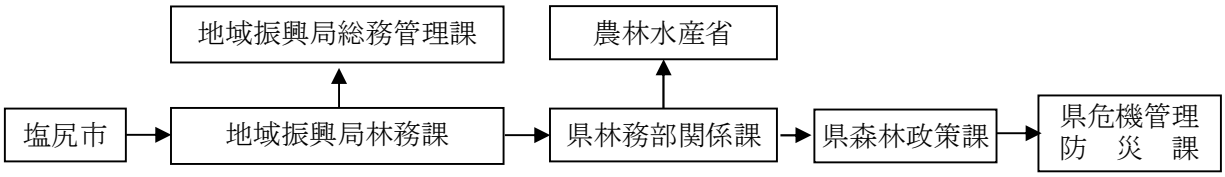

(ｶ)　土木関係被害状況報告

a　公共土木施設被害状況報告　様式７号

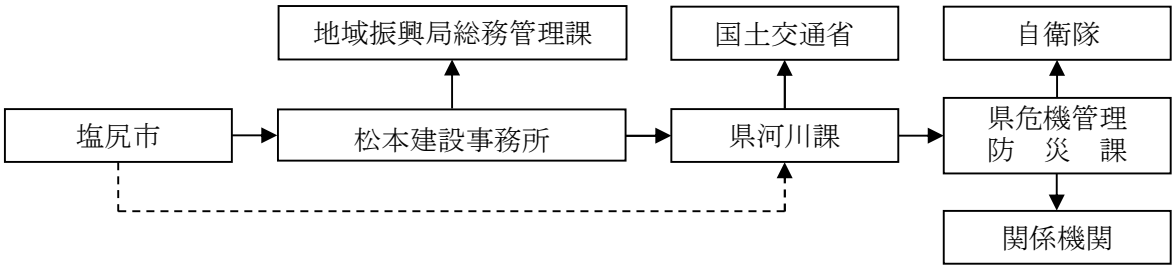

b　土砂災害等による被害報告　地図若しくはGIS又は様式７

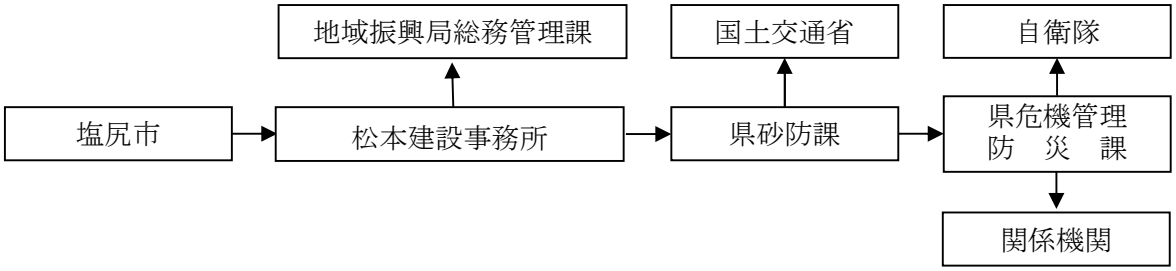

(ｷ)　都市施設被害状況報告　様式８号

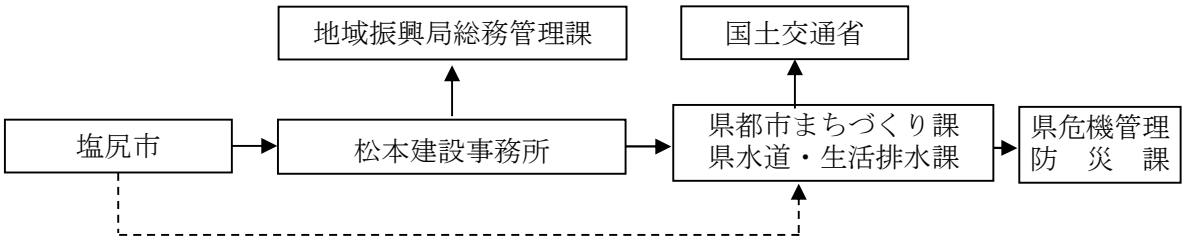

(ｸ)　水道施設被害状況報告　様式９号

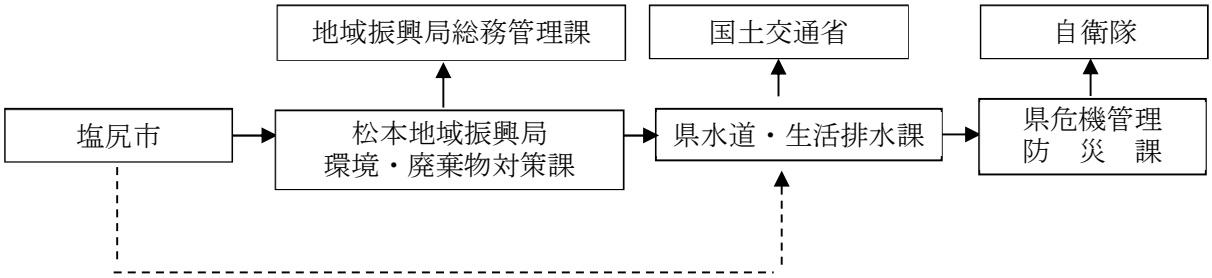

(ｹ)　廃棄物処理施設被害状況報告　様式 10 号

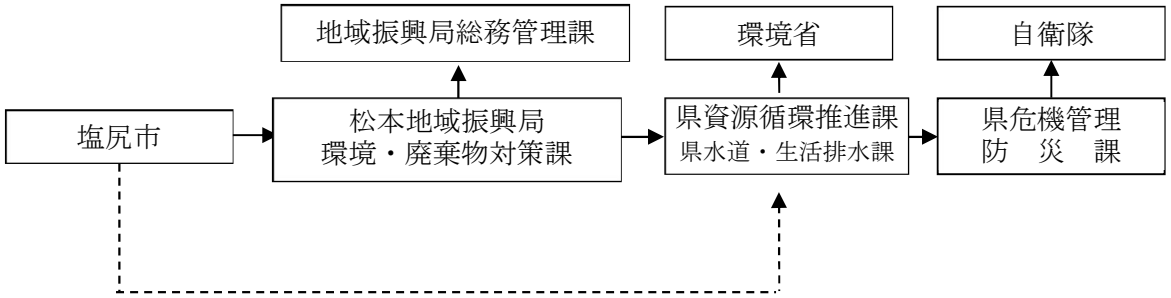

(ｺ)　感染症関係報告　様式 11 号

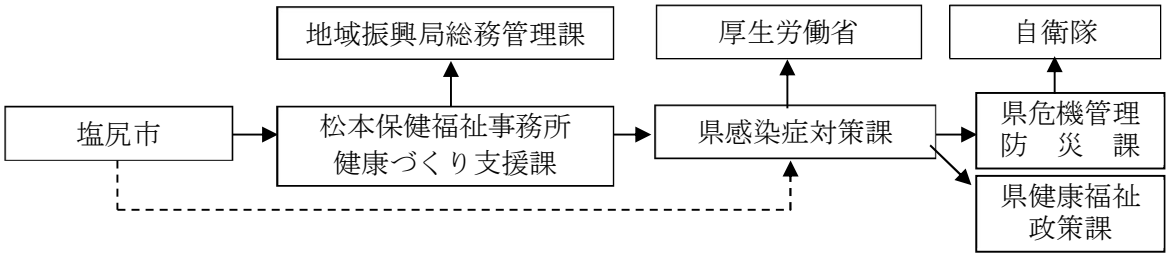

(ｻ)　医療施設関係被害状況報告　様式 12 号

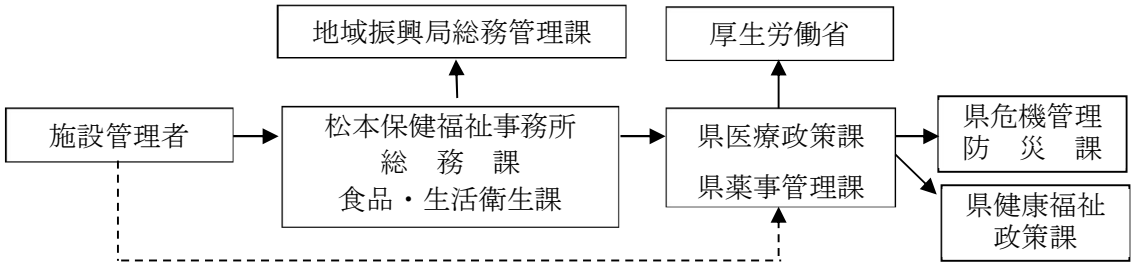

(ｼ)　商工関係被害状況報告　様式 13 号

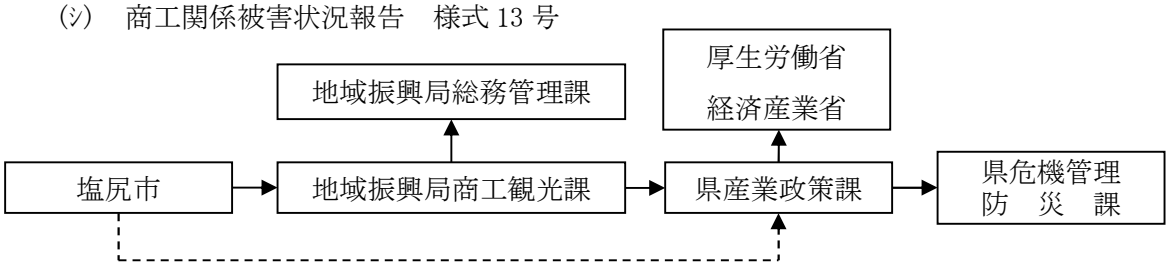

(ｽ)　観光施設被害状況報告　様式 14 号

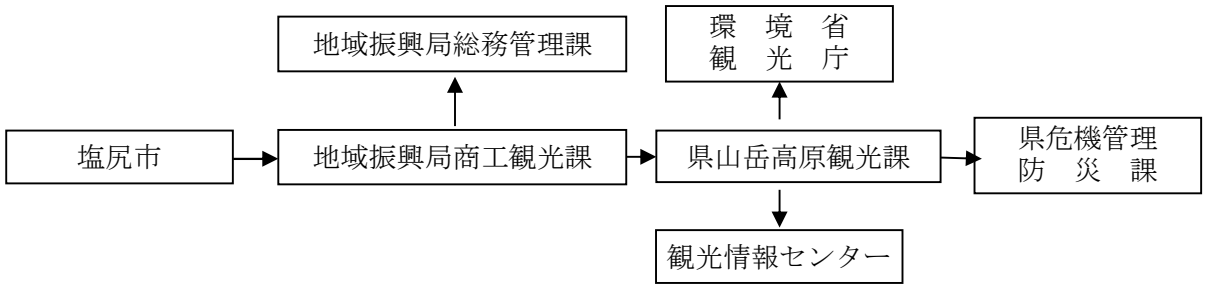

(ｾ)　教育関係被害状況報告　様式 15 号

a　市施設

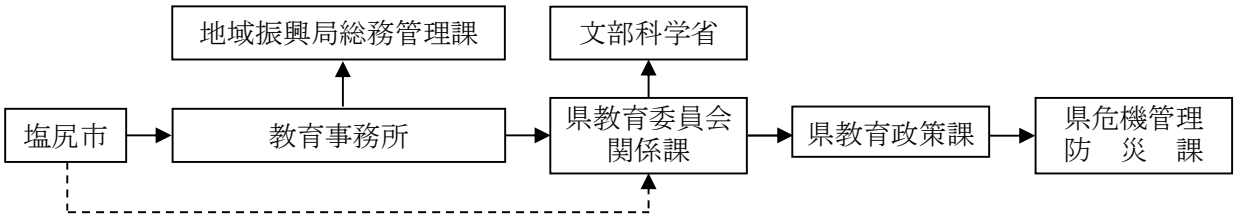

b　県施設

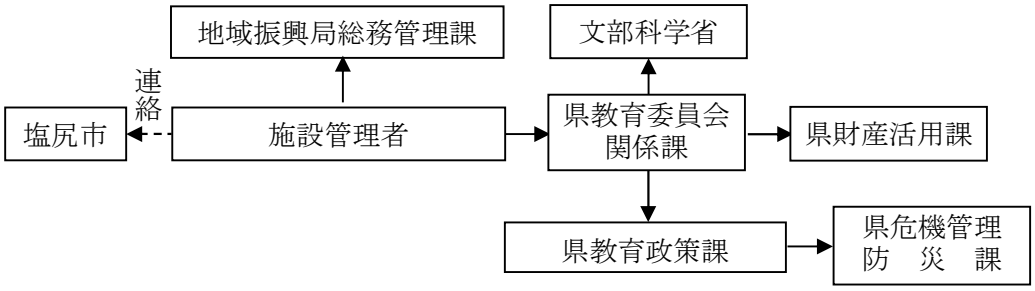

c　私立施設

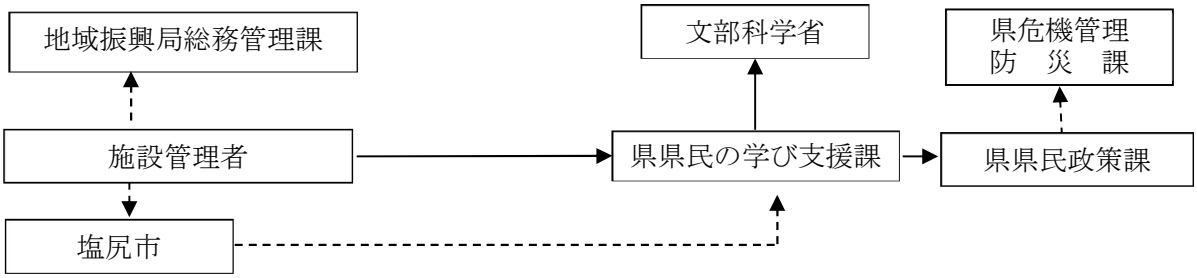

d　文化財

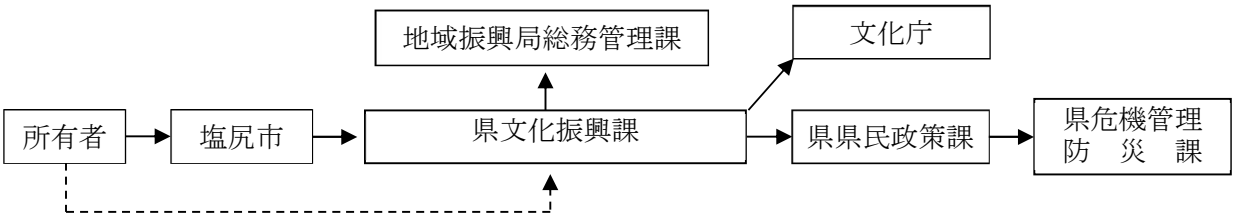

(ｿ)　県有財産（企業財産を含む）被害状況報告　様式 16 号

(ﾀ)　市有財産　様式 17 号

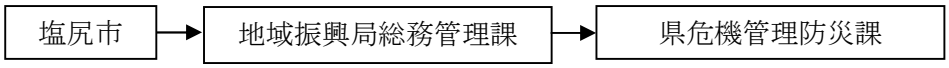

※　他の報告系統に含まれない施設のみあげること。

(ﾁ)　公益事業関係被害状況報告　様式 18 号

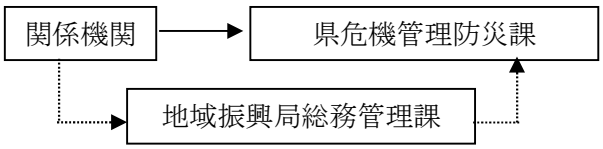

(注)：破線は地域振興局への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

(ﾂ)　火災即報　様式 19 号

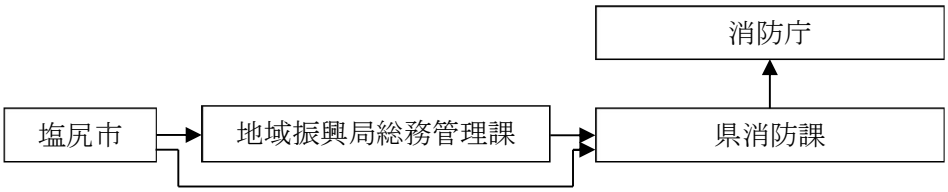

(ﾃ)　火災等即報（危険物に係る事故）

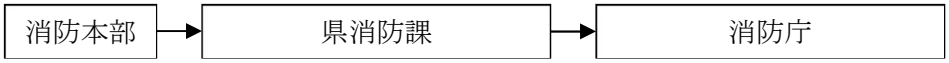

(ﾄ)　警察調査被害状況報告　様式 20 号

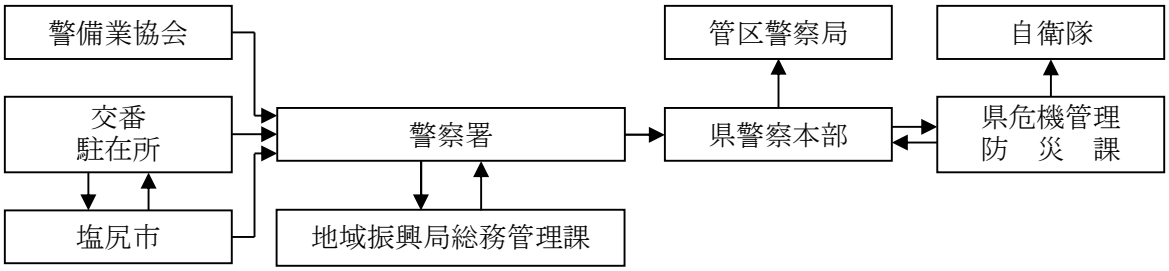

(ﾅ)　水防情報（雨量・水位の通報）

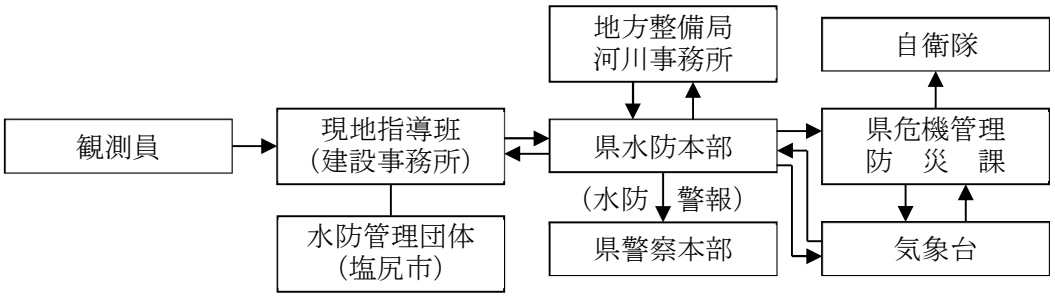

イ　松本広域消防局の連絡系統等

被害状況等の情報収集・連絡系統は、次に図示するとおりとする。

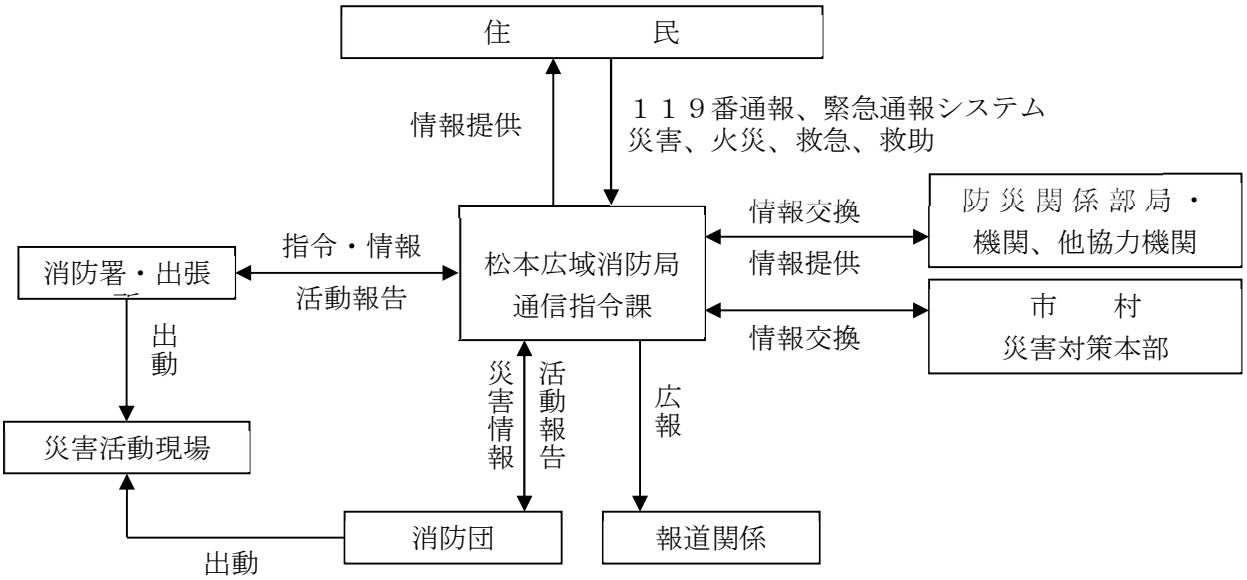

ウ　木曽広域消防本部の連絡系統等

被害状況等の情報収集・連絡系統は、次に図示するとおりとする。

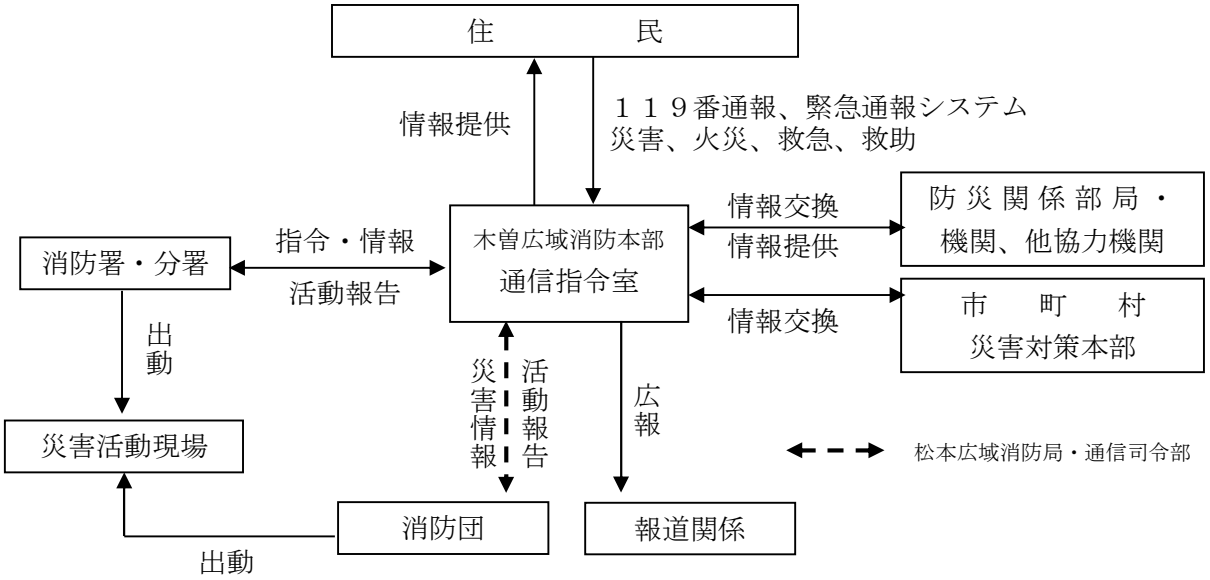

(ｱ)　情報収集ルート

a　市民からの通報

b　消防職員、消防団員及び事業者からの情報

c　情報収集隊の巡回

d　災害対策本部及び防災関係機関へ職員の派遣

e　ヘリコプターによる情報

(ｲ)　消防防災関係機関相互の連携体制

災害時における各機関の情報を迅速かつ的確に交換し、災害情報、被害状況の共有化

を図るものとする。

a　情報の相互交換

機　　関	必要とする主な情報	伝達方法
消防本部 消防団	火災、救急及び救助に関するもの 道路通行障害の状況 危険物、ガス等大量流出漏洩事故等	専用回線 県防災行政無線 無線（防災波）
陸上自衛隊 第 13 普通科連隊	火災、救急、救助及び道路障害事項 直近ヘリポートの状況 各機関の活動状況	専用回線 県防災行政無線 無線（防災波）
松本地域振興局	人的、住家関係の被害状況 公的施設関係の被害状況 応急活動、消防機関の活動状況 水道の被害状況	県防災行政無線
警察署	死傷者、行方不明者の把握 家屋等の倒損壊、火災発生等、被害の発生状況 ライフラインの損壊状況	専用回線
松本建設事務所	道路、河川、砂防施設等の被害状況 道路交通規制・制限	県防災行政無線
松本保健福祉事務所	負傷者の状況、病院の損壊状況	県防災行政無線

b　ヘリコプターによる上空からの情報収集

(a)　ヘリコプターの要請

第３章第３節「広域相互応援活動」による。

(b)　ヘリポート

情報収集のヘリポートは、次の場所から選定するものとする。

陸上自衛隊第 13 普通科連隊	松本市高宮西１－１
あずさ衛生センターグラウンド	松本市島内 1666－777
長野県松本空港	松本市空港東 8909

c　情報収集の項目及び優先順位は、広域連合消防計画等による。

d　円滑な情報収集機能を確保するため、図上訓練及び現地訓練を実施するものとする。

e　通信運用は、広域連合消防計画等による。

(3)　関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は、次のとおりである。

ア　被害報告等

(ｱ)　市の実施事項

a　被害状況等を調査し、本節に定める事項に従い、県現地機関等に報告する。

b　市における体制のみでは円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は、県松本地域振興局長に応援を求める。

c　県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の報告を行う。この場合において、報告の対象となる災害は、(ウ)のｄに定めるとおりとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

(ｲ)　松本広域消防局及び木曽広域消防本部の実施事項

a　第２の１において定められた事項について、被害状況を調査の上、災害対策本部及び県現地機関に報告するものとする。

b　松本広域消防局及び木曽広域消防本部の体制のみでは円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は、災害対策本部長経由地域振興局長に応援を求めるものとする。

c　各職員が被害を知ったときは、直ちに上司に報告し、応急対策活動が時期を失することのないように努めるものとする。

(ｳ)　県（本庁）の実施事項

a　危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告するものとする。

b　各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況を取りまとめるものとする。

c　各課は、取りまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部室)、関係行政機関（本省)、及び関係課に報告するものとする。

d　危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等を取りまとめ、速やかに国（総務省消防庁)、その他関係省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、県地域防災計画風水害対策編第２章第 23 節「災害広報計画」により報道機関に発表するものとする。

e　危機管理防災課（災害対策本部室）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努める。

この場合において、国に報告すべき災害は、次のとおりとする。

(a)　県において災害対策本部を設置した災害

(b)　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て、特に報告の必要があると認められる程度の災害

(c)　(a)または(b)に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45

年４月 10 日付け消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防防第 267 号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

ｆ　危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡するものとする。

ｇ　危機管理防災課（応援・受援本部）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により必要な職員を速やかに派遣する。

ｈ　危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、長野県防災情報システム等により、地域振興局、被災市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関へ連絡するものとする。

ｉ　危機管理防災課（災害対策本部室）は市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努めるものとする。また、通信途絶地域の被害状況について、「長野県地震被害予測システム」を用いて被害を予測し、迅速な応急活動を行うものとする。

ｊ　国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

(ｴ)　県現地機関等の実施事項

ａ　各課（所）は、市町村の被害状況について、長野県防災情報システム、情報連絡員（地方部リエゾン）等を通じて収集するものとする。

ｂ　各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめるものとする。

ｃ　掌握した被害状況等を長野県防災情報システム等により、地域振興局総務管理（・環境）課及び県（本庁）の主管課に報告または連絡するものとする。

ｄ　地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められるときは、県危機管理防災課（応援・受援本部）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。

(ｵ)　指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

(ｶ)　「防災情報システム」が運用開始された際には、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。

イ　地震情報

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。

(ｱ)　緊急地震速報(警報・予報)

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析し

て震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

市、県、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により住民へ伝達を行うものとする。

市は、住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

ａ　緊急地震速報(警報)

最大震度５弱以上又は長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上又は長周期地震動階級３以上の揺れが予想される地域に対し、揺れにより重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

なお地震に対する特別警報は、震度６弱以上又は長周期地震動階級４以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市への通知、市から市民等への周知の措置が義務となってはいない。

ｂ　緊急地震速報(予報)

最大震度３以上またはマグニチュード３．５以上もしくは長周期地震動階級１以上等と予想されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。

(ｲ)　震度速報

震度３以上を観測した場合に発表する情報。

地震発生後約１分半で、震度３以上を観測した地域名（長野県は北部、中部、南部の３地域）と地震の揺れの検知時刻を速報。

(ｳ)　地震情報（震源に関する情報）

震度３以上を観測した場合に発表する情報。

「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

(ｴ)　地震情報（震源・震度に関する情報）

震度３以上を観測、津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表のいずれかに該当する場合に発表する情報。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード)、震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。

震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

(ｵ)　地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。

(ｶ)　地震情報（各地の震度に関する情報）

震度１以上の地震が発生した場合に発表する情報。

震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

(ｷ)　地震情報（推計震度分布図）

震度５弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。

(ｸ)　長周期地震動に関する観測情報

震度１以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合に発表する情報。

地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（指針発生時から１０分程度で１回発表）。

高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表。

ウ　水防情報

(ｱ)　雨量の通報（システム障害が発生した場合）

ａ　県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報を取りまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報するものとする。

ｂ　建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに、関係建設事務所長に通報するものとする。

ｃ　雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報するものとする。

(ｲ)　水位の通報（システム障害が発生した場合）

ａ　県水防本部は、建設事務所長からの通報を取りまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報するものとする。

ｂ　建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて、水防本部長に通報するとともに、関係建設事務所長に通報するものとする。

ｃ　水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を所轄建設事務所長に通報するものとする。

エ　行政機能の確保状況の把握及び県への報告

市は、大規模災害の被災による自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、以下の事項について把握し、県へ報告する。

(ｱ)　トップマネジメントの機能（市長の安否状況、災害対策本部会議の開催状況等）

(ｲ)　人的体制（マンパワー）の状況（職員の参集状況、応援派遣要請の有無等）

(ｳ)　物的環境（庁舎施設等）の状況（庁舎の損壊の有無、情報通信施設の状況等）

6　通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、防災行政無線または航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図るものとする。

(1)　市が実施する事項

ア　災害情報の共有ならびに通信手段確保のため市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。

イ　災害情報の共有ならびに通信手段確保のため可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動系無線機器の活用を図る。

ウ　ＮＴＴ等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。

エ　必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(2)　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する事項

ア　地域防災無線または防災行政無線の活用を図るものとする。

イ　消防無線、携帯電話等の活用を図るものとする。

(3)　県が実施する事項

ア　県防災行政無線を活用し、必要に応じ統制を行うものとする。（危機管理部）

イ　可搬型移動無線、衛星携帯電話の移動系無線機器の活用を図るものとする。（危機管理部）

ウ　（一社）日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼するものとする。（危機管理部）

エ　必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行うものとする。（危機管理部）

オ　ＮＴＴ等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請するものとする。（危機管理部）

カ　県消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行うものとする。（危機管理部、警察本部）

(4)　電気通信事業者が実施する事項

ア　災害時における県、市及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。

イ　速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホー

ムページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するよう努めるものとする。

第２節　非常参集職員の活動

【総務部】

第１　基本方針

各機関は、市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。

市は、組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動を実施する。

第２　主な活動

災害発生のおそれがあるときまたは災害が発生したときは、職員の安全の確保に十分に配慮した迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により危機管理総合対策チームまたは災害対策本部の設置等を行う。

第３　活動の内容

１　市が実施する対策

(1)　責務

市は、市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、地域防災計画（市・県）及び受援計画（市・県）の定めるところにより、他市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

(2)　活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ次表の初動体制をとる。

初動体制一覧

（活動開始基準の「◎」印は、指示によらず自主的な参集の基準を示す。）

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
事前体制	○危機管理課職員により情報収集・伝達を行う。（警戒配備以降に継続するための事前対策） ○総務部長が必要と認めた場合、部内職員による増員を行う。	右の基準に該当したときから、注意報等が解除されたとき又は危機管理課長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで	○暴風、暴風雪、大雨、洪水大雪警報発表時 ◎市内に震度３の地震が発生した場合 ○災害が発生するおそれのある場合で危機管理課長が必要と認めたとき
警戒体制	○災害発生前の体制で、各部局連絡網の確認、情報収集等行う。 ○災害関係課等の職員で情報	右の基準に該当したときから、警報等が解除されたとき又は総務部長が	○上記基準の状況下で総務部長が必要と認めたとき

	収集活動が円滑に行い得る体制とする。	配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで	
非常体制	○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。 ○事態の推移に伴い、速やかに「警戒本部」を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行い得る体制とする。	右の基準に該当したときから、警報等が解除されたとき又は副市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで	○以下のいずれかの状況下で副市長が必要と認めたとき ・特別警報発表時 ・災害が発生するおそれが高まっている場合 ◎市内に震度４の地震が発生した場合 ◎南海トラフ地震に関連する臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 ○降雪量５１～１００㎝で必要なとき
緊急体制 （全体体制）	○災害発生後の体制で、「災害対策本部」を設置の上、非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制とする。 ○市の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。 ○災害の推移により、必要な人員による体制を構築する。	右の基準に該当したときから、市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで	○大規模な災害が発生した場合 ○市内全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で市長が必要と認めたとき ◎市内に震度５弱以上の地震が発生した場合 ◎南海トラフ地震に関連する臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 ○降雪量１０１㎝以上で必要なとき

※　活動開始基準の「◎」は、指示によらず自主的な参集の基準を示す。

初動体制一覧【南海トラフ地震臨時情報発表時を除く。】

部局名		事前体制	警戒体制	非常体制	緊急体制（全体体制）
総務部	危機管理課	2	全員	全員	全員
	総務人事課（部長含む）			係長以上	
	税務課				
	債権管理課				
企画政策部	企画課（部長含む）				
	デジタル戦略課				
	秘書広報課				
	財政課				
	公共施設マネジメント課				
	ゼロカーボン・GX 推進プロジェクト				
市民地域部	生活環境課（部長含む）				
	市民課				
	地域づくり課				
健康福祉部	地域共生推進課（部長含む）				
	福祉支援課				
	介護保険課				
	健康づくり課				
農林部	農政課（部長含む）				
	耕地林務課				
商工観光部	商工課（部長含む）				
	観光プロモーション課				
	先端産業振興室				
建設部	建設課（部長含む）				
	都市計画課				
	建築住宅課				
交流文化部	社会教育スポーツ課（部長含む）				
	文化財課				
	市民交流センター				
	図書館				
	国民スポーツ大会推進室				
こども教育部	こども未来課（部長含む）				
	教育施設課				
	学校教育課				
	保育課				
水道事業部	上水道課（部長含む）				
	下水道課				
会計課					
議会事務局					
選挙管理委員会事務局					
農業委員会					

初動体制一覧（続き）

部局名		事前体制	警戒体制	非常体制	緊急体制（全体体制）
現地機関	各支所・地区調整担当			係長以上	全員
	衛生センター				
	北部子育てセンター				
	浄化センター				
	自然博物館				
	楢川地区文化施設				
	短歌館				
	平出博物館				
	本洗馬歴史の里資料館				
	児童館				
	保育園				
計		2	8		

初動体制一覧【南海トラフ地震臨時情報発表時】

部局名		南海トラフ地震臨時情報		
		調査中	巨大地震注意	巨大地震警戒
総務部	危機管理課	2	全員	全員
	危機管理課を除く各課		部長	課長以上
企画政策部	各課			
市民地域部	各課			
健康福祉部	各課			
農林部	各課			
商工観光部	各課			
建設部	各課			
交流文化部	各課			
こども教育部	各課			
水道事業部	各課			
会計課			課長	
議会事務局			局長	
選挙管理委員会事務局				
農業委員会				
現地機関	各支所・地区調整担当		支所長	

			調整担当課長	
	衛生センター			
	北部子育てセンター			
	浄化センター			
	自然博物館			
	楢川地区文化施設			
	短歌館			
	平出博物館			
	本洗馬歴史の里資料館			
	児童館			
	保育園			
計		2	３０	

(3)　配備指令の伝達及び配備担当者の招集

ア　伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は、次の方法で行う。

(ｱ)　勤務時間内

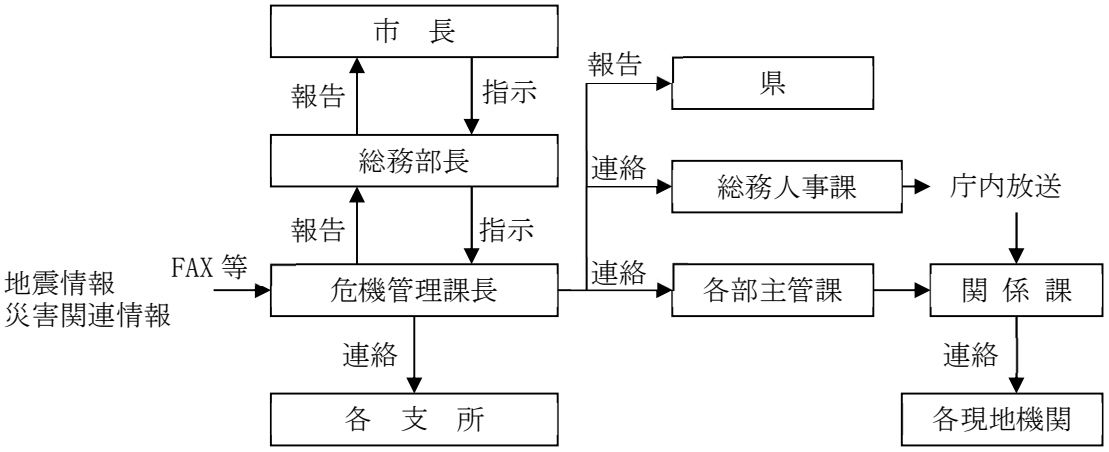

(ｲ)　勤務時間外

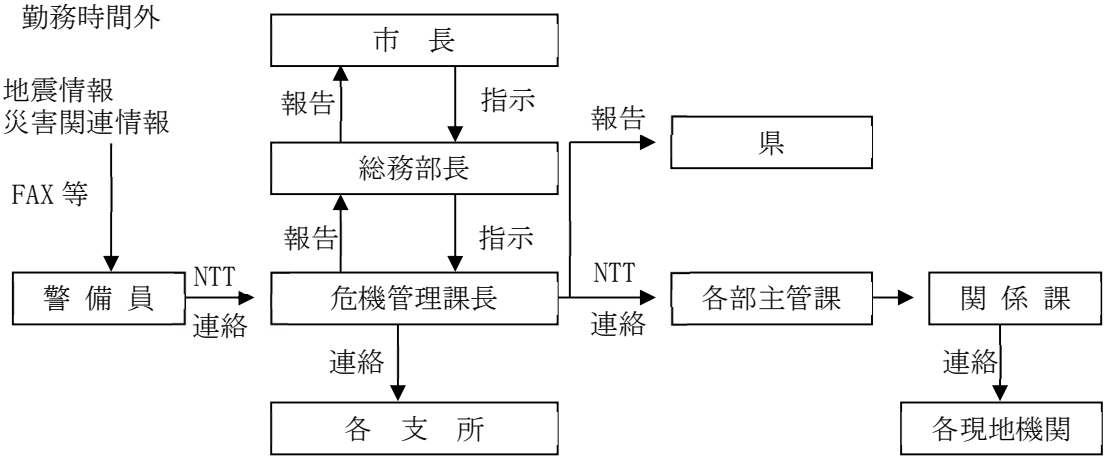

イ　伝達方法

配備決定に基づく危機管理課からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法によるが、必要に応じ、職員緊急メールを活用する。

(ｱ)　勤務時間内

a　本庁：庁内放送のほか、電話等のうち最も速やかに行える方法による。

b　現地：防災行政無線による連絡またはＦＡＸにより行う。無線及びＦＡＸ端末の未設置機関については、本庁関係課から電話等により伝達する。必要に応じ、携帯電話等により伝達する。

(ｲ)　勤務時間外

a　本庁：電話、携帯電話等のうち最も速やかに行える方法による。

b　現地：防災行政無線による連絡またはＦＡＸにより行う。無線及びＦＡＸの未設置機関については、本庁関係課から電話等により伝達する。必要に応じ、携帯電話等により伝達する。

ウ　配備担当者の決定

関係課長は、あらかじめ配備担当者及びその者への連絡方法を定めておく。

エ　自主参集

職員は、日ごろからテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビやラジオによる情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合、「大規模災害時の職員初動行動マニュアル」に基づき速やかに登庁する。道路・鉄道の寸断等により登庁できない場合は、最寄の支所、地区調整担当または現地機関に参集し、当該機関の長の指示を受ける。

オ　庁舎の使用【企画政策部】

職員の非常参集後の迅速な応急活動に備えるため、企画政策部は庁舎の必要関係箇所を直ちに使用できるよう必要な措置を行う。

(4)　災害対策本部の設置

ア　設置基準

市長は、前記 (2)の活動体制における非常体制、緊急体制及び全体体制をとるべき状況のうち、必要があると認めるときまたは市内に震度５弱以上の地震が発生したときは、「塩尻市災害対策本部設置・運営マニュアル」により、市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

イ　体制の種別

市長は、本部を設置したときは、前記 (2)の活動体制における非常体制または緊急体制をとる。

ウ　本部の組織

本部の組織等は、塩尻市災害対策本部条例に定めるところによる。（本節末別図表「塩尻市災害対策本部組織図」・「塩尻市災害対策本部組織及び事務分掌」参照）

エ　県への報告

市長は、市本部を設置した場合は、その旨を松本地域振興局（総務管理課）を経由し、県（危機管理防災課）に報告する。

オ　活動要領

(ｱ)　各部班の活動要領

a　災害対策本部室は、災害の状況に応じ、次の順により適切な場所に設置する。

①　保健福祉センター市民交流室

②　庁議室

b　各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに、関係機関からの情報を本部連絡員を通じ本部事務局（危機管理課）に報告する。

c　本部事務局長（危機管理課長）は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告する。

d　総務部長は、災害の状況、当該災害についての市、県の対策及び被災者に対する要望事項等を必要の都度報道機関の協力を得て周知する。

e　各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。

g　各部長は、所属の職員のうちから本部連絡員を指名し、本部室に派遣する。

h　地区支部班（支所、地区調整担当）は、各地域の実情を考慮して、あらかじめ各班長（支所長、地区調整担当）が定めた要領に従い活動する。

(ｲ)　本部員会議

a　本部員会議は、本部長が指定する場所で開催する。

b　本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出する。

c　本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、本部事務局に申し出る。

カ　現地災害対策本部の設置

(ｱ)　本部長は、現地の情報を把握し、応急対策の実施等に必要があると認めた場合は、災害地域に現地災害対策本部を置く。

(ｲ)　現地本部は、本部の指揮により、本部の任務のうち急施を要する対策について、関係機関からの連絡、状況報告、要請等に基づき適切な処置を講じる。

キ　災害拠点施設の機能確保

災害拠点施設である市役所及び支所が被災した場合に、応急的に機能を確保するため、塩尻市建設業協会、塩尻市水道事業協同組合、塩尻市電気工事協賛会との協定を活用し、機能確保を図る。

ク　国及び県の現地対策本部等との連携

国の非常災害現地対策本部若しくは緊急災害現地対策本部または県の現地災害対策本部が市内に設置された場合等は、その本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

ケ　本部の廃止

本部長は、市内の全ての地域において災害が拡大するおそれがなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策が概ね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

(ｱ)　災害救助法による応急救助が完了したとき。

(ｲ)　公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。

(ｳ)　災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。

(ｴ)　被害数値が概ね確定したとき。

(ｵ)　その他災害応急対策から災害復旧対策に移行したと判断できるとき。

コ　市水防本部との関係

市水防本部は、市災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

(5)　現地機関の活動体制

現地機関の長は、本庁の活動体制に準じ、各地域の実情を考慮した上で、各機関の活動体制をあらかじめ定めておく。

(6)　職員の応援

ア　市職員間の応援は、以下の順位で行う。

(ｱ)　市長部局等の部局内各課または部局相互

(ｲ)　所属の現地機関

(ｳ)　各機関相互

イ　市の全職員をもっても不足する場合または特定職種の職員が不足する場合、次の方法により他の機関の応援を求める。

(ｱ)　災害時の相互応援協定に基づく他市町村への応援要請（県内全市町村、糸魚川市、南伊豆町、袋井市）

(ｲ)　災害対策基本法第 67 条の規定に基づく (ｱ)以外の市町村への応援要請

(ｳ)　災害対策基本法第 68 条の規定に基づく県への応援要請

(ｴ)　災害対策基本法第 29 条、第 30 条、地方自治法第 252 条 17 の規定に基づく指定行政機関、指定地方行政機関への派遣要請、内閣総理大臣への職員の派遣についての斡旋、他の地方公共団体への職員の派遣要請

(7)　災害救助法が適用された場合の体制

市内に災害救助法が適用されたときは、市長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとる。

２　松本広域消防局が実施する対策

(1)　責務

松本広域消防局は、圏域内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画・市地域防災計画及び松本広域連合消防計画の定めるところにより、他市町村、県及び指定地方行政機関等並びに圏域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急対

策の実施に努めるものとする。

(2)　組織、配備基準

(1)の責務を遂行するための配備体制及び職員の動員等については、以下のとおりとする。

ア　消防職員の招集

区　分	状　　況	配備人員
１号配備	地震が予知されたとき	係長職以上の職員
２号配備	警戒宣言が発表または、局部的な地震により被害が発生したとき	職員の 2/3 の招集
３号配備	震度５弱以上の地震が発生したとき	全職員の招集
指定配備	局部的な地震で単独消防署・出張所で処理できないとき	自署（所）の職員及び隣接する消防署・出張所から必要な人員の招集

消防団員の招集は、市の招集計画による。

イ　警防本部の設置

松本広域連合消防計画に定める「災害時の事務機構、事務分掌、隊編成」によるものとし、消防局に警防本部を設置するものとする。

警防本部の事務概要

警防本部
- 総　務　班 ― 関係機関との連絡、応援要請関係、活動資機材の確保
- 予　防　班 ― 災害情報の収集関係、災害現場広報関係、災害状況の調査集計・避難の指導関係
- 警　防　班 ― 警防本部長等の補佐、作戦方針の策定、災害防禦対策、消防隊の総括運用
- 通信指令班 ― 災害情報の受理出動指令、非常招集関係、被害状況の収集伝達・報告、通信統制、気象注意報・警報等の受理・伝達、医療機関との連絡

(3)　配備指令の伝達及び配備担当者の招集

ア　伝達系統・伝達方法

職員非常招集表に基づき招集伝達をするものとする。

手段については、電話、携帯電話及び使走等のうち最も速やかに行える方法とする。

発令系統図

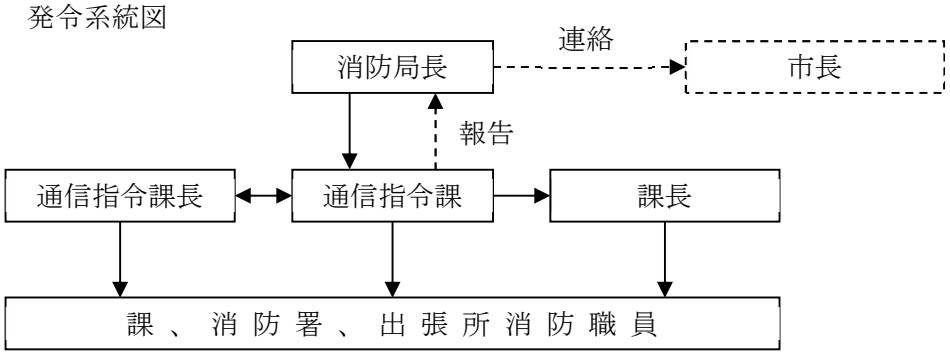

イ　参集の原則（自発的参集）

職員は、勤務時間外に松本広域消防局管内において震度５弱以上を観測する地震が発生したとき、または地震により大きな被害が発生したときは、招集命令を待つことなく、予め指定された場所に速やかに参集しなければならない。

ウ　参集要領

職員は原則として、自転車、自動二輪車（原付含む。）または徒歩で参集するものとする。

なお、参集に時間を要するものにあっては、事前に可能な手段を確保しておくように努めるものとする。

エ　参集場所

(ｱ)　所属動員

職員の参集は、自己の所属する勤務場所を原則とする。

(ｲ)　限定所属職員

地震により被害が発生し橋梁の落下、崖崩れ等により所属勤務場所への参集が不可能な場合は、最寄りの消防署・出張所へ参集するものとする。

(ｳ)　その他

出向中の職員等は、出向先所属長の指示に従うものとする。

(4)　市災害対策本部の業務

協定に基づき市災害対策本部に職員を派遣して本部業務に従事するものとする。

(5)　災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用されたときは、市長が知事からの救助の一部を委任されたものについて、消防局長は直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じて市長と連絡をとるものとする。

３　県が実施する対策（全部局）

(1)　責務

県内に災害が発生し、または発生しようとしているときは、法令または県地域防災計画及び県広域受援計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他関係防災機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつ、その総合調整を行うものとする。

(2)　組織、配備基準

県は、(1)の責務を遂行するため、県地域防災計画の災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等についての定めに基づき、直ちに災害応急対策を実施するものとする。

(3)　被災市町村への職員派遣

ア　以下の場合、被害情報の収集及び長野県防災情報システムや物資調達・調整等支援システムへの入力支援等を行うため、当該市町村を所管する地域振興局長は、応急対策の実施

等に必要があると認めたときは、県職員を情報連絡員として市災害対策本部に派遣するものとする。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

また、派遣する職員は、居住地域や地方部での業務分担を考慮した職員の選定に努めるものとする。

(ｱ)　市町村災害対策本部の設置

(ｲ)　高齢者等避難の発令

(ｳ)　震度５強以上を観測する地震の発生

(ｴ)　市町村が被災状況等の報告不能

イ　情報連絡員(地方部リエゾン)は避難指示等発令地域を通過しないと市町村役場に到達出来ないなど、派遣に危険が伴う場合には、その旨、地域振興局に伝達し、安全な場所で待機するものとする。

4　その他関係機関が実施する対策

(1)　責務

ア　指定地方行政機関

市内に災害が発生し、または発生しようとしているときは、法令、防災業務計画、市地域防災計画及び市受援計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

イ　指定公共機関及び指定地方公共機関

市内に災害が発生し、または発生しようとしているときは、法令、防災業務計画、市地域防災計画及び市受援計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

ウ　市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により防災に関する責務を有する者

市内に災害が発生し、または発生しようとしているときは、法令、地域防災計画（市・県）及び受援計画（市・県）の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

(2)　活動体制

ア　指定地方行政機関等は、(1)の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備及び服務の基準を定めておくものとする。

イ　市に災害対策本部が設けられたときは、災害応急対策の円滑な実施を図るため、指定地

方行政機関、指定地方公共機関及び陸上自衛隊第 13 普通科連隊は、市及び県の要請に基づいて、その所属職員を市災害対策本部または同現地本部に派遣するものとする。

塩尻市災害対策本部組織図

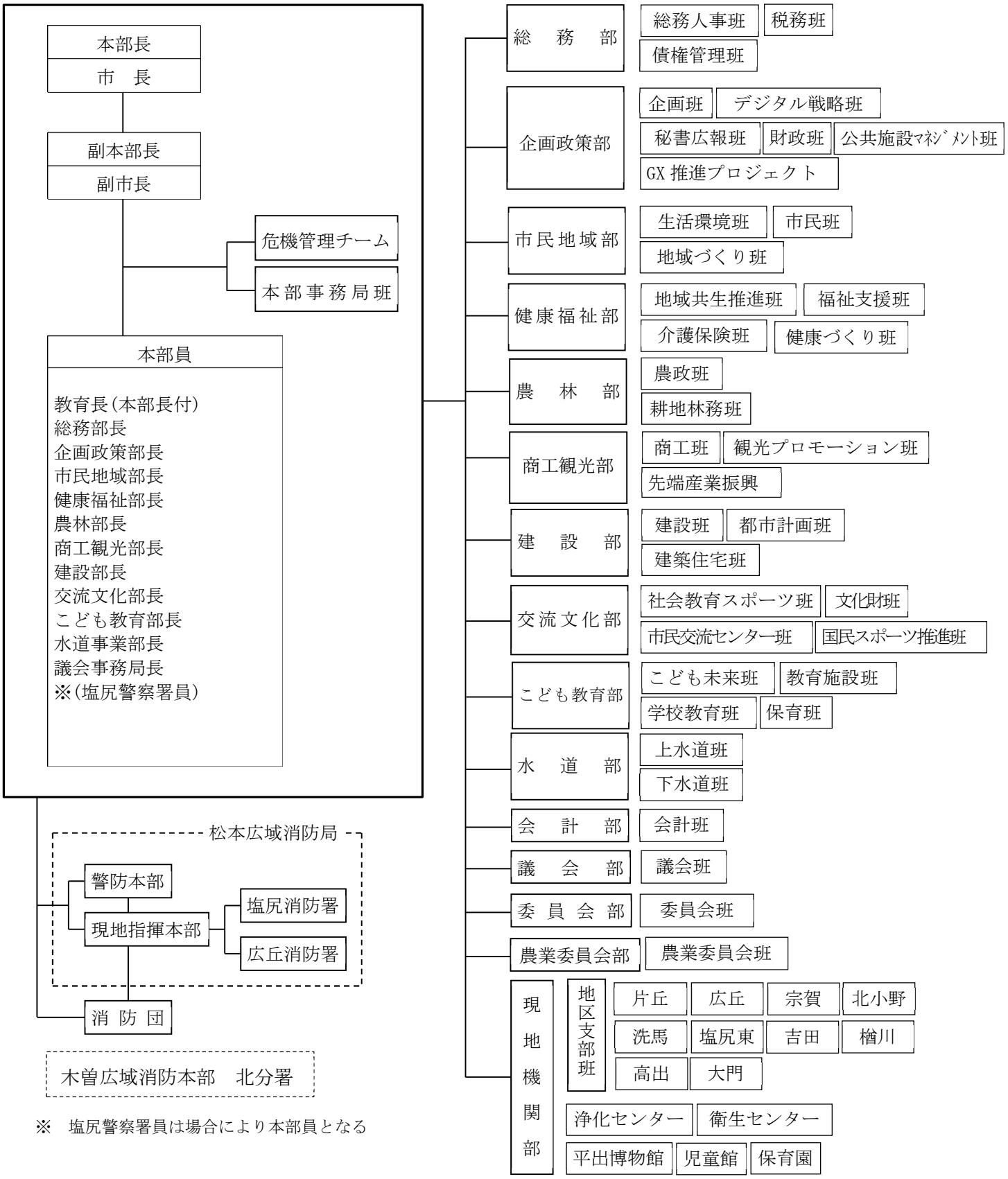

塩尻市災害対策本部組織及び事務分掌

No.１

部	対応課・係等	班 （班長は課等の長）	分掌事務
総務部 （総務部長）	危機管理課	本部事務局班	1 本部設置の通知、運営、連絡調整及び庶務に関すること。 2 危機管理総合対策チーム及び特命職員に関すること。 3 気象予報、警報等に関すること。 4 災害情報収集及び被害状況の取りまとめに関すること。 5 災害関連法律に基づく事務総括に関すること。 6 災害情報及び避難情報の伝達に関すること。 7 自衛隊の派遣要請に関すること。 8 被災者救助に関すること。 9 消防施設の設置及び管理に関すること。 10 消防署及び消防団に関すること。 11 消防の応援に関すること。 12 応援要請に関すること。 13 防災会議に関すること。
	総務人事課	総務人事班	1 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 職員の動員、派遣及び応援に関すること。 4 被災職員の状況把握に関すること。 5 応援職員、自衛隊及びボランティアの宿舎並びに給食に関すること。
	税務課	税務班	1 罹災台帳作成に関すること。 2 罹災証明書の申請受付及び発行に関すること。
	債権管理課	債権管理班	本部長の命ずる応急対策に関すること。
企画政策部 （企画政策部長）	企画課	企画班	1 災害対策本部の補完に関すること。 2 災害の記録に関すること。 3 災害復旧計画に関すること。 4 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。
	デジタル戦略課	デジタル戦略班	1 コンピューターの保守及び起動に関すること。 2 データの保持に関すること。 3 パソコン、プリンター等の機材に関すること。 4 情報ネットワークに関すること。 5 避難所の Wi-Fi 環境の確認に関すること。
	秘書広報課	秘書広報班	1 災害時における情報発信に関すること。 2 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 3 災害時における記者会見等の調整に関すること。 4 災害記録等の保存に関すること。
	財政課	財政班	災害経費の予算措置に関すること。
	公共施設マネジメント課	公共施設ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ班	1 在庁者の避難誘導及び安全確保に関すること。 2 庁舎施設の応急措置に関すること。 3 本部開設に必要な資機材、車両等の確保対策に関すること。 4 市有財産の状況把握に関すること。
	ゼロカーボン・GX 推進プロジェクト	ゼロカーボン・GX 推進プロジェクト班	本部長の命ずる応急対策に関すること。
市民地域部 （市民地域部長）	生活環境課	生活環境班	1 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 斎場の管理運営に関すること。 4 災害時のごみ、廃棄物及び公害に関すること。 5 仮設トイレ等のし尿処理に関すること。
	市民課	市民班	1 死亡者の確認及び被災者名簿に関すること。 2 遺体の引き取り対応、身元不明人の公告に関すること。 3 災害時の苦情及び相談に関すること。 4 外国籍市民の相談に関すること。
	地域づくり課	地域づくり班	区長との連絡調整に関すること。

塩尻市災害対策本部組織及び事務分掌

No.２

部	対応課・係等	班 （班長は課等の長）	分掌事務
健康福祉部 （健康福祉部長）	地域共生推進課	地域共生推進班	1 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 在庁者の避難誘導及び安全確保に関すること。 4 福祉避難所に関すること。 5 赤十字奉仕団に関すること。 6 ボランティアセンターの設置・受入れ等の支援に関すること。 7 保健福祉センターに関すること。 8 要配慮者（児童を除く。）の支援に関すること。
	福祉支援課	福祉支援班	1 地域共生推進班の支援に関すること。 2 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	介護保険課 中央地域包括支援センター	介護保険班	1 地域共生推進班の支援に関すること。 2 本部長の命ずる応急対策に関すること。
	健康づくり課	健康づくり班	1 救護所に関すること。 2 医療活動関係機関との総合調整に関すること。 3 医療救護に関すること。 4 医薬品及び衛生材料に関すること。 5 防疫感染症予防及び消毒に関すること。 6 楢川診療所に関すること。 7 避難所の保険衛生に関すること。 8 在宅被災者の保健衛生に関すること。
農林部 （農林部長）	農政課	農政班	1 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 農作物及び農業施設の被害状況調査、事務連絡調整に関すること。 4 農業者による二次災害の防止に関すること。 5 農政関係の状況、危険箇所等の確認、対策検討に関すること 6 国及び県関係機関との総合調整に関すること。
	耕地林務課	耕地林務班	1 大規模ため池の被害状況確認及び二次災害の防止に関すること。 2 小規模ため池、用水路の被害状況確認に関すること。
商工観光部 （商工観光部長）	商工課	商工班	1 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 産業関係機関との連携に関すること。 4 商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 5 災害融資などに関すること。 6 商工業関連団体との総合調整に関すること。
	観光プロモーション課	観光プロモーション班	1 観光者、観光施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 観光関連団体との総合調整に関すること。
	先端産業振興室	先端産業振興	本部長の命ずる応急対策に関すること。
建設部 （建設部長）	建設課	建設班	1 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 道路、河川及び水路の被害調査並びに応急対策に関すること。 4 緊急迂回路及び輸送路に関すること。 5 土木資材の確保などに関すること。
	都市計画課	都市計画班	国及び県関係機関との総合調整に関すること。
	建築住宅課	建築住宅班	1 市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 2 応急仮設住宅に関すること。 3 建築物等の危険度判定に関すること。

塩尻市災害対策本部組織及び事務分掌

No.３

部	対応課・係等	班 （班長は課等の長）	分掌事務
交流文化部 （交流文化部長）	社会教育スポーツ課	社会教育スポーツ班	1 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 課内の調整及び庶務に関すること。 4 在庁舎の避難誘導及び安全確保に関すること。 5 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 6 社会教育施設利用者に関すること。 7 体育施設利用者に関すること。 8 体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 9 体育施設における避難所開設及び運営に関すること。 10 来館者の避難誘導及び安全確保に関すること。 11 女性相談に関すること。
	文化財課	文化財班	1 課内の調整及び庶務に関すること。 2 文化財の被害調査及び報告に関すること。 3 文化財の応急対策に関すること。 4 文化財関連施設利用者の避難その他安全対策に関すること。 5 文化財関連施設の被害状況調査及び報告に関すること。 6 文化財関連施設の保全及び応急対策に関すること。
	市民交流センター	市民交流センター班	1 課に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 2 課内の連絡調整に関すること。 3 市民交流センター利用者の避難誘導及び安全に関すること。 4 災害ＮＰＯ法人などに関すること。 5 市民交流センター内の警備、清掃及び諸施設の維持管理に関すること。
	図書館		1 図書館利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 2 本部長の命ずる応急対策に関すること。 3 文化財の被害調査及び報告に関すること。
	国民スポーツ大会推進室	国民スポーツ大会推進班	本部長の命ずる応急対策に関すること。
こども教育部 （こども教育部長）	こども未来課	こども未来班	1 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 要保護児童対策に関すること。
	教育施設課	教育施設班	1 学校施設（市施設）の被害調査及び応急対策に関すること。 2 児童福祉施設（市施設）の被害調査並びに応急対策に関すること。
	学校教育課	学校教育班	1 児童、生徒及び教員の安否確認並びに安全対策に関すること。 2 課内の調整及び庶務に関すること。 3 被災児童及び生徒に関すること。 4 教科書、学用品等に関すること。 5 学校施設における避難所の開設及び運営に関すること。 6 学校給食に関すること。 7 通学路及びスクールバスに関すること。 8 児童館における避難所の開設及び運営に関すること。
	保育課	保育班	1 園児及び職員の避難誘導並びに安全確保に関すること。 2 課内の調整及び庶務に関すること。 3 被災園児に関すること。 4 私立保育園等の被害に関すること。 5 子育て支援センター及びこども広場利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。
水道部 （水道事業部長）	上水道課	上水道班	1 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 飲料水の供給に関すること。 5 水道資機材の確保に関すること。
	下水道課	下水道班	1 課内の調整及び庶務に関すること。 2 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 下水道資機材の確保に関すること。 4 仮設トイレ等の設置に関すること。

塩尻市災害対策本部組織及び事務分掌

No.４

部	対応課・係等	班 （班長は課等の長）	分掌事務
会計部 （会計管理者）	会計課	会計班	1 応急対策関係経費の出納に関すること。 2 応急対策物品の出納に関すること。
議会部 （議会事務局長）	議会事務局	議会班	1 議会関係に関すること。 2 議会防災委員会に関すること。
委員会部 （総務部長）	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	委員会班	本部長の命ずる応急対策に関すること。
農業委員会部 （農林部長）	農業委員会事務局	農業委員会班	本部長の命ずる応急対策に関すること。
現地機関部	各支所、地区調整担当	地区支部班	1 地区内の災害情報の収集、伝達に関すること。 2 地区内の被害調査及び応急対策に関すること。 3 地区内の避難所に関すること。 4 現地災害対策本部設置時の支援に関すること。 5 炊き出しに関すること。 6 区長との連絡調整に関すること
	他外部施設	（各施設の長）	1 施設利用者に関すること。 2 施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 避難所の開設に関すること。

第３節　広域相互応援活動

【総務部】

第１　基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、市町村等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。(別記参照)

また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。

なお、本市が大規模地震等により大きな被害を被ったときは、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、本市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制を十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。

また、協定先の市町村等が被災した場合については、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

①　東海地震に関連する情報の１つである東海地震注意情報が発表された場合 ②　東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合 ③　東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 　また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合	・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年４月21日修正) ・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年６月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年４月21日修正)
①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度６強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合 ②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でＭ８．０以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表される可能性がある	・南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年３月28日中央防災会議決定)・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年３月30日中央防災会議幹事会決定、令和５年５月改定)

場合	
東京23区の区域において、震度６強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度６強以上の震度が観測されない場合においても、１都３県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合	・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年３月29日中央防災会議幹事会決定、令和５年５月改定）
①地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県のいずれの地域においても、震度６弱以上の震度が観測され、かつ、１道６県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県を言う。以下同じ。）のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合 ②地震発生時の震央地名の区域が、、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、北海道において震度６強以上の震度が観測され、かつ、１道６県のいずれかに地域においても、大津波警報の発表があった場合 ③ただし、①又は②のいずれにも該当しない場合において、１道６県の地域で相当程度の被害が生じていると見込まれる場合	・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和５年５月23日中央防災会議幹事会決定）

第２　主な活動

１　本市の災害に際しては、被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。

２　応援要請をしたときは、円滑な受入れ体制を確立する。

３　広域避難が行われる場合の体制を確立する。

４　応援活動に伴う経費負担を考慮する。

５　他市町村の災害時は、災害覚知時に速やかな応援体制を整える。

第３　活動の内容

１　応援要請

(1)　基本方針

本市において大規模地震災害等が発生したときは、被害状況等の情報収集を早急に行い、他市町村や県に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な災害応急対策が実施できる体制の確立を図る。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　他市町村に対する応援要請

ａ　市長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、または、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することが効果的であり、応援の必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかに下に示す市町村に対して応援を要請し、その旨知事（松本地域振興局経由）に連絡する。

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

なお、震度６強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣を行うことができない場合は、近隣のブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

〈応援の要請先〉

○　長野県市町村災害時相互応援協定

・　他市町村の長

○　姉妹都市（南伊豆町・糸魚川市・袋井市）との災害時相互応援協定

・　協定締結市町（南伊豆町・糸魚川市・袋井市）

ｂ　市長は、前項の場合における相互応援協定に基づく他市町村からの応援を受けても十分な応急措置が実施できないと認められるときは、協定締結外の市町村長等に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、応援を要請し、その旨知事に連絡する。

〈応援の要請事項〉

○　応援を求める理由及び災害の状況

○　応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等

○　応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等

○　その他必要な事項

(ｲ)　県に対する応援要請等

市長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第 68 条の規定に基づき応援を求め、または災害応急対策の実施を要請する。

(ｳ)　指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条及び第 30 条の規定により、職員の派遣の要請またはあっせんを求める。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

(ｱ)　長野県消防相互応援協定に基づく応援要請

広域連合長は、地震災害等の発生時において、当該消防本部（局）の消防力だけでは対処できない場合または緊急性、地理的条件、被害状況等により必要かつ効果的であると認められる場合は、災害発生市町村長と調整の上、長野県消防相互応援協定に基づき速やかに市町村長（応援側）に要請をするものとし、その旨並びに結果を県知事に通知するものとする。

a　応援要請の手順

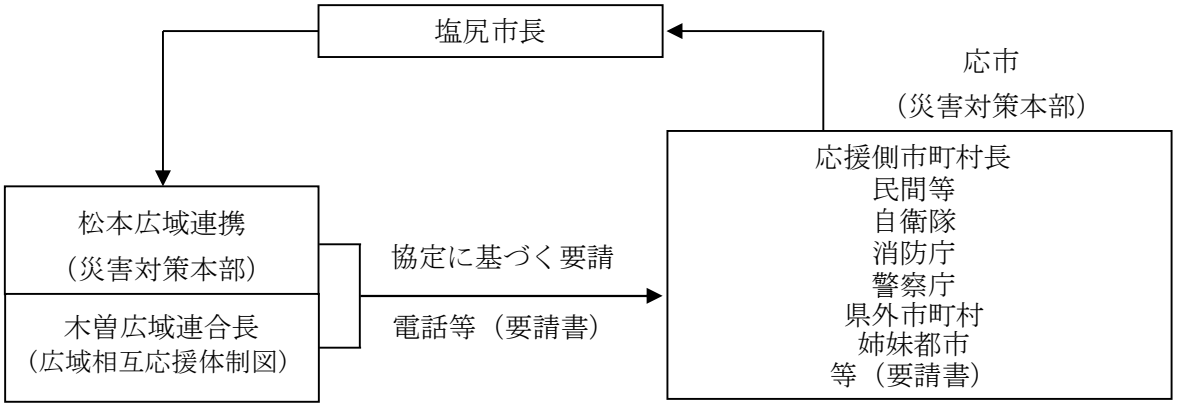

b　応援要請の内容

(a)　第１要請

隣接する市町村等に対して行う応援要請

(b)　第２要請

次表の地域内の他市町村等に対して行う応援要請（前（a)除く。）

(c)　第３要請

次表の地域外市町村等に対して行う応援要請（前（a)除く。）

・北アルプス広域消防本部	・諏訪広域消防本部
・伊那消防組合消防本部	・千曲坂城消防本部
・上田地域広域連合消防本部	（松本広域消防局）
・長野市消防局	（木曽広域消防本部）

(ｲ)　緊急消防援助隊の応援要請

広域連合長は、災害防ぎょ措置が長野県消防相互応援協定に基づく応援のみでは不十分な場合、または対応不足が認められる場合において、災害発生市町村長と調整の上、速やかに知事に対し、消防の応援に関して他都道府県の応援を要請するものとする。

(ｳ)　広域航空消防隊の応援要請

消防長は、広域航空消防応援が必要となったときは、被災地の市町村長と調整の上、要請先都道府県を決定し、直ちに広域連合長に報告するとともに、その指示に従い長野県知事へ次の事項を明らかにして応援の要請を行うものとする。

この場合、同時に応援側都道府県知事並びに消防長へも同様の連絡を行うものとする。

a　必要とする応援の具体的内容

b　応援活動に必要な資機材等

c　離発着可能な場所及び給油体制

d　災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法

e　離発着場における資機材の準備状況

f　現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況

g　他にヘリコプターの応援を申請している場合のヘリコプターを所有する市町村の消防本部名またはヘリコプターを所有する都道府県名

h　気象の状況

i　ヘリコプターの誘導方法

j　要請側消防本部の連絡先

k　その他必要な事項

ウ　県が実施する対策

(ｱ)　消防に関する応援要請（危機管理部）

a　市町村長等に対する指示

知事は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長または水防法に規定する水防管理者に対して相互応援協定の実施その他災害防御の措置に関して必要な指示を行うものとする。

b　他都道府県に対する応援要請

(a)　知事は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村長から消防の応援に関して、他都道府県の応援を要請され、かつ、県内の消防力をもってはこれに対処できない、または緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣都県に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる事項について、消防組織法第 44 条の規定により、速やかに消防庁長官に応援を要請するものとする。また、その結果は要請市町村長に通知するものとする。

○　緊急消防援助隊（緊急消防援助隊運用要綱に基づく計画による。）

○　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援

○　その他、他都道府県からの消防の応援

(b)　知事は、前項の場合において、災害の規模及び被害の状況等から緊急を要し、要請を待ついとまがなく、かつ、必要があると認められる場合は、速やかに消防庁長官

に応援要請をし、その旨及びその結果を被災市町村長に通知するものとする。

c　指定行政機関等に対する応急措置の実施要請等

(a)　知事は、応急措置を実施するため、または、県内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第 70 条第３項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し道路の啓開等について、応急措置の実施を要請するものとする。なお、職員の派遣要請については、県計画「第２節 非常参集職員の活動」によるものとする。

(b)　被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関する技術的な支援のため、国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

(ｲ)　警察に関する応援要請（警察本部）

県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、警察庁または他都道府県警察に対し、警察法第６０条の規定に基づき、警察災害派遣隊の援助の要請を行うものとする。

〈援助の要求事項〉

a　援助を必要とする理由

b　援助を依頼する先の都道府県警察

c　援助のための派遣を受けることが必要な人員及び装備

d　派遣の日時、場所

e　援助を必要とする期間等

(ｳ)　消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）

a　市長に対する要請

知事は、市において実施する災害応急対策等が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他市町村に対して応援すべきことを要請するものとする。

この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。

(a)　応援すべき市町村名

(b)　応援の範囲または区域

(c)　担当業務

(d)　応援の方法

b　他都道府県等に対する応援要請

(a)　知事は、大規模地震災害等が発生した場合において、その災害応急対策の実施に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、または緊急性、地理的条件、被害状況等により、他都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他都道府県知事等に応援を要請するものとする。

また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう

努めるとともに、国〔総務省〕と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。

○　「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」
全国知事会　　47 都道府県

○　「震災時等の相互応援に関する協定」　関東地方知事会　１都９県

○　「災害時等の応援に関する協定」　　中部圏知事会　　９県１市

○　「中央日本四県（新潟県、山梨県、長野県、静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」　新潟県、山梨県、静岡県

(b)　知事は、前項の場合における相互応援協定に基づく応援を受けても十分な災害応急対策が実施できないと認められるときは、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第74条の規定に基づき、他都道府県知事等に応援を要請するものとする。

〈応援の要請事項〉

○　応援を求める理由及び災害の状況

○　応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等

○　応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等

○　その他必要な事項

(c)　大規模災害発生時等に、応援の要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に要求を行ってもなお不十分な場合には、災害対策基本法第 74 条２の規定により国へ他都道府県に対して応援を要求するよう求めるものとする。

c　指定行政機関等に対する応急措置の実施要請等

知事は、応急措置を実施するため、または県内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 70 条第３項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し道路の啓開等について、応急措置の実施を要請するものとする。

なお、職員の派遣要請については、第３章第２節「非常参集職員の活動」による。

エ　公共機関及びその他事業者が実施する対策

公共機関及びその他事業者は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己のもつ人員、資機材等のみではこれに対処できない、またはできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請するものとする。

２　受援体制の整備

(1)　基本方針

他市町村等から応援を受ける場合において、応援側と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

(2)　実施計画

ア　市、県（危機管理部、関係各部局）、公共機関及びその他事業者が実施する対策

(ｱ)　円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

(ｲ)　応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

(ｳ)　県及び市は、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

(ｱ)　他の地方公共団体等に応援要請する場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、応援活動上必要とする施設等についても必要に応じて確保するものとする。

ヘリポートは、松本広域消防局及び木曽広域消防本部の圏域として、市町村と協議した基幹、拠点及び市町村ヘリポートについて組織市町村と調整を図り、効率的な運用に努めるものとする。

また、宿泊場所の確保、食料、燃料の供給等の後方支援的事項についても、必要に応じて応援側地方公共団体等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応援措置が実施できる態勢を整備するものとする。

（長野県消防相互応援協定）（緊急消防援助隊）（広域航空消防応援）

(ｲ)　緊急消防援助隊等の松本広域消防局及び木曽広域消防本部への誘導

緊急消防援助隊を迅速に受け入れるため、応援隊進出拠点に誘導員を配置し、応援部隊の誘導をするものとする。（宿泊・野営拠点場所　、災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点　資料編参照）

3　経費の負担

(1)　国、県または他市町村等から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第 18 条）

(2)　前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法による。

4　応援体制の整備

(1)　基本方針

応援活動は、被災した他市町村等が必要とする災害応急対策を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、市では、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

(2)　実施計画

ア　市、県（危機管理部、関係各部局）、公共機関及びその他事業者が実施する対策

(ｱ)　情報収集及び応援体制の確立

a　市、県、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、大規模地震等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動するものとする。

b　県は、県外で大規模災害が発生した場合には、長野県災害対策支援本部を設置し、全庁的な対応を行うものとする。

c　県及び市は、県外で大規模な災害が発生した場合には、一体となって的確な支援を行うものとする。

なお、必要に応じて支援県民本部を設置し、関係機関と連携した支援を行うものとする。

(ｲ)　指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施するものとする。

(ｳ)　自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交代について留意するものとする。

(ｴ)　自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ、連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行うものとする。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

(ｱ)　常備消防の応援体制

a　広域連合長は、災害発生を覚知したときは、災害規模等の情報収集を迅速に行うとともに、速やかに応援体制を整え、要請を受けた場合は直ちに出動し、要請地方公共団体の長の指揮の下に行動するものとする。

その際、被災地方公共団体等に負担とならないよう、自己完結型の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員の交代等について留意するものとする。

また、あらかじめ締結されている消防相互応援協定に基づき、通信の途絶等により要請がない場合でも災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に応援出動するものとする。

なお、この場合、被災地方公共団体の長との連絡確保に努め、連絡可能となった際

は、応援の要否を含め、被災地方公共団体の長の指揮の下に行動するものとする。

（長野県消防相互応援協定）

b　国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動を実施するため、消防庁長官または知事から応援要請を求められたときは、長野県緊急援助隊要綱に基づき、長野県隊を編成して応援活動を実施するものとする。（緊急消防援助隊）

(ｲ)　非常備消防の応援体制

消防長は、松本広域消防局及び塩尻市消防団の消防力または木曽広域消防本部及び塩尻市消防団の消防力を総合的に勘案して、これに対応できない事案の発生に際し、応援要請先の市町村長と調整の上、消防組織法第 18 条第３項の規定に基づく消防団の区域外出動を要請し、消防団を出動させるものとする。

この場合の経費負担等は、長野県市町村災害時相互応援協定によるものとする。

ウ　長野県合同災害支援チームが実施する対策

(ｱ)　市及び県は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき支援を行うものとする。

(ｲ)　主な支援内容は以下のとおり。

a　被災県等への職員派遣及び物資の提供

b　被災者の受入れ及び施設の提供

(a)　県内医療機関での傷病者の受入れ

(b)　県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

c　その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

エ　関係機関が実施する対策

被災により市及び県が、その全部または大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、または土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市に代わって行うものとする。（指定地方行政機関）

（別記）

市

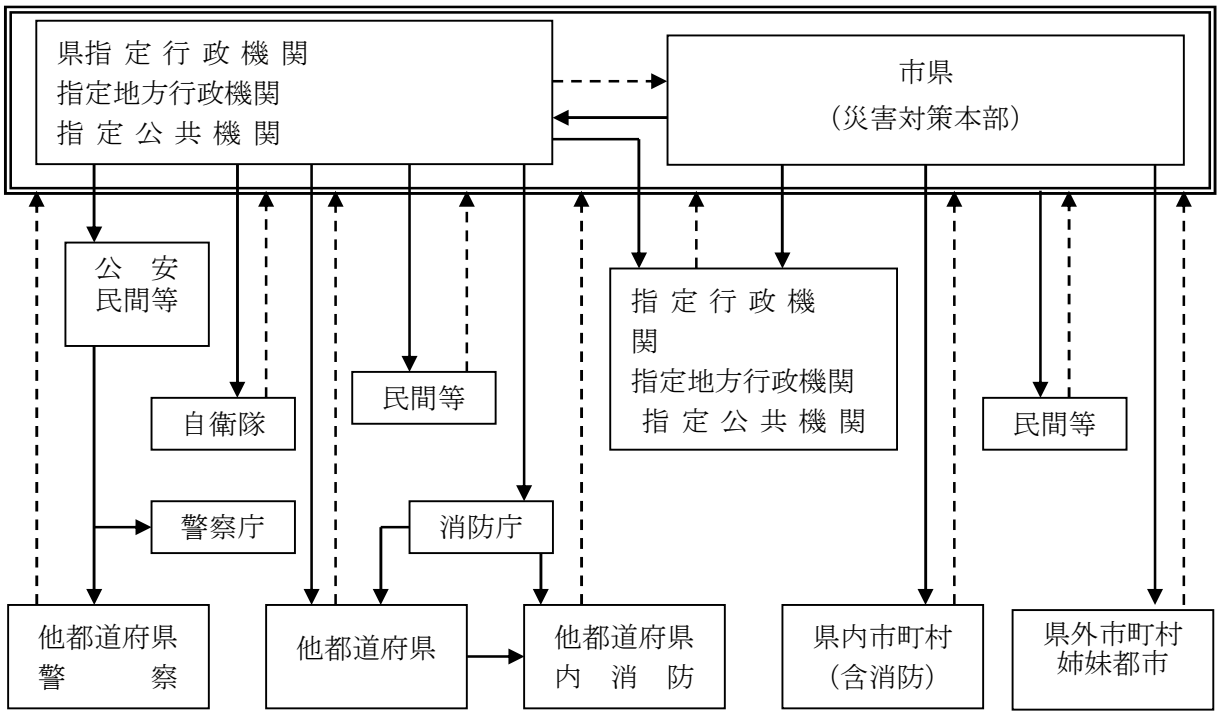

→　要請等

- - - →　応援、応急措置、協力等

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

（常備消防分を除く）

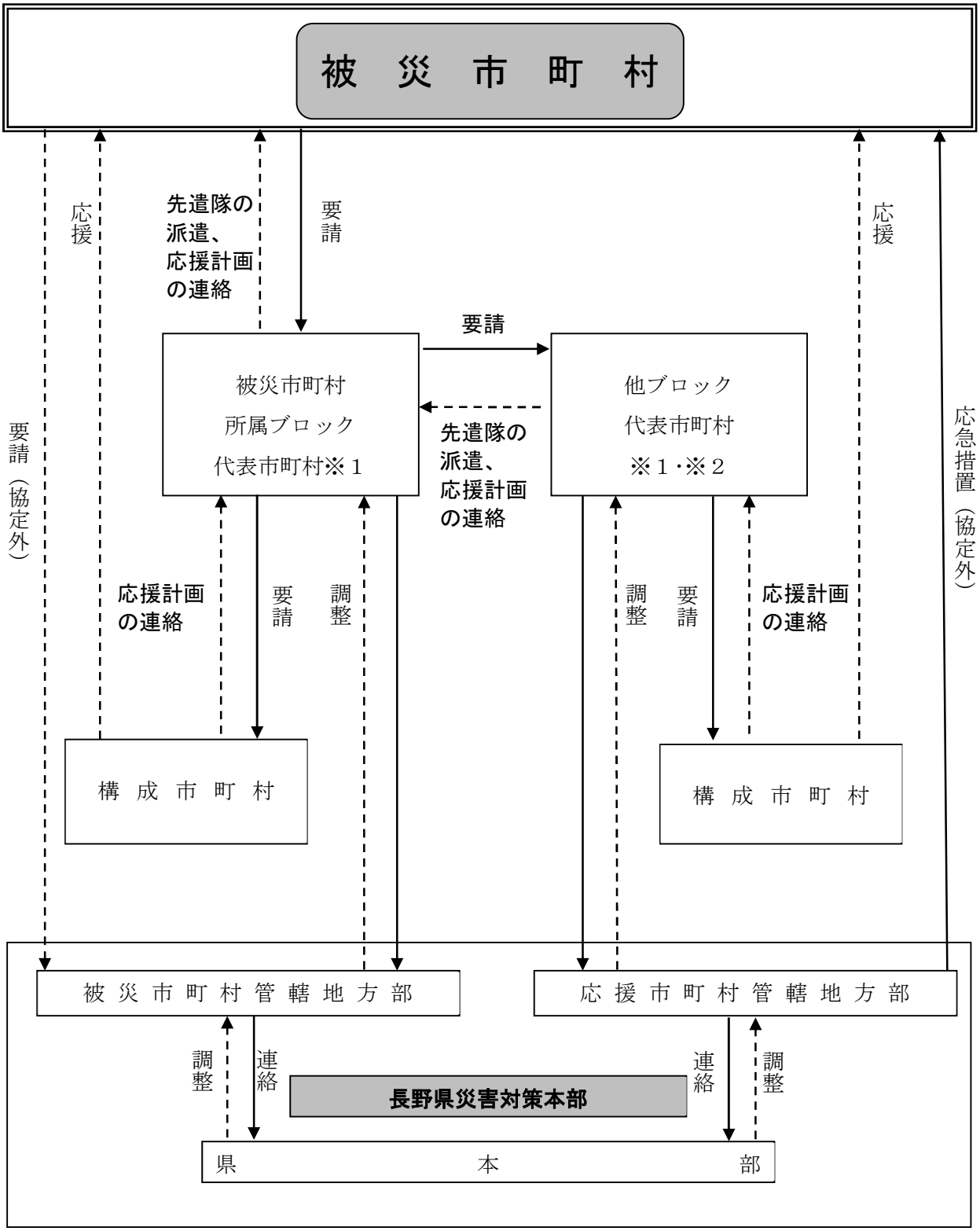

※１　第２以降順位の代表市町村を予め所属ブロック内で指定

※２　応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせを予め定める。

第４節　ヘリコプターの運用計画

【総務部】

第１　基本方針

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の緊急搬送、緊急物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用するものとする。

第２　主な活動

１　災害応急対策については、消防防災ヘリコプターを迅速に活用するとともに、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。

２　県は、ヘリコプターを運航する機関と平常時から密接な連携を保ち、災害時には迅速な要請手続を行う。また必要に応じて「ヘリコプター運行調整会議」を開催し、ヘリコプターの活動について調整を行う。

第３　活動の内容

１　活動内容に応じた各ヘリコプターの選定

(1)　基本方針

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じてヘリコプターを選定、要請するものとする。

ヘリコプター別	機種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター	レオナルド AW139	14	○			○
	レオナルド AW139	14	○			○
広域航空消防応援等 ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○	
ドクターヘリ	各種	6				

(2)　実施計画

ア　県が実施する対策（危機管理部）

市または指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請があった場合は、消防防災ヘリコプターが直ちに対応するとともに、活動内容により、前記の基準をもとに要請先と協

議の上要請すべきヘリコプターを選定するものとする。

２　出動手続の実施

(1)　基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動手続きを行うものとする。

（別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり）

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　要請に当たっては、下記ウ (ｱ)の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は、口頭で要請する。（文書による手続が必要な場合は、後刻速やかに行う。）

(ｲ)　県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置をとる。（ヘリポート指定場所　資料編参照）

この場合、ヘリポートは、避難場所と併用指定にあるので、避難状況を把握する中で選定する。また、必要に応じて、ヘリポート指定場所である校庭を確保して使用する。

(ｳ)　傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。

(ｴ)　連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。

(ｵ)　㈱グラフィックと締結した「災害時における情報収集に関する協定」により、被災地情報収集を要請する。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

(ｱ)　要請に当たっては、広域航空消防応援の要請手続に定める項について、可能な限り調査し、市長に情報提供するものとする。

(ｲ)　ヘリポートについては、下記のうち適当なものを選定して使用することとし、散水や安全確保のための要員配置について配慮するものとする。

名　　称	所　在　地	管理者	連　絡　先
陸上自衛隊 第 13 普通科連隊	高宮西１－１	国	(0263)26-2766
県営松本空港	空港東 8909	県	(0263)58-2517
あずさセンターグラウンド	島内 1666	組合	(0263)47-1427
中央スポーツ公園運動場	広丘高出 1486-194	市	(0263)52-0280

(ｳ)　負傷者の搬送に当たっては、救急車及び収容先病院等を手配する。

ウ　県が実施する対策（危機管理部）

(ｱ)　ヘリコプターの要請に当たっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請するものとする。また、正式要請前であっても、積極的な情報交換に努めるものとする。

・　災害の状況と活動の具体的内容（消火、救助、緊急搬送、調査、人員・物資輸送等）
・　活動に必要な資機材等
・　ヘリポート及び給油体制
・　要請者、現場責任者及び連絡方法

・　資機材等の準備状況
・　気象状況
・　ヘリコプターの誘導方法
・　他のヘリコプターの活動状況
・　その他必要な事項

(ｲ)　ヘリポートについては、市等と連携して適切な場所を選定するものとし、散水や安全確保のための要員確保等について、市等に指示するものとする。

(ｳ)　飛行の安全確保のため、被害状況偵察を含む活動時の航空無線周波数は松本空港情報圏を除き別に示すまでは１２３．４５ＭＨＺ(防災機関相互通信用)を使用することを基準とする。

(ｴ)　傷病者の搬送に当たっては、輸送先のヘリポートと救急車及び収容先医療機関確保等について、市と調整するものとする。

(ｵ)　市または指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請がない場合であっても、震度情報ネットワーク等他の情報により甚大な被害が予想されるときは、ヘリコプターによる情報収集を行うものとする。

(ｶ)　災害対策本部設置時には、必要に応じて「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、各機関のヘリコプター運航の調整を行うものとする。また、平常時からも各機関を交えた連絡会議を開催し、連携を図るものとする。

(別記)

ヘリコプター要請手続要領

１　消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。

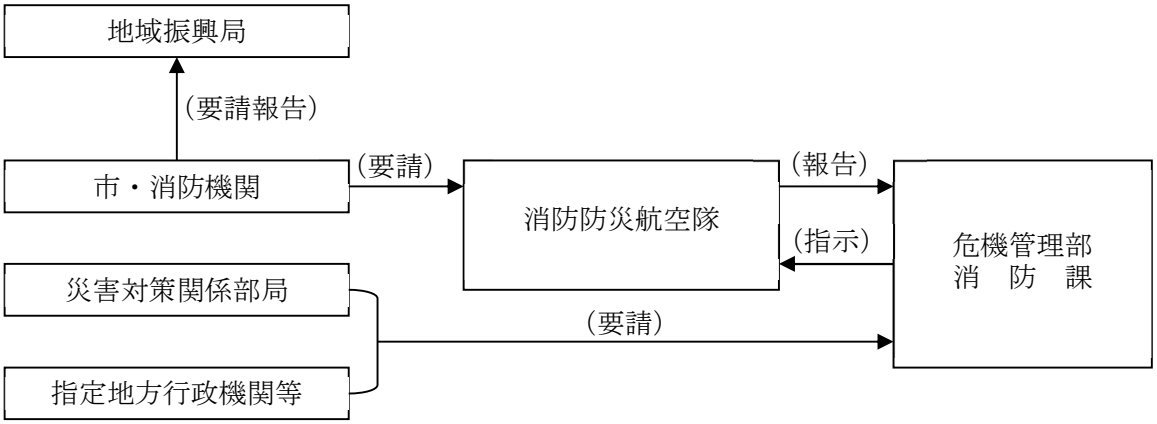

※　連絡用無線　消防デジタル無線（主運用波）
呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす１（いち)」

２　県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合または対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。

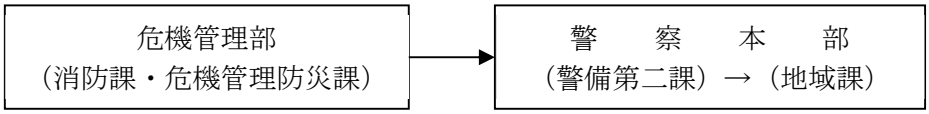

また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁または他の都道府県警察に対し、援助の要求を行うものとする。

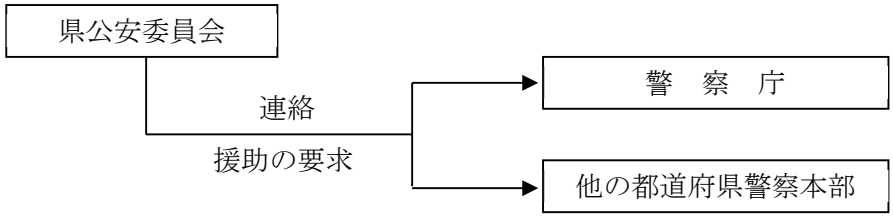

３　広域航空消防応援等ヘリコプター

災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」または、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

(1)　広域航空応援要請手順

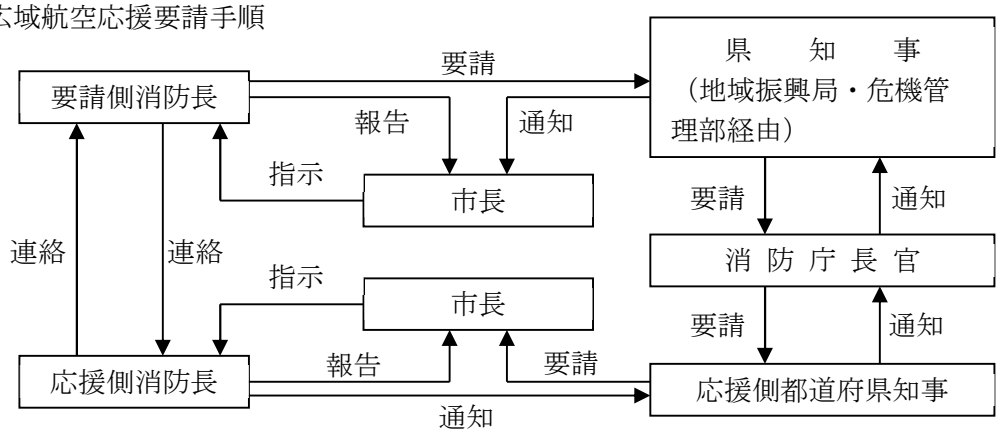

(2)　緊急消防援助航空小隊の出動計画

ア　大規模災害または特殊災害が起きた場合に、原則として第１次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。

東京消防庁	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

イ　第一次出動航空小隊のほか、大規模災害または特殊災害が発生したとの情報を得た場合に、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。

栃木県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県
静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪市

4　自衛隊ヘリコプター

要請については、本章第５節「自衛隊の災害派遣」による。

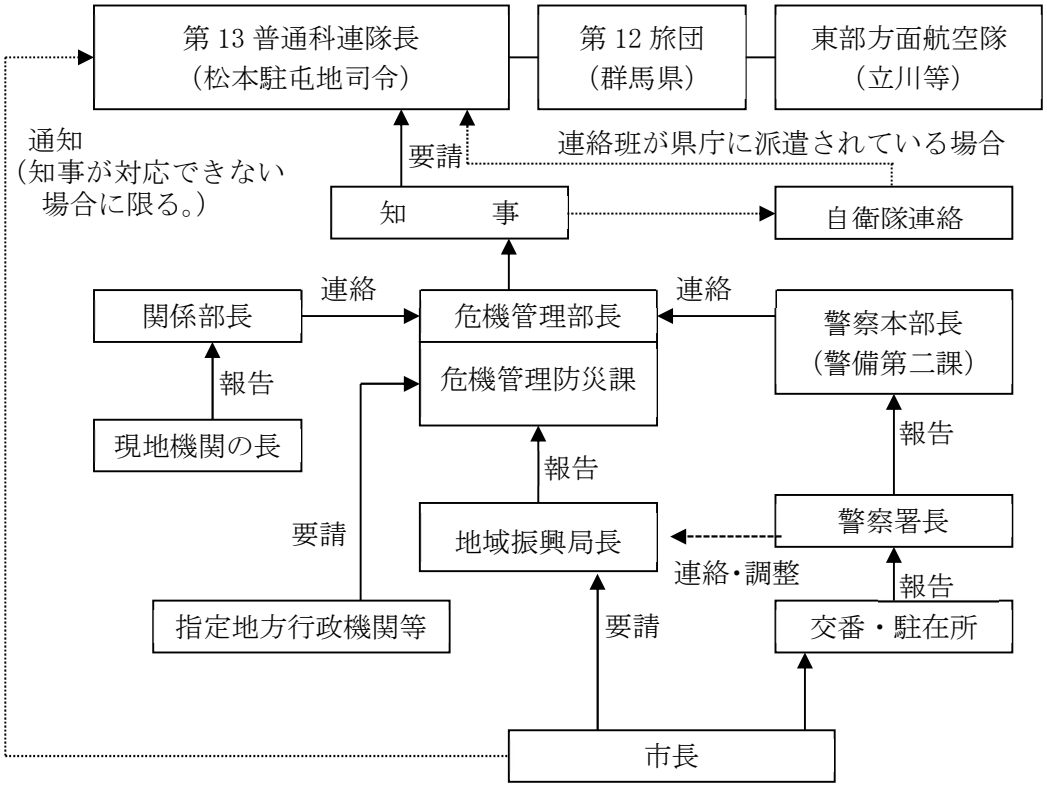

5　海上保安庁ヘリコプター

救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請する。

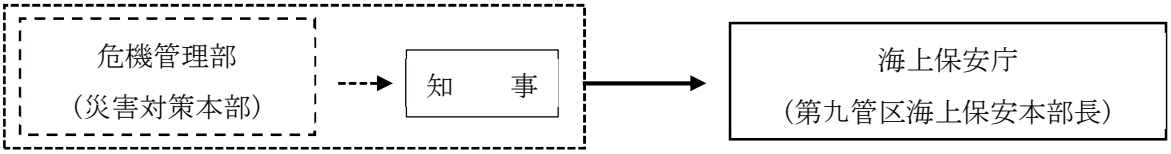

6　ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院佐久医療センターまたは信州大学医学部付属病院へドクターヘリの出動を要請するものとする。

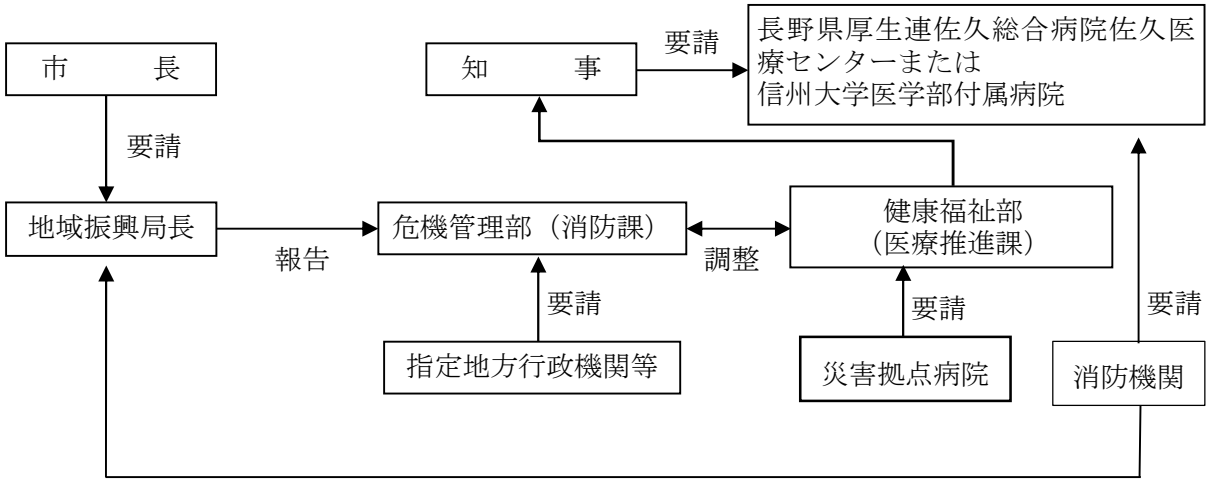

平常時および災害時の手続き（急を要する場合）

7　㈱グラフィック

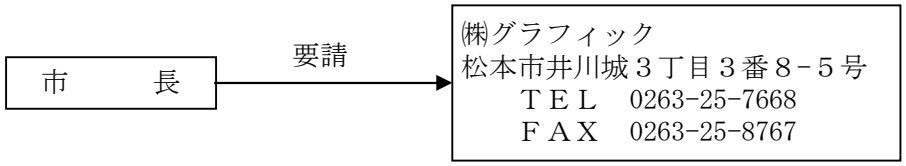

※　場外離着
- 中央スポーツ公園運動場
- 塩尻市営野球場
- 長者原公園

第５節　自衛隊の災害派遣

【総務部】

第１　基本方針

災害に際して、人命または財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第 83 条第１項に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。

また、災害対策基本法 68 条２に基づき、市長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

第２　主な活動

１　自衛隊に要請する救援活動及び要請手続について定める。

２　市、県等と派遣部隊の連絡調整について定め、受入れ態勢を整備する。

３　派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。

４　派遣に要した経費の負担について定める。

第３　活動の内容

１　派遣要請

(1)　基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、市は、県及び自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに県に派遣要請を求め、事態の推移に応じ、要請を求めないと決定した場合には、直ちにその旨を県に連絡する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

市長は、県が定める要請の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害対策基本法第 68 条２に基づき、次により要請を求める。

(ｱ)　市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書または口頭をもって松本地域振興局長若しくは塩尻警察署長に派遣要請を求める。

(ｲ)　市長は、(ｱ)により口頭をもって要求したときは、事後において速やかに松本地域振興局長を通じて文書による要求をする。

(ｳ)　市長は、(ｱ)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を第 13 普通科連隊長に通知する。

また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

イ　松本広域連合が実施する対策

(ｱ)　市長が要請のいとまがない場合、松本広域連合長がその手続を行い、事後速やかに正規の手続を行うものとする。

(ｲ)　市長が自衛隊の災害派遣の要請を判断する災害情報及び必要とする活動内容等を市長に迅速に提供するものとする。

(ｳ)　松本広域連合長は、(ｱ)の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第 13 普通科連隊長に通知するものとする。

ウ　県が実施する対策（全部局）

(ｱ)　派遣の要請

a　要請の要件

公共性	公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
緊急性	差し迫った必要性があること。
非代替性	自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

b　救援活動の内容

自衛隊の救援活動の具体的内容は、災害派遣を要請できる範囲は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、整備等により異なるが、おおむね次による。

救助活動	内　　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、または障害物がある場合はそれらの啓開または除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸与または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年１月 10 日総理府令第１号）に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与または救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

(ｲ)　派遣に係る事前調整

県は、県内に震度５弱以上の地震が発生した場合その他自衛隊の派遣要請が必要となると予想される状況のときは、第13普通科連隊に県内の震度情報、被害情報等を連絡し、迅速な派遣に係る事前準備を依頼するものとする。

(ｳ)　派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手続系統は、次のとおりである。

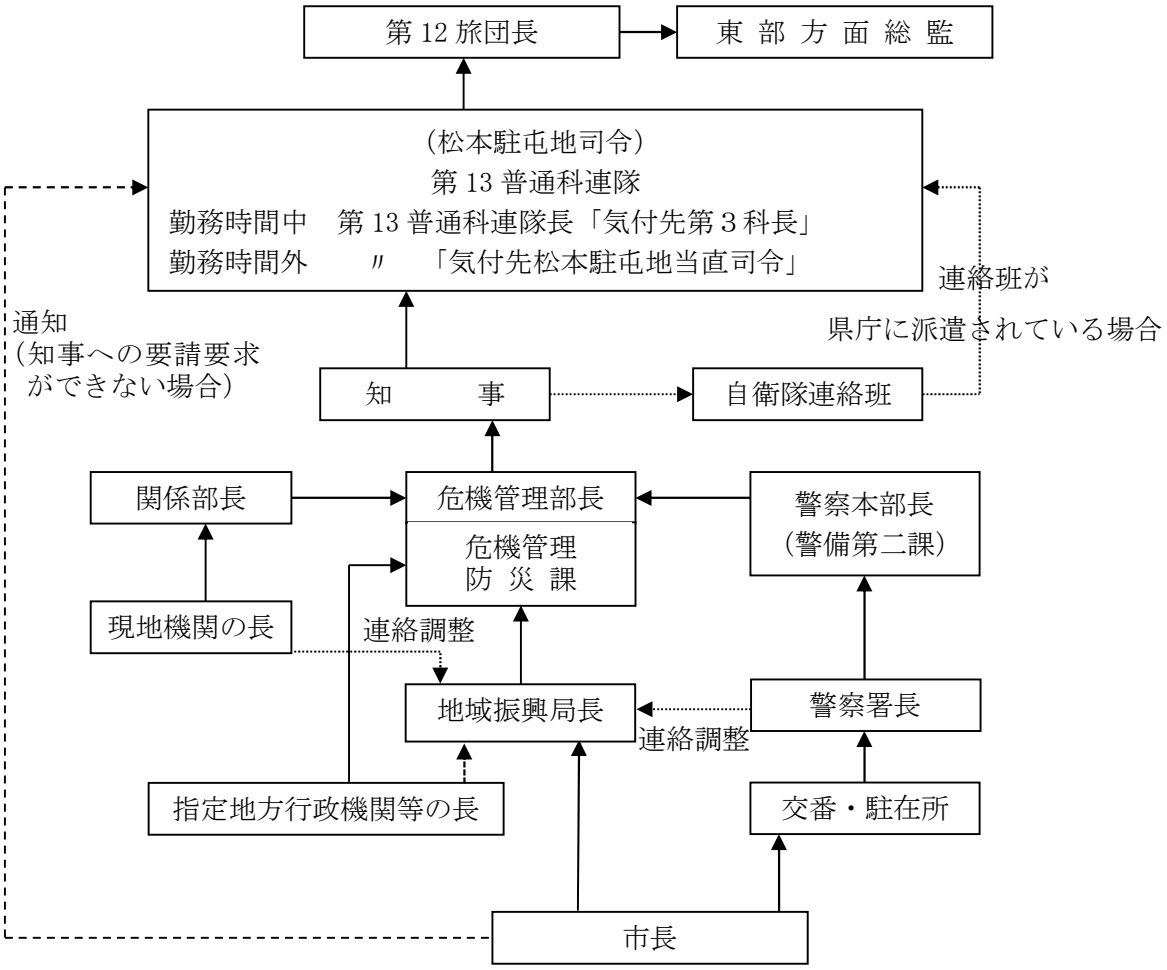

(ｴ)　派遣要請手続

a　県現地機関における措置

(a)　地域振興局長は、市長から派遣要請をするよう求められたときは、直ちに危機管理部長（危機管理防災課）に文書または口頭をもって報告するものとする。

(b)　地域振興局長は、災害の状況から緊急を要すると認められたときは、市長の要求を待たないで、(a)の例により報告するものとする。

(c)　地域振興局長は、上記により口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告するものとする。

(d)　他の現地機関の長は、各機関の所管する災害応急対策活動に自衛隊の派遣を要すると認められるときは、地域振興局長と連絡調整を行い、文書または口頭をもって

所管部局長に報告するものとする。

(e)　(d)において口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告するものとする。

b　警察署における措置

(a)　警察署長は、市長から派遣要請をするよう求められたときは、直ちに地域振興局長と連絡調整を行い、警察本部長（警備第二課）に文書または口頭をもって報告するものとする。

(b)　警察署長は、災害の状況から緊急を要すると認められるときは、市長の要求を待たないで、(a)の例により報告するものとする。

(c)　警察署長は、上記により口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告するものとする。

c　本庁（警察本部を含む。）における措置

(a)　関係部局長、警察本部長は、上記ａ及びｂにより報告を受けたときは、直ちに危機管理部長に文書または口頭をもって連絡するものとする。

(b)　危機管理部長は、地域振興局長及び指定地方行政機関等の長からの報告及び要求若しくは(a)の連絡を受けたときは、その災害の規模等について状況を確認の上、知事にその旨を報告し、その指示を受けて、第１３普通科連隊長に対し、文書または口頭をもって災害派遣の要請を行うものとする。

要請文書のあて先・連絡先

あて先：陸上自衛隊第 13 普通科連隊長

松本市高宮西１－１

連絡先

時　間　内	時　間　外
第３科長 ＴＥＬ ＮＴＴ　0263-26-2766(内線 235) 防災行政無線　81-535-79 ＦＡＸ NTT　0263-26-2766(内線 239) 防災行政無線　81-535-76	駐屯地当直司令 ＴＥＬ ＮＴＴ　0263-26-2766(内線 301) 防災行政無線　81-535-61 ＦＡＸ NTT　0263-26-2766(内線 239) 防災行政無線　81-535-62

(c)　(b)の要請は、部隊の連絡班が県庁に派遣されている場合は、当該連絡班を通じ、連絡班が派遣されていないときは、直接部隊に要請するものとする。

(d)　知事が第 13 普通科連隊長に対し、口頭をもって派遣要請をしたときは、事後において速やかに文書による要請処理を行うものとする。

d　要請手続

要請に当たっては、次の事項を明らかにするものとする。

(a)　災害の情況及び派遣を要請する事由

(b)　派遣を希望する期間

(c)　派遣を希望する区域及び活動内容

(d)　その他参考となるべき事項

e　県警の先導

要請に当たり、必要に応じ、出動部隊の県警による先導の手配を行うものとする。

エ　その他関係機関が実施する対策

(ｵ)　指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関等の長は、１(2)ウ(ｱ)ｂの範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下により要請を求めるものとする。

ａ　指定地方行政機関の長は、その管理に属する施設の災害応急復旧について自衛隊の派遣を要するときは、文書または口頭をもって危機管理部長（危機管理防災課）に要求するものとする。

ｂ　指定地方行政機関の長は、ａにより口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに文書による要求をするものとする。

２　派遣部隊との連絡調整

(1)　基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入れ態勢を整備する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　市が部隊の活動等について、部隊その他関係機関に行う要請は、すべて県現地連絡調整者を通じて行う。

(ｲ)　市長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、県現地連絡調整者に報告する。また、派遣部隊と市及び県現地連絡調整者の情報共有の場を設置する。

(ｳ)　市は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について、県現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

(ｱ)　消火・救助等の消防活動要請に際しては、市長及び県現地連絡調整者を通じて行うものとする。

(ｲ)　消防長は、火災・救助等の消防活動の連絡交渉窓口の一本化を図り、市長に報告するものとする。

(ｳ)　消防長は、部隊の活動に要する資機材について、県現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。

(ｴ)　松本広域圏消防防災関係機関連絡会における連携は、「災害時における機関相互の連携体制について」集約された連携内容等による消火、救助及び救急救護等の活動とする。

ウ　県が実施する対策（危機管理部）

(ｱ)　部隊等との連絡調整者

部隊等との本庁及び現地における連絡調整は、その災害の状況により次の区分による。

区　　分	総括連絡調整者	現地連絡調整者
県災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	松本地域振興局長等
県災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	地方部長
県現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

(ｲ)　連絡調整者の任務

a　総括連絡調整者

(a)　総括連絡調整者は、部隊等との連絡に当たらせるため連絡員を定め、速やかにその職氏名及び連絡場所等を第 13 普通科連隊長及び現地連絡調整者に通知するものとする。

(b)　総括連絡調整者は、全地域における部隊の効果的な活動を図るため、現地連絡調整者、第 13 普通科連隊長及び関係機関との連絡調整を行うものとする。

(c)　総括連絡調整者は、関係機関等からの災害情報に基づき、次の事項について全体計画を立てるものとする。

①　地域別優先順位

②　地域別必要人員

③　地域別所要資材の確保及び輸送方法

(d)　部隊が派遣された後における部隊の増援要請は、現地連絡調整者の報告に基づいて総括連絡調整者が行うものとする。

b　現地連絡調整者

(a)　現地連絡調整者は、災害対策本部が設置されていない場合は、派遣要請の内容に応じ、関係現地機関の長がこれに当たるものとする。

(b)　現地連絡調整者は、部隊等との連絡にあたらせるため連絡員を定め、速やかに現地派遣部隊の長、総括連絡調整者及び関係市町村長に通知するものとする。

(c)　現地連絡調整者は、関係区域間における部隊、市町村その他関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(d)　現地連絡調整者は、部隊の効果的な活動を図るため、次の事項について計画を立て、施設等については市町村と協力し、準備を行うものとする。

①作業箇所及び作業内容

②作業箇所別必要人員及び機材

③作業箇所別優先順位

④ヘリポート

⑤資材の調達方法

⑥本部事務所

⑦宿泊施設

⑧資材置場、炊事場

⑨駐車場

(e)　現地連絡調整者は、部隊の増援を必要と認めるときは、総括連絡調整者に報告するものとする。

(f)　災害の状況により現地連絡調整者が替わった場合は、引き継ぎを受けた現地連絡調整者は、その旨及び連絡員の職氏名及び連絡場所を関係機関に通知するものとする。

エ　その他関係機関が実施する対策

(ｱ)　指定地方行政機関等における措置

a　指定地方行政機関等が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行うものとする。

b　指定地方行政機関等は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。

(ｲ)　自衛隊における措置

a　第 13 普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁または地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣するものとする。

b　第 13 普通科連隊長は、災害に際し被害がまさに発生しようとしており事情が真にやむを得ないものと認めた場合は、知事の要請を受け、連絡班等及び部隊を派遣するものとする。(予防派遣)

オ　市民が実施する対策

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行うものとする。

３　派遣部隊の撤収要請

(1)　実施計画

ア　市が実施する対策

市長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、県現地連絡調整者に文書または口頭をもって報告する。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

消防長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、市町村長及び県現地連絡調整者に報告する。

ウ　県が実施する対策（危機管理部）

(ｱ)　危機管理部長は、第 13 普通科連隊長及び現地連絡調整者と協議して、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、その旨を知事に報告し、その指揮を受けて第 13 普通科

連隊長に対し、派遣部隊の撤収を文書または口頭をもって要請をするものとする。

(ｲ)　危機管理部長は、第 13 普通科連隊長から撤収の通知を受けたときは、その旨を市に通知するものとする。

エ　その他関係機関が実施する対策

(ｱ)　指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、県現地連絡調整者に文書または口頭をもって報告するものとする。

4　経費の負担

(1)　実施計画

ア　市が実施する対策

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は、概ね次のとおりとする。

(ｱ)　派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材器材（自衛隊の装備に係るものを除く。）

(ｲ)　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料

(ｳ)　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

(ｴ)　派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償

イ　県が実施する対策（危機管理部）

上記に記載する負担以外の救援活動の実施に要する経費のうち、負担区分に疑義のある場合は、県が調整して決定するものとする。

ウ　関係機関が実施する対策

自衛隊における措置

第 13 普通科連隊長は、上記の経費について、文書により市長に請求するものとする。

第６節　救助・救急・医療活動

【健康福祉部】

第１　基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の行方不明者の生存確認と多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救助・救護班の派遣、円滑で効率的な救助・救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保を行い、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第２　主な活動

１　市、警察署、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を行う。

２　災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期救護医療を行うとともに、後方医療機関、緊急輸送救護体制を確保する。

第３　活動の内容

１　救助・救急活動対策

(1)　基本方針

消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ、広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて他の地方公共団体との相互応援協定に基づく応援要請等を第３章第３節「広域相互応援活動」及び第５節「自衛隊の災害派遣」により行い、市民の安全確保を図る。

(ｲ)　警察署、消防機関と連携し、市民の生存安否の確認と行方不明者の捜索に当たり、生存安否台帳の作成を行う。

(ｳ)　消防団は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状

況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効果的な対応を行う。

(ｴ)　消防団は、救助活動に当たり、県警察本部、救護班等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効果的な救助を行う。

(ｵ)　ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第３章第４節「ヘリコプターの運行計画」により要請を行う。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

(ｱ)　広域連合消防計画等における救助・救急計画に基づき、警察本部、他関係機関と連携して、救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて消防関係機関との消防相互応援協定に基づき市長等に応援を要請し、円滑な活動体制を確保するものとする。

(ｲ)　救助活動に当たり関係機関と密接な連携を図り、現場指揮本部を設置し、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。

ａ　各機関の検索区域を明確にして活動し、終了区域は検索済みの標示をするものとする。

ｂ　各機関の救助器具等を把握し、相互協力活動を行うものとする。

ｃ　検索区域では、警察官と連携し遺体検証等を迅速に行い、救助活動を容易にするものとする。

ｄ　不明者情報の収集と追跡検索を実施するものとする。

ｅ　市長と調整し、クレーン等重機の早期要請を行うものとする。

ｇ　警察署への負傷者の救助依頼を行うものとする。

(ｳ)　県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送業務の効率化を図るものとする。

(ｴ)　救急活動に当たり、他隊及び医療機関等との密接な連携により、医療機関、救護所に迅速かつ的確な傷病者搬送を行うものとする。

その際、傷病者の状態に合わせて、ドクターカーを有効活用するものとする。

ａ　自衛隊のヘリコプター及び車両による負傷者搬送医薬品の遠距離搬送、救護員による応急救護所の設置依頼を行うものとする。

ｂ　保健福祉事務所への応急救護班、医薬品の調達を要請するものとする。

(ｵ)　消防隊に余力がある場合は、適宜救助・救急隊として転用を図るものとする。

(ｶ)　消防署・出張所応急救護隊は、仮設救護所を設置し、応急処置を実施するものとする。

(ｷ)　傷病程度が中等症以下の傷病者等に対しては、消防団員または自主防災会員等周辺住民に応急処置の協力を求めるものとする。

ウ　県が実施する対策（危機管理部、建設部、警察本部）

(ｱ)　知事は、災害発生時の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長に対し、相互応援協定の

実施その他救助・救急活動に関し、必要な指示を行うものとする。

(ｲ)　市長等からの要請または必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請等を行うものとする。

(ｳ)　市長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による偵察、救助活動等を実施するものとする。

(ｴ)　警察本部長は、被害状況を把握し、迅速に機動隊を出動させるものとする。

特に、高層建築物、高速道路等において被害が発生した場合においては、高度な救助能力を有する警察災害派遣隊の即応部隊である広域緊急援助隊を迅速に派遣するものとする。

また、被災地の警察署員及び応援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、消防機関等と捜索区割等の調整を行うものとする。

(ｵ)　道の駅を部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

エ　その他関係機関・関係団体が実施する対策

(ｱ)　塩筑医師会は災害時の医療救護に関する協定、塩筑歯科医師会は災害時の歯科医療救護に関する協定に基づき、あらかじめ救護班を編成し、効率的な救助活動を行うものとする。

オ　市民が実施する対策

住民同士または自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助)、消防機関、救護班等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

２　医療活動対策

(1)　基本方針

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として、関係機関との連携を十分にとりながら受入体制の確保を図る。

さらに、市及び県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

なお、市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　塩筑医師会、塩筑歯科医師会、松本薬剤師会の協力を得て、市内医療機関等の医師、職

員を主とした救護班をあらかじめ編成し、医療救護活動等を行う。

また、必要に応じて、県、隣接市町村等に協力を要請する。

(ｲ)　市内の適当な場所に医療救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備する。

(ｳ)　医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送を支援する。

また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し、傷病者の受入れについて要請する。

(ｴ)　必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送を支援するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

(ｵ)　医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県または関係機関に対し供給の要請を行う。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

(ｱ)　被災地域の医師会・医療機関と相互の密接な情報交換を図り、負傷者等の収容能力の掌握に努めるものとする。

(ｲ)　現場の状況を把握するとともに、収集した情報を市災害対策本部へ報告するものとする。

(ｳ)　市と連携して重症傷病者の災害拠点病院への搬送を行うとともに、基幹災害医療機関、県救命救急センター等への緊急輸送を県に要請するものとする。

（病院及び診療所　資料編参照）

ウ　県が実施する対策（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

(ｱ)　大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、 整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「長野県保健医療福祉調整本部」という。）の設置及び運営を行うものとする。

(ｲ)　保健福祉事務所に地方部保健福祉班を置き、災害時における保健衛生・感染症予防活動を行うとともに、医療施設の被害状況、診療機能の稼働状況、医療用資機材の需給状況、施設への交通状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等により迅速に把握するものとする。

(ｳ)　市等からの要請または必要に応じ、他都道府県に対して、広域相互応援体制に基づく応援要請を行うとともに、関係機関に救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するものとする。

(ｴ)　県立病院等の職員によりあらかじめ救護班を編成するものとする。

(ｵ)　市からの協力要請に基づき、救護班により別に掲げる医療救護活動等に当たるとともに、必要に応じ、救護班と市、消防機関、医療機関等の関係機関間で医療供給体制についての連絡調整を行うものとする。

(ｶ)　市からの要請により、または必要があると認められるときは、当該二次医療圏に位置

する災害拠点病院を中心とした医療体制の確保を行うものとする。

(ｷ)　災害拠点病院、救急センター等への重篤傷病者の搬送、救護班等医療活動従事者の緊急輸送について、市からの要請により、ドクターヘリの出動による協力を行い、必要に応じ消防防災ヘリコプター・県警・自衛隊等のヘリコプターの出動を要請するものとする。(危機管理部、健康福祉部、警察本部)

(ｸ)　災害対策本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、長野県保健医療福祉調整本部や現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

(ｹ)　災害対策本部は、警察、消防、自衛隊、ＤＭＡＴ都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の配備や活動内容の調整などを行うものとする。

(ｺ)　輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

(ｻ)　市から医薬品等供給要請があった場合、「災害時における医薬品等の供給に関する協定」及び「災害時における衛生材料等の供給に関する協定」に基づき、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品及び衛生材料の緊急配分を要請するものとする。

また、「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」に基づき、(一社) 日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部に対し、医療ガスの供給を要請するものとする。

さらに、県内では十分な量の医薬品等が確保できない場合は、国、他都道府県、関係団体等に供給を要請するものとする。

(ｼ)　「災害救助法による医療及び助産の実施委託協定」に基づき、日本赤十字社長野県支部に救護班等の派遣を要請するとともに、必要に応じて、(一社) 長野県医師会、(一社) 長野県歯科医師会、(一社) 長野県薬剤師会、(公社) 長野県看護協会に救護班等の派遣を要請し、各機関の連絡調整を行うものとする。

(ｽ)　「災害時における応援に関する協定」に基づき、(公社) 長野県柔道整復師会に避難所等における傷病者の応急救護(柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定された業務の範囲)を要請するものとする。

(ｾ)　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）活動の終了以降、災害支援ナース、日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）、日本赤十字社、 独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（ＪＤＡＴ）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡ

Ｔ)、日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ)、日本民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう 、 努めるものとする。

(ｿ)　必要に応じ、関係機関に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請するものとする。

エ　その他関係機関・関係団体が実施する対策

(ｱ)　医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を 広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ） 等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を 行うものとする。

(ｲ)　日本赤十字社長野県支部長は、市から要請があったときまたは支部長、病院長が必要と認めたときは、医療救護班等を派遣し、避難所・医療救護所等での別に掲げる医療救護活動等または巡回診療にあたるものとする。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字防災ボランティアを派遣するものとする。

(ｳ)　日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行うものとする。

(ｴ)　日本赤十字社長野県支部長は、県内３箇所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送するものとする。

また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請するものとする。

(ｵ)　塩筑医師会、塩筑歯科医師会、松本薬剤師会等は、医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、あらかじめ救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行うものとする。

また、市から協力要請があったときまたは派遣の必要性が認められたときは、被災地へ救護班を派遣するものとする。

(ｶ)　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施するものとする 。

(ｷ)　災害支援ナースが所属する施設は、派遣要請に基づき、災害支援ナースを派遣し、医療救護活動を支援するものとする。

(ｸ)　（一社）長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行うものとする。

また、県、市から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣するものとする。

(ｹ)　災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医薬用資機材等の提供を行うものとする。

(ｺ)　長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、県、市からの要請に基づき、備蓄医薬品及び衛生材料の指定場所への速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。

(ｻ)　（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給するものとする。

(ｼ)　長野県厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行うものとする。

(ｽ)　(公社)長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定された業務の範囲）を行う ものとする 。

(ｾ)　災害派遣精神医療チーム（DPAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。

(ｿ)　（一社）長野県理学療法士会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者、被災者に対し応急処理活動等を行うものとする。

オ　市民が実施する対策

発災直後の応急処置により、傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心掛けるものとする。

第７節　消防・水防活動

【総務部】

第１　基本方針

大規模地震発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し、または発生するおそれがある場合における水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力、水防力のみでは十分な応急措置が実施できないまたは実施することが困難と認められるときは、相互応援協定に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第２　主な活動

１　二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。

２　堤防その他施設の損壊による浸水等の被害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第３　活動の内容

１　消防活動

(1)　基本方針

大規模地震発生時においては、同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、市民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関及び自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(2)　実施計画

ア　消火活動関係

(ｱ)　市が実施する対策

a　出火防止及び初期消火

市民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行うとともに、松本広域消防局及び木曽広域消防本部と連携のもと、消防団の効率的な部隊運用を図る。

b　情報収集及び効率的部隊配置

倒壊家屋状況、人的被害状況、火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況、県

警・道路管理者との連携、出動隊の報告による道路状況等の災害情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。特に、大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

c　応援要請等

(a)　市長は、速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力だけでは対処できないまたは対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、広域連合長に要請し、長野県消防相互応援協定に基づき他市町村長に対し応援を求める。

(b)　市長は、被害の状況から、長野県消防相互応援協定に基づく応援体制をとっても対処できないまたは対処できないことが予測される等、緊急の必要があると認められ、他都道府県の応援を求めるときは、松本広域連合長に調整し、知事に対して次に掲げる事項について口頭または電話等により要請するものとし、事後において速やかに文書を提出する。

- 被害の状況
- 必要とする車両及び人員等
- 応援場所、集結場所及び経路
- 連絡調整担当者
- その他必要事項

(c)　市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第３章第４節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(d)　市長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、第３章第５節「自衛隊の災害派遣」により派遣要請を求める。

(ｲ)　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

a　情報収集

(a)　部隊の効果的な運用を図るため情報収集を積極的に実施するとともに、被害情報、部隊の配置等消防活動の状況を災害対策本部長に逐次報告するものとする。

(b)　松本広域連合消防計画中の情報収集のための職員を配置するとともに、参集職員・出場隊・消防署所・市災害対策本部・招集消防団員及び住民等から必要な情報を収集するものとする。

(c)　情報収集をするため必要に応じ、関係機関に消防職員を派遣して、情報の相互交換に努めるものとする。

b　通信体制の確立

松本広域消防局及び木曽広域消防本部は、通信統制の確立を早期に図るとともに、一般問い合わせに対する制限等対策を直ちに実施するものとする。

c　現場活動

松本広域消防局及び木曽広域消防本部と各現場指揮本部を緊密に連携して、効率的な消火活動を実施するものとする。

消火活動の体制について、防災関係機関との連携を図るものとする。

各機関の活動内容

機関名	活　動　内　容
松本広域消防局 木曽広域消防本部	各消防署・出張所は、管轄内の消火活動にあたる。 延焼拡大危険地域の消火、人命救助を最優先する。 緊急消防援助隊等の部隊を効果的に配置する。
消　防　団	各分団は署所と連携し、分団管轄内の消火活動にあたる。 延焼拡大危険地域の消火、人命救助を優先する。
自　衛　隊	派遣要請による区域の消火活動にあたる。
警　察　署	消防警戒区域、火災警戒区域設定の支援・警戒にあたる。 警戒区域の出入の禁止・制限をする。 警戒区域周辺の交通規制・制限をする。 消防活動障害車両の排除にあたる。

(a)　発災後、直ちに火災防御の基本方針を決定し、部隊の運用について効果的な配置を実施するものとする。

(b)　大規模な同時多発火災においては、あらかじめ定めた火災防御計画により、人命救助を最優先とし、消防力の効率的運用を図るものとする。

また、自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的な消火活動を行うものとする。

d　避難の指示・勧告

市長が住民に対し、避難の指示・勧告を行った場合、消防局長・消防本部長は市と協力し、住民に対し避難の伝達及び周知徹底を速やかに行うものとする。

e　応援隊に対する措置

(a)　応援隊の活動に対し、応援内容・指揮命令系統・人員・車両・配置場所等連絡調整担当者と協議し、効率的な部隊の配置を実施するとともに、応援隊に対し、松本広域消防局及び木曽広域消防本部からの連絡員を配備するものとする。

(b)　応援隊の宿泊施設または野営場所、食料等について市と調整する等して、後方支援するものとする。

f　応援活動等

(a)　消防長は、県内外を問わず災害発生を覚知したときは、災害規模等の情報収集を迅速かつ的確に行うとともに、応援出動が予想される場合は速やかに応援出動体制を整えるものとする。

(b)　広域連合長は、知事または消防庁長官から他都道府県の市町村の消火の応援のた

め消防職員の応援を求められたときは、正当な理由がない限りこれに応じるものとし、速やかに出動体制をとるものとする。

この際、出動隊は、必要に応じて被災地到着後 72 時間は自給自足できる体制をとるものとする。

(ｳ)　県が実施する対策（危機管理部）

ａ　知事は、被害状況等を速やかに把握し、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長または水防法に規定する水防管理者に対して、相互応援協定の実施その他消防活動に関し、必要な指示をするとともに、市町村長からの要請または必要に応じて他の地方公共団体への応援要請を行う。

ｂ　市長の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による偵察、救助活動を実施する。

(ｴ)　市民、自主防災組織等が実施する対策

市民は、地震発生時には使用中のコンロ、ストーブその他火災発生の原因となる火気使用器具は直ちにその使用を中止し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努めるものとする。

自主防災組織等においても、初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

なお、市民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。

イ　救助・救急活動関係

(ｱ)　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

大規模地震災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ、広範囲にわたることが予想されることから、市民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関の連携を図るとともに、必要に応じて、消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。

なお、本項については、第３章第６節「救助・救急・医療活動」に定める。

(ｲ)　市民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策

住民同士等により、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助)、消防機関等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

２　水防活動

(1)　基本方針

大規模地震発生時において、ダム、河川、ため池等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水害が発生し、または発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる

判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　監視・警戒活動

水防管理者（市長）は、地震発生後、その管轄する水防区域において、ダム、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講じる。

(ｲ)　通報・連絡

水防管理者（市長）は、監視・警戒活動によって損壊箇所、危険箇所及び異常箇所等を発見したときは、直ちに下記の管理者等に通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

ａ　松本建設事務所

ｂ　氾濫のおそれのある隣接の市町

(ｳ)　水防活動の実施

水防管理者（市長）は、損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得る。

(ｴ)　水防活動中、資機材に不足が生じた場合は、あらかじめ定めた資機材業者及び水防倉庫等から調達する。（塩尻市水防計画別表第８による。）

(ｵ)　水防資機材の借用

市長は、水防活動に当たり、資機材に不足が生じ、または調達できないときは、県の所管する資機材を借用する。

(ｶ)　避難指示・勧告

市長は、河川の氾濫等人命危険の切迫または危険の予測が生じた場合は、避難の指示・勧告を速やかに市民に対して実施する。

(ｷ)　応援による水防活動の実施

ａ　市長（水防管理者）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できないまたは対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、他市町村長に対して応援を要請する。

ｂ　市長は、被害の状況から、水防活動に関して自らの水防力のみならず、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づく他市町村からの応援によっても対処できないまたは対処できないことが予測される等緊急の必要があると認められ、他都道府県の応援を求めるときは、知事に対し次に掲げる事項について、口頭または電話等により応

援要請をするものとし、事後において速やかに文書を提出する。

(a)　被害の状況

(b)　必要とする資機材及び人員等

(c)　連絡場所、集結場所及び経路

(d)　連絡調整担当者

(e)　その他必要な事項

c　市長（水防管理者）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第３章第４節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

d　市長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、第３章第５節「自衛隊の災害派遣」により派遣を求める。

e　市長は、他の地方公共団体の応援を申請するときは、必要とする応援内容、資機材、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。

また、待機場所の確保、食料の供給等後方支援についても、必要に応じて応援側地方公共団体の到着までに整える。

f　市長は、他の水防管理者から、水防のための応援を求められたときは、できる限りその求めに応じるものとし、速やかに応援体制をとる。その際、応援職員等は、必要に応じ、被災地到着後 72 時間は自給自足できる体制をとる。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部の実施する対策

(ｱ)　監視警戒活動

地震発生後、その管轄する水防区域において、ダム、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に危険箇所等を把握し、水害のおそれが認められた場合は市長に報告するものとする。

(ｲ)　水防活動の実施

水防活動の実施に当たっては、当該市町村と連携をとり、氾濫等による被害が拡大しないよう、迅速かつ適切な水防活動を実施するものとする。

(ｳ)　水防通信の確立

通信指令課は、水防警戒活動・水防活動に当たっては、無線・有線等通信体制について制限、統制等の確立を図るものとする。

(ｴ)　避難指示・勧告

消防長は、市長が出した避難指示・勧告について市と協力し、住民に周知徹底を図るものとする。

(ｵ)　応援隊に対する措置

応援隊の活動に対し、応援内容・指揮命令系統・人員・車両・配置場所等連絡調整担当者と協議し、効率的な部隊の配置を実施するとともに、市と調整する等して、後方支援するものとする。

(ｶ)　応援活動等

広域連合長は、他の水防管理者から、水防活動の応援のため、消防職員の応援を求められたときは、正当な理由がない限りこれに応じるものとし、速やかに出動体制をとるものとする。

この際、出動隊等は、必要に応じて被災地到着後 72 時間は自給自足できる体制をとるものとする。

ウ　県が実施する対策（建設部）

大規模地震発生時において、その区域における水防管理団体が行う水防活動が十分行われるよう、長野県水防本部を設置し、次に掲げる事項を行うものとする。

(ｱ)　情報の収集・伝達

地震による河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止めの情報並びに水防に関する雨量・水位等の情報を速やかに収集し、水防管理者（市長）、関係機関等へ伝達するものとする。

(ｲ)　警報等

県が管理する河川において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により、水防管理者（市長）及び関係機関等へ伝達するものとする。

(ｳ)　被害状況等の把握・指示

浸水等による被害の状況の情報を収集し、水防管理者（市長）、関係機関等へ伝達するとともに、緊急を要する場合は、必要な指示を行うものとする。

(ｴ)　水防資機材・車輌の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資機材に不足が生じたときは、所管する水防資機材・車輌の貸与等を行うものとする。

(ｵ)　市長（水防管理者）から水防活動に関して他都道府県の応援を要請された場合または必要に応じて、他の地方公共団体等に対する応援要請等を行うものとする。

エ　ダム・水門等の管理者が実施する対策

水門等の管理者は、地震発生後、所管する水門等の巡視を行い、破損または決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置するものとする。

また、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水害時または水害のおそれがあると認めたときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行うものとする。

特に、施設からの放流の影響が極めて大きい水門の操作に当たっては、下流域の水防管理者及びその他関係機関へその状況を迅速に通報するものとする。

第８節　要配慮者に対する応急活動

【健康福祉部・こども教育部】

第１　基本方針

災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市・県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行うものとする。

第２　主な活動

１　要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入れ等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。

２　介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

３　要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。

４　災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

第３　活動の内容

１　避難受入れ活動

⑴　基本方針

市、県及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。

⑵　実施計画

ア　【市が実施する対策】

(ｱ)　高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の皆様に応じ、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、被害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

(ｲ)　避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

市は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

(ｳ)　避難所での生活環境整備等

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・整備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じ、次の支援を行う。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

a　避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

b　避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

c　避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活をする避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

d　外国籍市民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍市民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語支援センターの設置を行う。

e　情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

(ｴ)　在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

a　在宅者の訪問の実施

市は在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

b　物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

c　相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

d　情報提供の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

(ｵ)　応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進めるものとする。

イ　【県が実施する対策】

(ｱ)　避難所での生活環境整備

要避難者の避難所での生活環境を整備するため、市からの要請に基づき、必要な支援を行うとともに、市のみでの対応が困難な場合においては、自ら要支援者のニーズの把握に努め、市と連携して必要な人員や物資の確保及び提供等を行う。なお、外国籍県民や外国人旅行者の避難所での生活環境整備については必要に応じて市の対策を支援する。

(ｲ)　県立病院等における緊急受入等の実施

県立の病院、社会福祉施設、特別支援学校等においては、市からの要請があった場合、要配慮者の緊急受入れ等について、当該病院・社会福祉施設・特別支援学校等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

(ｳ)　介護職員等の広域受援に必要な情報の把握・収集

介護職員の不足に備え、市と連携し、県内施設の介護職員自身の被災に伴う職員の不足状況など広域受援に必要な情報の把握・収集を行う。

(ｴ)　介護職員等の派遣体制の確保

社会福祉事業所等の管理者に対して災害等に派遣可能な職員数の登録を要請することなどにより介護職員等の派遣体制の整備に努める。

(ｵ)　応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、市と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

(ｶ)　災害派遣福祉チーム（DWAT）等の派遣

市からの支援要請により、又は必要があると認められたときは、災害派遣福祉チーム（DWAT）や災害支援ナースの派遣を要請する。

ウ　【関係機関等が実施する対策】

(ｱ)　避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、市から予め提供された名簿に掲載した避難行動要支援者に避難支援を行うものとする。

なお、災害時において、市から予め提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲

で避難支援を行うよう努めるものとする。

(ｲ)　医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受け入れ等について、市から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するものとする。

(ｳ)　医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させるものとする。

２　広域相互応援体制等の確立

(1)　基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一時的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要になることが考えられる。

(2)　実施計画

ア　【市が実施する対策】

市は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

イ　【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、健康福祉部）

県は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市から応援要請があった場合、人員、資機材及び避難所等について広域的な調整を行う。

ウ　【関係機関等が実施する対策】

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、市・県から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努める。

別表

配　慮　す　べ　き　項　目	実施機関	対　象　者
【避難収容等】		
○　要配慮者の状況把握等	市、民生委員・児童委員、福祉協力員	全要配慮者
・　安否確認、保健福祉サービスの要否等		
・　避難所に避難せず、自宅等で避難生活をしていて、食料の受給にのみ避難所へ来る要配慮者の把握		
○　災害情報及び高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の周知	市、関係機関、福祉協力員	全要配慮者
・　要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達		
○　福祉避難所の設置	市、関係機関、福祉協力員	全要配慮者
・　要配慮者の態様に配慮した福祉避難所の整備		
・　福祉避難所への移送		
○　避難誘導	市、関係機関	全要配慮者
・　傷病者、高齢者、障がい者、児童等の優先的避難誘導		
・　必要に応じて傷病者、高齢者、障がい者、児童等を車両により移送		
○　避難場所での生活環境の整備	県、市、関係機関	全要配慮者
・　避難施設の整備		
・　段差解消､スロープの設置、身体障がい者用トイレの設置等		
・　医薬品、介護機器等の手配、確保、車椅子、ポータブルトイレ等		
・　要配慮者に対する相談体制の整備		
○　情報提供体制の確保	県、市、関係機関	高齢者、障がい者、外国籍市民
・　大画面のテレビ、インターネット端末等の設置		
・　手話通訳者、外国語通訳者の派遣		
・　災害多言語支援センターの設置等		
○　医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ	県、市、医療機関、社会福祉施設等	傷病者、高齢者、障がい者、児童
・　受入れ先の確保		
・　安全な移送体制の整備		
・　援護の必要性の高い者から優先的に受入れ		
○　応急仮設住宅等の確保	県、市	傷病者、高齢者、障がい者、児童
・　高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置		
・　高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅への優先的入居		

【生活必需品等】 ○　要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達、確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配	県、市、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、児童
【保健衛生、感染症予防等】 ○　心身両面の健康管理 ・　メンタルケア、巡回健康相談等の実施 ○　保健福祉サービスの提供 ・　ホームヘルパー、ガイドヘルパーの派遣 ・　入浴サービス等の実施	県、市、関係機関 県、市、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、児童 傷病者、高齢者、障がい者、児童
【ライフライン等】 ○　医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復 ・　ライフラインの優先的復旧 ・　医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・　マンパワーの確保等	県、市、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	入院患者、入所者
【広域相互応援等】 ○　応援体制の整備 ・　応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 （職員）　医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等 （車両）　移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等 （資機材）医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等 ・　備蓄物資等の集積方法等の調整 ○　受援体制の整備 ・　応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・　応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等 ○　災害派遣福祉チーム（DMAT）の派遣要請	県、市、関係機関、医療機関、社会福祉施設等 県、市、関係機関、医療機関、社会福祉施設等 県	全要配慮者 全要配慮者 全要配慮者

第９節　緊急輸送活動

【建設部・商工観光部】

第１　基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を、迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含み総合的な輸送確保を行うものとする。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、

①　人命の安全

②　被害の拡大防止

③　災害応急対策の円滑な実施

に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第１段階の活動	第２段階の活動	第３段階の活動
・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制	・（第１段階の続行） ・食料、飲料水、燃料等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧	・（第１・２段階の続行） ・災害復旧 ・生活必需物資輸送

なお、基本的に物資の輸送は市町村からの要請に基づき行われるが、市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たず、被災市町村に対する物資を確保し、輸送する。

第２　主な活動

１　緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部が行う。

２　被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して、緊急交通路を確保するとともに、必要に応じて放置車両や立ち往生車両の移動等について道路管理者に要請を行う。

３　市及び塩尻警察署を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両の確認事務を行う。

４　主要道路を優先した応急復旧活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。また、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。

５　輸送関係機関の協力により、輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。

６　支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第３　活動の内容

１　緊急輸送の調整

(1)　基本方針

交通の確保は、災害応急対策の成否にかかわる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、各機関と協議の上、災害対策本部が必要な調整を行うものとする。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　道路管理者に対し、道路の被災状況及び復旧見込み等に関する報告を求める。

(ｲ)　関係機関等に対し、交通規制、応急復旧、交通手段確保等に関し、必要な要請、依頼等の調整を行う。

イ　県が実施する対策（災害対策本部（危機管理部））

(ｱ)　道路管理者に対し、道路の被災状況及び復旧見込み等に関する報告を求めるものとする。

(ｲ)　関係機関等に対し、交通規制、応急復旧、交通手段確保等に関し、必要な要請、依頼等の調整を行うものとする。

２　緊急交通路確保のための交通規制

(1)　基本方針

県公安委員会は、大規模な地震による災害が発生した場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合において、応急対策活動のため緊急交通路を確保する必要があるときは、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止または制限し、緊急通行車両等の通行を確保するための交通規制を実施する。

この場合において、原則として、あらかじめ定めた「緊急交通路指定予定路線」から、被災の範囲や被災状況に応じて、緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者の救助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

災害時は、緊急交通路確保のため、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否判断をする。

イ　県が実施する対策（警察本部）

(ｱ)　災害時は、緊急交通確保のため、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否判断をするものとする。

(ｲ)　県公安委員会は、危険防止または、災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するために、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の

都道府県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて応援協定等に基づき、協力要請するものとする。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用するものとする。

(ｳ)　県公安委員会は、県内または隣接県において災害が発生して緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、災害対策基本法第 76 条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止または制限するものとする。

(ｴ)　県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、災害対策基本法第 76 条の４の規定に基づき、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(ｵ)　道路管理者である市に対し、必要に応じて、緊急通行車両の通行を確保するため区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について広域的な見地から指示を行うものとする。(建設部)

(ｶ)　交通規制課は、隣接県からの車両流入抑止のため、隣接県との事前協定に基づいて関係隣接県警察の交通規制を要請するものとする。

(ｷ)　高速道路交通警察隊長及び警察署長は、地震発生後直ちに、警察本部長が定める長野県大震災警備要綱に基づき、交通規制対象交差点及び交通検問所等に警察官を配置し、次の交通規制を実施するものとする。

ａ　被災地域内の一般車両通行禁止の交通規制

ｂ　被災地域外周の地域緊急規制対象道路における被災地域への流入禁止の交通規制

ｃ　高速道路における一般車両の被災地方面への流入禁止規制とインターチェンジにおける必要な制限等

(ｸ)　交通規制等に当たって必要がある場合は、あらかじめ締結した協定に基づき、(一社)長野県警備業協会に協力を求めるものとする。

ウ　道路管理者による措置命令等

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

エ　警察官、自衛官及び消防吏員の措置命令等

(ｱ)　警察官は、緊急通行車両等の通行確保のため、緊急通行車両等の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両等他の物件（以下「物件等」という。）の移動、破損等の措置命令または強制措置をとるものとする。

(ｲ)　警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、(ア)の措置をとるものとする。

３　緊急交通路確保のための道路啓開等

(1)　基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第１次緊急輸送道路指定路線から順次道路啓開及び応急復旧を進める。指定路線の道路啓開及び応急復旧に日数がかかる場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保するものとする。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　市管理道路の緊急交通路確保のため、警察、消防、地元等と連携をとり、必要な交通規制を実施する。

(ｲ)　市は、応急対策を実施するための緊急交通路を確保するため、市管理道路の機能確保を図る。また、市管理道路以外の道路についても、当該道路管理者の要請に基づき、可能な範囲で応援する。なお、市管理道路の応急復旧対策について応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。

(ｳ)　緊急交通路が使用不可能となった場合は、市道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。

(ｴ)　具体的な復旧作業については、建設業協会との間に締結した協定に基づき、応急復旧を実施する。

また、復旧状況については、速やかに市災害対策本部に報告または通報する。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　県管理道路の緊急交通路確保のため、警察、消防、市町村等と連携をとり、必要な交通規制を実施するものとする。(建設部)

(ｲ)　県は、道路啓開計画に基づき緊急交通路を確保するため、県管理道路の機能確保を図るものとする。また、県管理道路以外の道路についても、当該道路管理者の要請に基づき、可能な範囲で応援するものとする。なお、県管理道路の応急復旧対策について応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請するものとする。(建設部)

(ｳ)　具体的な復旧作業については、建設業協会等との間に締結した協定に基づき、応急復旧を実施するものとする。

また、復旧状況については、速やかに県災害対策本部に報告または通報するものとする。(建設部)

(ｴ)　豪雪による道路障害が発生する可能性がある場合は、あらかじめ定める緊急確保路線計画に基づき、迅速な体制整備による除雪対策を推進するものとする。(建設部)

(ｵ)　あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、活用できる林道について、林道管理者の要請に基づき、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等を速やかに調査し、林道管理者に取るべき措置を指導するものとする。(林務部)

(ｶ)　あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、広域農道を始めとした

基幹農道等について関係者と協議し、市が行う復旧作業を支援するものとする。(農政部)

(ｷ)　信号機の倒壊や故障が発生した場合、信号機施工業者との連携による緊急補修を行うとともに、減灯信号機については可搬式発動発電機により速やかな電源確保を行うものとする。(警察本部)

(ｸ)　道路標識の倒壊や損壊に対しては、重要な標識から優先して、補修や移動標識の設置による応急対策を実施するものとする。(警察本部)

ウ　関係機関が実施する対策

(ｱ)　直轄国道について、直ちに被災状況を把握するとともに、被災箇所については速やかに応急復旧を行うものとする。(関東・中部地方整備局)

(ｲ)　高速道路は、隣接県等との輸送確保上、最も重要な幹線道路であることから、状況を直ちに把握するとともに、建設業各団体等に対して協力を求め、速やかな応急復旧を行うものとする。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)

(ｳ)　豪雪災害時は、各機関が管理する道路についてあらかじめ定める計画に基づき、除雪対策を推進するものとする。

(ｴ)　国有林林道の被災状況の早急な把握に努めるとともに、緊急交通路の使用不能等により県、市の要請に基づき、代替路として利用する国有林林道の速やかな応急復旧及び安全通行の確保に努めるものとする。(中部森林管理局)

(ｵ)　必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセスの確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。

４　緊急通行車両等確認事務

(1)　基本方針

災害応急対策を円滑・迅速に実施するためには、対策用車両が優先して通行できる交通規制を速やかに実施することが重要であるが、その前提として、一般車両と応急対策用車両を区別するために、緊急通行車両等であることの確認を行う。

(2)　実施計画

ア　県が実施する対策（危機管理部、警察本部）

(ｱ)　確認事務手続

緊急通行車両等の確認事務は、県（知事）及び県警察（公安委員会）において行うものとする。

(ｲ)　事前届出車両の取扱い

予防計画第８節による「緊急通行車両等事前届出済証」「規制除外車両事前届出済証」を所有している車両に対する手続きは、県及び警察（警察署、検問所等）において行うものとする。

５　輸送手段の確保

(1)　基本方針

災害時の輸送は、緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進するものとする。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

市は、計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努める。この場合において、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請する。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できる限り詳細に連絡する。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

(ｱ)　自らの輸送力ではまかないきれない場合や、ヘリコプターを必要とするときは、直ちに市長に報告し、市長が県に対して調達を要請するものとする。ただし、広域航空消防応援の要請については、実施要綱に基づき、要請側市長に報告、指示に従い消防長が所定の手続を行うものとする。要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できる限り詳細に連絡するものとする。

(ｲ)　消防防災関係機関と連携し、使用可能な交通輸送ルートを緊急輸送路とし、消火、救助及び救急活動を迅速に実施するものとする。

ウ　県が実施する対策

(ｱ)　市からの要請に基づき、第５節「ヘリコプターの運用計画」により、迅速な運用を図るものとする。

この場合、輸送物資等の内容、数量、輸送場所、ヘリポートの位置、天候等に関する事項を、できる限り詳細に連絡するものとする。(危機管理部)

(ｲ)　市からの要請に基づき、県地域防災計画風水害対策編第２章第９節「緊急輸送計画」により、北陸信越運輸局長野運輸支局を窓口として、各輸送関係機関に対して協力を要請するものとする。(危機管理部)

(ｳ)　市からの要請に基づき、ＪＲ各社に対して協力を要請するものとする。(危機管理部)

(ｴ)　市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず、市に対する物資を確保し、輸送するものとする。(危機管理部)

(ｵ)　県庁内各部局と連絡調整し、それぞれが管理する車両の中から、長野県災害対策本部員の活動に要する車両を確保するものとする。(総務部)

(ｶ)　緊急輸送を実施するため必要に応じて（公社）長野県トラック協会に対して「緊急救護輸送に関する協定書」に基づき応援を要請するものとする。(危機管理部)

(ｷ)　緊急輸送を実施するため必要に応じて赤帽長野県軽自動車運送協同組合に対して「災害時における食料、生活必需品等の輸送協力に関する協定」に基づき応援を要請するものとする。(危機管理部)

(ｸ)　長野県石油商業組合に対して「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき、緊急車両への優先給油を要請するものとする。(危機管理部、産業労働部)

エ　その他関係機関が実施する対策

(ｱ)　ヘリコプター運行機関は、要請に基づいて直ちに出動の準備をするとともに、地上の支援体制等につき、必要な措置を依頼するものとする。(自衛隊等)

(ｲ)　緊急車両調達に関する要請があった場合は、直ちに関係機関に対して協力を求めるものとする。(北陸信越運輸局)

(ｳ)　緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行うものとする。(北陸信越運輸局)

(ｴ)　(公社)長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施するものとする。

ａ　道路運送法第 84 条の輸送命令または出動要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立するものとする。

ｂ　県下７地区（北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信）において要請に基づき、緊急輸送の出動体制を整え、緊急救援物資輸送隊を編成して出動するものとする。

ｃ　輸送に当たっては、積み降ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携するものとする。

ｄ　広域的な災害については、(公社)全日本トラック協会、各県トラック協会、(一社)全国霊柩自動車協会との連携により対応するものとする。

(ｵ)　北陸信越運輸局から要請を受けた(公社)長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。

(ｶ)　北陸信越運輸局から要請を受けた（一社）長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。

(ｷ)　赤帽長野県軽自動車運送協同組合は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の輸送協力を実施するものとする。

(ｸ)　(公社)長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、長野県災害対策本部室「物資調整担当」において物資輸送に関する調整を行うものとする。

６　輸送拠点の確保

(1)　基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所に分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定するものとする。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　地域内物資輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

　また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

(ｲ)　市は、各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にする。

イ　県が実施する対策

(ｱ)　広域物資輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。(危機管理部、地域振興局)

(ｲ)　警察署及び市と協議の上、緊急交通路との連絡道路について、交通規制を実施するものとする。(警察本部)

ウ　関係機関が実施する対策

　長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力を実施するものとするものとする。

第１０節　障害物の処理活動

【建設部】

第１　基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者または管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

また、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

第２　主な活動

１　障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として、障害となる物件の所有者または管理者が行う。

２　除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者または管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第３　活動の内容

１　障害物除去処理

⑴　基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者または管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

⑵　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　「災害時における公共施設応急対策業務に関する協定」に基づき、建設業協会に障害物の除去を要請する。

(ｲ)　放置車両等の移動等

ａ　市管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

ｂ　運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(ｳ)　応援協力体制

ａ　市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

b　市限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

イ　県が実施する対策（各部局）

(ｱ)　実施機関

a　県管理の道路施設上の障害物の除去は、道路啓開計画に基づき建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行うものとする。

b　その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その所有者または管理者が行うものとする。

(ｲ)　障害物除去の方法

a　自らの組織、労力、機械器具を用い、または建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。

b　除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

c　緊急輸送道路の障害物を確認するため、発災と同時に当該緊急輸送道路を通行止めにするものとする。(警察本部)

d　交通障害の早期把握のため、先遣隊を派遣するものとする。(警察本部)

e　障害の除去のため、レッカー車、クレーン車の出動要請を行うものとする。(警察本部)

f　障害物排除用車両誘導のため、パトカー等による誘導を行うものとする。(警察本部)

(ｳ)　放置車両等の移動等

a　通行禁止区域等において緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策に著しい障害が生じるおそれがあると認められる場合には、放置車両等を付近の道路外の場所に移動等するものとする。(警察本部)

b　県管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。(建設部)

c　道路管理者である市に対し、必要に応じて、緊急通行車両の通行ルートを確保するため広域的な見地から指示を行うものとする。(建設部)

(ｴ)　必要な資機材の整備

a　資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保するものとする。

b　建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所または要員の集合場所は、除去作業現場等とする。

(ｵ)　応援協力体制

a　緊急輸送道路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市を支援するものとする。(農政部、林務部)

b　市等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

ウ　関係機関が実施する対策（各機関）

(ｱ)　実施機関

自己の所有または管理する障害物（工作物を含む。）の除去は、その者が行うものとする。

(ｲ)　障害物除去の方法

除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(ｳ)　放置車両等の移動等

a　道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

b　運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行うものとする。

(ｴ)　必要な資機材の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

(ｵ)　応援協力体制

a　各機関限りで実施困難のときは、市長に応援協力を要請するものとする。

b　市等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

２　除去障害物の集積、処分方法

(1)　基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者または管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前または発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　障害物の集積、処分の方法

a　自らの組織、労力、機械器具を用い、または建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

b　集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(ｲ)　必要な資機材の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てる。

(ｳ)　障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、概ね次の場所に保管または処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

a　保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所

b　処分するものについては、実施者の管理する障害物に対応する適当な場所

c　障害物が二次災害の原因にならないような場所

d　広域避難地として指定された場所以外の場所

(ｴ)　応援協力体制

a　市に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

b　市限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

イ　県が実施する対策（各部局）

(ｱ)　実施機関

a　県管理の道路施設上の障害物に係る集積は建設部が行うものとし、処分は、環境部等関係部局の協力を得て、その所有者または管理者が行うものとする。

b　その他の施設、敷地内の障害物の集積、処分は、その所有者または管理者が行うものとする。

(ｲ)　障害物の集積、処分の方法

a　自らの組織、労力、機械器具を用い、または建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。

b　集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(ｳ)　必要な資機材の整備

a　資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保するものとする。

b　建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所または要員の集合場所は、集積または処分作業現場等とする。

(ｴ)　障害物の集積場所（全部局）

それぞれの実施者において判断するものとするが、概ね、次の場所に保管または処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

なお、災害の状況によっては、河川敷、緑地帯等を一時使用するものとする。

a　保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所

b　処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所

c　障害物が二次災害の原因にならないような場所

d　広域避難場所として指定された場所以外の場所

(ｵ)　応援協力体制

市から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

ウ　関係機関が実施する対策（各機関）

(ｱ)　実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者または管理者が行うものとする。

(ｲ)　障害物の集積、処分の方法

a　自らの組織、労力、機械器具を用い、または建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。

b　集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(ｳ)　必要な資機材の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

(ｴ)　障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、概ね、次の場所に保管または処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

a　保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所

b　処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所

c　障害物が二次災害の原因にならないような場所

d　広域避難場所として指定された場所以外の場所

(ｵ)　応援協力体制

a　各機関限りで実施困難のときは、市長に応援協力を要請するものとする。

b　市から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

第１１節　避難受入及び情報提供活動

【総務部】

第１　基本方針

地震発生時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され、市民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策について、高齢者、障がい者等の要配慮者対策を十分考慮し、計画を作成しておく。

特に土砂災害危険箇所・注意区域、山地災害危険地区内の要配慮者利用施設については、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たって、これらの施設に十分配慮する。

第２　主な活動

１　市長等は、適切に避難指示等を発令し、速やかにその内容を市民に周知する。

２　必要に応じ、警戒区域の設定を行う。

３　避難誘導に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。

４　避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。

５　県及び市は、広域的な避難が必要な場合は、相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

６　災害救助法が適用されて、県が対応する以外は、市で応急仮設住宅の確保を行う。

７　県、市及び関係機関は、被災者等への的確な情報提供を行う。

第３　活動の内容

１　避難指示

(1)　基本方針

地震に伴う災害から、人命、身体の保護を図るとともに、災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対して避難指示を発令する。

発令者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域市民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険に近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

(2)　実施計画

ア　実施機関

実施事項	機　関　等	根　　拠	対象災害
避難指示	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	知事	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
	知事またはその命を受けた職員	水防法第 29 条･地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第４条	災害全般 〃
	自衛官	自衛隊法第 94 条	〃
指定避難所の開設、受入	市長		

イ　避難指示の意味

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立退きを指示することをいう。

ウ　措置及び報告、通知等

(ｱ)　市長の行う措置

a　避難指示

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他被害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、避難指示を発令するものとする。

(a)　火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域

(b)　炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域

(c)　避難路の断たれる危険のある地域

(d)　爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域

(e)　酸素欠乏若しくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

このほか、土砂災害や洪水については、風水害対策編に準じて対応するものとする。

なお、地震発生時には、気象警報等の発表基準が引き下げられる場合があることに留意する。

b　報告（災害対策基本法第 60 条）

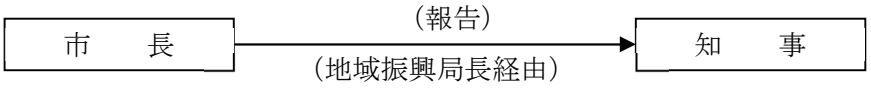

※　避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告をする。

(ｲ)　水防管理者（市長）の行う措置

a　指示

水防管理者は、洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b　通知（水防法第 29 条）

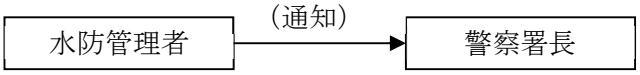

(ｳ)　知事またはその命を受けた職員の行う措置

a　洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b　地すべりのための指示（地すべり等防止法第２５条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示するものとする。

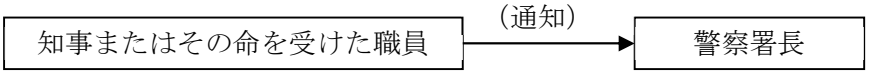

(ｴ)　警察官の行う措置

a　指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(a)　住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

(b)　市町村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

(c)　市長村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

(d)　被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第４条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。

(e)　避難のための指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

(f)　被災地域、災害危険個所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。

(g)　避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

(h)　警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

(i)　被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b　報告、通知

(a)　上記ａ(c)による場合（災害対策基本法第 61 条）

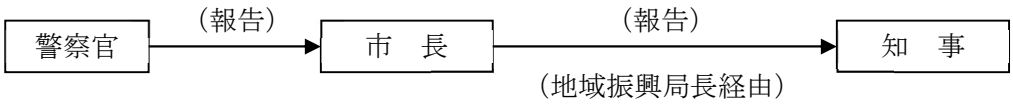

(b)　上記ａ(d)による場合（警察官職務執行法第４条）

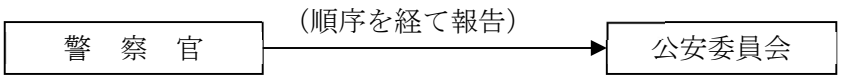

(ｵ)　自衛官との連携

a　避難等の措置

自衛隊法第 83 条の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、「警察官職務執行法第４条による措置」による避難等の措置をとるものとする。

b　報告（自衛隊法第 94 条）

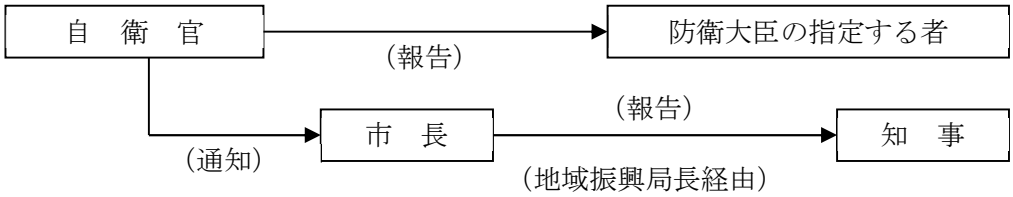

エ　避難指示等の時期

上記ウ（ア）に記載する地域が発生すると予測され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確保に努めるものとする。

オ　避難指示の内容

避難指示の発令に際して、次の事項を明確にする。

(ｱ)　発令者

(ｲ)　発令日時

(ｳ)　避難情報の種類

(ｴ)　対象地域及び対象者

(ｵ)　緊急避難場所

(ｶ)　避難の時期・時間

(ｷ)　避難すべき理由

(ｸ)　住民のとるべき行動や注意事項

(ｹ)　避難の経路または通行できない経路

(ｺ)　危険の度合い

カ　市民への周知

(ｱ)　避難指示等の発令者は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、または直接市民に対し周知する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した方法により、確実に伝達する。

(ｲ)　市長は、市長以外の発令者と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。

(ｳ)　市長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知させておく。

(ｴ)　避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対して放送を要請するものとする。要請を受けた放送機関は、危険地域の市民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送するものとする。

(ｵ)　市及び県は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線（戸別受信機を含む）、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を利用して、避難情報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(ｶ)　避難情報や災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によって臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

キ　避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

災害発生後直ちに民生委員・児童委員、各区、自主防災組織、消防、警察等関係機関の

協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について、迅速かつ的確な把握に努めるものとする。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

ク　市有施設における避難活動

地震等災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

(ｱ)　施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合または在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は、避難の誘導を行う。

(ｲ)　避難指示が発令された場合は、速やかに内容を庁内放送、自衛消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

２　警戒区域の設定

(1)　基本方針

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに、警戒区域を設定する。

(2)　実施計画

ア　実施者

(ｱ)　市長、市職員（災害対策基本法第 63 条）

(ｲ)　水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第 21 条）

(ｳ)　消防吏員、消防団員（消防法第 28 条）

(ｴ)　警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合または依頼された場合）

(ｵ)　自衛隊法第 83 条第２項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第 63 条第３項―市長またはその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

イ　警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するときは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、またはその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の３点である。

(ｱ)　避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の市民の保護を図ろうとするものである。

(ｲ)　警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(ｳ)　避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ　警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び市民にその内容を周知する。

エ　市長は、上記 (2)ア (ｵ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合の通知を受ける。

3　避難誘導活動

(1)　基本方針

避難指示を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

(2)　実施計画

ア　上記１ (2)アの実施機関が実施する対策

(ｱ)　誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先するものとする。

(ｲ)　誘導の方法

a　誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示するものとする。

b　誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。

c　危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。

d　浸水地にあっては、舟艇またはロープ等を使用し、安全を期するものとする。

e　誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。

f　高齢者、障がい者、傷病者、幼児その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力で立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、市民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行うものとする。

g　市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

h　災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できない場合は、松本地域振興局を経由して県へ応援を要請する。

また、状況によっては、直接他市町村、警察等と連絡して実施する。

i　夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

j　誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(ｳ)　避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導するものとする。

イ　市民が実施する対策

市民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。

この場合にあっては、携帯品は、食料、日用品等必要最小限とする。

4　避難所等の開設・運営

(1)　基本方針

市は受入れを必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、避難所運営委員会を立ち上げ、良好な避難生活が行われるように必要な措置をとる。（詳細：避難所運営マニュアル参照）

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を、一時的に受入れ保護するため、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(ｲ)　災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

(ｳ)　指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(ｴ)　避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

(ｵ)　避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に受入れるべき者を誘導し、保護する。

(ｶ)　指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水、清掃等について、避難所運営委員会により、役割分担を定め、避難所の運営を円滑に進める。

(ｷ)　指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができようにする。

(ｸ)　避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報等は、被災者支援システムを活用し、管理する。

(ｹ)　避難の長期化等必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。

(ｺ)　避難所運営委員会は、指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。

a　トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮

b　食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供

c　避難所開設当初からパーテンションや段ボールベット等の簡易ベットの設置

d　入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保

e　避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握

(a) パーテンション等によるプライバシーの確保状況

(b) 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況

(c) 入浴施設設置の有無及び利用頻度

(d) 洗濯等の頻度

(e) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度

(f) 暑さ・寒さ対策の必要性

(g) 食料の確保、配食等の状況

(h) し尿及びごみの処理状況

f　必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況の把握

(ｻ)　指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行う。

(ｼ)　指定避難所の運営における女性の参画を維持するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

(ｽ)　指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(ｾ)　災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(ｿ)　指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、避難所運営委員会が計画的に生活環境の整備を図るための支援を行う。

ａ　スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。

ｂ　異性に介助される要介護者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するものとする。

ｃ　介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。

ｄ　災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。

(a)　ホームヘルパー、ガイドヘルパー等の派遣

(b)　入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

(c)　病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等

ｅ　要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

ｆ　大画面テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

(ﾀ)　小・中学校における対策

ａ　小・中学校が地域の指定避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を決めておく。

ｂ　学校長は、指定避難所の運営について、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入、保護に努める。

ｃ　児童生徒が在校時に地震が発生し、小・中学校が地域の指定避難所となった場合、学校長は、児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と児童生徒の避難場所を明確に区分する。

(ﾁ)　保育園における対策

保育園が指定避難所となった場合は、園長は上記（ｼ)に準じて適切な対策を行う。

(ﾂ)　指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(ﾃ)　やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報

の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(ﾄ)　在宅避難者等の支援拠点が設置された場合、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

(ﾅ)　車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(ﾆ)　避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。

(ﾇ)　指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

(ﾈ)　必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

イ　県が実施する対策

(ｱ)　市長の報告等により、避難所の開設状況や在宅・車中泊避難者等への支援状況を把握し、国（内閣府）に共有するとともに、市の要請に応じ、指定避難所等に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。（危機管理部）

ａ　市からの要請に備え、協定締結先の（一社）日本建設機械レンタル協会長野支部に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市から要請があった場合調達及びあっせんを図るものとする。

ｂ　市からのテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及びあっせんを図るものとする。

(ｲ)　指定避難所の管理運営に当たり、市から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣するものとする。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。（全部局）

(ｳ)　災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び当該区域外の指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、国の政府本部等に支援を要請するものとする。（危機管理部）

(ｴ)　県立学校における対策（教育委員会）

ａ　県立の高等学校及び特別支援学校が指定避難所として利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておくもの

とする。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておくものとする。

b　学校長は、指定避難所の運営について、必要に応じ市に協力するものとする。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入、保護に努めるものとする。

c　幼児及び児童生徒が在校時に地震が発生し、指定避難所として利用される場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分するものとする。

(ｵ)　やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。（危機管理部・健康福祉部）

(ｶ)　在宅避難者等の支援拠点や車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、市と協力し、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。（危機管理部、健康福祉部）

ウ　関係機関が実施する対策

(ｱ)　指定避難所の運営について、必要に応じ市長に協力するものとする。

(ｲ)　被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に被災者の受入れを行うものとする。

(ｳ)　日本赤十字長野県支部は、市災害対策本部並び市日赤窓口と連携をとり、被災者救援に協力するものとする。

a　日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供

b　赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）

(ｴ)　民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については市、県に提供するものとする。

エ　市民が実施する対策

指定避難所の管理運営については、市長の指示に従い、住民が主体となり組織する避難所運営委員会の管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

５　広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

(1)　基本方針

広域避難及び広域一時滞在については、県、市及び関係機関は相互に連携し、速やかな避

難の実施に努めるものとする。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　広域避難の対応

ａ　協議等

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

ｂ　実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

ｃ　避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

イ　県が実施する計画

(ｱ)　広域避難の対応

ａ　協議及び調整

市から他の都道府県の市町村への広域避難に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、市の広域避難に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。

ｂ　市への助言

市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

ｃ　実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

ｄ　避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

(ｲ)　広域一時滞在の対応

a　協議及び調整

市から他の都道府県の市町村への広域一時滞在に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、 広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。なお、市町村の広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。

b　市への助言

市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行うものとする。

c　広域的避難収容活動の実施

県は、政府本部が作成する広域的避難収容活動計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

ウ　運送事業者等の関係事業者が実施する計画

(ｱ)　活動実施

運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(ｲ)　避難者への情報提供

関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

6　応急仮設住宅の確保

(1)　基本方針

災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の建設に当たっては、県が社団法人プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき建設することになるが、災害救助法が適用されない場合においては、必要に応じて応急仮設住宅を建設する。

なお、応急仮設住宅の仕様、入居者の決定等については、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。

(ｲ)　必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供

する。

(ｳ)　災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

ａ　応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、または流失戸数以内で被災者が移住に必要な戸数とする。

ｂ　応急仮設住宅の建設のため、市公有地または私有地を提供する。

ｃ　被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力を行う。

ｄ　知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

(ｴ)　応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

イ　県が実施する対策　(建設部)

(ｱ)　利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行うものとする。(建設部)

(ｲ)　賃貸住宅管理者から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行うものとする。(建設部)

(ｳ)　(公社) 長野県宅地建物取引業協会、(公社) 全日本不動産協会長野県本部及び (公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会、(一社) 全国木造建設事業協会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求めるものとする。(建設部)

(ｴ)　災害救助法が適用された場合、市と連携し、災害救助法第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅等を提供するものとする。(建設部)

ａ　既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含むによる応急修理の推進、公営住宅等の 既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

ｂ　応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、または流失戸数以内で市長から要請のあった戸数とするものとする。(国から通知があった場合はこの限りではない。)

ｃ　応急仮設住宅は、県有地または市が提供する敷地等に建設するものとする。(建設部)

ｄ　(一社) プレハブ建築協会、(一社) 全国木造建設事業協会及び (一社) 長野県建設業協会、(一社) 日本 RV・トレーラーハウス協会及び (一社) 日本ムービングハウス協会との協定に基づき住宅建設を要求するものとする。

また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行えるよう、

関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

ｅ　入居者の決定は、市の協力を得て行うものとする。

ｆ　応急仮設住宅の維持管理は、原則として市長に委任する。

(ｵ)　市からの要請に応じて、生活衛生同業組合（12 団体）との協定に基づき、以下について協力を求めるものとする。（健康福祉部）

ａ　避難所としてのホテル・旅館の提供

ｂ　食材の供給・炊き出し

ｃ　入浴、理・美容、クリーニング等の支援

７　被災者への的確な情報提供

(1)　基本方針

被災者ニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。

(2)　実施計画

ア　県及び市が実施する計画（危機管理部）

(ｱ)　県及び市は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(ｲ)　市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。

(ｳ)　市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ＮＰＯ・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努める。

(ｴ)　県及び市は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与させる賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

(ｵ)　県及び市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(ｶ)　市及び県は要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(ｷ)　県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

(ｸ)　県及び市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(ｹ)　県及び市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

イ　関係機関が実施する計画

(ｱ)　指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

(ｲ)　指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(ｳ)　要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

第１２節　孤立地域対策活動

【総務部】

第１　基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域での災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、

１　被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施

２　緊急物資等の輸送

３　道路の応急復旧による生活の確保

の優先順位をもって当たるものとする。

第２　主な活動

１　孤立予想地域に対しては、市から連絡を取って孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。

２　交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。

３　通信の途絶地域に対しては、移動系防災無線等の整備を検討するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。

４　緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプターによる輸送を行う。

５　迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第３　活動の内容

１　孤立実態の把握対策

⑴　基本方針

全ての応急対策は、被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。災害発生時には、平常時からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

⑵　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把

握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。

(ｲ)　孤立予想地域に対し、ＮＴＴ回線、防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。

イ　県が実施する対策

県は、市における孤立状況を直ちに調査するものとする。

2　救助・救出対策

(1)　基本方針

災害発生時には、人命救助を最優先とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施するものとする。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。

(ｲ)　ヘリコプターの要請に際しては、救助場所直近のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。

(ｳ)　負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配意する。

(ｴ)　孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて県または他市町村の応援を得て、救出を推進する。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

(ｱ)　消防長は、市長の指示のもと、消防団長・自主防災組織等と緊密な連携をとり、救助救出現場における活動を実施するものとする。

(ｲ)　土石流危険渓流・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所・山地災害危険地区における土砂災害に対し、ヘリポート等救援活動拠点を市と調整し、確保するものとする。

(ｳ)　負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣を市長に要請するものとする。ただし、災害地において市長が要請するいとまがない場合、覚書により松本広域連合長が要請するものとする。

ウ　県が実施する対策（危機管理部）

(ｱ)　市からの要請に備え、ヘリコプターの出動体制を確立するものとする。

(ｲ)　市に対し、ヘリポート及び要員の確保について指示するものとする。

(ｳ)　負傷者等の搬送の場合は、着陸地を管轄する市と連携し、救急車及び収容先病院に関する手配について指示するものとする。

(ｴ)　孤立状態から救出すべき要配慮者及び観光客等については、市の要請に基づき、早期に救出できるよう手配するものとする。

3　通信手段の確保

(1)　現状及び課題

ＮＴＴ回線が不通となった場合、防災行政無線や消防無線等の設置されていない場所にあ

っては、孤立地域への必要な連絡をすることが不可能になる。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

(ｱ)　情報通信等の施設については、平常時から管理・運用体制を構築し、消防通信を円滑に実施するものとする。

(ｲ)　移動通信系の運用については、事前に混信等の対策に留意し、非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関と十分な調整を図り、効果的な運用を図るものとする。

(ｳ)　携帯電話、業務用移動通信等による移動通信系の活用を図るものとする。

(ｴ)　長野県地域衛星通信ネットワーク整備事業の促進を図るものとする。

(ｵ)　消防無線（市消防団の無線も含む。）を効率的に活用するものとする。

ウ　県が実施する対策

(ｱ)　電気通信事業者に対し、携帯電話等の可搬型無線機の臨時配置について、協力を求めるものとする。(危機管理部)

(ｲ)　アマチュア無線による災害時の応援に関する協定に基づき、日本アマチュア無線連盟長野県支部に対して、情報の伝達について協力を求めるものとする。(危機管理部)

(ｳ)　警察は、孤立地域へ警察無線機等を携帯した警察官を派遣する等の対策を検討するものとする。(警察本部)

エ　その他関係機関が実施する対策（電気通信事業者）

(ｱ)　携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消するものとする。

(ｲ)　避難場所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するものとする。

オ　市民が実施する対策

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に自ら努めるものとする。

4　食料品等の生活必需物資の搬送

(1)　基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域市民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合において、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県に対しヘリコプター確保に関する要請を行うものとする。

イ　県が実施する対策（危機管理部）

(ｱ)　市からの要請に基づき、各種ヘリコプターの手配、調整を行うものとする。

(ｲ)　市からの要請に基づき、陸上輸送力の確保について手配するものとする。

ウ　市民が実施する対策

(ｱ)　孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあうものとする。

(ｲ)　市民自らも、隣接地域及び市との連絡確保に努めるものとする。

5　道路の応急復旧活動

(1)　基本方針

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

孤立地域に通じる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

イ　県が実施する対策（建設部）

(ｱ)　孤立地域に通じる県管理道路については、速やかな復旧に努めるものとする。

(ｲ)　市が行う応急復旧活動に関し、要請に基づいて、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等を速やかに調整し、道路管理者のとるべき措置について指導するものとする。

(ｳ)　豪雪にともなう道路障害については、（第 9 節「緊急輸送活動」）に基づき、迅速な除雪活動による孤立解消に努めるものとする。

ウ　関係機関が実施する対策

道路管理の責任を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行うものとする。

第１３節　食料品等の調達供給活動

【総務部】

第１　基本方針

災害発生後の被災地域における食料の調達・供給は、被災地域の状況をいち早く把握して、備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、塩尻市赤十字奉仕団その他ボランティア等の協力も得られるようにする。

第２　主な活動

１　県への要請、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体との協定により、食料品を調達する。

２　備蓄食料、協定、援助等により調達した食料を、速やかに供給する。

第３　活動の内容

１　食料品等の調達

⑴　基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料により対応する。また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

⑵　実施計画

ア　市が実施する対策

自らの備蓄により必要量を満たせない場合は、まず「災害時における応急生活物資の調達に関する協定」に基づき、塩尻商工会議所、松本ハイランド農業協同組合、洗馬農業協同組合または生活協同組合コープながの等に要請、さらに不足する場合には、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて近隣市町村、県災害対策本部室に対し、食料の供給について、種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。

イ　県が実施する対策

(ｱ)　災害対策本部室は、災害発生時に管内市町村から食料の供給要請があった場合、県の備蓄食料の供給を行うこととし地域振興局に輸送等の手配を依頼するものとする。

地域振興局において輸送が出来ない場合、あらかじめ締結された協定に基づいて長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合へ食料の輸送を要請するものとする。（危機管理部）

(ｲ)　市町村からの食料の要請量が県の備蓄により供給できない場合は、必要に応じて、隣接県に対してあらかじめ締結された協定に基づいて食料の供給を要請するものとする。また、長野県市町村災害時相互応援協定第３条に規定する物資等の提供及びあっせんが円滑に行われるよう、同協定第２条に規定する代表市町村等との連絡調整に努めるもの

とする。（危機管理部）

(ｳ)　長野県生活協同組合連合会との協定に基づき食料の供給を要請するものとする。（県民文化部）

(ｴ)　市町村の要請に基づき、協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店会連合会、（一社）長野県ＬＰガス協会との協定に基づき食料の供給を要請するものとする。（産業労働部）

(ｵ)　「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第４章第 11 の災害救助法または国民保護法が発動された場合の特例に基づき、農林水産省に災害救助用米穀の供給を要請するものとする。（農政部）

(ｶ)　「災害救助法または国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により県内外の米穀販売事業者に応急米穀の供給を要請するものとする。（農政部）

(ｷ)　長野県農業協同組合中央会等との協定に基づき食料の供給を要請するものとする。（農政部）

(ｸ)　株式会社セブンイレブン・ジャパン及び株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート及び株式会社イトーヨーカ堂との協定に基づき食料の供給を要請するものとする。（危機管理部、農政部）

(ｹ)　株式会社デリクックちくまとの協定に基づき食料の供給を要請する。（農政部）

(ｺ)　上記（ウ）、（エ）、（キ）、（ク）及び（ケ）については、災害発生後適切な時期に、調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認するものとする。（危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部）

(ｻ)　上記（ア）、（イ）については、保健福祉事務所管理栄養士の協力を得て、様々な状況の被災者のニーズに対応できるよう配慮するものとする。（危機管理部、健康福祉部）

ウ　関係機関が実施する対策（松本ハイランド農協・洗馬農協・商工会議所・コープながの等）

(ｱ)　災害時における緊急供給体制を確立し、特に応急用米穀（炊き出し等給食に必要なもの）の供給に配慮するものとする。

(ｲ)　食料品の手持ち数量の把握に努めるものとする。

２　食料品等の供給

(1)　基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を、迅速かつ円滑に被災者等に供給するための活動が必要である。

各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動する必要がある。

また、赤十字奉仕団その他ボランティア等の協力も得られるようにする。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　市は、災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず備蓄食料の供給を行う。(主要備蓄品一覧　資料編参照)

(ｲ)　自らの備蓄により必要量を満たせない場合は、まず「災害時における応急生活物資の調達に関する協定」に基づき、関係機関などに要請し、調達した食料を被災者等に供給する。さらに不足する場合には、県災害対策本部室、近隣市町村、応援協定団体に対して、要請を行って調達した食料を被災者等に供給するものとする。

(ｳ)　食料の供給活動に際しては、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。

イ　関係機関が実施する対策（赤十字奉仕団）

市の災害対策本部と連携をとり、炊き出し等被災者援護を実施するものとする。

ウ　市民が実施する対策

市民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努めるものとする。

〈応急用米穀の供給基準〉

供　給　の　対　象	精 米 必 要 量
1　被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1 食当たり 精米 200 グラム
2　災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1 食当たり 精米 300 グラム

〈食料の調達供給に関する図表〉

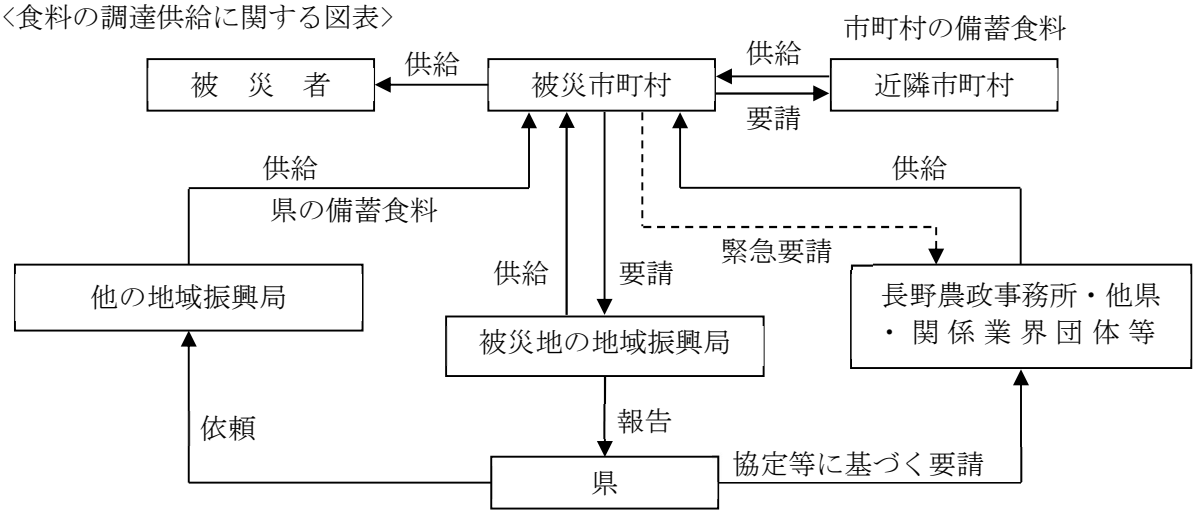

--------　は、長野農政事務所等に対する緊急要請

第１４節　飲料水の調達供給活動

【水道事業部】

第１　基本方針

災害時における飲料水は、６箇所の応急給水拠点（災害時確保容量 9,565 ㎥、一人当りの応急給水量 143 ﾘｯﾄﾙ約 10 日分の貯水）により確保する。その他、ボトルウォーター製造会社等との災害協定に基づき、飲料水の調達を行う。

災害協定を締結している塩尻市水道事業協同組合と連携し、応急給水活動により飲料水の供給を行う。

また、断水世帯、避難所、病院等を中心に、給水車、給水タンク、ボトルウォーター等により飲料水の供給を行い、被災の規模により本市単独では給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会災害等相互応援要綱により他市町村に給水応援を依頼する。

第２　主な活動

１　被害状況の確認、断水範囲などの情報収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、飲料水の調達供給活動を行う。

２　飲料水を供給するため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業に取り組み、給水機能の回復に努める。

第３　活動の内容

１　飲料水の調達

(1)　基本方針

応急給水拠点、被災をまぬがれた配水池などの上水道施設などで飲料水を調達し、給水車・給水タンク等により、災害協定などを締結している塩尻市水道事業協同組合と連携し、応急給水活動を行う。また、被災のまぬがれた浄水場並びに避難施設などに設置されている貯水槽などにろ過器を装備することで飲料水の調達を行う。

加えて、洗馬農業協同組合や信州エコプロダクツ㈱と締結した「災害時における緊急飲料水の供給に関する協定書」に基づく、飲料水の調達、相互応援要綱等による他事業者からの応援給水により調達する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　被災状況を確認し飲用可能な飲料水の確保を行う。

(ｲ)　ボトルウォーター製造会社等との災害協定に基づき、災害時における飲料水を確保する。

(ｳ)　プール等にろ水器を設置し、飲料水の確保を行う。

(ｴ)　浄水場に自家用発電機を装備し、停電時においても施設稼働により飲料水を確保する。

(ｵ)　市で対応が困難な場合は、応援要請を行う。

イ　県が実施する対策

(ｱ)　被害状況、飲料水・給水用具の確保状況等の情報収集を行うものとする。(環境部)

(ｲ)　被災の状況により、相互応援要綱等による調整及び必要に応じ国、他都道府県及び県内の他事業者への支援要請を行うものとする。(環境部)

(ｳ)　地域振興局長は災害発生時に、管内市町村からボトルウォーターの供給について要請があった場合、当該地域振興局のボトルウォーターの供給を行うとともに、供給数量を危機管理部長あてに報告するものとする。なお、市町村からの要請量が当該地域振興局の備蓄量を上回る場合は、当該地域振興局は危機管理部長に必要量を報告するものとし、危機管理部長は他の地域振興局にボトルウォーターの供給を依頼するものとする。(危機管理部)

(ｴ)　サントリービバレッジサービス株式会社との協定に基づきボトルウォーターの供給を要請する。(危機管理部)

ウ　県企業局が実施する対策

(ｱ)　浄水場の点検を実施し、飲料水の調整が可能か判断するものとする。

(ｲ)　非常用水源井戸により飲料水の調達を行うものとする。

(ｳ)　給水袋等給水資材の備蓄場所・数量の確認を行うものとする。

エ　市民が実施する対策

ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。

２　飲料水の供給

(1)　基本方針

本計画の定めるところにより、断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。また、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　断水地域の把握等情報の収集を行う。

(ｲ)　出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。

(ｳ)　給水用具の確保を行う。

(ｴ)　災害により水道装置、井戸等が被災し、飲料水が得られない被災者に対しては、給水車、給水タンク、ボトルウォーター等を用いた応急給水活動により、必要な飲料水を供給する。

(ｵ)　生活用水についても、必要最小限の供給を図る。

(ｶ)　被災の状況により、市のみでは対応できないときは、他市町村、県または日本水道協会などに支援を要請する。

(ｷ)　復旧作業に当たり、塩尻市水道事業協同組合及び塩尻市指定給水装置工事事業者と調

整を行う。

(ｸ)　市民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

イ　県が実施する対策（環境部）

(ｱ)　断水地域の把握等、情報の収集・提供を行うものとする。

(ｲ)　感染症の発生を未然に防止するため、飲料水の供給について市町村を指導するものとする。

(ｳ)　相互応援要綱等による連絡調整を行うほか、他都道府県等からの応援が必要な場合は、（公社）日本水道協会に要請を行うものとする。

ウ　県企業局が実施する対策

(ｱ)　断水地域の把握等、情報の収集を行うものとする。

(ｲ)　管路の点検を行い、優先して重要給水施設へ飲料水を供給するものとする。

(ｳ)　給水車により、市が設置した飲料水供給場所へ飲料水を供給するものとする。

(ｴ)　「安心の蛇口」設置箇所では、組立式応急給水栓による、飲料水の供給に協力するものとする。

(ｵ)　ボトルウォーターや給水袋等の給水資材を、市が設置した飲料水供給場所へ供給・配布する活動を市と協力して行うものとする。

(ｶ)　市が行う飲料水の供給作業への協力を行うものとする。

(ｷ)　給水車の出動体制、給水拠点の確保・確認を行うものとする。

(ｸ)　給水区域の市と締結した災害協定に基づき、次の取り組みを行うものとする。

a 被災状況、復旧見通し等を市へ連絡をする等情報共有を図るものとする。

b 市の応急対策方針を踏まえて、市と連携して応急給水を行うものとする。

c 応急給水活動で水を補給する施設及び設備（配水池、予備水源、安心の蛇口等）を市と相互利用するものとする。

d 市と連携・協力して、住民に対して飲料水の供給等に関する広報活動を行うものとする。

第１５節　生活必需品の調達供給活動

【総務部】

第１　基本方針

災害発生後、市民の避難所での状況をいち早く把握して、備蓄された生活必需品を被災者に対して供給する。

また、不足分は地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて、迅速な調達供給活動を行う。

なお、被災地で求められている物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、性別によるニーズの違いに配慮する。

第２　主な活動

１　被災状況等による生活必需品の不足状況、被災者の要望等を調査し、市では調達できないものを関係機関に協力を要請する。

２　調達された生活必需品を迅速に供給する。

第３　活動の内容

１　生活必需品の調達

(1)　基本方針

被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の効率的な調達・確保に努める。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等の調達・確保について「災害時における応急生活物資の調達に関する協定」などに基づき、関係機関から調達する。

(ｲ)　不足分等については、県、協定に基づいた地方公共団体、関係業界団体等へ要請する。

イ　県が実施する対策（危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部）

市町村からの要請に備え、県内流通業者、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会等との協定先に、災害発生後適切な時期に調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認し、市からの要請のあった場合、生活必需品の調達を図るものとする。

特に、要配慮者については、介護用品、育児用品等、要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達・確保に十分配慮するものとする。

ウ　関係機関・関係団体が実施する対策

生活必需品取扱機関・団体等は、市及び県の実施する活動を支援するよう努めるものとする。

２　生活必需品の供給

(1)　基本方針

調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

輸送の方法については、第９節「緊急輸送活動」による。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

避難所における生活必需品の充足状況等を把握し、「災害時における応急生活物資の調達に関する協定」などに基づいて調達・確保した生活必需品を、必要に応じて関係機関、ＮＰＯ・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給し、分配する。

特に、高齢者、障がい者等要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど、十分に配慮する。

イ　県が実施する対策（危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部）

市の要請に基づき、迅速に供給するものとする。

ウ　市民が実施する対策

市民は、手持ちの生活必需品等を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努めるものとする。

第１６節　保健衛生、感染症予防活動

【健康福祉部】

第１　基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

第２　主な活動

１　保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに、食品衛生上の危害防止のための措置を講じる。

２　平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時においては、衛生指導、健康調査など感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。

第３　活動の内容

１　保健衛生活動

⑴　基本方針

災害発生直後から、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講じる。

⑵　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映する。

(ｲ)　被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。

(ｳ)　県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。

(ｴ)　被災者の食料確保のため、炊き出しその他食品の調達について、県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

イ　県が実施する対策（健康福祉部）

(ｱ)　被災者の健康管理のため、市と連携して現地での健康相談等を行うとともに、感染症

の予防措置等保健衛生面での指導等を行い、避難所における健康意識の向上に努めるものとする。

(ｲ)　被災による精神的ショックや避難生活の長期化による精神的ストレス等に対応するため、市や医療関係者と連携し、必要に応じ関係機関に、精神科医師等の専門職員から成る災害派遣精神医療チーム（DPAT）または心のケアチームの派遣を要請するとともに、災害の規模、被災者の状況等に応じ、国（DPAT 事務局）に対して他都道府県の災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣調整を要請するものとする。

(ｳ)　市と連携して要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、医療機関の受診状況や住まいの状況の確認等を行い、継続ケアに努めるものとする。

(ｴ)　安全かつ確実な食料の提供のために、市の協力を得ながら以下の対策を行うものとする。

ａ　被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ、栄養指導を行うものとする。

ｂ　炊き出しによる現場給食の栄養指導・食品衛生指導を行うものとする。

ｃ　提供食品（救護食品を含む。）の栄養管理等の指導、保管場所、保管方法及び運搬方法の衛生指導を行うものとする。

ｄ　必要に応じ、提供食品（救護食品を含む。）の検査を行い、不良食品の排除に努めるものとする。

ｅ　災害発生の季節・気象状況に応じた食品衛生指導を行うものとする。

ｆ　被害を受けた食品等の状況に応じ、食品衛生上の危害防止のために必要な措置をとるものとする。

ウ　関係機関が実施する対策

(ｱ)　医師会等は、行政との連携の下に、医療情報等の速やかな提供に努めるものとする。

(ｲ)　看護協会等は、行政との連携の下に、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うように努めるものとする。

(ｳ)　栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携の下に、栄養指導・炊き出し等を行うよう努めるものとする。

(ｴ)　関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておくものとする。

エ　市民が実施する対策

(ｱ)　医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるものとする。

(ｲ)　市民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行うものとする。

２　感染症予防対策

(1)　基本方針

感染症予防対策用物品及び器具の整備及び訓練、資機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、松本保健福祉事務所及び関係機関と密接な情

報交換を行い、感染症予防対策を講じる。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時は迅速に対応する。

(ｲ)　災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（点検を含む。）、機材の確保を図る。

(ｳ)　感染症発生予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防活動ができるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。

(ｴ)　感染症の発生を未然に防止するため、松本保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じる。

また、避難所運営委員会の衛生班により、予防のための指導の徹底を図る。

(ｵ)　災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。

(ｶ)　被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(ｷ)　関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、松本保健福祉事務所を経由して県へ報告する。

(ｸ)　感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、松本保健福祉事務所を経由して県に提出する。

(ｹ)　災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。

なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、松本保健福祉事務所を経由して県に提出する。

(ｺ)　避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

イ　県が実施する対策（健康福祉部）

(ｱ)　災害時の迅速な感染症予防対策に備え、感染症予防対策のための組織を明確化すると

ともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応するものとする。

(ｲ)　災害時に備え、感染症予防対策用物品の確保及び訓練（点検を含む。）を行い、被災時は資機材の適切な導入について関係機関に対し指示を行うものとする。

(ｳ)　災害時の感染症発生予防のため、平常時から広報活動を実施し、予防教育を行うとともに、被災時は感染症に関する情報提供を行うものとする。

(ｴ)　実情に即応した迅速な感染症予防活動を実施及び指導するため、災害発生後直ちに現地調査を行い、被害が甚大な市町村に対しては、職員を現地に派遣し適切な指導に当たるものとする。

(ｵ)　感染症の発生予防やまん延防止のため、市の協力を得て、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康調査、健康診断等の感染症予防活動や適切な医療提供をするとともに、市へ、消毒、ねずみ族や昆虫等の駆除及び予防接種法に基づく臨時予防接種の実施について指示するものとする。

なお、市が感染症予防活動及び消毒その他の措置を行う場合は、市の要請に基づき、必要に応じて支援するものとする。

(ｶ)　状況把握及び今後の対策のため、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、災害防疫実施要綱に基づき国へ報告するものとする。

(ｷ)　感染症予防活動完了後は、被災市町村からの災害防疫完了報告書を取りまとめ国へ報告するものとする。

(ｸ)　災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防対策に要した経費とは明確に区分して把握するものとする。

なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、市の報告額を審査した後国へ提出するものとする。

(ｹ)　被害が広範囲にわたり、他都道府県からの感染症予防対策に関する応援が必要となった場合及び他都道府県への応援が必要となった場合を想定し、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ都道府県への応援要請、関係機関との連絡調整を行うものとする。

(ｺ)　被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(ｻ)　避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

ウ　市民が実施する対策

市の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める

ものとする。

　また、避難所においては、市の指導の下に施設管理者が中心となり、衛生班を編成して、感染症予防に努めるものとする。

第１７節　遺体の捜索及び対策等の活動

【健康福祉部・市民地域部】

第１　基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、市が警察署、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察が定める長野県警察災害警備計画により行われるが、検視に当たっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にするとともに、医師会、歯科医師会、松本歯科大学、病院等医療機関の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援によりその処理を遅滞なく進める。

第２　主な活動

１　関係機関との連携を密にし、遺体の捜索及び検視準備等を行う。

２　多数の死者が生じた場合、衛生上の問題及び人心の安定を図ることが必要であり、的確な遺体対策を行う。

第３　活動の内容

１　遺体の捜索及び対応

⑴　基本方針

遺体の捜索は、市が県警察本部、松本広域消防局及び木曽広域消防本部等の協力の下に行い、多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等について的確な対応を行う。

遺体の検視、検証、遺体検分については、塩尻警察署長が行い、検視場所、遺体安置場所等はあらかじめ把握しておく。しかし、避難場所、建物の崩壊等により使用不可能となることもあり、空き地を利用してのテントによる検視活動の準備も必要である。

また、検視の主目的は、死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視、解剖に移行する。

⑵　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　被害が大規模のため、他市町村等からの応援が必要となった場合及び他市町村等への応援が必要となった場合を想定し、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ県及び関係市町村等への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。

(ｲ)　検視（検案）における事前準備を次のとおり行い、被災時は、県及び関係機関と協議し、適切な指示を行う。

ａ　県、松本歯科大学、医療機関など関係機関との連携を行う。

ｂ　検視場所、遺体安置場所等には、市総合文化センター講堂のほか、松本歯科大学等

の協力を得て、検視場所、遺体安置場所等の把握、確保を行う。

(ｳ)　検視については、塩尻警察署及び関係機関が行う。

(ｴ)　被災現場付近の適切な場所に遺体の収容所及び一時安置所を設け、遺体を収容する。また、葬儀業者、遺体安置機材等取扱者の把握、確保を行う。

(ｵ)　収容した遺体及び遺留品等の整理について、必要な事項を定める。

(ｶ)　身元不明の遺体の埋・火葬を行う。

(ｷ)　外国籍市民遺体を引き受けた場合は、遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の安置についての協議をする。

(ｸ)　遺体の運搬、棺及び火葬場の不足等遺体対策に関して、他地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請する。

(ｹ)　遺体の捜索、輸送、収容、埋・火葬等について、県と協議の上、必要な基準を設ける。

(ｺ)　火葬許可証発行事務処理体制の整備を行い、必要に応じ、特例火葬許可証発行の手続をとる。

(ｻ)　遺体の処理のための費用は、災害救助法等の定めるところにより処理する。

(ｼ)　遺体の捜索、収容、埋葬期間については、災害救助法に基づいて行う。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

市の常備消防事務を処理している機関として、消防本来の業務に支障のない範囲において、警察等関係機関と協力して、遺体の捜索を行うものとする。

ウ　県が実施する対策（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

(ｱ)　被害が広範囲にわたり、遺体の捜索、検視及び火葬等に関する他都道府県からの応援が必要となった場合及び他都道府県への応援が必要となった場合を想定し、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ、他都道府県への応援要請、関係機関との連絡調整を行うものとする。

(ｲ)　市長から遺体運搬車の応援に関して要請をされ、かつ、必要があると認められるときは、速やかに（公社）長野県トラック協会長に応援要請をするものとする。

(ｳ)　市長から、棺及び火葬場の不足等遺体対策に関して応援を要請され、かつ必要があると認められるときは、「長野県広域火葬計画」に基づき、他市町村との連絡調整、他都道府県への応援要請を行うものとする。

(ｴ)　市から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の運搬等に関して応援を要請され、かつ必要があると認められるときは、信州葬祭業協同組合若しくは全日本葬祭業協同組合連合会に、「災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定」に基づき応援を要請するものとする。

(ｵ)　遺体の捜索、輸送、収容等について、必要な基準を設けるとともに、市町村の活動の支援を行うものとする。

(ｶ)　検視（検案）における事前準備を以下のとおり行い、被災時は、関係機関に対する適切な指示を行うものとする。

a　市町村、医療機関等関係機関との連携を行うものとする。

b　検視場所、遺体安置場所等施設の把握、確保を行うものとする。

c　医療機関との連携、検案医師・歯科医師等との協力体制を確保するものとする。

d　葬儀業者、遺体安置機材等取扱業者の把握、確保を行うものとする。

e　検視に使用する装備資器材の整備を行うものとする。

f　多数死体検視要領を策定し、体制の確立と教養訓練を実施するものとする。

(ｷ)　検視実施要領を以下のとおりとする。

a　多数遺体の検視に当たっては、一般の遺体観察と同様適正な遺体観察を行うものとする。

b　検視は受付順に行い、発見から遺体の引渡しまで、一連の流れが判る遺体発見表を貼付するものとする。

c　検視は迅速に行い、身元が明らかで引取人があるときは、速やかに引き渡すものとする。

d　すべての遺体について写真撮影を行い、必要に応じて指紋、歯型、血液型資料を採取し、身体特徴、着衣、所持品等詳細な記録を行う等、身元確認資料の収集に万全を期すものとする。

(ｸ)　身元確認・遺体の引渡しについては、以下のとおりとする。

a　身元の確認は、遺族等関係者複数に確認させるほか、可能な限り指紋、歯型等による確認を行い、誤りのないよう慎重を期すものとする。

b　本籍地の不明な遺体は、死体取扱規則第９条の規定に基づき、遅滞なく市長にその所持品等とともに引き渡すものとする。この場合においては、死亡報告書に死体見分調書（多数死体見分調書）を添えて行い、遺体及び所持金品引取書を徴しておくものとする。

c　行方不明者に関する相談窓口を設け、行方不明者の特徴を把握して、身元確認に最大限の努力をするものとする。

(ｹ)　外国籍市民の遺体の措置については、以下のとおりとする。

a　所轄警察署長は、死者が外国籍市民であることが判明したときは、死体取扱規則第２条の規定に基づき、遅滞なくその旨を領事機関に通報するものとする。

b　遺体の引渡しを受ける遺族等が日本にいない場合は、遅滞なく市長にその所持品等とともに引き渡すものとする。

エ　その他関係機関・関係団体が実施する対策

（社）塩筑医師会、塩筑歯科医師会等により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検案等の処理を行うものとする。

オ　市民が実施する対策

身元確認のできない遺体について、不明者のリスト等により確認の協力を行うものとする。

第１８節　廃棄物の処理活動

【市民地域業部・農林部・水道事業部】

第１　基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となり、早急な処理活動を行う。

処理場等施設が災害等により機能しない場合は、広域応援により処理する。

第２　主な活動

１　ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。

２　処理能力を超える場合及び施設の破損等の場合は、広域応援による処理を行う。

第３　活動の内容

１　ごみ、し尿処理対策

(1)　基本方針

被災地における衛生的環境を確保するため、廃棄物の処理活動を行う。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼動見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。

(ｲ)　被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機械リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理を行う。

(ｳ)　下水道供用地域で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じ仮設トイレの設置を行う。

(ｴ)　生ごみ、し尿等の腐敗性廃棄物については、防疫に留意し可能な限り早期の収集を行う。

(ｵ)　災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、周辺環境等考慮し、速やかに仮置き場を設け、住民へ周知する。

(ｶ)　ごみの搬出の際は、処理施設の負担軽減を図るため、できる限り分別収集の指導を行う。

(ｷ)　ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請するものとする。

(ｸ)　災害により発生した企業ごみは、できる限り自社努力により処理を行うよう指導する。

(ｹ)　災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに松本地域振興局（環境課）へ報告する。

イ　県が実施する対策

(ｱ)　災害発生後、松本地域振興局（環境課）を通じて速やかに被災地における災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握のための活動を行うものとする。（環境部）

(ｲ)　市等から、ごみ、し尿の処理に必要な処理業者の手配について要請を受けた場合は、（一社）長野県資源循環保全協会、長野県環境整備事業協同組合との協定に基づき、両団体に対し協力要請を行うものとする。（環境部）

(ｳ)　市町村から仮設トイレの設置について要請を受けた場合や、設置が必要と認められた場合は、（一社）日本建設機械レンタル協会長野支部との「災害時における災害応急資機材のリースに関する協定」に基づき、協力要請を行うものとする。（危機管理部）

ウ　市民が実施する対策

ごみについては、できる限り分別を行い、市の指定した場所に搬入し、集積場所の衛生確保に努めるものとする。

２　廃棄物処理の広域応援

(1)　基本方針

災害により発生した廃棄物が、処理施設の破損及び発生量の増大により市の施設のみでは処理が困難と認められる場合は、広域的な応援の要請を行う。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

処理施設の破損及び廃棄物の発生量の増大により、市の施設のみでは処理が困難な場合は、他市町村からの応援により処理する。

イ　県が実施する対策（環境部）

市町村等の広域的な支援の要請、調整を図るものとし、大規模災害により被災市町村、近隣市町村のみでは廃棄物処理が困難と認められるときは、他都県等に対して支援を要請する。

３　死亡獣畜処理

(1)　基本方針

災害によりへい死した獣畜は、環境の保全、衛生の確保等のため早急な処理を行う。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　へい獣が生じた場合は、化製場、産業廃棄物処理業者等の協力を得て早期処理を行う。

(ｲ)　大量のへい獣が生じ、化製場、産業廃棄物処理業者等の処理ができない場合は、臨時の埋葬箇所を設け処理する。

イ　関係機関・関係団体が実施する対策（松本ハイランド農業協同組合、洗馬農業協同組合）

大量のへい獣が生じた場合は、農家とともに化製場への持ち込み、埋葬箇所への運搬等を行う。

ウ　市民が実施する対策

(ｱ)　大量のへい獣が生じた場合は、環境の保全、衛生の確保等の必要性から関係機関の協力を得て、化製場、産業廃棄物処理業者または埋葬箇所への運搬を行い、早急に処理するものとする。

(ｲ)　ペット等の小動物については、焼却施設または埋葬箇所等へ搬入し、処理を行うものとする。

第１９節　社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

【総務部・商工観光部】

第１　基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

第２　主な活動

１　災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。

２　災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第３　活動の内容

１　社会秩序の維持

(1)　基本方針

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

従って、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

(2)　実施計画

ア　県が実施する対策（警察本部）

(ｱ)　災害に便乗した窃盗事犯の取締り

(ｲ)　災害に便乗した悪質商法事犯の取締り

(ｳ)　災害に便乗した産業廃棄物の不法処分事犯の取締り

(ｴ)　災害に便乗したサイバー攻撃に関する情報収集・分析・取締り

(ｵ)　広報啓発活動の推進

(ｶ)　防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施

(ｷ)　避難所等への定期的な巡回

２　物価の安定、物資の安定供給

(1)　基本方針

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活必需品等の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等が起こるおそれがある。このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。

(ｲ)　適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。

(ｳ)　情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。

(ｴ)　買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。

(ｵ)　管内または広域圏で流通業者との連携を図る。

イ　県が実施する対策（県民文化部）

(ｱ)　物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活必需品等の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等を防ぐため、価格需給動向について調査、監視を行うものとする。

(ｲ)　調査結果を基に関係機関で対応を協議し輸送ルートの確保等在庫不足等の早期解消に向け必要な措置を講じるものとする。

(ｳ)　適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。

(ｴ)　情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。

(ｵ)　買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口を設置するものとする。

ウ　企業等が実施する対策

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図るものとする。

エ　市民が実施する対策

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第２０節　危険物施設等応急活動

【総務部、商工観光部】

第１　基本方針

大規模地震発生時に、危険物施設等に破損が生じた場合、危険物の流出、爆発、火災等により、周辺住民等に多大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、地震発生後の施設、設備等の点検を実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

第２　主な活動

１　危険物施設における PRTR 対象物質などの危険物の流出、爆発及び火災の発生防止及び被害拡大防止のための応急対策を実施する。

２　火薬類、高圧ガス及び液化石油ガス施設における火災、爆発及び漏洩の発生並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

３　毒物・劇物保管貯蔵施設における毒劇物の漏洩、流出等の発生防止及び被害拡大防止のための応急対策を実施する。

４　放射性物質使用施設における放射線源の露出、流出等の発生防止及び被害拡大防止のための応急対策を実施する。

５　アスベスト使用建築物等における、アスベストの飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施

６　大気汚染防止法で定めたばい煙または特定物質の排出の防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施

第３　活動の内容

１　共通事項

(1)　基本方針

大規模地震等発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2)　実施計画

ア　県及び市が実施する主な対策

(ｱ)　災害時等における連絡（県・市）

危険物施設等において災害時における関係機関との連絡体制を確立するものとする。

(ｲ)　漏洩量等の把握（県・市）

関係機関との連携の上、飛散、漏れ、流出、または地下に浸透した危険物等の種類、量、その流出先の把握に努めるものとする。

(ｳ)　危険物施設等の管理者等に対する指導（県・市）

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導するものとする。

(ｴ)　周辺住民への広報の実施（市）

周辺住民に対しての広報活動を行い、安全を確保する。

(ｵ)　避難誘導の実施（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入りを禁止するものとする。

(ｶ)　環境汚染状況の把握（県・市）

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握するものとする。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行うものとする。

(ｷ)　人員、機材等の応援要請（県・市）

必要に応じて、隣接県・市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行うものとする。

イ　危険物施設等管理者が実施する主な対策

(ｱ)　危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置を講ずるものとする。

(ｲ)　危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、または発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡するものとする。

(ｳ)　危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

２　危険物施設応急対策

(1)　基本方針

大規模地震等発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

危険物施設の被害状況に関する情報収集に努め、火災、爆発、流出及びそのおそれがあるときは、直ちに松本広域消防局若しくは、木曽広域消防本部に通報する。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

(ｱ)　危険物施設の緊急時の使用停止命令等

広域連合長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずるものとする。

(ｲ)　災害時における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立するものとする。

(ｳ)　危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる次項について指導するものとする。

a　危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止または制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をするものとする。

b　危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握に努めるものとする。

c　危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による油の流出、異常反応、浸水等による拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。

d　危険物施設における災害発生時の応急措置等

(a)　応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

(b)　関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防機関及び警察等の関係機関に通報するものとする。

(c)　相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

(d)　従業員及び周辺地域住民に対する措置

警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

ウ　県が実施する対策（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域へ

の人及び車両の立入りを禁止するものとする。

また、移動可能な危険物を他施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請するものとする。

エ　その他関係者が実施する対策

(ｱ)　危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止または制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をするものとする。

(ｲ)　危険物施設の緊急点検

危険物施設に損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握をするものとする。

(ｳ)　危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による危険物の広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。

(ｴ)　危険物施設における災害発生時の応急措置等

a　応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

b　松本広域消防局及び木曽広域消防本部への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防機関等に通報するものとする。

c　相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

d　従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

3　火薬類等災害応急対策

(1)　基本方針

火薬類取扱施設は、地震により発生する直接的な被害より、むしろ地震火災による火薬類の誘爆あるいは火薬庫の倒壊等による火薬類の盗難・紛失などの二次災害の危険性が高い。

このため、地震災害等において被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

(2)　実施計画

ア　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

関係機関と連携協力し、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入りを禁止するものとする。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動等について、火薬類施設管理者等に対して要請するものとする。

イ　県が実施する対策

(ｱ)　産業労働部が実施する対策

火薬類取扱施設の管理者等に対し、次の応急対策について指導徹底を図るものとする。

a　保管または貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す場合には、見張り人を付け、関係者以外の者が近づけないようにすること。

b　火薬類が流出した場合には、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対し、火薬類の危険性について広報を行い周知すること。

(ｲ)　警察本部が実施する対策

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入りを禁止するものとする。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請するものとする。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行うものとする。

4　高圧ガス施設応急対策

(1)　基本方針

高圧ガス製造施設等については、震災時における火災、爆発、漏洩等により周辺住民等に対し大きな被害を与えるおそれがある。

地震による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

警察及び消防機関に直ちにその旨を通報する。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

(ｱ)　災害発生地を管轄する消防署・出張所及び消防局担当者は、災害規模等により現場指揮本部を設置するものとする。

(ｲ)　関係者等からの情報収集により、災害規模及び被害状況を把握し、消防活動方針を決定するものとする。

(ｳ)　火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱規制及び市民の立入制限を実施するものとする。

ウ　県が実施する対策

(ｱ)　産業労働部が実施する対策

a　高圧ガス関係事業所に対し、次の応急対策の確立について指導徹底を図るものとする。

(a)　施設の保安責任者は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察及び消防機関に直ちにその旨を通報すること。

(b)　高圧ガスの漏洩あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検、出火防止の措置をとること。

(c)　製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、また放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させること。

(d)　貯蔵所または充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移すこと。

(e)　漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、火災防止の初期消火に努めること。

(f)　災害時には、その状況に応じ、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し、人命の安全を図ること。

(g)　状況に応じ、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。

塩尻市内及び近隣の防災事業所

種　　類	事業所名	電話番号	所　在　地
液化石油ガス	エナキス㈱ 塩尻支店	52-0672	広丘野村 1613
一般高圧ガス	㈱宮原酸素	昼 57-5200 夜 57-5202	広丘吉田 1078-1
毒性ガス	鍋林㈱あづみ野配送センター	昼 0261-62-9950 夜 080-1311-3619	北安曇郡松川村 南神戸 4363-32
	東日本エア・ウォーター甲信越支社	昼 78-5700 夜 090-2050-0931	松本市梓川倭 3878-1
特殊高圧ガス	日本エア・リキード㈱ 東日本地域本部諏訪営業所	0266-62-5758	諏訪郡富士見町 富士見 268-1

b　高圧ガス運送者に対し、次の応急対策について指導徹底を図るものとする。

(a)　状況に応じ、車両を安全な場所に移動させるとともに、付近の火気を管理すること。

(b)　輸送している容器が危険な状態になったときは、周辺の人を安全な場所へ退避させること。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所へ退避させること。

(c)　長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。

(ｲ)　警察本部が実施する対策

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入りを禁止するものとする。

また、移動可能な容器等を他施設に移動するよう、関係者等に要請するものとする。

エ　事業所が実施する対策

(ｱ)　施設の保安責任者は、応急措置をとるとともに、警察及び消防機関に直ちにその旨を通報するものとする。

(ｲ)　高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検及び出火防止措置をとるものとする。

(ｳ)　貯蔵所または充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移すものとする。

(ｴ)　火災が発生した場合は、状況を的確に把握し、初期消火に努めるものとする。

(ｵ)　周辺住民等に対し、火気の取扱いについて広報するとともに、ガスの種類に応じて避難、誘導等人命の安全を図るものとする。

5　液化石油ガス施設応急対策

(1)　基本方針

地震発生時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、(一社) 長野県ＬＰガス協会に依頼されているが、大規模地震発生時においては、他地区からの応援体制など、より効果的な体制で活動する必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　災害後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被害地に対する液化石油ガスの緊急輸送及び被災家庭、避難所等に対する迅速な設備の復旧並びに臨時供給については、長野ＬＰ協会松本支部及び (一社) 長野県ＬＰガス協会と締結した「災害時におけるＬＰガスの供給等に係る協力に関する協定」に基づき依頼をする。

(ｲ)　避難所等で使用するコンロ、ボンベ等の確保に努める。

(ｳ)　仮設住宅等の臨時供給体制を確保する。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

(ｱ)　延焼等のおそれのある液化石油ガス一般消費設備について、容器の回収等に努めるよう、住民、関係機関に指導するものとする。

(ｲ)　火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱規制及び住民の立入制限を実施するものとする。

(ｳ)　臨時的、仮設的供給施設等の火災予防広報及び指導を徹底するものとする。

ウ　県が実施する対策（産業労働部）

(ｱ)　液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施（特に病院、避難所とな

る学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施）について、（一社）長野県ＬＰガス協会に要請するものとする。

(ｲ)　容器の流出等のおそれがある容器置場や供給設備について、容器の搬出または流出防止措置をとるよう、（一社）長野県ＬＰガス協会に要請するものとする。

(ｳ)　地震後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について手配するよう、（一社）長野県ＬＰガス協会に要請するものとする。

(ｴ)　被災家庭及び避難所等に対する迅速な液化石油ガス設備の復旧及び臨時供給について、（一社）長野県ＬＰガス協会に要請するものとする。

(ｵ)　避難所等で使用するカセット式ガスコンロ及びカセットボンベの調達について（一社）長野県ＬＰガス協会に要請するものとする。

(ｶ)　仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給について、他県の応援を含めた対応を、（一社）長野県ＬＰガス協会に要請するものとする。

(ｷ)　救援活動により持ち込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄または放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知について、（一社）長野県ＬＰガス協会に要請するとともに、消費者広報を行うものとする。

エ　長野ＬＰ協会松本支部及び（一社）長野県ＬＰガス協会の実施する対策

(ｱ)　災害発生時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するものとする。

(ｲ)　消防署等の指導のもと、容器回収に努めるものとする。

(ｳ)　被災家庭及び避難所等に対する迅速な液化石油ガス設備の復旧及び臨時供給を行うものとする。

(ｴ)　仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給を行うものとする。

6　毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

(1)　基本方針

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等が地震災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、漏れ、流出、または地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、または発生するおそれがある場合は、施設の責任者は、直ちに的確な情報を保健福祉事務所、警察署及び消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

また、県は、事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸着剤等の速やかな供給を行う。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

(ｲ)　飲料水汚染のおそれがある場合は、下流の水道取水地区担当機関及び井戸水使用者、水利権者等への通報を行う。

(ｳ)　事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸着剤等の速やかな供給を行うために、事

故処理剤を県に要請する。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

中和剤、吸着剤等の使用により、毒物劇物の危害防除等の特殊災害対応活動を行うものとする。

ウ　県が実施する対策

(ｱ)　飛散、漏れ、流出、または地下に浸透した毒物・劇物の種類、量等を確認するものとする。(健康福祉部)

(ｲ)　警察署、消防機関と連携して、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止に必要な措置、危険区域の設定、立入禁止の措置及び中毒防止方法の広報を行うものとする。(健康福祉部)

(ｳ)　飲料水汚染のおそれのある場合、市等へ連絡するものとする。(環境部)

(ｴ)　中和剤、吸着剤の速やかな供給を図るものとする。(健康福祉部)

(ｵ)　関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入りを禁止するものとする。(警察本部)

エ　営業者、業務上取扱者及び事業所等が実施する対策

(ｱ)　災害後、直ちに貯蔵設備等の応急点検及び必要な措置を講じるとともに、その旨を保健福祉事務所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。

(ｲ)　毒物劇物の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤、吸着剤等により周辺住民の安全対策を講じるものとする。

7　放射性物質使用施設応急対策

(1)　基本方針

大規模地震発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生または発生のおそれがある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

緊急避難場所等の広報活動を実施する。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

放射性物質使用施設において火災が発生し、または延焼のおそれがある場合は、関係機関、放射線同位元素使用者等と連携し、放射線測定器、放射線防護服等を装備し、検知、消火または延焼防止活動を行うものとする。

ウ　県が実施する対策（警察本部）

関係機関と連携し、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、立入禁止区域を設定し、人及び車両の立入りを禁止するものとする。

エ　放射性同位元素使用者が実施する対策

放射性同位元素使用者等は、当該使用施設が地震により被害を受け、放射線障害が発生し、または発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる

応急措置を実施するものとする。

(ｱ)　放射性物質使用施設に火災が起こり、または施設に延焼するおそれのある場合は、消火または延焼の防止に努めるとともに、直ちに消防機関等に通報するものとする。

(ｲ)　放射線障害の危険のある地域（放射線量１ミリシーベルト毎時を超えるおそれがある区域）内にいる者及び周辺にいる者に避難するよう警告するものとする。

(ｳ)　放射線障害を受けた者または受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難をさせる等緊急の措置をとるものとする。

(ｴ)　放射線同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び排除を行うものとする。

(ｵ)　放射線同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入りを禁止するものとする。

(ｶ)　事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置を行うものとする。

８　アスベスト使用建築物等応急対策

(1)　基本方針

大規模災害発生時において、アスベスト使用建築物等の損傷等によるアスベストの飛散状況の確認や飛散防止の応急対策をアスベスト含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得て実施し、周辺住民の安全を確保する。

(2)　実施計画

ア　県が実施する対策

(ｱ)　被災建築物に関する情報を把握し、アスベストが使用されている可能性のある建築物等を対象に、アスベスト露出状況調査の実施地域を選定する。（松本地域振興局）

(ｲ)　被災建築物のアスベスト露出状況調査が必要となる、アスベスト含有建材に関する知識を有する技術者の派遣人数及び期間について、水大気環境課と協議する。（松本地域振興局）

(ｳ)　調査担当する県職員が不足する場合には、職員の派遣を環境政策課に要請する。（松本地域振興局）

(ｴ)　災害時の応援協定に基づき、協定締結団体に対し調査に要する技術者の派遣を要請する。（環境部）

(ｵ)　派遣可能となった技術者の人数と日数から、調査を実施する建築物等を決定して、被災建築物のアスベスト露出状況調査をする。（松本地域振興局）

(ｶ)　調査の結果、アスベストの露出や飛散のおそれがある状況が確認された場合は、建築物の所有者または管理者に、当該建築物への立入制限や飛散防止対策等の応急措置を要請する。（松本地域振興局）

(ｷ)　所有者等による応急措置が困難な場合は、所有者等からの依頼を得て、市との連携に

より、対象建物周辺の立入制限措置等の応急措置を実施する。（松本地域振興局）

(ｸ)　損壊した建築物の周囲などの粉じんの多い場所での防じんマスクの着用徹底及び正しい着用方法について周知するものとする。（環境部）

(ｹ)　必要に応じてアスベストが飛散しているおそれのある場所について大気中のアスベスト調査を実施し、周辺住民等に対し情報提供を行うものとする。（環境部）

(ｺ)　環境省が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の徹底を事業者に対し指導を行うものとする。（環境部）

9　大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設または特定施設応急対策

(1)　基本方針

大規模災害発生時において、大気汚染防止法で定める事故時の措置を徹底することにより、周辺住民の安全を確保する。

(2)　実施計画

ア　県が実施する対策

大気汚染防止法に基づき、必要に応じて事業者に対し被害の拡大防止の措置をとるよう命ずるものとする。

第２１節　電気施設応急活動

【総務部】

第１　基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

①　早期復旧による迅速な供給再開

②　感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止

を重点に、応急対策を推進するものとする。

第２　主な活動

１　職員、電気工事事業者、関連電力各社による総合的な復旧体制を確立する。

２　復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。

３　感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努めるとともに、必要に応じて節電の呼びかけを行う。

第３　活動の内容

１　応急復旧体制の確立

⑴　基本方針

被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立するものとする。

⑵　実施計画

ア　市が実施する対策

関連機関と連携し、電気施設の早期復旧に協力する。

イ　関係機関が実施する対策（電力関係各社）

(ｱ)　計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行うものとする。

(ｲ)　被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立するものとする。

(ｳ)　電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立するものとする。

ウ　県企業局が実施する対策

(ｱ)　計画に基づいて職員を招集し、直ちに臨時点検を実施して、被害状況と安全性を確認するものとする。

(ｲ)　供給先の電力会社と連携し、復旧体制を確立するものとする。

２　迅速な応急復旧活動

⑴　基本方針

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力

の緊急融通等による早期送電再開に努めるものとする。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

市は、電気事業者が実施する市道区域内の応急復旧工事等については、被災情報を提供するなど、早期復旧に配慮する。

イ　県が実施する対策（建設部）

(ｱ)　大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況の確認を行うものとする。その上で、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。また、国〔経済産業省〕、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するものとする。

(ｲ)　電気事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して、他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での２社以上の工事については、工事現場が輻輳しないよう調整するものとする。（建設部）

ウ　関係機関が実施する対策

(ｱ)　電力会社が実施する対策

ａ　市、県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施するものとする。

また、(2).ア.(ｱ)の場合には、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。

ｂ　復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達するものとする。

ｃ　資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保するものとする。

ｄ　応急工事に当たっては、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行うものとする。

また、緊急復旧を必要とする場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行うものとする。

ｅ　自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給するものとする。

３　二次災害防止及び節電

(1)　基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係機関と

連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努めるものとする。

また、発電所等の被災により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、節電の呼びかけを行う。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

県及び電力会社からの要請に基づき、防災行政無線等により市民に対する広報活動等を行う。

イ　県が実施する対策（危機管理部・環境部）

(ｱ)　電力会社からの報告により、停電地域の実態を把握し、市町村へ情報提供を行うものとする。

(ｲ)　電力各社と連携を密にし、広報に関する指導及び調整を行うものとする。

(ｳ)　電力会社からの報告により、需要量に対して十分電力を供給できない見込みの場合には、市、電力会社と協力して節電の呼びかけを行うものとする。

ウ　関係機関が実施する対策（電力会社）

(ｱ)　電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努めるものとする。

a　停電による社会不安除去に関する事項

(a)　停電の区域

(b)　復旧の見通し

b　感電等の事故防止に関する事項

(a)　垂れ下がった電線に触れないこと。

(b)　断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと。

c　送電再開時の火災予防に関する事項

(a)　電熱器具等の開放確認

(b)　ガスの漏洩確認

(ｲ)　広報に当たっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、緊急メールシステム、市防災行政無線を活用する等、市民に対する周知徹底に努めるものとする。

(ｳ)　需要量に対して十分電力が給電できない見込みの場合には、速やかに県及び市へ情報提供するとともに、節電の協力要請を行うものとする。

第２２節　都市ガス施設応急活動

【総務部】

第１　基本方針

ガス漏えいによる火災・爆発・生ガス中毒の二次災害防止により住民の安全を確保する。速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開をめざし、公共施設としての機能を維持する。

また、被害が大規模な場合、当該都市ガス事業者だけでは応急復旧活動が実施困難であることから、他都市ガス事業者へ応援を依頼した場合の受入体制を整備する。

第２　主な活動

1 巡回点検及び各種情報収集から被害の規模を早期に把握する。その上で、復旧計画を策定し、応急復旧活動を行う。

2 復旧に当たっては、病院、避難所である学校その他の公共機関を優先して復旧するとともに、仮設住宅への臨時供給を迅速に実施する。

第３　活動の内容

1　都市ガス施設応急復旧対策応急復旧対策

(1)　基本方針

ガス施設の巡回点検を重要地点から行うとともに 、各種情報の収集を迅速に行い、被害の規模を早期に把握する。

被害が大の地域にあっては、製造所、供給所、整圧所及び導管に設置してある遮断弁を利用して全域又は一部区域（ブロック）のガス供給を停止した後、工事店の協力を得て応急復旧活動を行う。

当該都市ガス事業者だけでは復旧できないと判断した時は、直ちに他都市ガス事業者に応援を要請する。

復旧対策に関して、住民及び関係機関への広報に努める。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　市道の被害状況の把握を行う。

(ｲ)　掘削工事を伴う場合は、他の占用物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷防止を図るとともに、同一場所での２者以上の応急工事がある場合は、工事現場が輻輳しないための調整を実施する。

(ｳ)　市民への広報活動を行う。

イ　県が実施する対策

都市ガス事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して、他のライフラインの

損傷を防止し、同一箇所での２者以上の工事については、工事現場が輻輳しないための調整を実施するものとする。

ウ　都市ガス事業者が実施する対策

(ｱ)　ガス施設の点検、損傷箇所の早期発見及び緊急措置

(ｲ)　二次災害の発生するおそれがある場合は、住民の避難等の措置

(ｳ)　復旧人員の確保

(ｴ)　復旧資機材の調達

(ｵ)　受入側にあっては、応援都市ガス事業者の受入体制の整備、又、応援側にあっては、適時、適切な応援体制

(ｶ)　復旧状況、ガス使用上の注意等必要な事項を住民及び関係機関への広報

エ　市民が実施する対策

ガス施設損壊の発見又はガス臭を感知した際の通報

２　都市ガス施設応急供給計画

(1)　基本方針

復旧に当たっては、病院、避難所等重要施設の早期復旧を考慮するとともに、ブロックごとに応急復旧活動を実施し、工事完了ブロックから順次供給再開する。

また、可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、早期の供給再開に努める。

(2)　実施計画

ア　都市ガス事業者が実施する対策

復旧優先順位を定める等復旧計画の立案及び応急供給工事の実施

第２３節　上水道施設応急活動

【水道事業部】

第１　基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは、市民生活に重大な影響を与えるため、応急給水活動と上水道施設の復旧を最優先に取り組むこととし、給水に必要な取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の早急な機能回復を図る。

また、早期の応急復旧工事等の施工に係わる手段を講じる。

第２　主な活動

１　情報の収集・連絡を迅速に行い、被災状況の早期把握に努める。

２　応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、早急に復旧作業を行い、給水機能の回復を図る。

第３　活動の内容

１　上水道施設応急復旧対策

(1)　基本方針

「災害時における上下水道施設応急対策業務に関する協定」に基づき、塩尻市水道事業協同組合に復旧作業の要請を行う。

なお、大規模な災害においては、（公社）日本水道協会を通じ、相互応援協定に基づく支援を要請し、早期の復旧を図る。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。

(ｲ)　復旧体制の確立を行う。

(ｳ)　被災の状況により支援要請を行う。

(ｴ)　市民への広報活動を行う。

(ｵ)　塩尻市水道事業協同組合をはじめ、塩尻市指定給水装置工事事業者等との調整を行う。

イ　県が実施する対策

被災の状況により、他都道府県への応援要請を行うものとする。

また、他都道府県が被災し、本県からの応援が必要と認められる場合は、応援活動を行うものとする。

(ｱ)　環境部が実施する対策

ａ　水道事業者に対し、応急復旧工事等について指導を行うものとする。

ｂ　被災状況の把握を行うものとする。

ｃ　応援要請に対しては、相互応援要綱等に基づき調整を行うものとする。

(ｲ)　建設部が実施する対策

水道事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での２者以上の工事については、工事現場が輻輳しないよう調整するものとする。

ウ　県企業局が実施する対策

(ｱ)　「大規模地震時の初動マニュアル」により、水道施設の点検・操作、被害状況の把握を行うものとする。

(ｲ)　水道施設災害時応急措置協力者等へ水道施設災害時等応援措置に関する協定により協力を依頼するとともに、工事の発注を行うものとする。

(ｳ)　本復旧に時間を要する地区については、必要に応じ優先順位を定め、仮配管から配水を行うものとする。

(ｴ)　停電により水道施設の機能維持が困難となった場合、予備電源への切替、燃料の調達、「災害時等の災害対応資機材のリースに関する協定」に基づく資機材の調達、停電回復見込みの情報収集等により、施設の機能維持に努めるものとする。

エ　関係機関が実施する対策

施工業者は、水道事業者が発注する工事に対し、積極的に応じるものとする。

第２４節　下水道施設等応急活動

【水道事業部】

第１　基本方針

下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、市民生活の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震などの災害時においてもライフラインとしてその機能の応急的確保に努める必要がある。

また、市街地での内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため適切な雨水処理が必要である。

このため、地震などによる被害が発生した場合は、まず被災状況などの情報収集に努め、その情報に基づき体制を整備し、関係機関等の協力を得て、応急対策や復旧作業に着手する。

第２　主な活動

１　情報の収集・連絡を迅速に行い、被災状況の早期把握に努める。

２　収集された情報に基づき、応急対策の実施体制を整える。

３　ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策を講じる。

第３　活動の内容

１　情報の収集連絡、被害規模の把握

(1)　基本方針

市は、下水道施設等について、その被害状況を早期かつ的確に把握する必要がある。

このため、下水道施設台帳等を活用し、被災箇所及び被災状況の的確な把握に努める。

(2)　実施計画

ア　市及び県（環境部）が実施する対策

下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設等）を活用し、被災箇所及び被災状況を把握するものとする。

２　応急対策の実施体制

(1)　基本方針

「災害時における上下水道施設応急対策業務に関する協定」に基づき塩尻市水道事業協同組合、及び「災害時における公共施設応急対策業務に関する協定」に基づき塩尻市建設業協会に応急対策や復旧作業の要請を行う。

市は、災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を取る必要がある。

(2)　実施計画

ア　市及び県（環境部）が実施する対策

(ｱ)　災害対策要領に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制を整えるものとする。

(ｲ)　被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講じるものとする。

(ｳ)　災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

３　応急対策の実施

(1)　基本方針

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。市は、確実かつ迅速な被災状況の把握に努め、必要に応じて塩尻市水道事業協同組合や塩尻市建設業協会等の協力を得て、下水道施設等の機能回復のために必要な応急対策を講じる。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　排水施設

a　管渠、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置などを行い、排水機能の回復に努める。

b　工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置を講じる。

(ｲ)　処理施設等

a　停電によりポンプ場及び処理場等の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。

b　処理場等への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。

c　処理場等での下水処理機能が停止した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。

イ　県が実施する対策（環境部）

(ｱ)　管渠

a　管渠、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置などを行い、排水機能の回復に努めるものとする。

b　工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措

置をとらせるものとする。

(ｲ)　処理場等

ａ　停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努めるものとする。

ｂ　処理場等への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行うものとする。

ｃ　処理場等での下水処理機能が停止した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じるものとする。

ウ　関係機関が実施する対策（塩尻市水道事業協同組合、塩尻市建設業協会、）

下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者は、それぞれの管理者の依頼に応じて、緊急調査、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力するものとする。

エ　市民が実施する対策

下水道施設等が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力するものとする。

第２５節　通信・放送施設応急活動

【総務部、企画政策部】

第１　基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。これらの確保を図るため、各機関ごとに必要な対策計画を定める。

第２　主な取組み

１　防災行政無線施設の復旧活動、通信機能維持を行う。

２　県防災行政無線通信施設の復旧活動、通信機能維持及び臨時回線の開設を行う。

３　電気通信事業者は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信確保を行う。

４　放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。

５　塩尻警察署は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設について、関東管区警察局長野県通信部の応援を得て実施する。

第３　活動の内容

１　防災行政無線通信の応急活動

(1)　基本方針

災害情報等の情報を円滑に発信できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、通信の確保に当たる。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。

(ｲ)　通信施設が被災した場合には、市職員と業者により復旧活動を行う。

(ｳ)　停電が発生し、通信施設への復電に長期間かかると予想される場合には、補助電源装置の燃料の確保、供給に当たる。

(ｴ)　孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。

(ｵ)　災害時用通信手段なども使用不能または困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。

２　県防災行政無線通信の応急活動

(1)　基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、県及び防災関係機関との通信回線の確保に当たる。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

通信施設が被災した場合には、県（危機管理防災課）へ報告し、通信の確保に当たる。

イ　県が実施する対策

(ｱ)　業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握するものとする。（危機管理部、総務部、建設部）

(ｲ)　通信施設が被災した場合には、県職員と業者により復旧活動を行うほか、臨時無線回線等を開設し、通信の確保に当たるものとする。（危機管理部、総務部、建設部）

(ｳ)　停電が発生し、通信施設への復電に長期間かかると予想される場合には、燃料の調達、供給を図るものとする。（危機管理部、総務部、建設部）

(ｴ)　通信の輻輳が発生し、情報収集・伝達に支障が発生した場合には、通信の統制を行い、利用可能な電話機を制限し、重要通信を確保するものとする。（危機管理部）

３　電信電話施設の応急活動

(1)　通信確保の基本方針

ア　被災地の通信確保を図るため、災害対策規定に基づき、治安、救援、気象、国、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。

イ　避難場所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置する。

(2)　実施計画

ＮＴＴ東日本㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱が実施する計画

ア　重要通話のそ通話確保

(ｱ)　応急回線の作成、網措置等そ通確保に努めるものとする。

(ｲ)　重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

(ｳ)　非常、緊急通話または非常、緊急電報は、一般の通話または電報に優先して取り扱う対策を講じるものとする。

イ　災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

災害救助法適用された場合等には、避難所等への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努めるものとする。

ウ　無料公衆無線ＬＡＮ（Wi-Fi）の設置

避難所等への無料公衆無線ＬＡＮ（Wi-Fi）の設置に努めるものとする。

エ　携帯電話等の貸出し

避難所等における通信確保のため、市等に対する携帯電話、携帯電話用充電器（マルチチャージャ）、衛星携帯電話等の貸出しに努めるものとする。

オ　災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を速やかに提供するものとする。

カ　情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況並びに通信の被災と復旧状況等の情報提供に努める

ものとする。

4　警察通信施設の応急活動

(1)　基本方針

損傷した通信施設及び利用可能な通信施設の状況を迅速に把握し、通信手段の早期確保及び応急復旧対策の的確な対応を実施する。

(2)　実施計画

警察本部が実施する計画

通信施設が被災した場合、被災状況や警察活動の状況により、次の応急対策を実施するものとする。

ア　災害警備本部の開設

イ　臨時中継所の開設

ウ　臨時基地局の開設

エ　衛星通信回線の開設

オ　非常用通信車、衛星通信車及び応急用通信機器の支援要請

カ　有線応急架設、移動多重無線車等による応急回線の開設

第２６節　鉄道施設応急活動

第１　基本方針

災害発生時においては、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、塩尻駅及び関係機関と密接な連携をとり、被害状況を早急に把握するとともに、被災者の救出等や被害の拡大防止を図ることが必要である。

塩尻駅及び関係機関は、各々の機関の規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れるよう、整備しておくものとする。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。

さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。

第２　主な活動

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、災害発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保など整備し、的確な応急体制を樹立する。

第３　活動の内容

１　基本方針

鉄道施設の被害状況を把握し、危険防止、資機材を確保し、早期復旧を図る。

２　実施計画

(1)　市が実施する対策

ア　道路との交差部における被害状況を早急に把握する。塩尻駅は、情報提供等、市に協力する。特に、広丘吉田の交差部における中日本高速道路株式会社、大門七区の陸橋等を管理する国道事務所、大門二番町のガード等を管理する松本建設事務所などの施設管理者に、迅速かつ的確に情報提供ができるようにする。

イ　道路内に埋設されているライフラインなどの占用埋設物件等の情報を提供し、他の物件の損傷を防止する。

ウ　鉄道への土砂崩落は、県及び関係機関と連携を図りながら、鉄道施設管理者と協議をして早期復旧に当たる。

エ　同一箇所での２者以上の応急活動がある場合は、工事現場が輻輳しないよう必要に応じて調整する。

(2)　県が実施する対策（建設部）

ア　県は、特に道路との交差部の被害状況を早急に把握するものとし、これに対し鉄道施設管理者は、県に協力するものとする。

イ　鉄道施設管理者が、道路区域内で応急活動する場合は、道路管理者に協議の上、応急活動に入るものとし、掘削工事を伴う場合は、道路管理者は他占用物件の情報を提供するとともに、２者以上の応急工事がある場合は、工事現場が輻輳しないよう調整するものとする。

(3)　東日本旅客鉄道㈱が実施する対策

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と綿密な情報連絡を行いうるよう、これに必要な措置等を定めておくものとする。

ア　被害状況の把握

東日本旅客鉄道㈱管内で震度６弱以上の地震が発生した場合等、被害が甚大でかつ広域に及ぶときは、被害状況の早期把握ができるよう、情報連絡拠点及び救助中継基地を指定し、この拠点を介して周辺の被害状況、救助要員の参集状況等を把握する方法を定めておくものとする。

イ　旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておくものとする。

ウ　水防、消防及び救助に関する措置

(ｱ)　出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておくものとする。

(ｲ)　東日本旅客鉄道㈱管内で震度６弱以上の地震が発生した場合は、本社災害対策本部の指示に基づき、非被災支社から被災支社の救助中継基地等に救助要員を派遣するものとする。

エ　建設機材の現況の把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運用について、定めておくものとする。

オ　駅構内の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期するものとする。

カ　災害復旧

(ｱ)　災害復旧の実施の方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。

(ｲ)　災害復旧計画及び実施

災害からの復旧については、応急工事の終了後できるだけ速やかに本復旧計画を立て、これを実施するものとする。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期するものとする。

(4)　東海旅客鉄道㈱が実施する対策

ア　危険防止措置

(ｱ)　地震を感知した場合、乗務員は危険な場所を避け、運転を一時停止するものとする。

(ｲ)　駅長は、その震度に応じて各列車に一時停止、徐行運転等の必要な措置をとるものとする。

(ｳ)　保守担当区長は、路線及び周辺について地上巡回を行い、安全な点検を実施し、列車運転の可否を決定するものとする。

イ　応急体制の樹立

部内規程の定めるところにより、対策本部、現地に復旧本部を設置し、応急対策の推進を図るものとする。

ウ　災害発生時の動員体制

非常呼び出し体制をとり、社員の招集を行うものとする。

(5)　塩尻駅が実施する対策

ア　東日本旅客鉄道㈱管内で震度６弱以上の地震が発生した場合など、被害が甚大で広域に及ぶときは、情報連絡拠点及び救助中継基地が設置されるので、これらの拠点を介して、被害状況、救助要員の参集状況を把握し、長野支社及び関係機関に迅速に報告するものとする。

イ　関係会社、関係機関、行政機関などとの情報連絡網により、的確な情報収集を行い、必要な措置をとるものとする。

ウ　災害時における旅客などの避難について、マニュアルに従い的確な指示、警報伝達、誘導及び収容並びに緊急輸送を行うものとする。

エ　配置された応急用建設機材を使用し、マニュアルに従い的確な措置を行うものとする。

オ　災害時の駅構内の混乱を防止し、秩序を維持するため、関係機関と連携し、駅構内列車等における犯罪の予防、旅客の適切な誘導等の災害警備活動を行い、旅客の安全の確保を図るものとする。

カ　災害からの復旧について、応急工事の終了後速やかに本復旧計画を立て、これを実施する。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、再度同様の災害を被ることがないよう、その適正を期するものとする。

(6)　北陸信越運輸局が実施する対策

ア　鉄道の被害状況を把握するとともに、鉄道事業者に対して必要に応じて、関係列車の非常停止の手配等の指導を行うものとする。

イ　報道機関等と協力して、施設等の被害状況、運行状況等に関する情報については、速やかに乗客等に提供するものとする。

ウ　復旧の長期化が想定される場合には、速やかな復旧を図るため、鉄道事業者及び道路や河川等の関連する事業を施行する者が、相互に連携・協力できるよう調整するものとする。

第２７節　災害広報活動

【企画政策部】

第１　基本方針

未確認の情報や誤った情報等による社会的混乱を防止し、災害時における市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の市民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確で迅速な情報の提供を行うとともに、市民等からの問い合わせ、要望、意見等についても、的確で速やかな対応を行う。

また、災害の発生が予想される場合、市民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、知事、市長等から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国人住民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

第２　主な活動

１　市民等への的確な情報を伝達するための広報活動を行う。

２　市民等からの問い合わせ等に対して的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

第３　活動の内容

１　市民等への的確な情報の伝達

(1)　基本方針

県、関係市町村、放送事業者及び関係機関と相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を、可能な限り多くの媒体を活用して適切に提供する。

また、災害時には情報の混乱等も予想されるので、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

市が実施する次の対策は、通常は危機管理課または関係課が行い、緊急時または災害対策本部設置時には、危機管理総合対策チームまたは広報を受け持つ秘書広報班が本部事務局及び関係部班と緊密な連絡のもとに行う。また、特に大規模地震災害時等の初動時においては、大規模災害時の職員初動行動マニュアルに基づき、危機管理総合対策チームの情報発信部が行う。

(ｱ)　情報の収集

広報活動のための情報は、原則として災害対策本部で収集・整理されたものによるが、被災現場等へ取材員を派遣するなど、必要に応じて直接広報資料の収集活動を行う。

また、塩尻市内の郵便局、塩尻地区タクシー協議会及び、㈱グラフィックなどとの協

定に基づき、各関係機関及び団体から的確な情報収集の協力を受ける。

(ｲ)　広報活動

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、市民等に対し、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、緊急メールシステム、広報車、新聞、テレビ、ラジオ、市ホームページ、ソーシャルメディア、掲示板、ＣＡＴＶ、広報誌等を活用し、災害の規模に応じて次の情報を提供する。なお、ＣＡＴＶに関しては、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、エルシーブイ㈱との協定に基づき、迅速に行う。

また、ラジオに関しては、しおじりコミュニティ放送㈱、エフエム松本㈱との協定に基づき、迅速に行う。

ａ　災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
ｂ　二次災害の防止に関する情報
ｃ　避難所・経路・方法等に関する情報
ｄ　医療機関等の生活関連情報
ｅ　ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
ｆ　交通規制等の状況に関する情報
ｇ　それぞれの機関が講じている施策に関する情報
ｈ　安否情報
ｉ　その他必要と認められる情報

(ｳ)　報道機関に対する発表

被害状況及び対策等の情報について、必要の都度報道機関に対し発表を行う。通常は危機管理課が行い、緊急時または災害対策本部設置時には、本部長の指示により、危機管理総合対策チームまたは秘書広報班が行う。

(ｴ)　県その他関係機関への広報

県その他関係機関に対しては、通常は危機管理課が、緊急時または災害対策本部設置時には、危機管理総合対策チームまたは秘書広報班が被災状況等の災害情報を提供する。

(ｵ)　放送の送出要請

警報、避難命令等について、必要に応じて放送の送出を県に要請する。

(ｶ)　災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められる場合は、災害記録の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集を作成する。

イ　県が実施する対策（危機管理部、企画振興部）

県が実施する次の対策は、通常は危機管理防災課または関係課が行うが、災害対策本部設置時には、災害対策本部が、関係課との緊密な連絡のもとに行うものとする。

(ｱ)　広報資料の収集

広報資料の収集は、危機管理防災課（災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの

情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど、直接広報資料の収集を行うものとする。

なお、取材員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

(ｲ)　広報活動

災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や放送事業者、通信社、新聞社等の報道関係機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得て、テレビ、ラジオ、県ホームページ、ソーシャルメディア、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供するものとする。

ａ　災害の状況に関する情報
ｂ　応急対策に関する情報
ｃ　冷静な行動の呼びかけ、とるべき措置に関する情報
ｄ　二次災害の予防に関する情報
ｅ　医療機関等の生活関連情報
ｆ　ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
ｇ　交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
ｈ　犯罪防止に関する情報
ｉ　それぞれの機関が講じている施策に関する情報
ｊ　ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報
ｋ　その他必要と認められる情報

(ｳ)　報道機関に対する発表

被害状況及び対策等の情報については、災害対策本部を設置した場合は、本部室長の指示により情報発信担当が、それ以外は危機管理部がそれぞれ報道機関等に対し発表を行うものとする。

なお、地方部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部と協議の上、行うものとする。

また、大雨特別警報発表時など、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、知事が直接住民に対して避難を呼びかけるものとする。

(ｴ)　中央官庁その他関係機関への広報

中央官庁その他関係機関に対して、東京事務所を通じて、被災状況等の災害情報を提供するものとする。

(ｵ)　災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められる場合、災害記録の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集を作成するものとする。

ウ　放送事業者が実施する対策

（ＮＨＫ・ＳＢＣ・ＮＢＳ・ＴＳＢ・ＡＢＮ・テレビ松本・ＬＣＶ・ＦＭ長野）

(ｱ)　法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難情報等について放送送出要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送局は速やかに放送を実施するものとする。

なお、市からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行うものとする。

法令に基づく放送送出要請機関は、次のとおりである。

ａ　県（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）及び市

ｂ　長野地方気象台（ＮＨＫ・ＳＢＣ・ＮＢＳ・ＴＳＢ・ＡＢＮに通知）

ｃ　日本赤十字社（長野県支部）

(ｲ)　臨時ニュース等の送出

放送事業者は、災害などの緊急事態に際して進んで情報を提供し、住民の適切な判断と災害予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施するものとする。

エ　報道機関が実施する対策

報道機関は災害報道に当たっては、可能な限り高齢者、障がい者、外国人住民等の要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努めるものとする。

オ　関係機関が実施する対策

市及び県と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民に対しテレビ、ラジオ、チラシ、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、広報活動を行うものとする。

２　市民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

(1)　基本方針

市民等からの問い合わせ、要望、意見等に対する対応は、災害応急活動を円滑に実施する上で重要であることから、関係市町村及び関係機関と相互に緊密な連携を図りながら、的確かつ迅速な対応を行う。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

市民からの問い合わせ等の対応は、通常は危機管理課が行い、緊急時または災害対策本部設置時には、危機管理総合対策チームまたは秘書広報班が行う。また、特に大規模地震災害時等の初動時においては、大規模災害時の職員初動行動マニュアルに基づき、対応を行う。

活動に際しては、危機管理課の指示により、必要に応じ、専用電話・ファクス、相談職員の配置など実情に即した相談窓口を設置する。

イ　県が実施する対策（危機管理部、企画振興部）

住民等からの問い合わせ等に対する対応は、通常危機管理防災課において行うものとするが、災害対策本部が設置された場合は災害対策本部室が行うものとする。

第２８節　土砂災害等応急活動

【総務部・建設部・農林部】

第１　基本方針

地震により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう、現場での早急かつ適切な判断を行う。

第２　主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに、今後考えられる状況、情報を提供し、応急工事を進める。

第３　活動の内容

１　大規模土砂災害対策

(1)　基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切に市民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　土砂災害緊急情報を市民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じる。

(ｲ)　必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

(ｳ)　情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による情報提供に努める。

イ　県が実施する対策（建設部、農政部、林務部）

(ｱ)地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生し、おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施するものとする。

(ｲ)　緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知するものとする。

(ｳ)　必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

(ｴ)　情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による情報提供に努めるものとする。

ウ　国が実施する対策（地方整備局）

(ｱ)　河道閉塞に起因する土砂災害で天然ダムの高さがおおむね 20m以上あり、おおむね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施するものとする。

(ｲ)　緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する土砂災害

緊急情報を関係自治体の長に通知するものとする。

(ｳ)　必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、被災状況調査を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

エ　市民が実施する対策

気象庁や県河川砂防情報ステーションのホームページ等を閲覧するなど、情報収集を行うとともに、土砂災害緊急情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。

２　地すべり等応急対策

(1)　基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　警戒避難に関する情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。

(ｲ)　地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

(ｳ)　市内各所に雨量計を設置し、ホームページで公表する。

(ｴ)　必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

(ｵ)　災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

(ｱ)　情報の把握

圏域内の土砂災害危険箇所の巡視を実施し、その結果を必要に応じて市長に速やかに報告するものとする。

(ｲ)　警戒体制の確立

消防団と協力して危険箇所の巡視の結果、崩落危険が認められ、または崩落の兆候が見られた場合は、監視員の派遣等警戒体制を確立するものとする。

(ｳ)　応急活動

市と協力し、地すべりを助長する原因となる雨水や地表水の排除等必要な処置を実施

するものとする。

(ｴ)　避難指示等

市長と連携して、住民に警戒避難情報を提供するとともに、市長が人命危険回避のため避難指示等を発令した場合は、迅速に住民に対し周知徹底を図るものとする。

ウ　県が実施する対策

(ｱ)　早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに、地すべり等にとっての有害要素の除去等を目的とした応急工事を実施するものとする。(建設部、農政部、林務部)

(ｲ)　土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行うものとする。(建設部)

(ｳ)　必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

(ｴ)　市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ　その他関係機関が実施する対策（地方整備局）

(ｱ)　直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施するものとする。

(ｲ)　余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、地すべり防止施設等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な応急措置をとるものとする。

(ｳ)　地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(ｴ)　要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。

(ｵ)　市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

オ　市民が実施する対策

気象庁や県河川砂防情報ステーションのホームページ等を閲覧するなど、情報収集を行うともに、警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合、これに迅速に従うものとする。

３　土石流対策

(1)　基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、県河川砂防情報ステーション等の雨量情報等を活用し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて、避難指示等の措置を講じる。

(ｲ)　必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

(ｳ)　災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部の実施する対策

(ｱ)　情報の把握

圏域内の土石流兆候が認められる箇所についての情報を把握し、その結果を市長に速やかに報告するものとする。

(ｲ)　警戒体制の確立

消防団と協力して危険箇所の巡視を実施し、土石流危険が認められ、または兆候が見られた場合は、監視員の派遣等警戒体制を確立するものとする。

(ｳ)　避難指示等

市長と連携して、住民に警戒避難情報を提供するとともに、市長が人命危険回避のため避難の指示をした場合、迅速に住民に対し周知徹底を図るものとする。

ウ　県が実施する対策（建設部）

(ｱ)　土砂災害発生状況等を調査するものとする。

(ｲ)　二次災害に備えて必要に応じ警戒避難に関する情報を市、住民等に提供するものとする。

(ｳ)　不安定土砂の除去等応急工事を実施するものとする。

(ｴ)　土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行うものとする。

(ｵ)　必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

(ｶ)　市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ　関係機関が実施する対策（地方整備局、気象台）

(ｱ)　直轄で所掌している砂防施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施するものとする。

(ｲ)　余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置をとるものとする。

(ｳ)　防災施設の被災状況、土石流の発生状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(ｴ)　要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。

(ｵ)　市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

オ　市民が実施する対策

気象庁や県河川砂防情報ステーションのホームページ等を閲覧するなど、情報収集を行うともに、雨量情報等の警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合、これに迅速に従うものとする。

4　がけ崩れ応急対策

(1)　基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　警戒避難に関する情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。

(ｲ)　崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

(ｳ)　必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

(ｴ)　災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

イ　県が実施する対策（建設部）

(ｱ)　早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに崩壊被害の拡大を防ぐ応急工事を実施するものとする。

(ｲ)　土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行うものとする。

(ｳ)　必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

(ｴ)　市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ　関係機関が実施する対策（地方整備局、気象台）

(ｱ)　要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。

(ｲ)　市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ　市民が実施する対策

気象庁や県河川砂防情報ステーションのホームページ等を閲覧するなど、情報収集を行うともに、警戒避難に関する情報に注意を払い避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとするものとする。

第２９節　建築物災害応急活動

【建設部・こども教育部・交流文化部】

第１　基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

第２　主な活動

１　災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。

２　文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第３　活動の内容

１　公共建築物

⑴　基本方針

災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

⑵　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　庁舎、社会福祉施設、市営住宅、市立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

(ｲ)　被害状況により、応急危険度判定士の派遣要請を行う。

(ｳ)　緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。

イ　県が実施する対策

(ｱ)　庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じるものとする。（全機関）

(ｲ)　応急危険度判定士の派遣の準備を行うものとする。（建設部）

(ｳ)　緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずるものとする。（県有施設管理部局）

ウ　関係機関が実施する対策（全機関）

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じるも

のとする。

２　一般建築物

(1)　基本方針

災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　建築物や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置を講じる。

(ｲ)　災害の規模が大きく、被災地において人員が不足する場合は、応急危険度判定士等の派遣要請を行うほか、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。

(ｳ)　必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災建築物や宅地の応急修繕を推進する。

イ　県が実施する対策（建設部）

(ｱ)　応急危険度判定士等の派遣の準備を行うものとする。

(ｲ)　市から、被災建築物や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。

なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

ウ　建築物の所有者等が実施する対策

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し、危険箇所への立入禁止等必要な措置を講じるものとする。

３　文化財

(1)　基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　市文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導する。

(ｲ)　国・県・市指定等文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告する。

(ｳ)　被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとる。

イ　県が実施する対策（県民文化部）

(ｱ)　災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう

市教育委員会を通じて指導する。

(ｲ)　国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告するものとする。

(ｳ)　被災した建造物内の文化財について、所有者や市文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

ウ　所有者が実施する対策

(ｱ)　見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。

(ｲ)　文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行うものとする。

(ｳ)　災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市文化財所管部局へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県、市文化財所管部局の指導を受けて実施するものとする。

(ｴ)　被災した建造物内の文化財について、県や市文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

第３０節　道路及び橋梁応急活動

【建設部・農林部】

第１　基本方針

地震により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな道路啓開及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第２　主な活動

１　道路及び橋梁の被害状況を把握し、交通規制、道路啓開及び応急復旧を行うとともに、道路状況を提供する。

２　被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第３　活動の内容

１　道路及び橋梁応急対策

(1)　基本方針

地震により、道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のため、道路の啓開及び被災道路・橋梁の速やかな応急復旧を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、市民・区長等からの情報収集を行う。

(ｲ)　パトロール結果及び市民・区長等からの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な処置をとる。

(ｳ)　災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、看板等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

(ｴ)　パトロール等による巡視の結果等を基に、路上障害物の除去及び被害道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会と結んだ業務協定に基づき、緊急交通路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。

また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して、適切な方法を選択する。

(ｵ)　行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、道理啓開及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。

イ　県が実施する対策（建設部、警察本部、道路公社）

(ｱ)　道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によるパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用により被害状況を把握する。

(ｲ)　事前に定めた道路啓開計画に基づき、道路啓開を行う。

(ｳ)　パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報するものとする。

(ｴ)　災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報(以下「道路情報等」という。)について、ビーコン、ＥＴＣ２．０、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行うものとする。また、日本道路交通情報センターを通じ、市民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供するものとする。

(ｵ)　パトロール等による巡視の結果等を基に、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ業務協定に基づき、緊急交通路、交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行うものとする。

　また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択するものとする。

ウ　関係機関が実施する対策（地方整備局）

(ｱ)　道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用等により情報収集を行うものとする。

(ｲ)　パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

　なお、措置に当たっては、緊急交通路及び緊急輸送道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ、必要な協力・支援を行う。

(ｳ)　経路情報等の収集を行う ITS スポットや可搬型路側機等の増強を進め、道路における通行止め状況を適切に把握する。

(ｴ)　災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急交通路、交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報(以下「道路情報等」という。)について、ビーコン、ＥＴＣ２．０、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行うものとする。また、日本道路交通情報センターを通

じ、市民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供するものとする。

(ｵ)　パトロール等による巡視の結果等を基に、被災道路の応急復旧計画を策定し、緊急交通路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧を行う。

応急復旧の工法は、被害の状況、本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して、適切な方法を選択するものとする。

２　関係団体との協力

(1)　基本方針

地震により、道路及び橋梁等の被害が激甚の場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

市は、市のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、他市町村及び各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

イ　県が実施する対策

(ｱ)　被害状況を把握し、県のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関及び隣接県と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行うものとする。(建設部、警察本部、道路公社)

(ｲ)　必要に応じ、関東地方知事会、中部圏知事会及び新潟県との応援協定による応援の要請を行うものとする。(危機管理部)

第３１節　河川施設等応急活動

【建設部】

第１　基本方針

地震による被害を軽減するため、水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、次の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に、施設の応急復旧に努める。

１　水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制

２　水防上必要な資機材の調達体制

３　水門の適切な操作

４　市域における相互の協力及び応援体制

第２　主な活動

１　水防上必要な資機材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画を策定する。

２　大規模な地震が発生した場合には、臨時点検を行い、施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

第３　活動の内容

１　河川施設等応急対策

(1)　基本方針

水防活動の支援、河川及び湖沼施設の応急復旧実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

(ｲ)　河川等の管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(ｳ)　地震による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川等の機能を回復させる。

(ｴ)　市が管理する河川施設等の応急復旧対策について、応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。

(ｵ)　堤防決壊時のような重機による水防活動が必要な場合においては、民間業者の協力を得て、応急対策業務を行う。

イ　県が実施する対策（建設部）

(ｱ)　市の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡または交換を図り、水防上必

要な資機材の調達並びに技術的な援助を与える等、調整にあたるものとする。

(ｲ)　河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。

(ｳ)　地震による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川等の機能を回復させるものとする。

ウ　市民が実施する対策

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

２　ダム施設応急対策

(1)　基本方針

大規模地震が発生しダム施設に障害が生じた場合、またはその恐れのある場合には、速やかに臨時点検を実施する。

その結果ダムの安全管理上必要があると認めた場合は、応急措置をとり 安全を確保する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

被害の拡大を防止するため、県と相互に緊密な連携を図りながら県が実施する応急対策に協力する。

イ　県が実施する対策（建設部、農政部、企業局）

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。

この場合、ダムから行う関係機関及び市民への連絡及び警報等は、ダムの操作規則等の規定によるものとする。

ウ　市民が実施する対策

地震発生の際、ダム施設等に普段と違う異常を発見した場合は、直ちに市へ通報するとともに、安全な場所に避難するものとする。

第３２節　ため池等災害応急活動

【農林部】

第１　基本方針

地震の発生により、ため池若しくは幹線水路が決壊・破損した場合または決壊・破損の恐れが生じた場合は、速やかに施設管理者とともに状況を把握し、ため池等の応急工事を実施し、被害を最小限に食い止める。

第２　主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のため、関係機関と調整を図る。

第３　活動の内容

(1)　基本方針

あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、対象となるため池について速やかに緊急点検を実施する。

ため池等が決壊・破損した場合または決壊・破損の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況を把握するとともに、応急工事及び水抜き作業を実施し、被害を最小限に食い止める。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県及び関係機関等へ報告する。

(ｲ)　人命を守るため、ため池下流の市民を安全な場所へ避難させる。

(ｳ)　被害拡大を抑えるため、早急に応急工事を実施する。

イ　県が実施する対策（農政部）

(ｱ)　地震発生後の緊急点検の結果を速やかに把握し、国へ報告するものとする。

(ｲ)　ため池が決壊した場合等においては、速やかに被害状況について情報を入手し、応急工事が早急に実施できるよう市及び関係機関に協力するものとする。

ウ　関係機関・関係団体が実施する対策

(ｱ)　ため池管理者は、地震発生後にため池等の緊急点検を実施し、結果を速やかに市に報告するものとする。

(ｲ)　ため池管理者は、地震により堤体に亀裂等が確認され、決壊の恐れが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、貯留水を放流するものとする。

(ｳ)　ため池管理者は、市が実施する応急対策について協力するものとする。

エ　市民が実施する対策

(ｱ)　地震発生の際、ため池施設等に普段と違う異常を発見した場合は、直ちに市へ通報す

るとともに、安全な場所に避難するものとする。

(ｲ)　警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合は、迅速指示に従うものとする。

（災害応急対策マニュアル「ため池災害応急活動マニュアル」）

第３３節　農林水産物災害応急活動

【農林部】

第１　基本方針

迅速かつ的確な被害状況の把握に努め、被害の拡大防止のための栽培管理等の指導を徹底するとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除を推進する。一方、立木等の倒木による二次災害防止のための除去を行うものとする。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等の速やかな復旧に努めるものとする。

第２　主な活動

速やかに被害を調査し、状況の的確な把握に努め、関係機関・団体と連携をとりながら被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を講ずる。

第３　活動の内容

１　農水産物災害応急対策

(1)　基本方針

被災農作物等の技術指導は、市、県及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　農業農村支援センター、農業協同組合等関係機関と連携して、被害状況の早期かつ的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告する。

(ｲ)　農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止のための技術対策を農業協同組合等と連携して、速やかに農業者に周知徹底する。

(ｳ)　家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のため、被災農家等の状況把握・検査の実施及び消毒等の指導を行う。

(ｴ)　被災農家の家畜への飼料供給を確保するため、国、県及び関係団体との調整を図る。

(ｵ)　被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を支援する。

イ　県が実施する対策（農政部）

(ｱ)　県及び農業農村支援センターは、市、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行うものとする。

(ｲ)　被害の状況に応じ、県または現地機関において、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を作成し、農業農村支援センター、病害虫防除所等の現地機関を通じて、指導の徹底を図るものとする。

(ｳ)　家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のため、家畜保健衛生所、水産試験場におい

て、被災農家等の状況把握・検査の実施及び消毒等の指導を行うものとする。

(ｴ)　被災地における家畜への飼料供給及び生乳の集送体制を確保するため、国、市及び関係団体との調整を行うものとする。

(ｵ)　被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を支援するものとする。

(ｶ)　必要に応じて、市や関係機関と連携して、被災地における農業関係のボランティアニーズの把握に努めるとともに、受入が必要となる場合には技術支援を行うものとする。

ウ　関係機関・関係団体が実施する対策（農業共済組合・農業協同組合）

(ｱ)　市と連携して被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等を実施するなどにより、農作物被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努めるものとする。

(ｲ)　被災した集出荷施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

エ　市民が実施する対策

(ｱ)　市等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき、農作物被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施するものとする。

(ｲ)　被災した生産施設等の速やかな復旧を進める。

２　林産物災害応急対策

(1)　基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次災害の拡大防止のため速やかに除去し、森林病害虫の駆除の徹底に努める。

また、被災した生産、流通加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導などの必要な措置をとる。

イ　県が実施する対策（林務部）

被災状況を調査し、関係機関と連携を取りながら迅速な復旧に向けて技術指導など、必要な措置をとるものとする。

ウ　関係機関・関係団体が実施する対策

(ｱ)　市内森林の被害状況を調査し、必要な措置を講じ、二次災害のおそれがある場合は、関係者と連携し、その防止に努めるものとする。（中部森林管理局）

(ｲ)　関係区と連携をとり、被災状況を調査し、その結果を速やかに市、県に報告するとともに、応急復旧措置をとるものとする。

エ　市民が実施する対策

市が行う被災状況調査や応急復旧に協力するものとする。

第３４節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動

【各部・事業部】

第１　基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

第２　主な活動

１　建築物や宅地にかかる二次災害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士（以下「危険度判定士」という。）の派遣等の活動を行う。また、構造物の二次災害を防止するための活動を行う。

２　危険物施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。

３　河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。

４　危険箇所の緊急点検等の活動を行う。

第３　活動の内容

１　建築物、宅地及び構造物に係る二次災害防止対策

⑴　基本方針

［建築物や宅地関係］

被災した建築物や敷地は、その後の余震による倒壊の危険がある場合もあり、これらの建築物の倒壊による二次災害の措置を講ずる。

［道路及び橋梁関係］

道路・橋梁等の構造物についても、余震による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講ずる。

⑵　実施計画

［建築物や宅地関係］

ア　市が実施する対策

(ｱ)　被災地において、安全に危険度判定士が迅速な判定作業が行えるよう、次の事項を整備する。

ａ　応急危険度判定士の派遣要請

ｂ　応急危険度判定を要する建築物や敷地または地区の選定

ｃ　市内の被災地域への派遣手段の確保

ｄ　応急危険度判定士との連絡手段確保

(ｲ)　市長は必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や敷地について立入禁止等の措置をとる。

(ｳ)　災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の

支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

被害が著しく、火災並びに倒壊による人命危険のある場合については、使用禁止等の措置を講じるものとする。

ウ　県が実施する対策（建設部）

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から市民を守るため、被災地に応急危険度判定士を派遣するものとする。

また、建築技術者等の派遣により、積極的に市の活動を支援するものとする。

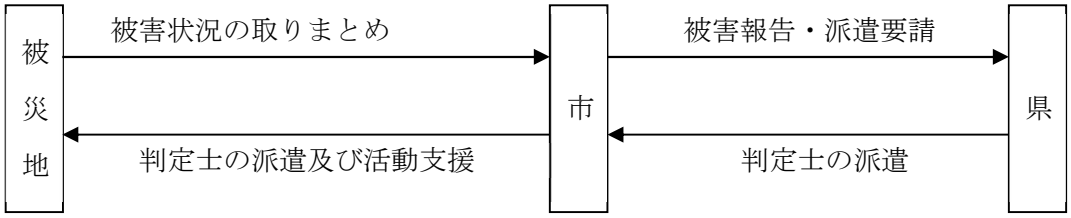

エ　建築物や敷地の所有者等が実施する対策

応急危険度判定士により危険度を判定された建築物や敷地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置を講じるものとする。

［道路及び橋梁関係］

ア　市が実施する対策

(ｱ)　行政区域内の道路及び橋梁の被害や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、各方面からの情報収集に着手する。

(ｲ)　行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関との連携を図りながら交通規制及び応急復旧を行う。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

(ｱ)　行政区域内の主要道路及び橋梁の被害状況の情報収集に着手するとともに、消防、救助活動上有効な迂回路等の掌握に努めるものとする。

(ｲ)　消防活動上最重要な道路及び橋梁などの障害については、早急に関係機関への応急復旧を依頼するものとする。

ウ　県が実施する対策

(ｱ)　林道の重要施設については、市に協力し、状況に応じて速やかに応急点検を実施するものとする。（林務部）

(ｲ)　道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用により情報収集をするものとする。（建設部、警察本部、道路公社）

(ｳ)　パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報を基に、必要に応じて迂回道路の

選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報するものとする。（建設部、警察本部、道路公社）

(ｴ)　災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ＥＴＣ２．０、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行うものとする。また、日本道路交通情報センターを通じ、市民、道路利用者に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供するものとする。（建設部、警察本部、道路公社）

(ｵ)　パトロール等による巡視の結果等を基に、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行うものとする。

また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択するものとする。（建設部、警察本部、道路公社）

エ　その他関係機関が実施する対策（地方整備局）

(ｱ)　道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、国道事務所、出張所において速やかに自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用により情報収集をするものとする。

(ｲ)　パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講じるものとする。

(ｳ)　災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ＥＴＣ２．０、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行うものとする。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供するものとする。

(ｴ)　パトロール等による巡視の結果等を基に、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行うものとする。

２　危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1)　基本方針

［危険物関係］

地震の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び市民の安全を確保するため、被害の拡大防止措置が必要である。

［火薬関係］

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高い。

このため、地震発生時には、火薬類の安全な場所への移送あるいは施設の監視等が重要になる。

［高圧ガス関係］

高圧ガス製造施設等は、地震後の火災、爆発、漏洩等により、周辺住民等に対して被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

［液化石油ガス関係］

地震発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区から応援等の特別体制が必要である。

［毒物劇物関係］

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設等が被害を受け、二次災害発生のおそれがある場合は、施設の責任者は直ちに保健福祉事務所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに、危害防止のための必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2)　実施計画

［危険物関係］

ア　市が実施する対策

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入りを制限する。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

(ｱ)　危険物施設の緊急時の使用停止命令等

広域連合長は、災害防止等のため緊急の必要があると認めるときは、市の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時使用停止または使用制限を命じるものとする。

(ｲ)　災害発生時における連絡

危険物施設において災害が発生または発生するおそれがある場合は、適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立するものとする。

(ｳ)　危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導するものとする。

ウ　県が実施する対策

(ｱ)　緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）

危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行うものとする。

(ｲ)　避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入りを禁止するものとする。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請するものとする。

エ　その他関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策

(ｱ)　危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止または制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。

(ｲ)　危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

(ｳ)　危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等、災害発生に備えた措置も併せて講ずるものとする。

(ｴ)　危険物施設における災害発生時の応急措置等

ａ　応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

ｂ　関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

(ｵ)　相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

(ｶ)　従業員及び周辺住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺住民の安全確保のための措置を行う。

［火薬関係］

ア　市が実施する対策

(ｱ)　災害防止のため緊急の必要があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命じる。

(ｲ)　関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域

への人及び車両の立入りを制限する。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

(ｱ)　災害防止のため緊急の必要があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、応急措置について指導する。

(ｲ)　関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導を実施するとともに、危険区域内への立入制限を実施する。

ウ　県が実施する対策

(ｱ)　知事は、災害防止のため緊急の必要があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命じるものとする。（産業労働部）

(ｲ)　下記のエの (ｱ)及び (ｲ)の応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して、指導徹底を図るものとする。（産業労働部）

(ｳ)　関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入りを禁止するものとする。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請するものとする。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行うものとする。（警察本部）

エ　火薬類取扱施設の管理者が実施する対策

(ｱ)　保管または貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づかないよう措置するものとする。

搬出が危険な場合または搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈めるものとする。

(ｲ)　搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗り等で完全に密閉し、本部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置を講じ、危険区域内の市民を避難させるものとする。

[高圧ガス関係]

ア　市が実施する対策

(ｱ)　関係機関と連携して、危険区域周辺の災害防止に係る広報を実施する。

(ｲ)　危険区域内の市民等の避難誘導を実施する。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

(ｱ)　関係機関と連携して、危険区域周辺の災害防止に係る広報を実施するものとする。

(ｲ)　危険区域内の市民等の避難誘導を実施するものとする。

ウ　県が実施する対策（産業労働部）

下記のエの (ｱ)及び (ｲ)の応急対策について、高圧ガス製造事業者等に対して指導徹底を図るものとする。

エ　高圧ガス製造事業者等が実施する対策

(ｱ)　高圧ガス関係事業所においては、次の応急対策を実施するものとする。

a　災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立ち入らないように事業所員を配置させる等、侵入防止のための措置を実施するものとする。

b　施設の保安責任者は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察官または松本広域消防局若しくは木曽広域消防本部に通報するものとする。

c　高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と、施設の応急点検と出火防止の措置をとるものとする。

d　製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、または放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させるものとする。

e　貯蔵所または充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移すものとする。

f　漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、初期消火に努めるものとする。

g　状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止させるとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し、人命の安全を図るものとする。

h　状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請するものとする。

(ｲ)　高圧ガス運送者は、次の応急対策を実施するものとする。

a　状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにするものとする。

b　輸送している容器が危険な状況になったときには、周辺住民を安全な場所に退避させるものとする。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させるものとする。

c　状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請するものとする。

[液化石油ガス関係]

ア　市が実施する対策

市は、周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

松本広域消防局及び木曽広域消防本部は、発災時にガスの元栓を閉める等、市民に対し広報活動を実施するものとする。

ウ　県が実施する対策（産業労働部）

地震発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施するよう、（一社）長野県ＬＰガス協会に要請するものとする。

エ　（一社）長野県ＬＰガス協会が実施する対策

地震発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施するものとする。

オ　液化石油ガス販売事業者等が実施する対策

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講ずるものとする。

［毒物劇物関係］

ア　市が実施する対策

(ｱ)　市は、周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

(ｲ)　飲料水汚染のおそれがある場合、水道使用者、井戸水使用者に対する通報を行う。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

(ｱ)　市と協力して避難誘導、広報等の活動を行うものとする。

(ｲ)　中和剤、吸着剤等の使用による毒物劇物の除去活動に係る特殊災害対応活動を行うものとする。

ウ　県が実施する対策

(ｱ)　毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策（健康福祉部）

ａ　地震発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように、毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施するものとする。

ｂ　応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図るものとする。

ｃ　応急対策実施に関する関係情報の提供を行うものとする。

(ｲ)　緊急時における指示及び応援要請（健康福祉部）

毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行うものとする。

(ｳ)　避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人及び車両の立入りを禁止するものとする。

エ　その他関係機関が実施する対策（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

(ｱ)　毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。

(ｲ)　毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガス発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。

(ｳ)　毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

ａ　応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸着剤等による除去活動及び流出拡

大防止措置を実施するとともに、保健福祉事務所、警察署または消防機関へ連絡するものとする。

ｂ　従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健福祉事務所、警察署、消防機関及び市と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

３　河川施設の二次災害防止対策

(1)　基本方針

地震発生後の洪水または余震等により河川施設に二次災害的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する必要がある。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

(ｲ)　巡視の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や周辺住民に周知を図る。

(ｳ)　災害防止のため応急工事を実施する。

(ｴ)　災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

(ｵ)　必要に応じて水防活動を実施する。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

(ｱ)　河川管理施設に二次的災害の発生のおそれがある場合は、工事箇所、危険箇所の巡視を実施し、危険性が高いと判断された場合は、市に速報するものとする。

(ｲ)　災害発生のおそれがある場合は、市と連携し、速やかに適切な避難誘導を実施するものとする。

ウ　県が実施する対策（建設部）

(ｱ)　河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視するものとする。

(ｲ)　その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や周辺住民に周知を図るものとする。

(ｳ)　災害防止のため応急工事を実施するものとする。

エ　その他関係機関が実施する対策（地方整備局）

(ｱ)　河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視するものとする。

(ｲ)　その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や周辺住民に周知を図るものとする。

(ｳ)　災害防止のため応急工事を実施するものとする。

オ　ダム管理者が実施する対策

(ｱ)　あらかじめ定めた規模以上の地震が発生した場合は、速やかにダム施設の臨時点検を実施するものとする。

(ｲ)　臨時点検の結果、漏水、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ、急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置を講じるとともに、市及び関係機関に通報するものとする。

(ｳ)　この際、各ダムの操作規則等の規定により、関係機関及び一般住民への連絡及び警報等を行うものとする。

4　山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1)　基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じその後の余震により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から市民を守るための措置を講ずる。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

(ｲ)　専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

イ　県が実施する対策（建設部）

(ｱ)　緊急点検マニュアルにより、土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施するものとする。

(ｲ)　土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行うものとする。

(ｳ)　防災アドバイザー制度を活用するものとする。

(ｴ)　緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について、関係者・関係機関に情報提供を行うものとする。また、必要に応じ応急活動を実施するものとする。

(ｵ)　県と長野県地方気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施するものとする。

(ｶ)　専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難応急対策を行うものとする。

ウ　関係機関が実施する対策

(ｱ)　長野地方気象台が発表する大雨警報等について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施するものとする。（長野地方気象台）

(ｲ)　必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して、被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)

は、被災状況調査を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。（地方整備局）

第３５節　文教活動

【こども教育部】

第１　基本方針

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、保育園及び幼稚園（以下この節において「学校等」という。）は、常に多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時においては、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び就学援助等の措置を行う。

第２　主な取組み

１　児童生徒等に対する安全な避難誘導、保護者への引き渡しを行う。

２　被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保を行う。

３　被災した児童生徒等に対する教科書の供与、就学援助等を行う。

第３　活動の内容

１　児童生徒等に対する避難誘導

(1)　基本方針

学校等の長は、災害発生に際して、あらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　学校等において学校等の長は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を予測し、児童生徒等の心理的動揺を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定められた計画により適切な避難誘導措置をとる。

(ｲ)　被害状況を把握し、情報共有した後、適切な緊急避難の指示を与え、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導し、避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、自分の安全を確保し、複数で捜索・救出にあたる。

(ｳ)　第一次避難場所が危険になった場合は、あらかじめ指定された避難場所施設等、より安全な場所（第二次避難場所）へ誘導し、第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、自分の安全を確保し、複数で捜索・救出にあたるとともに、避難状況を市教育委員会に報告または連絡する。

(ｴ)　児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、火災や崩落などの状況を十分把握し、児童生徒等の安全に配慮し、状況によっては、教職員等が引率し、集団下校などにより、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。また、状況により帰宅させることが困難な場合は、学校または避難所において保護する。

イ　県が実施する対策（県民文化部、教育委員会）

(ｱ)　県立の学校において学校長は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとるものとする。

ａ　第一次避難場所への避難誘導

(a)　被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導するものとする。

(b)　全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、自分の安全を確保し、複数で捜索・救出にあたるものとする。

ｂ　第二次避難場所への避難誘導

(a)　第一次避難場所が危険になった場合は、市長の指定する避難場所施設等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導するものとする。

(b)　保護者には、あらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校に連絡員を残すか、避難先を掲示しておくものとする。

(c)　第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたるとともに、避難状況を県教育委員会（以下「県教委」という。）、市及び関係機関に報告または連絡するものとする。

ｃ　児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

(a)　児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定するものとする。

(b)　災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとるものとする。

(c)　災害の状況及び児童生徒等の状況により、帰宅させることが困難な場合は、学校または避難所において保護するものとする。

(ｲ)　県は、私立学校に対して、県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導するものとする。

２　応急教育計画

(1)　基本方針

学校等においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　学校施設・設備等に係る被害状況を調査し、授業実施の具体策を立てる。

(ｲ)　被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を

免れた近隣の市町村立学校の施設・その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

(ｳ)　災害により教職員等に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員等を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

(ｴ)　学校長等は、災害が発生した場合、児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市または教育委員会に報告する。また、災害の推移を把握するとともに、教職員等を掌握し、早期に平常の教育に復するよう努め、教職員等に不足が生じたときは、市または教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

(ｵ)　学校長等は、災害の状況に応じ、市及び教育委員会と連携の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

(ｶ)　被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

(ｷ)　必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を行い、授業再開時には、必要に応じ教職員等を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(ｸ)　学校施設等の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。施設・設備に被害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

(ｹ)　学校給食用物資（小麦粉、米穀、牛乳等）の補給に支障を来しているときは、(財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

イ　県が実施する対策（県民文化部、教育委員会）

(ｱ)　県教委は、災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市教育委員会を指導及び支援するものとする。

ａ　県立学校施設・設備の確保

(a)　学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施するものとする。

(b)　学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行うものとする。

ｂ　教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整えるものとする。

ｃ　学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずるものとする。

(ｲ)　県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図るものとする。

ａ　被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教委、市及び関係機関へ報告または連絡するものとする。

ｂ　教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡をとり、その確保に努めるものとする。

ｃ　教育活動

(a)　災害の状況に応じ、県教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置を講ずるものとする。

この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡するものとする。

(b)　被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行うものとする。

(c)　避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行うものとする。

(d)　授業の再開時には、市及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び児童生徒指導に留意するものとする。

ｄ　児童生徒等の健康管理

(a)　必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずるものとする。

(b)　授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努めるものとする。

ｅ　教育施設・設備の確保

(a)　学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行うものとする。

(b)　施設・設備に被害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努めるものとする。

(c)　残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努めるものとする。

ｆ　学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、県教委と連絡をとり、必要な措

置を講ずるものとする。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力するものとする。

(ｳ)　県は、私立学校に対して、県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導するものとする。

３　教科書の供給及び授業料の減免等

(1)　基本方針

被災した児童生徒等の学習を支援するために、教科書等を供与する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　教育委員会は、教科書、教材、学用品等の必要数量を把握し、調達を行う。調達が困難な場合は、県教育委員会に調達の依頼をする。

(ｲ)　被災した児童生徒等のうち、就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

イ　県が実施する対策（県民文化部、教育委員会）

(ｱ)　教科書の供与

国公立学校及び私立学校における教科書の必要数量を把握して、県立学校に対する配分及び必要に応じ市町村立、国立及び私立学校の教科書調達のための斡旋を、教科書供給所と協力して行うものとする。

(ｲ)　授業料の減免

ａ　県立高等学校長は、被災により授業料を納付することが困難な生徒に対し、減免の措置をとるものとする。

ｂ　県は、被災により授業料を納付することが困難な者に対して学校法人が授業料を減免した場合、当該学校法人の申請に基づき補助を行うものとする。

(ｳ)　就学援助

県教委は、必要に応じて学校長からの報告に基づき、特別支援学校就学奨励費支弁区分の変更を行い、被災した児童生徒等の就学を援助するものとする。

第３６節　飼養動物の保護対策

【市民地域部】

第１　基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を獣医師会等と連携し実施する。

第２　主な活動

被災地域における負傷または放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養。

第３　活動の内容

１　基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、飼い主が家庭動物と同行避難するため、適正な飼養環境を確保する。

２　実施計画

(1)　市が実施する対策

ア　関係機関等と協力して被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。

イ　特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。

ウ　家庭動物との同行避難の状況について把握するとともに避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。

エ　飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望へ対応するものとする。

(2)　県が実施する対策

ア　県は市が行う被災地における飼養動物の取り扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。（健康福祉部）

イ　県は、市長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置をとる。

なお、職員を派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。（健康福祉部、農政部、警察本部）

ウ　特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、市、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとるものとする。（健康福祉部、農政部）

エ　県は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、飼い主とともに避難した動物の飼育について市から応援要請等があった場合は、関係団体と連携し、適正な動物飼養に関する相談等を行うものとする。（健康福祉部、農政部）

オ　県は状況に応じて「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」に基づく災害時被災動物救護本部を設置するとともに、（一社）長野県獣医師会及び長野県動物愛護会に協力を求めるものとする。（健康福祉部）

カ　県は、飼い主と家庭動物の同行避難を円滑に受け入れるために避難所運営指針を 必要に応じて見直し、市町村や関係機関と、研修会や総合防災訓練における実施等を通じて、平時より普及啓発と連携を進める。（危機管理部、健康福祉部）

(3)　飼養動物の飼い主が実施する対策

ア　飼養動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）」及び、「動物の愛護及び管理に関する条例（平成 21 年長野県条例第 16 号）」に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

イ　避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼養を行うものとする。

第３７節　ボランティアの受入体制

【健康福祉部、市民交流センター】

第１　基本方針

災害時においては、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努める。

第２　主な活動

１　被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体等と災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開する。

２　災害ボランティアセンター等のボランティア活動拠点を設置し、ボランティアの受入や活動の調整、資機材等の調達・提供を行う等、円滑かつ効果的なボランティア活動を支援する。

３　塩尻市社会福祉協議会が主体となり、受入ボランティアの研修を行う。

第３　活動の内容

１　被災地のボランティアニーズの把握と受入体制の確保

(1)　基本方針

災害時におけるボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズに合わせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地における被災者のボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図るための研修を行う。

また、活動時の粉じん対策の周知など、ボランティアの安全確保に防災関係機関、ボランティア関係団体等が連携し、必要な措置を講じるよう努める。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　市内行政区、防災関係機関等を通じ、被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、幅広い広報伝達手段を使い、ボランティア情報の広報に努める。

(ｲ)　ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。

(ｳ)　市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等

に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。

(ｴ)　ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告するとともに、 必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。

(ｵ)　都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

イ　県が実施する対策（危機管理課部、企画振興部、健康福祉部）

(ｱ)　市、防災関係機関と連携し、被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、幅広い広報伝達手段を使い、ボランティア情報の提供に努めるものとする。

(ｲ)　ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し、支援を行うものとする。

(ｳ)　長野県社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬調整などを行うよう努めるものとする。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

ウ　社会福祉協議会等ボランティア関係団体が実施する対策

災害対策本部に設置されたボランティア本部において、それぞれの本部と連携をとり、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行うものとする。

エ　災害中間支援組織（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD)、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）等)、広域的災害ボランティア支援団体等が実施する対策

(ｱ)　被災者のボランティアニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努めるものとする。

(ｲ)　市及び県の災害対策本部との連携のもとに、支援活動に必要な情報共有の場を整備し、支援者間の連絡調整を図るものとする。

(ｳ)　必要に応じて県や市等に対して被災者支援に関する支援策の提言などを行うものとす

る。

オ　その他ＮＰＯ・ＮＧＯ等が実施する対策

被災者支援に際しては、情報を共有する場等を活用し、長野県社会福祉協議会、被災地を管轄する市社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努めるものとする。

2　ボランティア活動拠点の提供支援

(1)　基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、災害の状況を見ながら保健福祉センターをボランティアの活動拠点とし、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

災害対策本部のボランティア担当は福祉課とし、市立体育館駐車場の一部及びレザンホール地下ギャラリーをボランティアの活動拠点として、必要に応じ物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。

イ　県（危機管理部、企画振興部、健康福祉部）及び市が実施する対策

(ｱ)　市及び県は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講じるものとする。

また、県は、その運営において、複数に市町村にまたがる広域的な課題が生じた場合には、関係者間の調整を行うものとする。

(ｲ)　必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援するものとする。

ウ　社会福祉協議会が実施する対策

(ｱ)　県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援するものとする。

また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行うものとする。

(ｲ)　被災地の市社会福祉協議会は、市と協議の上、市町村センターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行うものとする。

(ｳ)　被災市町村広域圏内の市町村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、市町村センタ

一の活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入れ、資機材の調達等の必要な支援を行うものとする。

第３８節　義援物資及び義援金の受入体制

【健康福祉部、会計課】

第１　基本方針

大規模な災害が発生した場合には、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会等関係機関と連携を図りながら、個人、団体、企業等全国から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管等の公正かつ円滑な実施に努めるものとする。

第２　主な活動

１　義援物資

(1)　市、県、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援物資の受付窓口を設置し、義援物資の募集及び受付を実施する。

(2)　被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を報道機関等を通じて公表し、支援を呼びかける。

なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることから「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。

(3)　寄託された義援物資は、被災者に配分されるまでの間、適正に管理する。

２　義援金

(1)　市、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。

(2)　義援金の配分に当たっては、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関による「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を迅速かつ公正に被災者に配分する。

第３　活動の内容

１　義援物資及び義援金の募集等

(1)　基本方針

義援物資及び義援金の募集に当たり、特に義援物資については、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資のリスト、送り先、募集期間等を報道機関等を通じて周知する。

(2)　実施計画

ア　県、市及び関係機関が実施する対策

(ｱ)　義援物資

a　県、市は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知す

るものとする。

b　県、市及び関係機関等は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知するものとする。

c　県は、義援物資の保管に当たり、長野県倉庫協会との協定に基づき、保管場所の確保、入出庫管理等を要請するものとする。

(ｲ)　義援金

市、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。

イ　市民、企業等が実施する配慮

(ｱ)　義援物資

a　義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資とするよう配慮するものとする。

b　義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努めるものとする。

２　義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

(1)　基本方針

寄託された義援金は配分委員会に確実に引き継ぐとともに、配分委員会において協議の上、迅速かつ公正に配分する。義援物資については、被災者のニーズに応じ、迅速かつ公正に配分する。

なお、義援金品は被災者に配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

(2)　実施計画

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に、義援物資は被災市町村に速やかに引き継ぎを行う。

委員会は、被災状況等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災市町村を通じて適正に配分する。

なお、義援金品は被災者に配分するまでの間、一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

第３９節　災害救助法の適用

【総務部】

第１　基本方針

市単位の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）に、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

第２　主な活動

１　災害救助法適用判断のため迅速かつ正確な被害情報の把握を行う。

２　被害状況が適用基準に該当するか判定を行う。

３　法適用が必要と判断された場合、必要な手続を行う。

４　市及び県は、それぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

第３　活動の内容

１　被害状況の把握

(1)　基本方針

災害救助法を適用すべきか否かを的確に判断し、災害の事態に応じた救助を行うため、迅速かつ正確な被害情報の収集把握を行う。

(2)　活動の内容

ア　市が実施する対策

(ｱ)　市長は、市内において下記ウの (ｱ)～ (ｴ)に掲げる災害が発生したときは、被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、直ちに県松本地域振興局長（総務管理課）に報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。

(ｲ)　市長は、迅速な情報収集把握のための体制を整備する。

(ｳ)　市長は、被害の認定を別表１の基準により行う。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

(ｱ)　被害情報の収集

市と連携して被害等の認定基準（別表１）に基づき調査し、その結果を市長に報告するものとする。

(ｲ)　被害情報収集のための体制の確保

迅速で正確な情報収集のため、広域連合消防計画等に基づき、被害調査体制の確立を図るものとする。

ウ　県が実施する対策（危機管理部）

地域振興局長は、管内に次に掲げる災害が発生したときは、被害状況を迅速かつ正確に

収集把握し、直ちに危機管理部長に報告するものとする。

(ｱ)　災害救助法による救助が必要と思われる災害

(ｲ)　他の市町村に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

(ｳ)　住家に及ぼす被害が、５世帯以上滅失した災害

(ｴ)　(ｱ)～(ｳ)以外の災害で、緊急の救助を必要と思われる被害が発生した災害

２　災害救助法適用の判定

(1)　基本方針

災害救助法による救助は、非常災害により住家が全焼、全壊、埋没、流失、半焼、半壊、床上浸水または土砂の堆積等により一時的に居住することができない場合において、その被害が一定の基準に該当し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに行う。

(2)　実施計画

ア　県が実施する対策（危機管理部）

次の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するか判定を行い、該当するまたは該当する見込みがあると認めた場合は、次項３の適用の手続を行うものとする。

(ｱ)　法適用は市町村を単位とすること。

(ｲ)　原則として同一の原因による災害によるものであること。

(ｳ)　被害が次のいずれかに該当するものであること。

a　市町村における住家の被害が、次の表に掲げる人口に応じた滅失世帯数（全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあっては、全壊、流失等の１／２世帯、床上浸水にあっては１／３世帯として換算する。以下同じ。）に達したとき。

市　町　村　の　人　口	住宅滅失世帯数
30,000 人以上～　50,000 人未満	60 世帯以上
50,000　〃　100,000　〃	80 世帯以上
100,000　〃　300,000　〃	100 世帯以上
300,000　〃	150 世帯以上

※　塩尻市の場合は、住宅滅失が 80 世帯以上に達したとき。

b　被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が 2,000 世帯以上あって、市町村の滅失世帯数が前表の滅失世帯数の１／２に達したとき。

c　被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が 9,000 世帯以上であって、市町村の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。

d　市町村の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

(a)　災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(b)　多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

(c)　時間的に同時にまたは相接近して２以上の災害が発生し、それぞれの滅失世帯数がａに規定する滅失世帯数に達しないが合算すればこれに達するとき。

(d)　当該災害前に前各条に該当する被害を受け、その救助がまだ完了しないとき。

(e)　その被害状況がａからｄまでに準ずる場合で救助の必要があるとき。

３　適用の手続

(1)　基本方針

災害救助法の適用が必要と判断された場合は、直ちに必要な手続を行う。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

災害に際し、市における災害が上記２(2)アの基準のいずれかに該当し、または該当する見込があるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

イ　県が実施する対策（危機管理部）

(ｱ)　知事は、市からの報告または要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について市に指示するとともに、厚生労働大臣あてに報告するものとする。

(ｲ)　災害救助法を適用したときは、速やかにその旨を公示するものとする。

【法の適用事務の流れ】

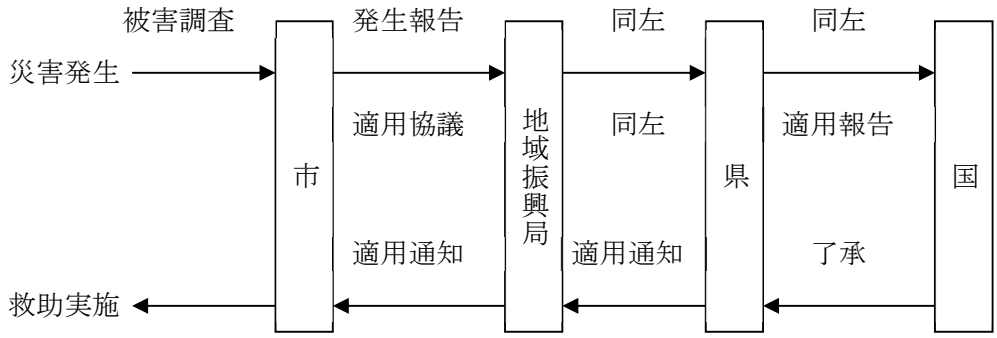

４　救助の実施

(1)　基本方針

市及び県は、関係機関と協力の上、速やかに救助を実施する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　救助の役割分担

市長は、県から委任された職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならな

い。

(ｲ)　救助の実施基準

救助の実施は、別表２「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」により行う。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

現に生命、身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者について、救助活動を実施するものとする。

ウ　県が実施する対策（危機管理部）

(ｱ)　救助の役割分担

災害救助法による救助は、知事が行うものとする。

ただし、市が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られると知事が認めた場合は、災害救助法の規定に基づき以下の表のとおり、市長に事務の一部を委任する。

なお、市に委任する事務について、以下の表によりがたい場合は市と協議の上、別に定める。

救助の種類	県が実施する事務	市に委任する事務
避難所の設置	市からの要請による 資材調達	その他全て
応急仮設住宅の供与	委任する事務以外全て	募集・維持管理
炊き出しその他による 食品の給与	市からの要請による 食品の調達	その他全て
飲料水の供給	県管理上水道の受給者への 供給	市管理上水道の受給者への 供給
被服、寝具その他生活 必需品の給与または貸与		全て
医療及び助産	DMAT 等の救護班による活動	インフルエンザの予防接種 等
災害にかかった者の救出	全て	
住宅の応急修理	応急修理実施要領の制定	その他全て
埋葬		全て
死体の捜索・処理	全て	
障害物の除去	市からの要請による 資材調達	その他全て

(ｲ)　救助の実施基準

救助の実施は、別表２「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」により行うものとする。

(ｳ)　知事の従事命令

知事は、災害救助法による救助実施のために必要な技術者等が、一般の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がない場合には、医師、保健師、土木技術者、大工、土木業者等に対し、従事命令等を発令して、救助活動を実施するものとする。

エ　その他関係機関が実施する対策（塩尻市赤十字奉仕団）

(ｱ)　塩尻市赤十字奉仕団は、市長の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備を挙げて協力するものとする。

(ｲ)　知事から委任された「医療及び助産活動」及び「避難所の設置」の業務の実施に努めるものとする。

オ　救助事務についての詳細は、「災害救助の手引き」を参照にする。

別表１

被害等の認定基準

項　　目	認　　定　　基　　準
死　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者・軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは１月未満で治療できる見込みのものとする。
住　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

(注)

(1)　住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(2)　損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生ずることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(3)　主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

別表２
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 320円以内 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費または購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 １　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　基本額　１戸当たり 5,516,000円以内 ３　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,516,000円以内であればよい。 ２　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ３　高齢者等の要配慮者を複数のものに供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４　供与期間は２年以内
		○借上型仮設住宅 １　規模　建設型仮設住宅に準じる ２　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	１　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 ２　供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	１人１日当たり 1,130円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。１食は１/３日）

別表２　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（続き）

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　象</th><th>費用の限度額</th><th>期間</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　夏季（４月～９月）冬季（１０月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
２　下記金額の範囲内
<table><tr><th colspan="2">区　分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上１人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>18,400</td><td>23,700</td><td>34,900</td><td>41,800</td><td>52,900</td><td>7,800</td></tr><tr><td>冬</td><td>30,400</td><td>39,500</td><td>54,900</td><td>64,200</td><td>80,800</td><td>11,100</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,000</td><td>8,100</td><td>12,100</td><td>14,700</td><td>18,600</td><td>2,600</td></tr><tr><td>冬</td><td>9,800</td><td>12,700</td><td>18,000</td><td>21,400</td><td>27,000</td><td>3,500</td></tr></table></td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
２　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td>医　療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>１　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
２　病院または診療所…国民健康保険診療報酬の額以内
３　施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助　産</td><td>災害発生の日以前または以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
２　助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</td><td>分べんした日から７日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>１　現に生命、身体が危険な状態にある者
２　生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から３日以内</td><td>１　明らかに生存している者を除き、原則４日以降は「死体の捜索」として取り扱う。
２　輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>１　住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者
２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</td><td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当りの限度額
574,000円以内</td><td>災害発生の日から１ヵ月以内</td><td></td></tr>
</table>

別表２　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（続き）

救助の種類	対　象	費用の限度額	期間	備　考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）または床上浸水により 学用品を喪失または毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校児童生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出またはその承認を受けて使用している教材、または正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学生児童　4,400円 中学生生徒　4,700円 高等学校等生徒　5,100円	災害発生の日から （教科書） １ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人　（12歳以上） 210,200円以内 小人　（12歳未満） 168,100円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、縫合、消毒等） １体当り3,400円以内 一時保存：既存建物借上費　通常の実費 既存建物以外　１体当り　5,300円以内 検案：救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 135,100円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

別表２　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（続き）

救助の種類	対　象	費用の限度額	期間	備　考
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託費	救助事務費は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十三条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第一条から第十五条までに掲げる経費と法第五条第三に要した額及び法第十九条に要した額並びに令第八条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。 1　三千万円以下の部分の金額については百分の十 2　三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3　六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4　一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5　二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6　三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7　五億円を超える部分の金額については百分の四	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第４０節　観光地の災害応急対策

第１　基本方針

観光地へ通じる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、市、関係機関等が連携し、対応していく。

第２　主な取組み

１　観光地で災害が発生した際には県、市、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。

２　外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

第３　活動の内容

１　観光地での観光客の安全確保

(1)　市が実施する対策

ア　観光地での災害時には、市消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。

イ　消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

(2)　県（危機管理部、観光スポーツ部）及び市が実施する対策

観光地での災害時の県、市、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応するものとする。

(3)　住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行うものとする。

２　外国人旅行者の安全確保

(1)　市が実施する対策

観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行う。

(2)　県（県民文化部、観光スポーツ部）及び市が実施する対策

事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行うものとする。

(3)　県が実施する対策（観光スポーツ部）

国、関係機関等と連携して、帰宅困難者対策として外国人旅行者の早期帰宅を図るため、必要な情報収集を行い、ウェブサイト等を通じて交通機関等の復旧状況を発信するなど、早期帰宅に向けた必要な対応を行うものとする。

(4)　関係機関が実施する対策

駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導、非常用電源の供給を行うものとする。

第４章　災害復旧計画

第１節　復旧・復興の基本方針の決定

第１　基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、市が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第２　主な活動

１　原状復旧かまたは計画的復興かの基本方針を早急に決定する。

２　復旧・復興に当たり、必要に応じ他の地方公共団体への支援を求める。

第３　活動の内容

１　復旧・復興の基本方針の決定

⑴　基本方針

市及び県は、迅速な原状復旧または計画的な復興を目指すための基本方針を早急に決定し、実施に移るものとする。

⑵　実施計画

ア　市及び県が実施する計画

(ｱ)　市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を考慮しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、またはさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に住民に周知するものとする。

(ｲ)　被災地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行うものとする。

イ　その他関係機関・関係団体が実施する計画

防災関係機関・関係団体は、市及び県の復旧・復興の基本方針の決定に協力するものとする。

ウ　市民が実施する計画

市民は、市及び県の復旧・復興の基本方針の決定に協力するものとする。

２　支援体制

⑴　基本方針

復旧・復興に当たり、必要に応じ国や他の地方公共団体の支援を求め、円滑な実施を図る。

(2)　実施計画

ア　市及び県が実施する計画

(ｱ)　市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他都道府県、他市町村等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

第２節　迅速な原状復旧の進め方

第１　基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮された復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

関係機関・関係団体は、可能な限り迅速な原状復旧を図るものとする。

第２　主な活動

１　被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

２　円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。

第３　活動の内容

１　被災施設の復旧等

(1)　基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために、関係機関・関係団体は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を配慮した復旧活動を行うものとする。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとるものとする。

(2)　実施計画

ア　市、県及び公共機関が実施する計画

(ｱ)　被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。

特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

(ｲ)　被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行うものとする。

(ｳ)　著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行うものとする。

(ｴ)　指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村

の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。

(ｵ)　地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行うものとする。

(ｶ)　ライフラインである交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行うものとする。

(ｷ)　道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

(ｸ)　被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度被害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上、事業期間の短縮に努めるものとする。

(ｹ)　災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成するものとする。

(ｺ)　復旧事業に要する費用について、補助を受ける場合は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定を受けるよう努めるものとする。

(ｻ)　緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が受けられるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。

(ｼ)　暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

２　災害廃棄物の処理

(1)　基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建する上でも、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

被災地の災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、令和元年度に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保して必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

ａ　災害廃棄物の適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努める。

ｂ　復旧・復興計画を考慮して、計画的に行うよう努める。

ｃ　環境汚染の防止、市民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じる。

(ｲ)　収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求める。

イ　県が実施する計画（環境部）

(ｱ)　災害発生後、速やかに災害廃棄物の発生量、処理見込等の把握のための活動を行うものとする。

(ｲ)　県内市町村等の広域的な支援の要請、調整を図るものとし、大規模災害により、被災市町村、近隣市町村のみでは処理が困難と認められるときは、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画等に基づき、他都県等に対して支援を要請するものとする。

３　職員派遣

(1)　基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、人員の確保が困難となる場合がある。そのため県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。

なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　市職員を活用しても災害復旧になお人員が必要な場合は、県や「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣要請を行う。

(ｲ)　被災市町村から要請を受けた時は「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣する。

イ　県が実施する対策

被災市町村から災害復旧に当たり、職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合、被災市町村と十分調整の上、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。

第３節　計画的な復興

第１　基本方針

大規模地震災害により地域が崩壊し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、市民の理解を求めながら、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第２　主な活動

１　複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業をできる限り速やかに実施するため、復興計画の作成並びに復興体制の整備をする。

２　再度災害を防止し、より快適な都市環境を形成するため、市民の安全や環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

３　著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興を促進する。

第３　活動の内容

１　復興計画の作成

(1)　基本方針

被災地域の再建に当たり、さらに災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業をできる限り速やかに実施するために復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女協同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参画推進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。

なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体及び県との連携等調整を行う体制の整備を図る。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

関係機関・関係団体との連携及び県との調整を行うとともに、市民の理解を得ながら迅速かつ的確に市における復興計画を作成する。

イ　県が実施する計画

被災市町村、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成するものとする。

ウ　その他関係機関・関係団体が実施する計画

市、県等と連携を図り、整合性のある復興計画の作成に努めるものとする。

2　防災まちづくり

(1)　基本方針

被災地域の再建に当たっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを、市民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2)　実施計画

ア　市及び県が実施する計画

(ｱ)　復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努めるものとする。

また、地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容をとりまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努めるものとする。

(ｲ)　防災まちづくりに当たっては、二次的な土砂災害に対する安全性の確保を目標とし、さらに必要に応じ、次の事項を基本的な目標とするものとする。

a　指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備

b　ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

c　建築物及び公共施設の耐震化、不燃化

d　耐震性貯水槽の設置等

e　河川等の治水安全度の向上

f　土砂災害に対する安全性の確保等

(ｳ)　前記目標事項の整備等に当たっては、次の事項に留意するものとする。

a　都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所と

しての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保及び景観構成に資することなどを、市民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする。

b　ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、耐水性等にも配慮しながら各事業者と調整を図り実施するものとする。

c　既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その現状と重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努めるものとする。

d　復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）、災害廃棄物及び体積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的実施を行うものとする。

e　市民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、市民が主役となるまちづくりを行うものとする。

f　女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

(ｴ)　建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

(ｵ)　情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による情報提供に努めるものとする。

イ　関係機関・関係団体が実施する計画

市、県等と連携を図り、整合性のある事業を実施するものとする。

ウ　市民が実施する計画

再度の災害を防止するためのより安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子どもたちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力に努めるものとする。

3　特定大災害からの復興

(1)　基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

(2)　実施計画

ア　市、県及び関係機関が実施する計画

市、県及び関係機関は、復興計画の迅速な作成と遂行のために体制整備を行うものとする。

イ　市が実施する計画

(ｱ)　必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(ｲ)　特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

ウ　県が実施する計画

(ｱ)　国の復興基本方針に即して、復興のための施策に関する方針を定めるものとする。

(ｲ)　特定大規模災害等を受けた市から要請があり、かつ地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。

(ｳ)　特定大規模災害からの復興のために必要な場合、国に対し、職員の派遣を要請するものとする。また、市から要請があった場合は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。

第４節　資金計画

第１　基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

第２　主な活動

１　起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等必要な措置を行う。

２　関東財務局長野財務事務所は、必要資金量を調査し応急資金の貸付を行うものとする。

第３　活動の内容

１　市の資金計画

市が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

(1)　地方債

歳入欠かん等債、災害対策事業債、災害復旧事業債

(2)　地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

(3)　一時借入金

災害応急融資

２　県の資金計画

(1)　災害復旧経費の資金需要の把握のため、災害応急対策はもちろん、災害復旧事業を行うに当たって必要な資金を迅速に調査し、掌握するものとする。

(2)　歳入欠かん等債、災害対策事業債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期するものとする。

(3)　地方交付税の繰上交付を国へ要請するものとする。

(4)　一時借入金及び起債の前借等により災害関係資金を確保するものとする。

３　関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、市、県等の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付を行うものとする。

第５節　被災者等の生活再建等の支援

第１　基本方針

災害を受けた市民の生活安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講ずる必要がある。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第２　主な活動

１　被災住宅の復興を行う者への支援及び災害市営住宅の建設等を行うとともに、市営住宅等への優先入居を行う。

２　被害の状況が被災者生活再建支援法または信州被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。

３　被災低所得者支援のため、災害援護資金の貸付制度等の周知を行う。

４　被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付制度の周知等を行う。

５　被災した低所得者への必要な生活保護措置をとる。

６　被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付制度の周知、災害見舞金の交付を行う。

７　被災者に対し、適時適切な金融上の措置をとる。

８　被災者の納付すべき市税等の徴収猶予及び減免措置をとる。

９　被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を行う。

10　被災者に対する罹災証明の早期交付体制を確立する。

11　被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。

12　被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

第３　活動の内容

１　住宅対策

(1)　基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、資金の融資を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害市営住宅の建設等を行うとともに、市営住宅等への優先入居の措置を講ずる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する計画

(ｱ)　災害復興住宅建設等補助金の活用

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金等の説明会を行い、申込みに必要な罹災証明書の発行を行う。

(ｲ)　災害市営住宅の建設

被災地全域で 500 戸以上、若しくは、市の区域内で 200 戸以上か 1 割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、災害市営住宅の建設を行う。

(ｳ)　既存市営住宅の再建

既存市営住宅が、災害により滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

(ｴ)　市営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置を講ずる。

(ｵ)　他の公営住宅等への入居あっせん

市営住宅以外の公営住宅及び民間アパートの所有者と連携を図る中で、住宅の斡旋をする。

(ｶ)　居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

イ　県が実施する計画（建設部）

(ｱ)　災害復興住宅建設等補助金（建設部）

住宅金融支援機構が実施する災害復興住宅融資等について、臨時相談窓口の開設等の住宅相談を協力して行うとともに、一定の規模による災害により住宅金融支援機構及び民間金融機関の災害復興住宅資金融資を受けた者に対して、利子相当額の一部を助成するものとする。

(ｲ)　災害公営住宅（建設部）

被災地全域で 500 戸以上、若しくは、一市町村の区域内で 200 戸以上か１割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の３割に相当する戸数を目途に、災害公営住宅を建設するものとする。

(ｳ)　既存県営住宅の再建（建設部）

既存県営住宅が、災害により滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。

(ｴ)　県営住宅等への優先入居（建設部）

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、県営

住宅等への優先入居の措置をとるものとする。

(ｵ)　被害状況把握のための技術的支援（危機管理部、建設部）

被災市町村から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は、支援を行うものとする。

調査等のため職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、被災市町村と十分調整の上、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

(ｶ)　発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するものとする。また、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

(ｷ)　災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図るものとする。

２　被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興

(1)　基本方針

被災者生活再建支援法または信州被災者生活再建支援制度は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害が、一定の基準に該当するときに適用する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。

(ｲ)　災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに所管の地域振興局長へ報告する。

(ｳ)　被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。

(ｴ)　被災者に対し、被災者生活再建支援法制度等の周知を行う。

(ｵ)　被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。

(ｶ)　被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

イ　県が実施する対策（危機管理部）

(ｱ)　地域振興局長は、住宅被害情報を把握し、迅速に危機管理部長へ報告するものとする。

(ｲ)　知事は、住宅被害報告に基づき、被災者生活再建支援法を適用するものとする。

なお、被災者生活再建支援法を適用した場合は、公示、内閣府への報告等必要な手続きを行うものとする。

(ｳ)　市から提出された被災世帯からの申請書類等を確認・点検し、被災者生活再建支援法人へ提出するものとする。

(ｴ)　支援金の支給事務は、議会の議決を得て、被災者生活再建支援法人へ全部委託するものとする。

ウ　被災者生活再建支援法人が実施する対策

県から提出された申請書類の審査及び県から委託された支援金の支給事務を行うものとする。

3　生活福祉資金の貸付

(1)　基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、社会福祉協議会が行う生活福祉資金の貸付制度を周知し、活用促進を図る。

(2)　実施計画

ア　市及び県（健康福祉部）が実施する対策

市及び県は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等の被災者の負担軽減措置を講ずるものとする。

イ　県社会福祉協議会が実施する対策

県社会福祉協議会は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金等の貸付を行うものとする。

なお、必要に応じて据置期間の延長等資金貸付条件の緩和措置をとるものとする。

4　被災者の労働対策

(1)　基本方針

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を講ずる。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　被災により離職を余儀なくされた者及び企業倒産等による失業者の雇用確保を関係機関と連携をとり、相談窓口の開設をする。

(ｲ)　県、公共職業安定所、長野労働局等が実施する措置について、市民に周知するとともに、その活用を図る。

イ　県が実施する対策（産業労働部）

(ｱ)　労働相談

労政事務所は、災害により生じる労働問題に関する相談に対応するため、被災地における巡回労働相談所等の措置をとるものとする。

(ｲ)　災害により離職を余儀なくされた者に対する措置

長野労働局、ハローワーク及び関係市町村等と連携しながら、合同就職面接会の開催、職業訓練等による再就職の促進を行うものとする。

(ｳ)　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に定める措置を適用するとされた激甚災害であって、職業訓練の受講者が当該災害による離職者等である場合には、国と連携し、訓練手当の支給、受講料の免除等の措置を行うものとする。

ウ　長野労働局が実施する対策

(ｱ)　災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職業相談の実施、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置をとり、離職者の早期再就職の斡旋を行うものとする。

(ｲ)　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、同条の定めるところにより基本手当を支給するものとする。

(ｳ)　労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時総合相談窓口を開設するものとする。

(ｴ)　災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置をとるものとする。

(ｵ)　労災保険給付に当り、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行うものとする。

5　生活保護

(1)　基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

市は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ、生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を支援する。

6　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

(1)　基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金制度の周知をし、活用を図る。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市は、条例に基づき、一定の災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支

給を、また、障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行う。

(ｲ)　災害援護資金の貸付

市は、条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して、災害援護資金の貸付を行う。

イ　県が実施する対策（危機管理部）

(ｱ)　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

県は、市が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、一定の災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金及び災害により精神または身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金に要する費用の一部を負担するものとする。

(ｲ)　災害援護資金の貸付

県は、市が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害救助法が適用される災害により被害を受けた世帯に対し、災害援護資金の貸付を行った場合、この貸付に要する費用の貸付を行うものとする。

(ｳ)　災害見舞金の交付

県は、災害によって住家または人的被害を被った世帯または遺族に対して見舞金を交付するものとする。

7　被災者に対する金融上の措置

(1)　基本方針

現地における災害の状況、賃金の需要状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置をとる。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

被災者の便宜を図るため、関東財務局長野財務事務所、日本銀行松本支店等に、災害の状況に応じた金融上の措置を講ずるよう依頼する。

イ　関係機関が実施する対策

関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（松本支店）は被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し次の措置をとるよう指導するものとする。

(ｱ)　資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置を講ずること。

(ｲ)　預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失または流失した預貯金者に対し、預貯金払戻しの利便を図ること。

(ｳ)　事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期預金、定期積金等の中途解約または当該預貯金等を担保とする貸出しに応じる等、適宜の措置をとること。

(ｴ)　災害時における手形交換または不渡り処分、金融機関の休日営業または平常時間外の営業について適宜配慮すること。

(ｵ)　生命保険金または損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮

し、生命保険料または損害保険料の払込みについては、契約者の罹災の状況に応じて、猶予期間の延長措置をとること。

８　租税の徴収猶予及び減免

(1)　基本方針

災害による被災者の納付すべき市税等の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活安定を図る。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

災害の状況に応じ、市税について、次の措置を講ずる。

(ｱ)　期限の延長

次に掲げる災害の区分に応じ、当該区分に掲げるところにより、地方税法または市税条例に基づく申告、申請、請求その他の書類の提出または納付若しくは納入に関する期限の延長を行う。

ａ　災害救助法が適用される災害

市長が必要と認めるときは、地域及び期日を指定して期限を延長する。

ｂ　その他の災害

市長が必要と認めるときは、納税者の申請により、地域及び期日を指定して期限を延期する。

(ｲ)　徴収猶予

市長が、市税の納付または納入ができないと認めるときは、納税者の申請により、その徴収を猶予する。

(ｳ)　減免等

市長が市税の減免が必要と認めるときは、納税者の申請により、減免を行う。

イ　県が実施する対策（総務部）

災害の状況に応じ、県税について、次の措置を講ずるものとする。

(ｱ)　期限の延長

次に掲げる災害の区分に応じ、当該区分に掲げるところにより、地方税法または県税条例に基づく申告、申請、請求その他の書類の提出または納付若しくは納入に関する期限の延長を行うものとする。

ａ　災害救助法が適用される災害

知事が必要と認めるときは、地域及び期日を指定して期限を延長するものとする。

ｂ　その他の災害

知事又は県税事務所長が必要と認めるときは、納税者の申請により、地域及び期日を指定して期限を延期するものとする。

(ｲ)　徴収猶予

知事又は県税事務所長が、県税の納付または納入ができないと認めるときは、納税者

の申請により、その徴収を猶予するものとする。

(ｳ)　減免等

知事又は県税事務所長が県税の減免が必要と認めるときは、納税者の申請により、減免を行うものとする。

9　医療費負担の減免、保険料（税）の減免等

(1)　基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとり、被災者の負担の軽減を図る。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

市は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置をとる。

イ　県が実施する対策（健康福祉部）

県は、市と連携を図り情報収集に努めるとともに、必要に応じて、国（内閣府）及び関係機関と連絡・調整を行うものとする。

ウ　厚生労働省関東信越厚生局長野事務所が実施する対策

厚生労働省関東信越厚生局長野事務所は、健康保険被保険者証再交付業務などを迅速に処理するほか、健康保険被保険者証提示の手続きの簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応するものとする。

10　罹災証明書の交付

(1)　基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく罹災証明書の交付を行う。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

災害による住家等の被害認定調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し被災者に罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

イ　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策

松本広域消防局及び木曽広域消防本部は、罹災証明の交付申請に際し、体制を強化し、罹災証明書の早期発行を行うものとする。

11　被災者台帳の作成

(1)　基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の積極的な作成および活用を図る。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

必要に応じて、個々の被災者の被害や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災地の援護の総合的かつ効率的にな実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

イ　県が実施する対策

災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

12　被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1)　基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く市民に広報する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　市長は必要に応じ、市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。

(ｲ)　相談業務の実施に当たり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼する。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。

(ｳ)　市民に対し、掲示板、防災行政無線、広報誌、広報車等を活用し、広報を行う。

(ｴ)　報道関係に対し発表を行い、市民に対しテレビ、ラジオ、新聞等で要配慮者にも配慮した適切な手段での広報を依頼するものとする。

(ｵ)　国・県との連絡体制を密にし、情報を的確に伝える。

(ｶ)　防災行政無線を活用し、的確な情報収集に努める。

イ　県が実施する対策（危機管理部、企画振興部、総務部）

(ｱ)　知事は、被災者の生活確保を図るため必要があると認めるときは、地域振興局長に命じて被災者相談所（以下「相談所」という。）を設置するものとする。

(ｲ)　相談所の所長は地域振興局長とし、相談員は関係現地機関の職員があたるものとする。ただし、災害の規模等により地域振興局長から知事に要請があった場合は、知事は、本庁の職員を派遣することができる。

(ｳ)　相談所は、原則として地域振興局に置くが、災害の状況により被災市町村の区域内に置くことができる。

(ｴ)　地域振興局長は、相談所を設置したときは、その旨を知事に報告及び関係市町村に通知し、被災者に徹底させるよう努めるものとする。

(ｵ)　相談業務の実施に当たり、必要に応じて他の関係機関に協力を要請する。また、市から相談業務に係る支援要請があったときは県職員の派遣、他の関係機関への協力要請等

の調整を行うものとする。

(ｶ)　長野県災害支援活動士業連絡会との「災害時における相談業務に関する協定」に基づき、被災者支援のための相談業務の実施を要請することができる。

(ｷ)　県は、住民に対し、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等を活用し、要配慮者にも配慮した適切な手段で広報を行うものとする。

(ｸ)　県は、報道機関に対し、発表を行うものとする。

ウ　関係機関・関係団体が実施する計画

(ｱ)　必要に応じ、それぞれの業務について相談窓口を設置するものとする。

(ｲ)　それぞれの業務について、市民に対しチラシ等を活用して広報を行うものとする。

(ｳ)　報道機関に対し、発表を行うものとする。

第６節　被災中小企業等の復興

第１　基本方針

被災中小事業者及び被害農林事業者等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

第２　主な活動

１　事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。

２　事業再開に対する相談体制を整備する。

第３　活動の内容

１　被害農林漁業者等に対する支援対策

(1)　基本方針

農林漁業関係施設などの早期復旧により、被害農林漁業者等の経営安定を図るため、次により支援する。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

県、関係機関等と連携し、金融上の特別措置等の周知を図るとともに、効率的な運用に配慮する。

イ　県が実施する対策（農政部、林務部）

(ｱ)　次に掲げる制度資金の需要等の把握など効率的な運用を行うものとする。

a　天災資金

b　日本政策金融公庫資金

c　農業災害資金

(ｲ)　市、日本政策金融公庫等を通じ、(ｱ) に掲げる資金も含め利活用できる資金について被害農業者への周知徹底を図るものとする。

(ｳ)　「農業保険法」に基づき、農業共済組合が行う農業保険事業を円滑に実施し、災害その他の不慮の事故によって農業者が受ける損失を補填する共済の事業並びに農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業により、農業経営の安定が図られるよう、農業保険業務の迅速適正化について指導を行うものとする。

２　被災中小企業者に対する支援対策

(1)　基本方針

被災中小企業者の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため、迅速かつ的確な措置を講じる。

また、あらかじめ商工会・商工会議所と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(2)　実施計画

ア　市が実施する対策

(ｱ)　商工会議所、金融機関等を通じ、利活用できる金融の特別措置について、当該被災地域における中小企業者に周知徹底を図る。

(ｲ)　被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ、貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。

ａ　国民金融公庫資金

一般の金融機関から融資を受けることが困難な中小企業に対し、必要な事業資金が貸し付けられる。

ｂ　中小企業金融公庫資金

中小企業者及び中小企業等協同組合等に対し、設備資金、運転資金が貸し付けられる。

ｃ　商工組合中央金庫資金

中小企業等協同組合法による組合及びその構成員に対し、設備資金、運転資金が貸し付けられる。

(ｳ)　長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続きに際しての債務の保証等について、円滑な実施を要請する。

(ｴ)　商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催するとともに、事業の復旧に関する相談体制を整備する。

(ｵ)　県の行う中小企業金融制度の周知と活用を図る。

イ　県が実施する対策（産業労働部）

(ｱ)　次に掲げる各種制度金融の効果的な運用を図るものとする。

中小企業融資制度資金（融資）

(ｲ)　市、中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について、当該被災地域における中小企業者に対し、周知徹底を図るものとする。

(ｳ)　被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ、貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請するものとする。

(ｴ)　長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続に際して、債務の保証等について円滑な実施を要請するものとする。

(ｵ)　商工会議所、商工会及び市と連携し、被災中小企業の復旧に関する相談窓口・企業訪問等の相談体制を整備するとともに、商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催するものとする。

第７節　被災した観光地の復興

第１ 基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、市、県、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

第２ 主な取組み

１　観光地の早期復興を図るため、市、県、関係機関等と連携して、観光誘客プロモーション活動の施策を企画・実施する。

２　風評被害防止を図るため、国内外に向けて被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。

第３ 活動の内容

１　被災した観光地に対する支援

(1)　市及び県（観光スポーツ部）が実施する対策

ア　関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進するものとする。

イ　関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行うものとする。

(2)　観光事業者が実施する対策

観光事業者は、市、県、関係団体と連携して、営業状況及び復旧状況などを国内外に向けて情報発信していくものとする。

第５章　東海地震等に関する事前対策計画

第１節　総則

【総務部】

第１　計画の目的

現在、県内においては、東海地震を想定した大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号以下「大震法」という。）第３条第１項に基づく強化地域として、長野県では 25 市町村が指定されている。本市は、強化地域には含まれていないが、この地域に近接していて、東海地震の規模によっては大きな被害も予想されるため、あらかじめ対策を講じておく必要がある。

この計画は、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発表された場合において本市がとるべき対策を定め、もって地震防災対策の強化を図ることを目的とする。

第２　東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発表される前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

第３　防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務または業務の大綱

震災対策編第１章第３節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱」のとおりとする。

第２節　東海地震に関連する情報及び警戒宣言発表時の活動体制

【総務部】

第１　市の体制

１　東海地震に関連する調査情報（臨時）が伝達された場合の体制

東海地震に関連する調査情報（臨時）が伝達された場合は、危機管理総合対策チームを設置し、地震予知情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報業務を行う。

２　東海地震注意情報及び東海地震予知情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の体制

東海地震注意情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、非常体制（第３章第２節「非常参集職員の活動」参照）をとり、次の業務を行う。

(1)　地震予知情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報

(2)　地震防災応急対策の準備

・　警戒宣言が発表された際の対応等の確認
・　地震防災応急対策上必要な物資、資機材等の確認
・　管理している施設の緊急点検
・　公立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策

(3)　状況に応じ、緊急本部員会議の開催

３　警戒宣言時の体制

警戒宣言が発表されたときは、大規模地震に備えて緊急体制（第３章第２節「非常参集職員の活動」参照）をとるとともに、緊急本部員会議を開催し、次の業務を行う。また、市内に大きな被害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第２３条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

(1)　地震予知情報等の収集及び市民、防災関係機関等への伝達

(2)　自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告

(3)　市内における地震防災対策の実施

東海地震に関連する情報と防災対応

情報名	主な防災対応	塩尻市の 活動体制	市民
東海地震に関連する調査情報（臨時）	●情報収集連絡体制	警戒体制 危機管理課職員招集	●正確な情報収集
東海地震 注意情報	●準備行動（準備体制）開始の意思決定 ●救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派	非常体制 関係職員（担当係長以上、危機管理総合対策チーム）招集	●正確な情報収集 ●旅行、出張の自粛 ●家族との連絡方法の確認 ●屋内家具等の固定確認

	遣準備の実施 ●住民に対する適切な広報		
警戒宣言 及　び 東海地震 予知情報		緊急（全体）体制 全職員招集	●正確な情報収集 ●避難準備

※各情報の発表基準は第３節第１末に示す表を参照のこと。

第２　県の体制

１　東海地震に関連する調査情報（臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合、県はその情報の内容に応じ必要な活動体制をとるものとする。

(1)　東海地震に関する情報等の種別と活動体制

情報の種別	活動体制	業務内容
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地震観測体制	○　東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達
東海地震注意情報（東海地震注意情報に基づき政府が準備行動に行う旨の意思決定を行った場合）	東海地震注意体制	○　東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○　地震災害警戒本部設置の準備 ○　地震防災応急対策の準備 ・　警戒宣言が発表された際の対応等確認 ・　地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・　管理している施設の緊急点検 ・　必要により県立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策
警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制	○　地震災害警戒本部の設置 ○　地震予知情報等の収集及び伝達 ○　地震防災応急対策の実施 ・　市町村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・　県内における地震応急対策の総合調整及び推進

※　「東海地震に関連する情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関する調査情報（臨時）の内容その他これらに関連する情報」をいう。

なお、平成 29 年 11 月１日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されたことに伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行われないこととされている。

(2)　地震災害警戒本部の設置

警戒宣言を発せられたときは、大規模地震対策特別措置法第１６条に基づき、長野県地震災害警戒本部を設置するものとする。

ア　本部の組織

長野県地震災害警戒本部条例及び同規定に定めるところによる。

イ　本部の位置及び活動要領

(ｱ)　地震災害警戒本部は原則として、県庁西庁舎防災センターの災害対策本部室に置く。

(ｲ)　地震災害警戒本部は、大規模地震対策特別措置法第１７条７項、長野県地震防災強化計画の地震防災応急計画に係る措置及び長野県震災対策応急計画の応急対策に係る事項を行うものとする。

２　東海地震発生のおそれがなくなった旨の情報が発表された時並びに警戒宣言が解除された時、または他の体制に移行したときは、活動体制を解除するものとする。

３　県職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報、警戒宣言の発令に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

第３　防災関係機関の体制

１　東海地震に関連する情報時の体制

各機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時)、東海地震注意情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その所掌業務について、各機関の防災業務計画に基づき警戒宣言の発表に備えて準備を行うものとする。

・　警戒宣言が発表された際の対応等の確認
・　地震防災応急対策上必要な資機材等の確認
・　管理している施設の緊急点検

２　警戒宣言時の体制

各機関は、活動体制等について各機関の防災業務計画にあらかじめ定めておくものとする。また、その所掌業務について発災時に備えて準備を行うものとする。

第４　市民、事業所等の体制

口伝えにより情報を入手した場合は、必ずラジオ、テレビ、広報車、緊急メール、市ホームページ、防災行政無線等による情報で確認し、地震発生に備えて防災措置を講ずるものとする。従業員数の多い事業所等については、情報を周知徹底するとともに、集団での避難準備を進めるものとする。

第３節　情報の収集伝達計画

【総務部】

第１　地震予知に関する情報等の伝達

市が、県を経由して入手する情報の種類は、警戒宣言及び地震予知情報等があり、これらの情報の伝達は、次の経路により迅速かつ的確に行う。

１　伝達系統図

(1)　勤務時間内

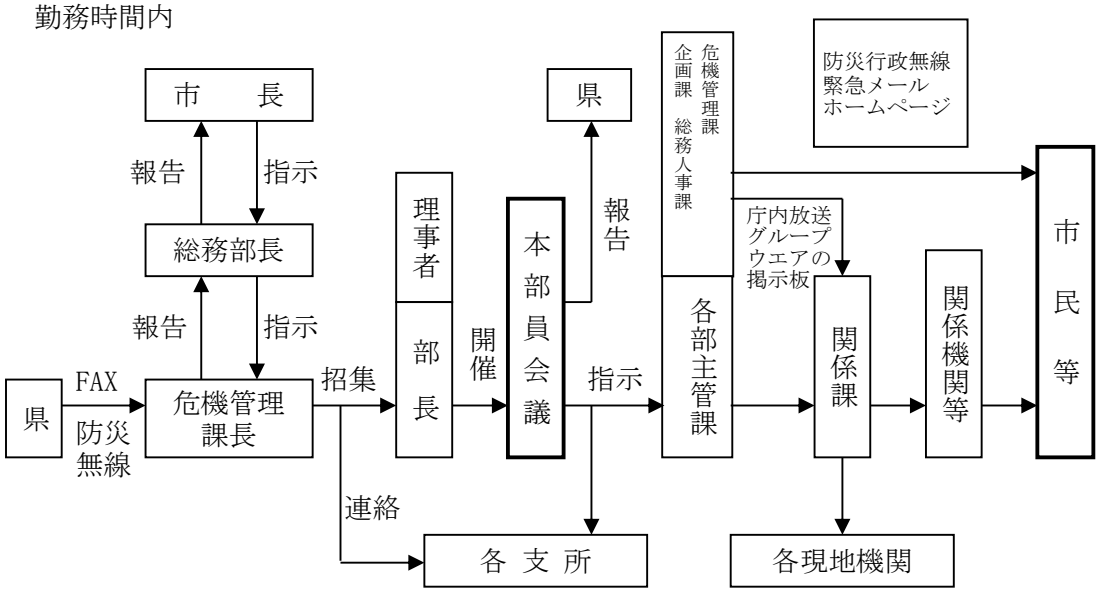

(2)　勤務時間外

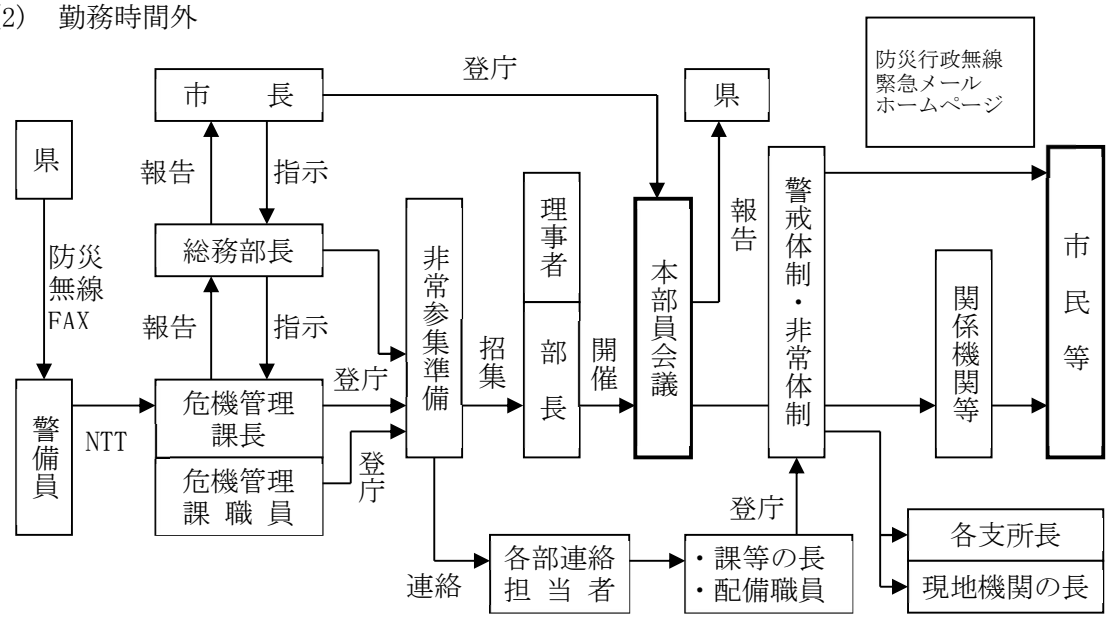

２　伝達要領

(1)　勤務時間内

ア　危機管理課長は、県知事から入手した情報を総務部長を通じて市長に報告し、指示を仰ぐ。（災害対策本部設置の有無など）

イ　緊急本部員会議の招集をする。(場合によっては緊急部課長会議)

ウ　会議結果を受けて、職員には庁内放送、グループウエアの掲示板で、現地及び関係機関には電話や防災行政無線で情報を伝達する。

エ　各課等では、警戒体制または非常体制をとる。

オ　市民への情報周知を図るとともに、テレビ・ラジオ等による情報の把握に努める。

(2)　勤務時間外

ア　警備員は、情報を入手した場合は、直ちに危機管理課長及び総務部長に連絡する。

イ　総務部長及び危機管理課長は、直ちに市長に伝達するとともに、登庁し、理事者及び部長（第３章第２節の「塩尻市災害対策本部組織図」参照）を招集する。

ウ　本部員会議を開催し、会議結果を受けて、あらかじめ指定されている配備職員を招集する。

エ　現地機関の長及び関係機関等に電話や防災行政無線で情報を伝達する。

オ　登庁した配備職員は、非常体制をとる。

カ　市民への情報周知を図るとともに、テレビ・ラジオ等による情報の把握に努める。

［参考］「東海地震に関連する情報」の発表基準等

情報名	情報の発表基準等
東海地震予知情報	【発表基準】 東海地震が発生するおそれが認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 （３箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等）
東海地震注意情報	【発表基準】 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 （２箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等）
東海地震に関連する調査情報（臨時）	【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 （１箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等）
東海地震に関連する調査情報（定例）	【発表基準】 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合、その旨が各情報で発表される。

注※前兆すべりとは：

東海地震は、プレート（地球表面を覆う厚さ数十～百キロメートル程度の岩石の層）の境界で起こる地震です。プレート境界は普段は強く固定されています。しかし、東海地震の前には少しずつすべり始め、最終的に大きくずれて東海地震になると、地震学では考えられています。この前兆的なすべり現象が前兆すべりです。

第２　応急対策実施状況等の情報収集・伝達

市、県、防災関係機関は、相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行うものとする。

なお、市が収集する主な情報は、次のとおりである。

１　病院の診療状況、救護医療班の出動体制（医師会、医療機関）
２　金融機関の営業状況（金融機関、農協、郵便局）
３　主要食糧の在庫状況等（農政局、農協等）
４　列車の運行状況、旅客の状況（塩尻駅・木曽福島駅）
５　バスの運転状況、旅客の状況（アルピコ交通株式会社）
５　電話等の疎通状況、利用制限（電気通信事業者）
６　高速道路の交通規制の状況・車両通行状況（中日本高速道路株式会社）
７　緊急輸送車両の確保台数
８　避難、救護の状況、旅行者数、保育所等社会福祉施設の運営状況、大型店舗・スーパーの営業状況等
９　幼稚園・保育園、小中学校等の授業等実施状況
10　松本空港の運行状況（信州松本空港）

第４節　広報計画

【企画政策部】

第１　基本方針

東海地震に関連する情報または警戒宣言が発表されたときには正しい情報を正確かつ迅速に提供し、市民等が的確な対応ができるよう必要な広報を行う。

第２　活動の内容

１　市が実施する計画

県及び防災関係機関等から得た情報について、防災行政無線、ＣＡＴＶ、広報車、緊急メール、市ホームページ等を活用し、市民に周知する。また、必要に応じテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を活用した広報を行う。

２　県が実施する計画（危機管理部、企画振興部、県警察本部）

［東海地震注意情報受理時の広報］

県は、東海地震注意情報が伝達された場合は、次により広報を行うものとする。

(1)　広報内容

ア　東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容

イ　関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項

ウ　強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項

エ　その他必要な事項

(2)　報道機関との応援協力関係

東海地震注意情報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて県民に呼びかけるものとする。

［警戒本部設置時の広報］

県は、警戒本部が設置された場合、次により広報を行うものとする。

(1)　広報内容

ア　警戒宣言及び地震予知情報等

イ　主な交通機関運行状況及び道路交通状況

ウ　車両運転の自粛と運転者のとるべき措置

エ　ライフラインに関する情報

オ　強化地域内外の生活関連情報

カ　事業者等がとるべき措置

キ　避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ

ク　家庭において実施すべき事項

ケ　自主防災組織に対する防災活動の要請

コ　犯罪予防等のために住民のとるべき措置

サ　金融機関等が講じた措置に関する情報

シ　その他必要な事項

(2)　広報手段

報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、ヘリコプター、広報車、インターネット等により実施するものとする。

なお、外国人住民等の情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子または外国語放送など様々な広報手段を活用して行うものとする。

(3)　問い合わせ窓口

居住者等の問い合わせに対応できるよう、警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

(4)　報道機関との応援協力関係

知事は、警戒宣言が発表された場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかけるものとする。

３　防災関係機関が実施する計画

(1)　放送機関

臨時ニュース、特別番組等により迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、協定に基づく報道要請があったときは適切な放送を行うものとする。

(2)　電力供給機関

報道機関、広報車等を通じ、発災時に備えての電気の安全措置等に関する広報を行うものとする。

(3)　ガス供給機関

報道機関、広報車等を通じ、発災時に備えてのガス機器等の安全措置等に関する広報を行うものとする。

(4)　ＮＴＴ東日本㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱

報道機関、広報車等を通じ、通信の疎通状況、利用制限措置等について住民に周知するものとする。

(5)　ＪＲ各社

報道機関、駅等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知するものとする。

(6)　路線バス会社

報道機関及び構内等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知するものとする。

(7)　道路管理者

報道機関、道路情報提供装置等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の通行規制の内

容や不要不急の旅行を控える必要がある旨等について住民に周知するものとする。

(8)　水道管理者

報道機関、広報車等を通じ、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について住民に周知するものとする。

(9)　その他の防災関係機関

状況に応じ、適時適切な広報活動を行うものとする。

第５節　避難活動等

【総務部】

第１　基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発表された場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置をとるものとする。

その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国人住民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導に当たっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。

また、避難指示等の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難についても検討するなど、避難活動の実効性を確保するものとする。

なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所での行動をするものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておくものとする。

第２　活動の内容

１　避難指示

(1)　市が実施する計画

ア　避難対象地区は、概ね次の基準によりあらかじめ市長が定める地区とする。

(ｱ)　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

(ｲ)　がけ地、山崩れ崩落危険地区

(ｳ)　崩壊危険のあるため池等の下流地区

(ｴ)　その他市長が危険と認める地域

イ　避難対象地区の市民等に、広報車、防災行政無線等の手段を活用し、地区の範囲、指定緊急避難場所、避難路及び避難指示の伝達方法等について十分徹底を図る。

ウ　警戒宣言が発表されたとき、市長は、避難対象地区に避難指示を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行う。

また、市長は、自主防災組織、市民及び関係者に対し、次の指導を行う。

(ｱ)　防災用具、非常持出品及び食料の準備

(ｲ)　避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限

(ｳ)　避難場所の点検及び収容準備

(ｴ)　収容者の安全管理

(ｵ)　負傷者の救護準備

(ｶ)　避難行動要支援者の避難救護

(2)　県が実施する計画

ア　地震防災対策強化地域の市町村に対し、避難指示等の実施に関する連絡調整及び助言を行うものとする。(危機管理部)

イ　警察署は、地元市町村と密接な連携を図り、市町村が行う避難に関する広報、伝達等の活動に協力するものとする。(警察本部)

ウ　警察官は、警戒宣言が発表された場合は、大規模地震対策特別措置法第２５条の規定に基づき、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、危険事態発生防止のため、次の事項を実施することができる。

(ｱ)　危険を生じさせ、または危害を受けるおそれのある者その他関係者に対する必要な警告または指示

(ｲ)　(ｱ)の場合において特に必要な場合における危険な場所への立入りの禁止若しくはその場所からの退去

(ｳ)　(ｱ)の場合において特に必要な場合における危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置

エ　市長による避難の指示ができないと認めるとき、または市長から要求のあったときは、警察官は大規模地震対策特別措置法第 26 条で準用する災害対策基本法第 61 条の規定により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示するものとする。

オ　次の事項について市に協力する。(各部局)

(ｱ)　県が管理する施設の開放

(ｲ)　県が管理する介護施設等への該当者の収容

(ｳ)　県が把握する物資等の供給、斡旋

(ｴ)　給水資機材の配備

(3)　市民が実施する計画

平常時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておくなど、地震発生に備えて万全を期すよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の住民等は、市の指示に従いあらかじめ指定された避難場所に速やかに避難するものとする。

２　車両による避難

(1)　市が実施する計画

ア　市は、警察本部、危機管理部と協議の上、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について定めておく。

イ　車両避難対象地区は、山間地等で、避難場所までの距離がおおむね４㎞以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、警察本部、管轄の警察署と調整しておく。

ウ　車両避難対象地区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じて、

その都度必要な検討・見直しを行う。

エ　車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や指定緊避難場所の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておく。

オ　災害時には、直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図る。

(2)　県が実施する計画（危機管理部、警察本部）

市が、必要最小限の車両による避難を行う地域について、その実情を把握し、必要な連絡調整を行うものとする。

なお、市から事前に車両避難対象地域について協議があった場合、警察本部及び危機管理部において、基本的事項についての確認を行い、管轄の警察署において、災害時における交通管理に支障が発生する可能性の有無や避難路における交通障害発生のおそれの有無等、具体的事項について精査・調整を行うものとする。

(3)　市民が実施する計画

車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車または、避難場所における駐車に当たっては、緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮するものとする。

3　屋内避難

(1)　市が実施する計画

ア　警戒宣言が発表された場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち、高齢者、傷病者、乳幼児等の要配慮者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」（以下「屋内避難指針」という。）の基準を満たす避難施設の選定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とする。

イ　市は、屋内避難指針に従い、公立小中高校等の公共施設の中から、屋内避難が可能な施設を選定するとともに、避難対象地区内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておく。

ウ　屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講ずる。

(2)　県が実施する計画

ア　市が、屋内避難施設を選定する際にその実情を把握し、必要な調整及び助言を行うものとする。（危機管理部、建設部）

イ　県は、屋内避難に適する県有施設の活用について市に協力する。（各部局）

4　要配慮者利用施設における避難対策

(1)　市が実施する計画

市は、避難対象地区内の要配慮者利用施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておく。

・　警戒宣言等が発表された場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む）
・　徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
・　屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等の避難先についての検討

(2)　県が実施する計画

県は、避難対象地区内の要配慮者利用施設について状況を把握するとともに、避難対策等について市へ助言を行うものとする。

(3)　要配慮者利用施設の管理者が実施する計画

要配慮者利用施設の管理者は、市と調整の上、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておくものとする。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずるものとする。

・　夜間・休日を含めた連絡体制
・　避難行動要支援者の避難方法、使用車両等
・　利用者・入所者等の態様に応じた避難先

5　避難活動

(1)　市が実施する計画

ア　市は、避難の状況、避難所の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県へ報告する。

イ　避難所の設置及び運営については、次により行う。

(ｱ)　避難所の生活が円滑に行えるように、自主防災組織の協力を得て、必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

また、避難生活の維持にあたっては、自主防災組織の協力を得る。

(ｲ)　避難所で避難生活をする者は、避難指示を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。

なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずる。

(ｳ)　設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。

(ｴ)　避難所の設置期間は、警戒宣言が発表されてから解除されるまでまたは地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。

(ｵ)　避難所の運営は、自主防災組織等の協力を得て市が行うものとする。

(ｶ)　避難所には、運営のため必要な市職員を派遣するとともに、必要により、安全の確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請する。

(2)　県が実施する計画

ア　避難生活維持のための食料、生活必需品等の調達等について、市からの要請に基づき、調達、提供及び斡旋について協力するものとする。

イ　県は、交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対して市が実施する避難誘導、保護等の活動が円滑に行われるように協力するとともに、必要に応じて市町村間の調整等

を行うものとする。

ウ　警察は、市と連携し、避難誘導の措置等について協力するものとする。また、避難所及び避難後の地域の治安維持のためのパトロールを行うものとする。

(3)　市民が実施する計画

市民及び自主防災組織は、避難及び避難所の運営に関し、市に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活を送るように努めるものとする。

第６節　食料、生活必需品、飲料水の確保計画

【総務部・水道事業部】

第１　基本方針

警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、市民が自主防災活動により確保するものとし、市及び県は、市民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋するほか、物資流通の円滑化に配慮する。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及び斡旋等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行うものとする。

また、地震発生時の飲料水確保について、市及び県は必要な措置を講じるものとする。

第２　活動の内容

１　食料及び生活必需品の確保

(1)　市が実施する計画

ア　松本ハイランド農業協同組合、洗馬農業協同組合、塩尻商工会議所、コープながのなどと締結した「災害時における応急生活物資の調達に関する協定」などに基づき、物資の調達、斡旋を行う。

イ　緊急物資の在庫状況の把握と物資の調達またはその準備措置を要請する。

ウ　県に対する緊急物資の調達または斡旋の要請を行う。

エ　市は、避難対象地区以外において市民が、食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請する。また、上記の要請が可能となるよう、市における主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておく。

オ　生活必需品等の備蓄について、住民に対して周知する。

(2)　県が実施する計画（危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部）

ア　市長の要請に基づき、協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、諏訪商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店会連合会、長野県石油商業組中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部と連携して物資の調達を図るものとする。

この場合の調達先は、県と緊急物資の供給協定を締結した物資保有者を中心として、広く各業界に協力を求めるものとする。

イ　緊急物資の在庫状況や関係業界からの調達状況を勘案し、国に対して調達またはその準備措置を要請するものとする。

ウ　緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、収容命令や保管命令を発するものとする。

エ　広域物資拠点の開設準備を行うものとする。

(3)　関係機関が実施する計画（農林水産省政策統括官付）

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第４章のⅠの第 11 に基づき、知事または市長からの要請を受けて、緊急売却の措置を講ずるものとする。

(4)　市民が実施する計画

避難対象地区の内外を問わず、平常時から市民は、食料等生活必需品の備蓄に努め、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動するものとする。

２　飲料水の確保計画

(1)　市が実施する計画

ア　市民に対して貯水の励行に関する広報を徹底する。

イ　応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。

ウ　水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の徹底を行う。

エ　応急復旧体制の準備を行う。

オ　広域物資拠点の開設準備を行う。

(2)　県が実施する計画（危機管理部、環境部、企業局）

ア　住民に対して貯水の励行に関する広報を行うものとする。

イ　市が実施する飲料水確保対策について助言するものとする。

ウ　広域的な応援体制を確立するものとする。

エ　水道用水供給施設については、飲料水を確保するための必要な措置を講じるものとする。

オ　広域物資拠点の開設準備を行うものとする。

(3)　市民が実施する計画

飲料水及び生活用水を、可能な範囲で貯水するものとする。

第７節　医療救護及び保健衛生活動計画

【健康福祉部】

第１　基本方針

市及び県は、地震発生に備え、関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立するものとする。

なお、東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行うものとする。

第２　活動の内容

１　医療救護体制の確立

地震防災対策強化地域を中心とする地震発生時の人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護体制の準備を整えるものとする。

(1)　市が実施する計画

ア　塩筑医師会、塩筑歯科医師会、松本薬剤師会等に対し、救護班の出動準備を要請する。

イ　医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県または関係機関に対して供給の要請を行う。

ウ　救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入体制を整える。

エ　傷病者の搬送準備をする。

オ　市民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図る。

(2)　県が実施する計画（健康福祉部）

ア　市、日赤長野県支部、医師会等に対して医療救護活動の準備を要請するとともに、県立医療機関での医療救護活動の準備を整えるものとする。

イ　長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品等の緊急配分の準備を指示するものとする。

ウ　強化地域以外の医療関係機関を含め、救護班派遣可能数及び搬送患者受入可能数を把握するものとする。

エ　強化地域内の医療搬送拠点の確保を図るものとする。

(3)　関係機関が実施する計画

ア　日本赤十字社（長野県支部）

日本赤十字社長野県支部長は、救護資機材等の装備の確認を行い、医療救護班の出動に備えるものとする。

県から協力要請があったとき、または支部長が必要と認めたときは、救護班等を派遣するものとする。

イ　（一社）長野県医師会、塩筑医師会、塩筑歯科医師会

市または県から協力要請があったときまたは医師会長が必要と認めたときは、救護班等

を派遣するものとする。

ウ　災害拠点病院

発災に備えて、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行うものとする。

エ　国立病院機構、大学病院

県から協力要請があったときまたは病院長が必要と認めたときは、救護班を派遣するものとする。

オ　長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会

県から緊急配分について要請があった場合は、備蓄医薬品の指定場所への速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。

カ　（一社）長野県薬剤師会、松本薬剤師会

市または県から要請があったときは、薬剤師班を派遣するものとする。

２　保健衛生体制の確立

市及び県は、地震発生に備えての体制を確立するとともに、応急用資機材を準備し、市民は、自己完結の努力をするものとする。

(1)　市が実施する計画

し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備する。

(2)　県が実施する計画（健康福祉部）

保健衛生活動全般の連絡調整を行うとともに、保健福祉事務所等保健衛生機関での出動準備を整えるものとする。

(3)　市民が実施する計画

し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具等を準備し、可能な限り自己完結する努力をするものとする。

第８節　児童生徒等の保護活動計画

【こども教育部】

第１　基本方針

警戒宣言の発表は、授業中等に限らず、登下校中の場合もあり得ることから、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園及び保育園（以下この節において「学校等」という。）においては、平素から地震予知情報等が発せられた時の対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講ずるものとする。

なお、学校においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在下校時、在宅時等の別、学校施設の避難場所及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施するものとする。

第２　活動の内容

１　市及び県が実施する計画（教育委員会）

学校等においては、児童生徒等が在校中に警戒宣言が発表された場合、授業または学校行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間または地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校とする。また、児童生徒等の在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校または登園しないものとする。

なお、遠距離通学・通園などの事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは、児童生徒の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業などを中止し、児童生徒等の帰宅や保護者の引渡し等の安全確保対策をとることとする。

(1)　児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率しての集団下校や直接保護者への引き渡しを行うものとする。

(2)　児童生徒等については、帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で、帰宅、引き渡しが困難と考えられる場合は、市が設置した避難場所または学校等で保護するものとする。この場合、事前に保護者と打ち合わせの上、個々についての対応の仕方を確認しておくものとする。

(3)　保護に当たっては、不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒等の氏名、人数を確実に把握し、市及び県教育委員会へ報告するものとする。

(4)　保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、飲料水、生活必需品等の確保については、市と協議の上、対策を講ずるものとする。

(5)　警戒宣言が登下校中に発表された場合に備え、児童生徒等に対し、以下の事項を徹底しておくものとする。

ア　ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。

イ　学校か自宅の近い方に急いで避難することを原則とする。

ウ　交通機関利用者については、その場の係員の指示により行動し、勝手な行動はとらない。

２　私立学校等が実施する計画

市及び県が実施する計画の例に準じて、対策を行うものとする。

第９節　消防・救急救助対策等

【総務部】

第１　基本方針

警戒宣言が発表された場合、市は地域防災計画及び消防計画に基づき、平常時の業務を停止、または縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。

地震による被害の二次的災害として、同時多発的に発生する火災は、多くの家屋を焼失させ、多数の死傷者が生じる可能性があり、被害を最小限に食い止めるため、消防施設・機器の整備、自主防災組織の有効活用を図り、火災の抑制に努める。

第２　活動の内容

１　市が実施する計画

(1)　情報収集・伝達体制を確立する。

(2)　消防団等の有機的運用を図り、効果的な警戒体制を確立する。

(3)　火災発生の防止、初期消火活動については住民等への広報を行う。

(4)　自主防災組織等の消防防災活動に対する指導を実施する。

(5)　消防団、自主防災組織の協力を得て、消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に配置した資機材等の確認を行う。

２　松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画

(1)　消防通信指令装置及び緊急情報システム等の通信設備の効果的運用を図り、地震予知情報等情報収集と伝達体制を確立するものとする。

(2)　消防部隊の編成強化を図るものとする。

(3)　各種資機材を増強確保するものとする。

(4)　迅速な救急救助のための体制を確保するものとする。

(5)　出火防止、初期消火等の広報を実施するものとする。

(6)　学校・公共施設等プールへの貯水を推進するものとする。

(7)　災害対応用通信手段（衛星携帯電話等）を確保するものとする。

(8)　防火対象物、一般家庭の防火体制の指導強化を図るものとする。

(9)　施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示するものとする。

３　県が実施する計画（危機管理部、企画振興部、警察本部）

(1)　東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、消火薬剤・資機材、救急救助資機材等県が保有する物資、資機材の点検、初動準備を行うとともに、市町村、各防災関係機関の消防対策用資機材の保有状況及び緊急応急対策要員の参集状況を確認するものとする。（危機管理部、警察本部）

(2)　警察庁、防衛省及び消防庁の応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保するものとする。（危機管理部、警察本部）

(3)　迅速な救急救助のための体制を確保するものとする。(危機管理部、警察本部)

(4)　警戒宣言が発表された場合、報道機関の協力を得て、住民等に対し、火気使用の自粛、消火の準備等火災の発生防止、初期消火などについて広報を行うものとする。(危機管理部、企画振興部)

4　関係機関等が実施する計画

(1)　地震予知情報等の収集と伝達体制を確立するものとする。

(2)　地震に備えての消防部隊の編成強化を行うものとする。

(3)　資機材及び救急資機材を確保するものとする。

(4)　迅速な救急救助のための体制確保

(5)　応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた前進拠点及び進出拠点の施設管理者と連携し、施設を確保するものとする。

(6)　出火防止、初期消火等の広報を行うものとする。(消防本部)

(7)　施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示するものとする。(消防本部)

(8)　消防車両等の敷地進入を容易にするため、進入路等を確保するものとする。

(9)　関係機関、地区自主防災組織は、各々の防災資機材の確認をするものとする。

(10)　公共施設等で貯水施設の有する機関は、消防用貯水を実施するものとする。

5　市民が実施する計画

(1)　各戸において、消火、防災用品の整備及び家具転倒防止措置等を図るものとする。

(2)　各戸において、風呂等の溜水に心がけるとともに、出火防止、初期消火に努めるものとする。

(3)　貴重品等非常持出品を確認するものとする。

(4)　狭隘道路等への路上駐車を防止するものとする。

(5)　火気使用器具の使用自粛及び点検を実施するものとする。

(6)　要配慮者のための隣保共助に努めるものとする。

第１０節　防災関係機関の講ずる措置

【総務部】

第１　基本方針

防災関係機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これら情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合または警戒宣言が発表された場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

第２　活動の内容

１　電力各社

(1)　地震災害警戒本部を設置するものとする。

(2)　電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確立するものとする。

(3)　社員一人ひとりが、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯するものとする。

(4)　訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行うものとする。

２　通信（ＮＴＴ東日本㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱）

(1)　地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確立するものとする。

(2)　重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置をとるものとする。

(3)　通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行うものとする。

(4)　通信の疎通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行うものとする。

(5)　警戒宣言発令後、災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板・ｗｅｂ１７１の運用開始に向けた準備を行うとともに、輻輳が発生した場合は、速やかに運用を開始するものとする。なお、注意情報等発出後においても、同様とする。

３　ガス（ガス事業者）

(1)　速やかに地震災害警戒本部を設置し、非常体制を確立するものとする。

(2)　工事中のガス工作物については、安全措置をとり直ちに中止するものとする。

(3)　巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保するものとする。

(4)　利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時

のガスに関する安全喚起について広報を行うものとする。

(5)　警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保するものとする。

4　金融機関

(1)　警戒宣言が発表された場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止するものとする。

ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止するものとする。

(2)　預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機（ＡＴＭ）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置をとるものとする。

(3)　営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行うものとする。

※　「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

5　日本郵便㈱（信越支社）

(1)　日本郵便㈱信越支社は、非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制等を整えるものとする。

(2)　警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店、郵便局等における業務の取扱いを停止するものとする。

(3)　警戒宣言に伴う郵便の業務運営について、報道機関等を通じ広報活動を行うものとする。

(4)　強化地域内に所在する支店、郵便局等において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱い時間並びにその他の必要事項を店頭または局前等に掲示するものとする。

(5)　警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行うものとする。

第１１節　売り惜しみ・買い占め等の防止

【商工観光部】

第１　基本方針

警戒宣言が発表された場合、悪質商法、売り惜しみや買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置が必要である。

第２　活動の内容

１　市が実施する計画

(1)　売り惜しみ、買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。

(2)　適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。

(3)　情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。

(4)　売り惜しみ、買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。

(5)　管内または広域圏で流通業者との連携を図る。

２　県が実施する計画（県民文化部、警察本部）

(1)　売り惜しみ、買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行うものとする。

(2)　適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。

(3)　情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。

(4)　売り惜しみ、買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。

(5)　警戒宣言に便乗した悪質商法事犯の取り締まりや広報啓発活動を行うものとする。（警察本部）

３　市民が実施する計画

(1)　集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第１２節　交通対策

【建設部】

第１　基本方針

警戒宣言時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、市民等の避難の円滑と緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより交通の規制等を実施する。

また、鉄道の運行停止に伴う滞留旅客等に対応するための措置を講じる。

なお、市、県、公安委員会、道路管理者は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

第２　活動の内容

１　道路に関する事項

(1)　市が実施する計画

ア　市は、関係事業者と連携した滞留旅客対策を行う。

イ　警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

(2)　県が実施する計画（警察本部）

ア　強化地域内での一般車両の走行は極力抑制するものとする。

イ　強化地域への一般車両の流入は極力制限するものとする。

ウ　強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しないものとする。

エ　避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止または制限するものとする。

オ　高速自動車国道については、一般車両の県内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限するものとする。

カ　警察庁指定の広域交通規制対象道路については、必要な交通規制、迂回誘導、自動車利用の抑制の要請等を行うものとする。

キ　自動車運転者のとるべき措置の指導

平常時から関係機関と連携して、自動車運転者に対し、次の事項の周知徹底を図るものとする。

○警戒宣言が発表された場合における措置

走行中のとき	①　警戒宣言が発表されたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。 ②　車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路において避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
避難するとき	第５節２において市が定める「車両避難を認める地区」を除いては、避難のために車両を使用しないこと。

(3)　中日本高速道路株式会社が実施する計画

中日本高速道路株式会社は、その防災業務計画に定めるところにより、警戒宣言時の対策を実施するものとする。

(4)　路線バス会社が実施する計画

ア　主要バスターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達するものとする。

イ　警戒宣言の情報を入手したときは、車両の運行を中止し、安全な場所に停車し、旅客に避難場所を教示するものとする。児童・生徒等については、学校等と連絡をとり、必要な対応措置をとるものとする。

２　鉄道に関する事項

(1)　東日本旅客鉄道㈱

ア　東海地震注意情報発表時の対応

(ｱ)　東海地震注意情報が発表された場合は、旅客等に対して、警戒宣言時に列車の運転を中止すること等状況を説明し、旅行の中止を勧めるものとする。

なお、強化地域の境界付近を内方に向かって運転中の列車の旅客に対しては、状況により最寄りの駅で強化地域外へ向かう列車に移乗することを案内するものとする。

(ｲ)　東海地震注意情報が発表された場合は、次のとおり列車の運転規制手配を行うものとする。

・　強化地域内を運転中、または強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、原則として最寄りの貨物駅に抑止を行うが、強化地域外への進出が可能と判断される場合には運転を継続するものとする。

・　強化地域内を旅行目的としない旅客を主に輸送する列車（夜行寝台列車等）は、原則として強化地域内への入り込みを規制するものとする。

なお、強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運転を継続するものとする。

・　強化地域及び隣接する地域においては、帰宅困難者や滞留旅客軽減のため必要により輸送力の増強を実施するものとする。

イ　警戒宣言発表時の対応

(ｱ)　警戒宣言が発表された場合は、予め定めた方法により列車の運転状況、旅客の待機状況等を適宜報道機関等に発表するものとする。

(ｲ)　駅施設内の旅客及び停車した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を除き、原則として駅施設内または列車内に残留させるものとする。ただし、列車の停車が長期間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は、地方自治体の定める避難場所へ旅客を避難させるものとする。また、旅客に対し必要に応じ食事の斡旋を行うものとする。

(ｳ)　警戒宣言が発表されたときの列車の運転規制手配を次のとおり行うものとする。

・　強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制するものとする。

・　当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車させるものとする。

・　強化地域外においては、運行状況を勘案し、中央本線塩尻駅、小海線小海駅で速度を制限して折り返し運転を行うものとする。

(2)　東海旅客鉄道㈱

ア　東海地震注意情報発表時の対応

(ｱ)　東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときは、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発表された場合の列車の運転計画を案内するものとする。

(ｲ)　東海地震注意情報が発表された後、列車の運転取扱いは次のとおり実施するものとする。

・　旅客列車は運転を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止するものとする。

・　貨物列車は強化地域への進入を禁止するものとする。

イ　警戒宣言発表時の対応

(ｱ)　警戒宣言が発表されたときは、旅客等にその情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運行状況について案内するものとする。

(ｲ)　滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難場所へ避難させる等必要な措置をとるものとする。

(ｳ)　警戒宣言発表後、列車の運転取扱いは次のとおり実施ものとする。

・　強化地域内への進入を禁止するものとする。

・　強化地域内を運転中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車するものとする。

・　長距離夜行列車、貨物列車については、強化地域への進入禁止を継続するものとする。

・　強化地域外においては、坂下駅以北で折り返し可能な駅（南木曽駅）以北の運転を必

要に応じて速度を制限して可能な限り確保するものとする。

(3)　県が実施する計画

県は、規制の結果生じる滞留旅客等の保護のために行う市町村等の活動について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整を行う。

第１３節　緊急輸送

第１　基本方針

警戒宣言発令時における緊急輸送は、地震防災応急対策上、必要最小限の範囲で実施するものとし、各機関が協議の上、調整を行うものとする。

なお、市、県及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

第２　活動の内容

１　緊急輸送の対象

警戒宣言が発表された場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次の通りである。

(1)　地震防災応急対策実施要員

(2)　地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材

(3)　その他警戒本部長が必要と認める人員、物資または資機材

２　市が実施する計画

(1)　市は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送車両、物資輸送拠点等の確保を図る。

(2)　市は、必要に応じて、ヘリコプターの出動を要請する。

３　県が実施する計画

(1)　交通規制等

ア　県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法第 24 条に基づき、地震防災応急対策に従事する者若しくは地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、歩行者または車両の通行を禁止し、または制限するものとする。(警察本部)

イ　交通規制課は、隣接県との事前協定に基づいて関係隣接県警察の交通規制を要請するものとする。

ウ　交通規制等に当たって必要がある場合は、あらかじめ締結した協定に基づき、(一社) 長野県警備業協会に協力を求めるものとする。

(2)　輸送手段の確保

ア　市からの要請等に基づき、ヘリコプターの運用計画により、迅速な運用を図るものとする。(危機管理部)

イ　県庁内各部局と連絡調整し、それぞれが管理する車両の中から、長野県地震災害警戒本部員の活動に必要な車両を確保するものとする。(総務部)

ウ　緊急輸送を実施するため必要に応じて（公社）長野県トラック協会及び赤帽長野県自動車運送協同組合に対して「緊急・救護輸送に関する協定書」等に基づき応援を要請するものとする。(危機管理部)

(3)　物資輸送拠点の確保

県は、緊急輸送を円滑に推進するため、市と協議の上、必要な物資輸送拠点の指定等準備を行うものとする。

4　関係機関が実施する計画

各関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図るものとする。

第１４節　事業所等対策計画

【商工観光部】

第１　基本方針

警戒宣言が発表された場合、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届出すべき施設または事業（大規模地震対策特別措置法第７条第１項に規定された施設または事業を政令で定めるもの）の管理者、または運営者（以下「事業所等」という。）は、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとるものとする。

なお、事業所等や一定規模以下の施設及び事業所にあっても、警戒宣言時の対応措置をあらかじめ定めておくものとする。これら事業所等においては、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、建物等の耐震性や立地条件、営業や利用状況などを判断して、警戒宣言時の地震防災応急対策を円滑に実施するための確認または準備的措置を行うものとする。

第２　活動の内容

１　事業所等が実施する計画

(1)　施設内の防災体制の確立

ア　防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止し、または軽減するための体制を確立するものとする。

イ　地震予知情報等必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置を講ずるものとする。

ウ　あらかじめ定められた分担に従って地震防災応急対策を実施するものとする。

(2)　応急保安措置の実施

地震防災応急計画に基づいて、防災体制を整えるものとする。

ア　火気使用を自粛するものとする。

イ　落下物による被害等防災上の点検を行い、必要があれば応急修理を実施するものとする。

ウ　消火器具等の消防施設を点検し、出火に備えるものとする。

なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発表されたときは、地震防災応急計画に基づいて、直ちに出社し、あらかじめ定めてある応急対策を行うものとする。

２　従業員の帰宅措置

事業所等においては、応急保安措置を講じた後は、保安要員を残し避難を開始するものとする。この場合、従業員数、道路交通状況、警戒宣言が発表された時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認した上で、相互協力の時差退社させるものとする。

ただし、帰宅に当たっては、徒歩または自転車によるものとし、原則として自家用車による帰宅はしないものとする。

なお、強化地域内では、鉄道、バス等の運行が停止されるので、帰宅方法等について適切な措置を講じておくものとする。

第６章　南海トラフ地震地域防災計画

第１節　総則

【総務部】

第１ 目的

「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第３条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、後発地震に備えるためにとるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

第２ 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

震災対策編第１章第３節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

第３ 南海トラフ地震臨時情報について

１ 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合。 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）。 ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある

南海トラフ地震臨時情報は、情報名のあとに「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の形で情報発表される。

２　異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ

南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ

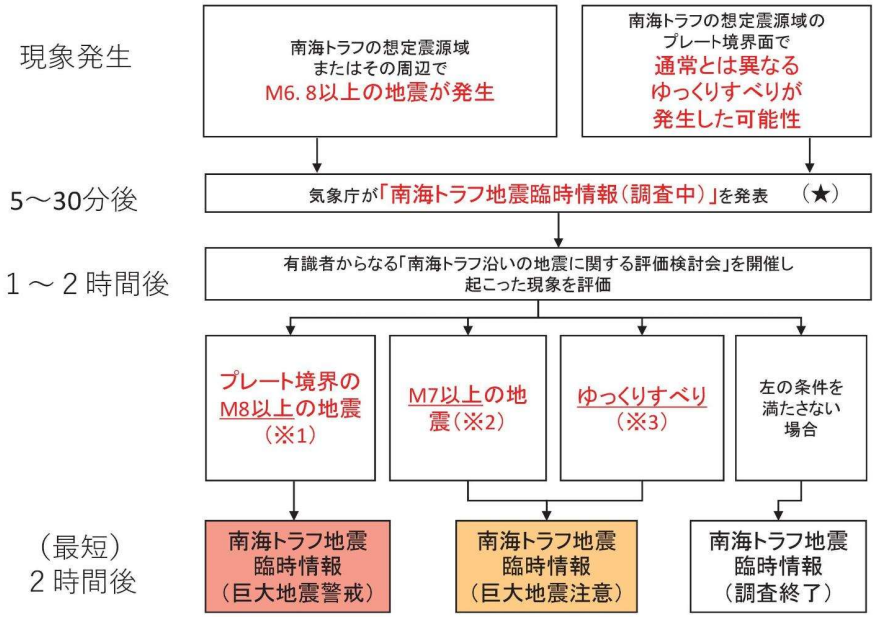

（★）調査が２時間程度以上に及ぶ場合等において、調査の継続状況を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」により複数回発表することがある

※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第１版】」の図に加筆・修正

※1　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
※2　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
※3　ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

気象庁報道発表資料より

第４　推進地域

長野県における推進地域は、次のとおり指定されている。また、本章において特段の記述がない限り「市町村」とは「推進地域内市町村」を示すものとする。

岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、塩尻市、川上村、南牧村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、大桑村、木曽町、王滝村

南海トラフ地震防災対策推進地域

第２節　南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

【総務部】

第１　市の体制

１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときは、事前体制（第３章第２節「非常参集職員の活動」参照）をとり、次の業務を行なう。

(1)　南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達

(2)　住民等に密接に関係のある事項の広報

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表されたときは、非常体制（第３章第２節「非常参集職員の活動」参照）をとり、次の業務を行なう。

(1)　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達

(2)　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報

(3)　後発地震に対して注意する措置の実施

３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、緊急・全体体制（第３章第２節「非常参集職員の活動」参照）をとるとともに、災害対策本部を設置し、次の業務を行なう。

(1)　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達

(2)　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報

(3)　後発地震に対して注意する措置の実施

(4)　市内における災害応急対策に係る措置の実施

第２　県の体制

１　南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの活動体制

情報名	活動体制	業 務 内 容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	警戒・対策本部	○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 ○住民等に密接に関係のある事項の広報
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等(※1)	警戒・対策本部	○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報
南海トラフ地震	災害対策本部	○災害対策本部の設置

臨時情報（巨大地震警戒）等(※2)		○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報 ○後発地震に対して警戒する措置の実施

※1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等・・・災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報

※2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等・・・災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報

２　活動体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、長野県災害対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、長野県危機警戒・対策本部設置要綱に基づき、警戒・対策本部を設置するものとする。

３　活動体制の終了時期

災害応急対策に係る措置をとるべき期間が終了したときは、活動体制を解除するものとする。

第３ 防災関係機関の体制

１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

各機関は、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行なうものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について定めるものとする。

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。

また、各機関は、その実情に応じ災害に関する会議に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。

３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。

また、各機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。

第３節　情報の収集伝達計画

【総務部】

第５章第３節「情報の収集伝達計画」を準用する。

第４節　広報計画

【総務部】

第１　基本方針

市、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報に関して、その発表される情報の種類に応じて広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。

第２　活動の内容

１　市町村が実施する計画

市町村においては、県の計画に準じた、内容、手段、方法により県及び防災関係機関等から得た情報等について広報を実施するとともに、防災行政無線、ＣＡＴＶ、緊急メール、ホームページ、ＳＮＳ、コミュニティＦＭ、広報車等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、市民に広報する。

また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮する。

２　県が実施する計画（危機管理部、企画振興部）

県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次により広報を行うものとする。

(1)　広報内容

ア　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

(ｱ)　南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容

(ｲ)　住民等に密接に関係のある事項

イ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等

(ｱ)　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容

(ｲ)　交通に関する情報

(ｳ)　ライフラインに関する情報

(ｴ)　生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

(ｵ)　後発地震に備えるための基本的な防災対応

日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等

ウ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等

(ｱ)　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容

(ｲ)　交通に関する情報

(ｳ)　ライフラインに関する情報

(ｴ)　生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

(ｵ)　後発地震に備えるための基本的な防災対応

日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等

(2)　広報手段

テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施するものとする。この場合において、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する広報については、外国語放送等様々な広報手段を活用して行うものとする。

(3)　問い合わせ窓口

住民等からの問い合わせに対応できるよう、警戒・対策本部に問い合わせ窓口等の体制を整備するものとする。

(4)　報道機関との応援協力関係

知事は、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかけるものとする。

(5)　推進地域外の住民等に対する広報

推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報の内容、交通対策の実施状況等について的確な広報を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すものとする。

３　防災関係機関が実施する計画

防災関係機関においては、県に準じた、内容、手段、方法により県及び市等から得た情報等について広報を実施するとともに、その有する責務に応じて住民に広報するものとする。

また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮するものとする。

第５節　災害応急対策をとるべき期間

【総務部】

第１　基本方針

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、あらかじめ定める災害応急対策をとるべき期間の間、災害応急対策を実施する。

第２　災害応急対策をとるべき期間

災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。

１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

南海トラフ地震沿いの想定震源域内のプレート境界においてＭ７．０以上Ｍ８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50㎞程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置を行う。

第６節　避難対策等

【総務部】

第１　基本方針

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき避難対策等について、あらかじめ検討を行い、計画に明示する。検討を行うにあたっては、避難行動の方法や避難先の選定に関する意向について、必要に応じて市民の意見を十分に聴く。

第２　地域住民等の避難行動等

１　土砂災害に対する避難行動等

市は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき後発地震に対する警戒措置について、主に土砂災害警戒区域内に居住する市民と意見交換を行ないながら、身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。

また、主に土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。

２　住宅の倒壊、地震火災に対する避難行動等

推進地域内市町村は、住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を、住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進する。

また、現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民に対しては、知人宅や親類宅への避難について、あらかじめ検討を促す。

第３　避難先の確保

１　避難所の受入れ人数の把握

(1)　市民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい市民に対して、市は、あらかじめ避難者数を想定しておく。

(2)　要配慮者については、福祉避難所など健常者とは異なる避難所の確保が必要となるため、健常者と要配慮者を分けて人数を想定しておく。

(3)　宿泊者、観光目的の滞留旅客等については、宿泊施設等関係者と、運航している公共交通機関の最寄りの乗降場所まで輸送する等帰宅方法をあらかじめ検討しておき、必要に応じて、帰宅できない見込み数を想定の受入れ人数に加えておく。

２　避難所候補リストの作成

(1)　避難所は、市が定める本計画等既存の計画において整理されている指定避難所を参考に検討する。

(2)　後発地震の発生に伴う土砂災害、耐震性の不足等の想定される危険を避ける観点から、後発地震の発生時に想定される様々なリスクに対して、できるだけ安全な施設を避難所として利用するものとする。

(3)　各避難所の収容人数については、１週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難者一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理する。

(4)　避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理する。

ア　施設名、住所、面積、収容人数

イ　管理者、管理者の連絡先（複数名選定を推奨）

ウ　耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無

エ　非構造部材の落下防止対策の有無

オ　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域か否か

カ　学校の状況（授業継続または休校）

キ　周辺の避難場所からの移動距離

ク　要配慮者の受入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）

ケ　冷暖房、テレビ、パーティション等の設置状況

コ　食料、日用品等の備蓄状況及び近隣の食料、日用品等を確保できる商店の状況

３　避難所の選定

推進地域内市町村は、避難所の選定について次の事項に留意して、避難所の選定を行うものとする。

(1)　前項で作成した避難所候補リストに基づき、要配慮者に対しては、避難所の環境が整っている避難所を割り当てる、要配慮者以外の住民に対しては居住地域の近くの避難所を割り当てる等、住民のニーズや各施設の状況を踏まえた利用者の属性や居住地域に応じた避難所を選定する。

(2)　いかなる避難先であっても、地震発生時のあらゆるリスクを完全に除去することは困難なため、住民にそれを理解してもらったうえで避難を実施してもらう必要があることに留意する。

４　避難所が不足する場合の対応

(1)　検討結果として避難所の不足が見込まれる場合は、市内の広域の避難や、旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、さらなる避難先の確保を行う。

(2)　市民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅等を活用することをさらに呼びかけ、必要があれば避難方法の意向調査を再度行い、想定される避難所の利用者等を精査した上で、避難計画を検討する。

(3)　あらゆる検討を行った上で、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊などあらゆる手段の検討を行う。

(4)　避難生活に伴うエコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、避難者の健康に十分に配慮する。

(5)　災害等の状況に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や定員を超過して要配慮者等を受入れることについて検討する。

なお、定員を超過して受入れる場合も入所者等の処遇に支障が生ずることのないように十分に配慮する。

第４　避難所の運営

避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、推進地域内の市町村は、市民とともに、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割について検討を行う。

また、被災後の避難ではないため、必要最小限のものを各自で準備することを基本とする。

第７節　住民の防災対応

【総務部】

第１　基本方針

大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることから、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活への影響のバランスを考慮しつつ、一人ひとりが、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、その際、市及び県は必要な情報提供を行う等その検討・実施について支援を行うものとする。

第２　南海トラフ地震臨時情報発表前に実施する事項

１　推進地域内

住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないよう、日頃からの突発地震への備えについて住民一人ひとりが検討・実施するものとする。

第３　南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項

１　推進地域内

(1)　住民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、家具の固定状況、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動を図る。

(2)　観光客は、観光を行いつつ、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点を再確認する。

(3)　住民及び観光客は、日常生活を行いつつ、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避ける、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、一定期間、できるだけ安全な行動をとる。

また、ハザードマップ等を活用し、土砂災害等の危険性が高い地域を把握する。日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等を確認しておく等、地震に対して警戒する。

２　推進地域外

住民及び観光客は、想定される震度や被害が相対的に小さいことから、地震に備えた行動を求めるが、冷静な対応を行う。

第８節　企業等対策計画

【商工観光部】

第１　基本方針

企業等は、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。

第２　企業等の防災対応の検討

１　防災対応を検討する手順

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に取るべき防災対応について、以下の手順に従って検討するものとする。

(1)　南海トラフ地震を想定して策定している自社の事業継続計画（BCP）を確認し、自社の脆弱性をまず把握するものとする。

(2)　その上で、今回検討する防災対応の前提となる、南海トラフ地震臨時情報発表時の社会状況等の諸状況を確認するものとする。

(3)　これらを踏まえて、南海トラフ地震臨時情報発表時に、情報別にとるべき防災対応を具体的に検討するものとする。

２　南海トラフ地震に関する BCP の確認

(1)　南海トラフ地震に関する BCP は、後発地震に備えて取るべき防災対応を検討する際に有効であるため、その確認を実施するものとする。

(2)　BCP 未策定の企業については、速やかに策定することの他、事前の防災・減災対策を講ずるなど防災対応力を強化することが望ましい。

３　防災対応検討の前提となる諸条件の確認

(1)　南海トラフ地震臨時情報の種類ごとに、発表時に想定されるライフラインの状況等を確認し、事業継続に当たっての影響を想定するものとする。

(2)　個々の企業等の地理的条件を確認し、防災対応を検討する際に踏まえるべき、自社の位置における住民の行動を把握するものとする。

４　企業等の防災対応（巨大地震注意対応）の検討

(1)　企業等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の防災対応について、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する。

５　企業等の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討

(1)　必要な事業を継続するための措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人

的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を１週間どのように継続するか検討するものとする。

(2)　日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

企業等は、突発地震に備えて、日頃から対策を行っておくことが重要であり、その上で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、これらの日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておくものとする

また、日頃からの地震への備えの再確認の例は、以下の措置とし、これらの措置については、後発地震への備えとして、企業等の立地する地理的条件や業種の違いに関わらず、全ての企業等が検討することが望ましい。

ア　安否確認手段の確認

イ　什器の固定・落下防止対策の確認

ウ　災害物資の集積場所等の災害拠点の確認

エ　発災時の職員の役割分担の確認

(3)　施設及び設備等の点検

地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に移動しないといけない設備等について点検に関する措置を検討するものとする。

また、社会的に及ばず影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する企業については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施するものとする。

(4)　地震に備えて普段以上に警戒する措置

地震による被害軽減や早期復旧を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時に行う日頃からの地震への備えの再確認等に加え、個々の企業等の状況を考慮した上で必要に応じて、同情報発表後に後発地震発生に備えて普段以上に一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置を検討するものとする。一定期間継続的に実施する警戒措置の例は、以下の措置とし、これらの措置のうち、突発地震に備えた防災対策に加え、既存の BCP 等も参考に、同情報発表時に実施することで一時的に企業活動が低下するものであったとしても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置があれば、その実施を推奨する。

ア　荷物の平積み措置

イ　燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化

ウ　サプライチェーンにおける代替体制の事前準備

エ　製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し

オ　ヘルメットの携行の徹底

カ　定期的な重要データのバックアップ

キ　速やかに作業中断するための準備

(5)　地域への貢献

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、普段から取り組んでいる企業活動の延長として、企業の強みを活かして、地域において取られている避難等の防災対応に対する支援を地方公共団体と連携して実施するものとする。

また、それぞれの企業等において、日頃からの自主防災組織との協働体制を構築し、非常食や資機材の提供等について検討するものとする。さらに、避難誘導や要配慮者に対する支援等を実施することができる体制を検討しておくものとする。

(6)　情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定めるものとする。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

(7)　防災対応実施要員の確保等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、各企業等の防災対応の実施に必要な要員については、伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら、実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討するものとする。

また、各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置し、指揮命令系統、職務分担等の当該組織の内容を明確にし、企業内等にあらかじめ周知するものとする。

第９節　防災関係機関のとるべき措置

【総務部・水道事業部】

第１　基本方針

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定める。

第２　活動の内容

１　消防機関等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等につき、その対策を実施する。

２　警備対策

県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、次の事項を重点として犯罪及び混乱の防止に関する措置を講ずるものとする。

(1)　正確な情報の収集及び伝達

(2)　不法事案等の予防及び取締り

(3)　地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導

３　水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1)　水道

市及び県は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給するために必要な体制を整備するものとする。

(2)　電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給するために必要な体制を整備するものとする。

(3)　ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとし、必要なガスを供給するために必要な体制を整備するものとする。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保を実施するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施するものとする。

(4)　通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

(5)　放送

ア　放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

イ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

4　金融対策

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

5　交通

(1)　道路

ア　県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

イ　市及び県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2)　鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

６　防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、後発地震に備えた自らが管理等を行う施設等に関する対策として、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、速やかに点検等を行うものとする。

なお、具体的な対策は施設毎に定めるものとし、市又は県以外が管理する施設の管理者においても対策を講じるものとする。

(1)　防災上重要な施設に関する対策

市及び県は、特に、後発地震の発生後においても、防災上重要な施設（災害対応対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるもの）について、その機能を果たすため、体制を整えるとともに、必要な措置を講ずるものとする。

ア　道路等（橋梁、トンネル、砂防施設、法面、林道を含む）【建設部、林務部】

危険度が高いと予想されるものについて、通行止め等、管理上必要な措置を行う。

イ　河川・ダム

(ｱ)　河川【建設部】

水位計、監視カメラ等の動作確認等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検準備、その他の措置を行う。

(ｲ)　ダム【建設部・企業局】

施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。

ウ　ため池・用水路【農政部】

施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。

エ　松本空港【企業振興部】

滑走路閉鎖・空港内への立入規制、空港内の被害状況の把握、エプロンの使用制限等の必要な措置を行う。

オ　庁舎、合同庁舎その他災害応急対策上重要な施設【各部局】

非常用発電設備、無線通信機器等通信手段の確認、自衛消防団の活動確認等を行う。

また、災害対策本部等運営に必要な資機材及び緊急車両等の確保を行う。

(2)　多数の者が出入りする施設に関する対策

学校、社会福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、博物館、美術館、図書館、動物園等の多数の者が出入りする施設の管理上の措置の共通事項として以下の対応を行うものとする。

・入場者等への情報伝達
・入場者等の安全確保のための退避等の措置
・施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下・破損防止措置
・出火防止措置
・水、食料等の備蓄
・消防設備の点検、整備

・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備

また、以下のとおり各施設の管理上の措置を行うものとする。

ア　県立高等学校・特別支援学校等【県教育委員会】

日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震による災害リスクを考慮し、児童生徒や教職員等の身の安全を守ることを最優先に、各校の判断により安全確保のための適切な措置を行う。

なお、「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、次の対応とする。

・推進地域内のうち土砂災害警戒区域等に所在する学校については、学校での災害リスクを考慮し、原則臨時休校とする（１週間程度）。

・上記以外の学校については、土砂災害警戒等を経由して通学する児童生徒等について、通学の安全が確保できない場合には登校させないなど、安全確保のための措置を行う。

イ　県立学校【県教育委員会以外の各部局が所管する学校等】

後発地震発生による災害リスクを考慮し、児童生徒等に対する安全確保のための措置を行う。

ウ　保育園、小・中学校等（市等所管）

児童生徒等の年齢も考慮の上、地域や家庭環境に応じた対応を行い、後発地震発生による災害リスクを考慮した安全確保のために措置を行う。

エ　社会福祉施設【健康福祉部】

重度障がい者、高齢者等、移動することが困難な者等について、個々の状況に応じた安全確保のための必要な措置を行う。

オ　病院・診療所等【健康福祉部】

患者・入所者の安全確保及び避難に備えた対応の確認、施設点検、患者搬送計画の策定等の必要な措置を行う。また、搬送増加が想定される負傷者の受入れ等に備えた必要な措置を行う。

カ　上水道施設【企業局、環境部】

処理機能の確保等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を行う。

キ　警察本部の所管する施設（警察署、警察学校、運転免許センター等）

車両、資機材の被災を防止する措置を行うとともに、非常用電源設備の点検、来庁者に対する安全確保のための必要な措置を行う。

(3)　工事中の公共施設、建築物、その他【各部課】

後発地震発生時の対応について、各監督員が現場代理人等と情報を共有し、工事中断の判断や資機材の落下防止等、工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を行う。

(4)　防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表さ

れた場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所を選定し、必要な実施体制を整備するものとする。

第１０節　関係機関との連携協力の確保

【総務部】

第１　基本方針

防災対応の実効性を高めるためには、企業等が防災対応を検討・決定する際、防災対応の期間の経過後にも大規模地震発生の可能性がなくなるわけではないことや、防災対応の内容によっては企業活動に影響が出てくること等を踏まえ、あらかじめ従業員等一人ひとりが考え、防災対応を実行することの意義を理解しておくことが重要である。

また、市、県、防災関係機関及び企業等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関係するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、必要に応じて、南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策推進協議会等、情報共有や協議等を行う場を地域で整備・活用する。

第２　交通インフラやライフライン

日常生活に密接に関係する交通インフラやライフラインについては、あらかじめ検討した防災対応について、地域住民や利用者等に周知するものとする。また、自社の防災対応についてステークホルダーに事前に周知しておく。

第３　滞留旅客等に対する措置

１　市が実施する計画

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずる。

２　防災関係機関が実施する計画

防災関係機関で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

第１１節　地震防災上必要な教育及び広報活動計画

【総務部】

第１　基本方針

市及び県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、市民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。

また、市民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。

そのため、市及び県は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合に取るべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、市民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行う。

第２　計画の内容

１　職員等に対する防災上の教育

(1)　市及び防災関係機関が実施する計画

市及び防災関係機関は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その教育内容は県に準じた内容として実施する。

(2)　県が実施する計画

県は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、次の内容をその実施内容として行うものとする。

ア　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

ウ　地震に関する一般的な知識

エ　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

オ　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

カ　南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識

キ　南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

２　市民等に対する防災上の教育

(1)　市が実施する計画

市は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施する。

この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ市民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を実施するものとし、県に準じた内容を実施内容として行う。

また、教育・広報を行う場合は次の事項に留意して行う。

ア　ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。

イ　地震対策の実施上の相談窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意する。

ウ　現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難場所や避難経路等についての広報を行うよう留意する。

(2)　県が実施する計画

県は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施し、その内容は次のとおりとする。

また、県は推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるものとする。

さらに、教育及び広報の実施に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮するものとする。

ア　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

ウ　地震に関する一般的な知識

エ　南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

オ　正確な情報の入手方法

カ　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

キ　各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識

ク　各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

ケ　地域住民等自ら実施し得る、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

コ　住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施